

中国古代の家族：
秦律・漢律からみた家族の「関係」と社会秩序

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2011-04-15 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上田, 直美 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/11061

正

090.1-790



明治大学大学院文学研究科

二〇〇八年度博士学位請求論文

中国古代の家族

— 秦律・漢律からみた家族の「関係」と社会秩序 —

学位請求者 史学専攻

上田（鈴木）直美

目次

序 章 本論の目的と問題の所在・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

はじめに

一. これまでの研究と問題の所在

(一) 経学的研究とその影響

(二) 社会学・歴史学研究における漢代の家族規模・形態について

(三) 睡虎地秦簡の出土と家族研究

(四) 漢代人の目を通じた商鞅の分異令

(五) 問題の所在と本論の方法

二. 使用する簡牘について

(一) 睡虎地秦簡

(二) 張家山漢簡

(三) 里耶秦簡

三. 使用テキストと凡例

(一) 使用テキスト

(二) 凡例

第一章 里耶秦簡にみる戸口把握

――同居・室人再考――・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28

はじめに

一. 里耶秦簡戸籍様簡の基本書式

(一) 名県爵里と家族の記載順

(二) 戸籍様簡の記載方法――単純家族の場合――

二. 拡大家族と戸籍様簡

(一) 拡大家族の記載方式

(二) 戸人と「母室」――田宅受給と関連して――

三. 睡虎地秦簡における同居・室人

(一) 同居・室人の定義

(二) 同居・室人の語にみる治安維持と税負担
 おわりに
 折り込み図版

第二章 漢初における奴隸と主人の「関係」・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

はじめに

- 一. 漢初の戸籍調査と奴隸の登録
 - (一) 漢初の戸籍調査
 - (二) 奴隸の戸籍登録
 - 二. 財産としての奴隸登録―「武五子伝」における「奴婢財物簿」の理解―
 - 三. 主人と奴隸との「関係」―擬制的親子間の「孝」―
 - (一) 主人による奴隸解放
 - (二) 擬制的親子としての主人と奴隸
- おわりに

第三章 睡虎地秦簡からみた戦国秦の収帑制度・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

はじめに

- 一. 二年律令における刑罰の序列と収帑規定
 - (一) 刑罰の等級と収律
 - (二) 収律にみえる収帑規定
 - 二. 隸臣妾と家族
 - 三. 城旦刑と妻子の収帑
 - 四. 『左伝』にみる妻子と財産
- おわりに

第四章 収帑諸相坐律令撤廃考

- ―文帝の即位事情と賜爵を手がかりとして―・・・・・・・・・・・・ 92
- はじめに

- 一. 文帝の収帑諸相坐律令撤廃と縁坐

- 二. 秦から漢初への同居の語の継承
 - (一) 二年律令における同居
 - (二) 惠帝即位年詔における同居
- 三. 同居からみた収帑諸相坐律令
- 四. 収帑諸相坐律令撤廃の背景
 - (一) 文帝父子の皇位継承と賜爵
 - (二) 爵位継承制度と嗣子への賜爵
 - (三) 嗣子への賜爵とその矛盾―収帑制撤廃の事情―

おわりに

第五章 里耶秦簡にみる隠官・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115

- はじめに
- 一. 身分標示としての隠官
- 二. 赦免後の隠官

おわりに

第六章 睡虎地秦簡「公室告」再論

―秦律における親子の「関係」と公的秩序―・・・・・・・・・・・・ 123

- はじめに
- 一. 唐律の容隠規定と二年律令告律
 - (一) 唐律における容隠と直躬説話
 - (二) 二年律令告律と不孝
- 二. 公室告・非公室告と親の教令
 - (一) 公室告・非公室告にみる親子の「関係」
 - (二) 親による笞打ちと教令
- 三. 家罪の原則と告律
 - (一) 家罪と収帑・縁坐の免除
 - (二) 法律答問における「家」字

四. 『史記』淮南衡山列伝にみる不孝と地節四年詔

(一) 衡山列伝と不孝の罪

(二) 衡山王父子にみる教令と答打ち

(三) 『史記』『漢書』の記載の違いと地節四年詔

おわりに

終章 結論と今後の展望・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 150

参考文献・初出一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 158

序章 本論の目的と問題の所在

はじめに

本論の目的は中国古代の法制上の家族を、構成員同士の「関係」(relationship)の集積としてとらえ直し、法の意図する家族と社会の秩序を再考察することである。もとより、家族というものは、血縁や婚姻などの「関係」から成り立つものであるが、それを敢えて問題にするのは以下の理由による。

中国法制史研究では従来、中国の「家」とは、広義に「宗」など、父系を基軸とする人々の総称であり、狭義に父系の人々のうち、家計の収支をともしする生活共同体であると定義する。この家計収支の共同は同居共財と呼ばれる。家族というものは、同居共財を営む、父子・兄弟などの個人と個人の複合的な身分関係の集合体にすぎず、日本の「家」のような、家業や家名など、独自の目的をもった社会的機構ではない。ゆえに、日本の「家」はその機構を代表する家長に責任と権限が集中するが、中国の家族では、尊卑の関係が優先されるため、家長が大きな力を持つことはない⁹⁾。

次項で詳論するように、これまでの研究、とりわけ一九八〇年代の家族研究は、新出の秦律(睡虎地秦簡)を重要な史料として用いながら、社会経済史的視点からの研究が盛んに行われた。そのなかで、上記の法制史研究での成果にもかかわらず、ともすれば家長の権限によって家族の秩序や家産が維持され、上からの政策や、漢代の儒教的倫理がそれを推進する、と論じる傾向があった。しかし、はたして秦律をそのような文脈で解してよいのか、それが本論の出発点となる疑問であり、この疑問を解消するためには、秦律にみえる家族を、構成員同士の「関係」の集積として読み解いてみる必要がある。

具体的な考察対象として、秦から漢初にかけての戸籍制度と収帑・縁坐制度を取り上げる。収帑制とは、犯罪者の家族を没官する措置であり、縁坐制とは、犯罪者の家族に対し刑罰を与えることであり、隣保制度など家族以外の者が被る連坐とは区別される。

まず、戸籍制度を問題とするのは、国家の把握しようとした家族の枠組みを、戸籍の情報から知ることができるからである。戸籍制度は、春秋末期から戦国期にかけて、各国で領域支配がすすむ過程で整備されたといわれている。戸籍制度整備の目的は、兵役や賦税

の徴収であり、その背景にはそれまでの戦車を主力とした戦闘方法が歩兵中心に転換し、それをまかなう戦力が必要となったからである⁽²⁾。

秦の戸籍制度の創始について、『史記』秦本紀は献公十年（前三七五）のこととして、「戸籍を為り、相伍せしむ」と記録する。しかし、これまでは、秦はおろか、漢の戸籍すら現存していないため、その調査方法や調査項目は、わずかな史料によって推測されるにとどまっていた。また、後述するように、漢代の家族規模については、戦前から多くの議論があった。しかし、その有力な説である小規模家族説は、漢代の戸口統計を論拠としていたが、もともとなる戸籍制度がわからないまま、その議論は進行したのである。そこで本論では、漢の戸籍制度の土台となったであろう、秦の戸口把握の方法を説明することを最初の課題とした。

次に、収帑制・縁坐制を考察するには、ふたつの理由がある。第一に、収帑・縁坐を執行するには、かならず基準となる家族情報が必要なはずで、その基準は、戸籍をもとにしていたと推測できるからである。収帑制・縁坐制は、しばしば漢代人の口から、秦の苛法の象徴として語られる。しかし、これは、漢代のバイアスのかかった言説である可能性があるがあり、その制度の実態は十分に解明されているとはいえない。第二に、収帑・縁坐の執行基準に、家族の構成員によって軽重があるとしたら、それは家族内部の「関係」のあり方を反映している可能性がある。そして収帑・縁坐を家族に科すということは、犯罪の予防や早期解決を、秩序ある家族を保つことで実現しようと意図してはいないだろうか。その秩序ある家族とは何かを問うことが、秦律・漢律における家族の倫理を考えることになる。

最後に、本論で用いる用語を確認しておく。前述のように、中国の家族は狭義に同居共財を基準に定義されてきたが⁽³⁾、本論ではこの同居共財を家族の基準としない。何故なら、使用する史料から同居共財を証明する材料がないからで、本論で単に家族といった場合は、居住や生活をもにする血縁・婚姻者の範囲をイメージしている。そして、ひと組の夫婦と未成年の子女からなる家族を単純家族、単純家族の構成員以外の者がいる場合は大家族とする。大家族のなかには、親と成人した息子がともにいる場合や、成人した兄弟が妻子とともにいる場合などを想定している。また、戸籍に登録された家族を問題とするときは「戸」とし、居住・生活の共同や、戸籍の異同にかかわらない血縁者一般をさす場合は親属と称する。

一、これまでの研究と問題の所在

本論に入る前に、中国古代の家族についての学説史をまとめておく。学説史のまとめにあたっては、経学的研究と、社会学・歴史学における研究を分け、後者については、戦前戦後にかけての家族規模と形態を中心とした議論と、一九八〇年代以降の家族規模・形態の変化を動態的に把握することを志向した議論とに分けることにする⁽⁴⁾。経学的研究を別にするのは、それらの研究が、経書の内容を周代に行われた事実として受けとめる点で、歴史学研究とは異なるため、従来の学説史をまとめた論考も、経学的研究に触れないものがほとんどである。しかし、その後の社会学・歴史学の研究に大きな影響を与えたことも、また見逃せない事実であるため、本論では学説史に組み込んでいる。

(一) 経学的研究とその影響

本項では、家族に関する経学的研究のなかから、諸橋轍次⁽⁵⁾・加藤常賢⁽⁶⁾両氏の研究を取り上げる。この両氏を取り上げるのは以下の理由による。

第一に、両氏ともに一九四〇年に各々その大著を刊行している。諸橋氏の著書は講義録をまとめたもので、加藤氏の著書は一九二九年から三六年にかけての著作を編集したものである。この刊行年を意識するのは、この五年前にすでに後述の牧野巽氏が、両氏の立脚する家族形態の漸次縮小説に疑問を投げかけているのだが、諸橋・加藤両氏がそれを考慮した形跡はないからである。第二に、諸橋・加藤両氏ともに、程度の差はあるが、十九世紀後半以来のヨーロッパの人類学・社会学を意識した著述を行っている点が共通するからである。

まず、諸橋氏の研究意図は、経書にみえる家族の儀制を、それまでの経学の蓄積を参照しながら詳らかにすることである。氏にとつての家族の儀制とは、中国社会に不変の制度であり、これを研究することにより、中国社会の特質を明らかにしたいと述べている。しかし、この研究は一貫して、家族制度についての経学諸家の説を比較検討し、その後以最適な解釈をしめすという著述スタイルがとられており、経学の域を出ようとする意識はほとんど感じられない。ただ、婚姻篇の冒頭部分で乱婚制から、一妻多夫・一夫多妻制、一夫一妻制への変遷に言及されており、当時の学問的潮流に全く無関心であったわけではない。ただ、この婚姻制度の変遷を説明するに際しても、『白虎通』や『莊子』などの記事

が、そのまま乱婚制の証拠とされる点など、史料の歴史的性格は考慮されていない。

氏の論が経学の延長にあり、また、参照する人類学の理論も、当時のスタンダードであったことを考えれば、それを現代の視点から批判するのはフェアとはいえない。むしろ、評価すべきは、経書にみえる理想の家族の姿を、忠実に復元しようとする姿勢ではなからうか。先述のように、のちの歴史学における家族研究は、経学の業績を無視する傾向にある。例えば堀敏一氏は、諸資料を渉獵して、家族の基礎はひと組の夫婦にあると述べているが、経学の業績を引用することはしていない。しかし、家族の基礎が夫婦にあることについては、夫婦を家族の出発点に置く諸橋氏の研究から、その理念的背景を補完することができよう。

次に加藤氏の研究であるが、氏の家族研究の前半は、家族制度を氏族制・宗族制・家族制の三段階に分けてその史的変遷を綴った前篇と、『爾雅』釈親の親属称位から当時の婚姻制度を交換婚に位置づけた後篇から成る。その下敷きにはモルガンやローウィーなど、欧米の人類学者による知見と理論があり、とりわけのちの研究に大きな影響を与えたのは、この前篇であった。氏によれば、三段階に分けられた家族制度は、全人類に共通する段階であり、中国で氏族制が行われたのは、周の封建より以前であり、周の封建から戦国にかけて宗法制が実行される。そして、戦国期から職業的分化がはじまったことが、宗族の分解を促し、三族制家族・単純家族を分出させた結論する。また、この加藤説の特色は、家族を生活をともにする基本単位と定義する点、そして家族制度は、特定の階層に限らず、全ての人々の間で実行された制度であると考ええる点である。

この加藤氏の描いた家族制度の変遷は、のちの研究に大きな影響を与えた。のちに守屋美都雄氏が回顧するように、守屋氏は加藤説を受けて漢代家族が三族制であることを論じた。そして、この加藤説、あるいは他の氏族制分解過程の理論は、それを肯定するにせよ、否定するにせよ、のちの研究者の脳裏から離れることはなかったのである。

(二) 社会学・歴史学研究における漢代の家族規模・形態について

漢代の家族規模についての議論は、一九三〇年代の社会学研究からはじまった。それは、牧野巽氏が『漢書』地理志・『統漢書』郡国志所載の戸口統計から、漢代の家族は五人前後の小規模なものであることを、数字としてしめしたことを嚆矢とする³⁾。この数字は、『漢書』食貨志の鼂錯の言「五口之家」と一致するため、漢代の常識でも平均的な家族の構成員数は五人前後であった、と述べられた。

牧野氏の念頭には、家族規模が世界史的に漸次縮小したという当時の通説（以下、本論では縮小説と称する）への根本的な疑問があった。その縮小説の当否を確かめるために、分析対象として最古の戸口統計の残る漢代が選択されたのである。氏の定義する家族とは、同居共財、すなわち家計をともにする経済単位の家であり、それは戸籍に登録される戸と一致すると考えられた。そして、家族規模の小さい理由を、「生分」（父親生存中の分家のこと。『漢書』地理志下に記載がある）の盛行に求めた。

この牧野説に対し、社会学から清水盛光氏、歴史学からは守屋美都雄・宇都宮清吉両氏によって疑問が呈された。

まず、清水盛光氏は家族規模には階層差があり、経済的に恵まれた場合、家族規模は拡大する傾向にあるとした⁹⁾。それは、当時の李景漢やロツシングバックの農村調査によれば、統計的に家族規模は五人前後であるが、父と成人した息子が同一家計を営む家族も相当たり、また家計の状況、とりわけ土地の経営面積にしたがい、家族の人数が増える傾向にあったからである。そして、この統計結果をもとに、漢代も同様の傾向をもつことを類推し、その史料の根拠のひとつとして、『漢書』恵帝紀所載の詔を根拠にし、高官の家族が父母や妻子とともに住むことが一般的であったことをしめした。しかし、清水氏の詔の読み方には不正確な部分もあり、解釈をめぐっては議論が分かれることになった（この詔については本論第四章で詳述する）。

牧野・清水両氏の間で見解の分かれる根本は、両氏の中国社会観の違いにある¹⁰⁾。現代中国社会を構成する家族や、特に南方を中心に顕著な大規模な宗族組織の存在理由を歴史的にいかん説明するか、という共通した問題意識を抱えるにもかかわらず、導き出した結論は全く正反対といってもよい。牧野氏は、小規模な家族が広汎に存在することが時代を超えた普遍的な事実であり、大規模な宗族組織は、宗族としての利益維持のために宋以降に意識的に形成された、結社組織の一部と考えている。一方、縮小説を前提とする清水氏は、大規模な宗族組織は、古い時代の氏族制の遺制としてとらえている。そして、当時、国民国家としての統合を欠くとみられていた中国社会を、牧野氏は社会の末端である家族の分散傾向から説明しようとし、清水氏は宗族組織などの古い遺制が根強く残存するためであると考えたのである¹⁰⁾。

このような、社会学からの問題提起は当時の歴史学の分野にも大きな波紋を呼んだ。しかし、現代にいたる過程を通時的に理解しようという姿勢は、その後の歴史学研究では、静態的であると評価されたことも否めない。

そして牧野説を受けた宇都宮氏は、「五口之家」のなかには、本人とともに父母・子が同居する型、自己の兄弟、もしくは兄弟とその妻と同居する型などが考えられるとし、これらを漢代の家族の基本形態と考えた⁽¹⁾。五人平均の家族の構成員の内訳をしめし、典型的な家族形態を見出そうとした点が牧野説と違う部分である。

この牧野・宇都宮両氏に対し、議論の口火を切ったのが守屋美都雄氏である（氏は、このあと自説を撤回するため、これを守屋旧説と呼ぶ）。氏は、加藤常賢氏が戦国以降を宗族制から分解した家父長的家族が展開する時期としたことを受け、漢代の家族は父母・妻子・同産を基本的構成員とする三族制家族がその典型であるとした。漢代の「生分」は一般的なことではなく、三族が緊密な生活を営んでいるからこそ、親属への讓財は三族の範圍におさまること、また、その緊密さ故に三族刑が存在する、というのがその理由である。

この守屋旧説では、三族が十全なままひとつの家族を構成するため、「五口之家」は平均的規模の家族とはならず、それより大きなものとなる⁽²⁾。

これら三氏の意見に対し牧野氏は、五人という平均値のなかに、父母との同居や三族など基本的な形態まで読み込むことは不可能であること、漢代では「生分」は例外的でないこと、讓財は漢代に普遍的に見られる現象ではないこと、宗室や高官の家族規模が大きくはないこと、文献からは三族刑が縁坐によるものか、共犯関係があつたためか判断できないため、族刑の範圍から家族の構成員を確定できないこと、これらを史料をあげつつ、三氏に対し反論していった⁽³⁾。

この牧野氏の反論により、漢代の家族規模が平均五人前後であり、三族制家族が一般的でないということは定着することとなった。しかし、牧野氏の挙げた上流家族の例のうち、皇子の封建が当然である宗室を例とすることが適切であるかという疑問も残り、階層差の問題については、十分に解決されたとはいえなかった。また、このあと三族制家族は豪族の家族の基本形態として、再度議論の俎上にのせられることとなる。

上記の議論から十四年を経て、宇都宮氏は自説を修正し、守屋旧説を取り入れながら、三族制家族と漢代豪族の生成過程を関連づけた、あらたな説を提出した。宇都宮氏にとつての豪族とは、大土地所有を行い、奴隸や下戸などを内部に抱え込むことで、郷里社会の均衡を崩す、帝国の基盤をゆるがす存在である。この豪族の内部構造を三族制からなる家族としたのである。

氏によれば、三族制家族は春秋中期から出現しはじめ、秦から漢にかけては、父の生存

中の「生分」があつた一方で、三族制家族が健全な家族形態と考えられていた。家計の制約により三族制を維持できないことも往々にしてあつたが、家計のゆるす限り、三族制は維持され、それが道徳的な家族と考えられてきた。そして、経済的にゆとりのある階層で、三族制から展開した、より広い親属を含む複合的な家族が展開し、これが豪族の家につながつた。氏によれば、郷里を越えて力を振るう豪族の内部構造は、緊密な連携をとる三族制家族の集積となる。そして、このような複合家族を理念的に支えるのが、儒教的「孝」である。これは、かつての清水説を考慮に入れつつ、漢代の豪族の形成過程を動態的に把握しようという画期的な試みであつた。⁽¹⁴⁾

しかし、この宇都宮説に対し、守屋氏はかつての自説を撤回し、反論を行った。氏によれば、戦国中期にはすでに夫婦と未成年子からなる単純家族が広くみられるのであり、商鞅の分異令のような政策が単純家族の分化を促した。このような単純家族が広くみられるのが漢代の家族形態の特徴であり、また、豪族の複合的な家族は、必ずしも三族制にとどまるものではない。そして氏は、豪族内部に族的結合をもたらすのは、儒教倫理の高まりとともに伸張した「家父長権」であると結論した。⁽¹⁵⁾

この守屋氏に対し、宇都宮氏は、外来の「家父長権」概念の導入には否定的な姿勢を崩さず、「孝」の実践は、それを実行する子孫の自発的な行為であるとし、豪族の結合は経済的メリットと儒教道徳の実践という内発的な動機によって実現すると結論している。⁽¹⁶⁾

この守屋・宇都宮両氏の論争は、守屋氏が急逝したこともあり、決着のつかないままとなつた。漢代の家族規模が五人前後と小さく、そのなかで単純家族も多く存在することは大勢として承認されたといえるが、一方で豪族の生成過程という宇都宮氏の動態的な視点、このあとの研究に大きな影響を与えることとなつた。しかし、氏が「家父長権」概念を中国史に適用することに難色をしめしたことについては、その後省みられることが少なかった。

ところで、守屋氏が単純家族分解の契機のひとつに商鞅の分異令を挙げた時点では、分異令は戦国秦の家族政策の範囲でとらえられていた。しかし、これとほぼ同時期、西嶋定生氏は、分異令の目的をあらたに設置された新県への移住者の分出とみなした⁽¹⁷⁾。そして、従来、分異令は、成人した二人以上兄弟の一方を分家させることで、生産意欲向上など目論まれた考えられてきたのに対し、父と、全ての息子の別居を強制したと結論された。このような商鞅による変法政策の一環として分異令を位置づける視点があらわれたのも、この時期であり、この見解は一九八〇年代以降の研究にも継承されたことを特記しておきた

い。

(三) 睡虎地秦簡の出土と家族研究

守屋・宇都宮論争以降、下火となった家族研究が再び活況を呈したのは、一九七五年の睡虎地秦簡の出土を契機とする。秦簡の紹介は次項に行うが、戦国末から秦にかけての法制史料の出土は、家族研究のみならず、古代史研究全体に大きなインパクトを与えたことは贅言するまでもない。

この時期の家族研究は、守屋・宇都宮論争の残した、家族形態の変化を動的に把握するという視点を継承しつつ、社会経済史的な問題意識が前面に出ている研究が多いことを特徴とする。何故なら、氏族制の分解による家父長制家族の出現という命題を論証するため、商鞅の分異令がいわゆる小農民経営の析出目的であったかが議論され、分異令後の家族形態や家産所有のあり方を、睡虎地秦簡から抽出しようとする姿勢が顕著であったからである。

幸か不幸か、睡虎地秦簡のなかには、単純家族と父子の同居する家族の双方がみられた。このことが、分異令について、前述西嶋説と共通する見方をする大方の研究者にとって、分異令の弛緩と映ったのである。

この睡虎地秦簡を材料に家族形態を語る研究者は多いが、本論がこのあと特にとりあげる、「室人」「同居」といった秦簡の用語を分析することで、家族形態を論じた佐竹靖彦・太田幸男・堀敏一、三氏の論をみながら、この時期の議論の特徴を詳述してみたい。

まず、睡虎地秦簡にみえる家族について、いちはやく注目した佐竹靖彦氏は、一連の論考のなかで、単純家族の分出が分異令にはじまり、分異令弛緩ののち、父子同居家族のなかから、あらたな三族制の家族形態が出現し、その一部が複合的な結合をとることで豪族の家が成立することを述べた¹⁸⁾。氏によれば、人頭単位の戸賦創設と兵役負担者となる壮丁分出を目的としたのが分異令であり、上記の目的が達成されたため、壮丁分出が強制されなくなったのが睡虎地秦簡にみえる父子同居家族であるとする。このなかから、経済的な分化が起こり、牛耕可能な富裕層に三族制家族が普及し、そこから豪族が成長したと見通している。

佐竹氏が、『史記』秦本紀にみえる「戸賦」が人頭税であり、漢代の算賦につながるものであると見通した点は、卓見であると思う。ただし、睡虎地秦簡にみえる父子同居家族に関して、それが三族制家族に展開する過程が、必ずしも史料をとまなつて明示されてい

ないことは否めない。

また、太田氏は、分異令の目的と睡虎地秦簡に一戸一正丁の分出と弛緩をみる点では、佐竹氏と一致する⁽⁹⁾。しかし、家族による血縁団体からの経済的自立の度合いを社会発展の指標と考えており、分異令は一壮丁からなる単純家族を最も緊密な血縁団体である三族から切り離すものではなく、家計は三族から自立しない、すなわち小農民経営が未成立とする点で、佐竹氏をはじめとして、他の研究者と一線を画している。太田氏は、マルクスという「アジア的専制国家」「アジア的共同体」の中国での成立期を商鞅変法時に求め、変法後の秦では、官僚化した貴族を介して「共同体的機能」が君主の支配下にそのまま取り込まれたとする。そして、当時はまだ、国家による人頭的把握（個人身支配）が進んでおらず、戸賦（人頭税）や田租の課税は、「共同体」の単位である里にまとめて科されたと考えるのである。

しかし、太田氏は人頭把握が進んでいないというが、氏も引用する法律答問には、里の里典や里老による戸賦や徭役徴収の不正についての罰則が載せられている。これは、戸籍などの台帳と、実際に登録されるべき住民双方の照合が、官にとって可能であるからこそ発覚することである。そもそも官による住民把握が里内に全く及ばないのであれば、律を制定すること自体が無意味なこととなる。加えて、三族からの家計の自立がなされていないということも、十分な史料の根拠を欠くように思える。

これら、佐竹・太田両説を踏まえながら、分異令と睡虎地秦簡の穏当な解釈を目指したのが稲葉一郎氏である⁽²⁰⁾。氏は、分異令は父子の強制別居ではなく、兄弟の分異も戸賦の倍額負担により免除されていたとし、睡虎地秦簡にみえる家族の形態を、分異令の弛緩ととらえる必要はないと説いた。そのうえで、家族をとりまく経済環境、とりわけ貨幣流通量に着目し、漢代に家族が大規模化するのには、貨幣不足を乗り切るための家計支出削減によると考えた。

しかし、この稲葉氏の見解に対し、目立った賛成も反論もないまま、この議論は下火になるかにみえた。そうしたなかで、春秋以前から唐にかけての、家族形態の変遷と、「家長権」の確立過程を描き出したのが、堀敏一氏の研究である⁽²¹⁾。氏の研究は、睡虎地秦簡を用いた家族の研究としては、刊行時期が最も新しく、これまでの諸研究を総合した、ひとつの到達点ともいえる。

氏は、中国の家族の特質は、同居共財であると述べ、同居共財からなる家族の社会的な成立過程をしめすことを課題に据える。氏によれば、春秋以前から、中国の家族は単純家

族を基礎単位とする小規模なもので、そのような家族が経営体として自立する、いわゆる小農民経営の成立が春秋・戦国の交である。このような小農民経営の自立は、国による富国強兵政策として単純家族に田土を給付することで分出されたもので、それ故に、分出された家族は国の公共的機能に依存する。その具体的な例が、秦の土地開墾政策による阡陌制度の開設と、商鞅の分異令による父子別居の強制である。商鞅失脚後、この政策は弛緩し、秦律の時代（秦律とは睡虎地秦簡のことであり、秦律の時代とは戦国末期から統一秦）には、父子同居型の家族と単純家族とが併存するようになる。そして、秦律段階ではまだ家や家産の統合への意識が薄いため、同居共財も確立しておらず、それが確立するのは漢代である。前漢中期にいたると、商鞅の分異政策が親子の関係を悪化させ、家族の荒廃を招いたとして非難されるようになり、父母の権威を強化し、同居共財を普及させようとする思潮が生まれる。とりわけ、多くの家産を有する上流階級では、家産の分散を防止するための「家父長権」強化への要求が高まり、それが儒教を基礎とする礼教意識として振興され、定着するにいたった。そして、唐にいたる間に、国によって「家父長権」が強化された結果、家産分割を家父の権限によって規制する律が制定された。中国の「家父長権」は、その強化が「家」内部からではなく、国家によって推進・強化され、その後ろ盾を必要としたがゆえに、国・社会に対しても、「家」内部に対しても相対的に弱いものとなる。氏の念頭には、ウェーバーの説く、「家父」自身の権威によって確立されたローマの「家父長制」がモデルとしてあり、これに対応する中国的「家父長権」確立の過程を、唐律までの長い射程で描き出そうと意図していた。

以上が堀氏の議論の概略であるが、ここには継承すべき点と、見直すべき点の双方があるように思われる。

先に継承すべき点から述べれば、春秋以前から中国の家族の基礎単位は夫婦を起点とした単純家族にあるということ、史料を渉猟したうえで明確に述べたことである。後世まで一貫して小規模な家族が多いのは、単純家族が基礎単位であるがゆえに、その分出が起りやすいため、その一方で大規模な家族内部に、「室」「房」と呼ばれる単純家族を内包する構造も理解しやすくなる。

次に見直すべき点をあげるなら、国家による「家父長権」の確立を、同居共財の制度的成立の必須要件としたことである。氏は、漢代の礼教意識の高まりを、「家」内部からの「家父長権」強化のための要求であると論じているが、そこに挙げられた史料は、例外的な同居共財の事例にとどまり、必ずしも政策を転換するような強力な要求はみられない。

同居共財への社会的賛美は、すでに守屋・宇都宮氏によって再三述べられてきたことであり、堀氏の立論は、それを「家父長権」強化の過程として読み替えたにすぎない。

また、家産管理者としての「家父長権」の擁護として例示された唐戸婚律十三条・宋刑統十三戸婚律典売指当論競物条は、家長（尊長）の許可をえない家産処分を禁じているだけであり、この条文のみで家産を統一的に管理する者としての「家父長権」の確立といえるだろうか。むしろ、氏も認めるように、唐律では戸籍申告の責任など、家長が国家に義務を負うことを規定した条文が目立つのであり、何らかの権利を家長に対して保証してはいない。

もし、この疑問が正当であるならば、秦律の理解にも問題が生じる。氏によれば、秦律には、親や奴隷の主人としての権利を保護する規定はみえても、「家」の統合者や、家産の統括的管理者としての「家父」はみえないという。これは秦律が同居共財原則の貫徹しない段階であり、同居共財を推進する「家父長権」の強化が進んでいないからだという。しかし、もし漢代以降においても、「家」内部からの「家父長権」強化の要求や、国の側に「家父長権」強化の志向がないのであれば、秦律を同居共財の未成熟段階とする議論も再考を迫られる。

本章冒頭で言及したが、そもそも中国法制史研究では、中国には家族の構成員全てに強制力をもつ強い「家父長権」は存在しなかったといわれる。「家父長」という地位に権限があるのではなく、父母と子、祖父母と孫といった相対的な「関係」において上下の力関係が存在するのである。この考え方は、仁井田陞・滋賀秀三氏らによって再三確認されている。⁽²²⁾ この特質を踏まえた場合、「家父長権」を論じる以前に「家」を前提として秦律が組み立てられているのか、冷静な検討が必要ではなからうか。

堀氏に限らず、八十年代以降の研究の問題点を述べるなら、それは家族形態の動的把握に関心が向くあまり、秦からみて後世の編纂史料である『史記』と、一個人の墓葬から出土した睡虎地秦簡との記載内容の違いに対し、過剰に反応した感がある。睡虎地秦簡は、商鞅の時代から約百二、三十年を経ているのであり、『史記』はさらにその百年以上後に成書していることを考慮すれば、これらを同列に論じることは慎重にならざるをえない。

(四) 漢代人の目を通じた商鞅の分異令

前項末で、『史記』商君列伝（以下、商君列伝）と睡虎地秦簡という、時間が隔たり、なおかつ性質の異なる史料を同列に用いる危険性について触れた。しかし、商君列伝を

はじめとする商鞅説話を、後世の商鞅の変法観を表す史料としてみた場合、違った意味を持つ。

いわゆる商鞅の変法は、古代中央集権国家形成の一大契機として位置づけられ、あまたの研究が提出されてきた。分異令もその変法の一環である。しかし、その変法の内容は、わずか商君列伝に残るのみであり個々の政策の詳細を知ることにはできず、変法全体を総合的に理解することは難しい。

また、商君列伝の記事の零細さもさることながら、商鞅の時代と『史記』の成書は約二五〇年も隔たっているものであり、そこに記される変法の全てを、商鞅の事跡としてよいか疑問が残る。『史記』内部の年代矛盾の解消を試みつつ、商君説話に昭襄王期以降の商君学派の説や、漢代の儒家の商鞅への否定的な言説が混在していることを指摘し、変法の史実性を疑う吉本道雅氏の論は、その最もラディカルな例である⁽²³⁾。

本論は商鞅の分異令を直接扱うものではないが、漢代の人々の目に映る分異令を知るために、『史記』と『漢書』からふたつ史料を引いておきたい。

まず、『漢書』に残る前漢文帝の時代の賈誼の上書である。この上書では、秦が礼儀をないがしろにしたために、風俗が乱れ、親子の関係が悪化したのだと述べている。

商君遺礼義、棄仁恩、并心於進取、行之二歳、秦俗日敗。故秦人家富子壯則出分、家貧子壯則出贅。借父耰鋤、慮有德色、母取箕箒、立而諄語。抱哺其子、与公併偃、婦姑不相説、則反唇而相稽。其慈子耆利、不同禽獸者亡幾耳。(中略)曩之為秦者、今転而為漢矣。然其遺風餘俗、猶尚未改。(『漢書』賈誼伝)

(商君は礼儀を忘れ、仁恩を捨て、進取に気持ちを集中して二年たち、秦の風俗は日増しに廃れました。よつて、秦人は家が豊になり、子が大人になればすぐに分家させ、家が貧しければ子が大人になってすぐに贅婿に出したのです。父親に鋤桑を貸せば得意げな顔をし、母親がちり取りと箒を手を取れば、立ち上がって罵った。自分の子を抱いて乳を含ませながら、舅とともに座り、妻と姑は仲睦まじくせず、唇をとがらせてはにらみ合うばかりです。「親をないがしろにして」自分の子ばかりかわいがっているのは、禽獸とほとんど変わりません。…かつて秦のために力を尽くした者が、いま漢のために力をつくしております。けれども、秦の遺風はいまだに残り、風俗は改まってはおりません)

ここで注意しなくてはならないのは、商鞅の政策が引かれる理由は、文帝期の社会の乱れを商鞅に帰し、文帝を直接に非難することを避けているためである。つまり、これを商鞅

の政策に直結してよいかは別の問題といえる。

次に、商君列伝に残る商鞅自身が政策の成果を誇る言葉をみておこう。この言葉は、改革が一段落したところに、商鞅の政策を非難した趙良への反論の一部である。

「始秦戎翟之教、父子無別、同室而居。今、我更制其教、而為其男女之別」(『史記』商君列伝)

(はじめ、秦はまだ戎翟の教えに染まっており、父子の区別がなく、同じ部屋に寝起きしていた。いま私は、その教えをあらため、男女の別をただしたので)

改革の目的が秦の強国化であることを考えれば、商鞅が礼教の浸透を誇っても、それは後付の理由にすぎない。しかし、例えそうだとしても、父子・男女の区別をつけたというのは全くの商鞅の詭弁だろうか。何故なら実際、商君列伝は、商鞅の事跡として「令民父子兄弟同室内息者為禁」(民に対し、父子・兄弟が同じ部屋でやすむのを禁じた)とも伝えられている。⁽²⁴⁾ この商君列伝の背景には、それが商鞅自身の手によるかどうかは別として、単なる教化に止まらない政策があった、とみることも不可能ではない。

このように、商鞅は礼教意識の浸透を誇り、賈誼は風俗の乱れを説く。賈誼の上書をそのまま信ずるならば、商鞅の言を苦し紛れの理屈として片付けることもできるが、一見正反対の言説が残ることに何らかの理由がないだろうか。少なくとも、従来の研究で漢代に成書した史料が、そのまま商鞅変法のもたらした社会の荒廃を記しているとされてきたことに、一定の留保を設けることはできるだろう。

(五) 問題の所在と本論の方法

前節まで、筆者の疑問を交えながら、一九三〇年代から九〇年代にいたる、日本での家族にかかわる研究を概観してきた。あえて大掴みに述べるなら、上記の研究に共通する問題意識は、十九世紀後半の欧米における、人類学や歴史学・社会学で培われた理論が、中国古代史に適合するか、という点で一致する。そのなかで家族の規模・形態や家計のありかたは、つねに「発展」の指標として研究対象となり、ともすればイデオロギッシュな議論に向かいがちであった。言い換えれば、既存の理論の普遍性を疑い、理論の枠組みから外に出たうえで、家族のあり方を考えようとする試みは、皆無ではないにせよ、微弱であった。そして現在でも、縮小説の影響下で、農民の共同体からの経営的自立に着目し、その時期が漢代であると述べられることすらある。⁽²⁵⁾

この三十年ほど、歴史学研究での関心の多様化がいわれている。中国古代史研究でそれを促進した大きな要素は、睡虎地秦簡をはじめとする出土資料の増加である。睡虎地秦簡を例に取れば、そのなかの法制史料が秦の法制や官制などを具体的に構築する機会を与えただけでなく、古い書である日書は、社会史研究への道を照らし出した。この関心の多様化により、家族という伝統的な、ともすれば硬質な議論に陥りがちなテーマは敬遠された結果、かえって先述の諸研究への実証的な批判も出にくくなったのだろう。

思うに、このような状況を打開し、既存の研究を克服するためには、ふたつの方法があるだろう。第一は、他の時代・地域を対象とする歴史学や、近接する学問領域から新しい手法を取り入れることである。第二は、これまでの研究で用いられてきた史料について、それが本来の文脈に沿って理解されてきたか、問い直したうえで、あらたな歴史像を構築することである。本論は、あえて第二の方法をとるのであるが、それは第一の方法による古い理論の相対化は、すでに先学によってなされているからである。

まず、かつて稲葉一郎氏は、社会人類学の知見を援用して、家族規模の平均数と、複合的な大家族の存在が必ずしも矛盾しないことを指摘している⁽²⁶⁾。中根千枝氏によれば、異なった時代・地域を比較しても、家族の平均数は五、六人と一定しており、単に構成員数の多い家族というのはどの社会でも存在する。ただし、単に構成員数の多い家族というと、構造的な大家族形態というのは別である。男女どちらか一方が生家にとどまる居住形態は大規模化しやすく、父系制度の徹底した中国社会は、まさにこの典型となる。この制度では、経済的、その他の条件がゆるせば家族数は増大するが、それは一部の富裕層に限られるという⁽²⁷⁾。この理論によつて、家族形態をめぐる論争も、解決の糸口がつかめると、稲葉氏らは指摘する。

また、縮小説はすでに歴史学でも普遍的とはいえないこと、これは歴史人口学の研究蓄積が物語っている。例えば、現在のイギリスは、四、五人からなる単純家族を基本的な家族形態とする。この傾向は、工業化以前と以後で変わらないことを、教区簿冊のデータベース化による家族復元を行ったケンブリッジ・グループが証明している⁽²⁸⁾。

無論、フィールドワークをもとにした社会人類学の成果や、大量のデータから人口動態やライフサイクルを導き出す歴史人口学の成果を、そのまま中国古代史研究に適用することはできないが、これまでの古代史研究に少なからぬ影響を与えていた縮小説を克服するきっかけにはなるだろう。また、三族制家族を家族の基本構造ととらえ、家計状況によるそこからの分出や、大規模化が起こるといふ考え方を取れば、かつての宇都宮説を理論的に補

強できる。

そして、社会史研究のさかんな台湾では、あらたな研究が多く実っている。例えば、羅形華氏は、江陵鳳凰山漢簡や居延漢簡、四川犀浦残碑からデータをとりながら、家族の規模と貧富の相関関係を導き出す試みをしている⁽²⁹⁾。さらに、漢代社会の女性認識の特質を、女性の名前を収集することで明らかにするなどした、劉増貴氏の一連の研究は⁽³⁰⁾、ともすれば家族と国家の関係にのみ傾きがちだった日本の研究にはない、当時の家族を内側からみる視点を提供している。

以上の研究状況を一瞥しただけでも、これまでの日本の研究が如何に硬直していたか、ということがよくわかると思う。そして、旧来の理論が先行しがちだった研究を、足下から見直すこともまた、必要な作業といえよう。

本論が先述の第二の方法、すなわち、従来使用されてきた史料の見直しをしながら、実証的な研究を行うのは、新しい手法による研究を招くために必要な、基礎作業と考えているからである。何故なら、従来の説を修正した結果と、新しい手法による研究、双方の実証性が均質でなければ、描き出される家族像がすれ違う可能性がある。それならば、これまで利用されてきた史料を、もう一度本来の文脈から読み解いておくことは、決して無駄ではない。

幸い、睡虎地秦簡のみでは解決のつかなかった問題が、あらたな出土資料の公表により、解決可能となってきた。睡虎地秦簡の再検討は、陸続と増え続ける出土資料の理解に多少なりとも資することにもなる。そして、そこから復元される制度が、どのような家族観から必要とされたのか、あくまでも史料に即して考えてみたいのである。

二、使用する簡牘について

本項では、主に使用する簡牘―睡虎地秦簡・張家山漢簡・里耶秦簡―について、その概要と、本論でこれらを特に取り上げる理由を述べてゆきたい。

簡牘の概要に入る前に、基礎的な事項をおさえておく⁽³¹⁾。簡牘は、それを出土した遺跡の性格の違いからフィールド簡牘と副葬簡牘に大別される。前者の代表が辺境の軍事施設跡から出土した居延漢簡や、長沙の古井戸から発見された走馬楼呉簡、そして本論で取り上げる里耶秦簡などである。出土した遺跡の性格の違いにより、居延漢簡には、軍事にか

かわる文書や簿籍類が多いのに対し、走馬樓吳簡や里耶秦簡には行政関係の文書や簿籍を中心とすることを特色とする。

後者は墓葬に副葬された簡牘であるが、副葬簡牘はさらに葬送儀礼に直接用いるものと、編纂物に分けられる。葬送儀礼に用いるものとしては、遣策（副葬品リスト）や、墓主の身上を死後の世界に書き送った、告地策と呼ばれるものなどがある。編纂物としては、武威漢簡『儀礼』喪服篇の異本や、銀雀山漢簡『孫子』のような現存する典籍の一部、また、後述の張家山漢簡の項で触れる『蓋盧』のように今日では失われたものも発見されている。本論で使用する睡虎地秦簡・張家山漢簡の法律関係の竹簡群も、ひとつの編纂物であるという点で副葬された書籍とみなされる。

従来の秦史研究においては、睡虎地秦簡によって律や制度の骨格がある程度みえてはいたが、フィールド簡牘がなかったために行行政現場での運用実態を知ることができなかった。公開された里耶秦簡はごく一部ではあるが、制度の運用状況を知り得るまたとない材料であり、特に本論第一章はフィールド簡牘と副葬簡牘双方の利点を生かすことで、秦から漢初にかけての制度と運用との立体的な理解を目指している。

（一）睡虎地秦簡⁽³²⁾

睡虎地秦簡とは、一九七五年に湖北省雲夢県睡虎地十一号墓から出土した一一〇〇余枚の竹簡群である。秦の簡牘としては初の出土であり、なおかつ、それまで目にするのできなかった秦律、および秦律に関連する編纂物であった。これによって秦制に関わる諸研究は大きく進展したのであり、まさに画期的な出土資料といえる。

十一号墓の墓主は、同時に出土した年譜である「編年紀」によれば、その名を喜といい、生前に県の令史などを務めた地方官吏である。副葬された秦律などは、生前の喜が職務の遂行のために手元に置いたものではないかといわれている。「編年紀」の記述は始皇三十年（前二一七）で終わっており、埋葬年代はこのころとみられている。

出土した竹簡は整理小組によって整理・復元され、十種に分類された。この十種のうち本論で特に使用する法律答問・封診式・秦律十八種について紹介しておく。なお、ここで紹介した竹簡の引用については、特に睡虎地秦簡であることを断らず、分類名のみを文中で表記する。この原則は張家山漢簡・里耶秦簡でも同様とする。

① 法律答問

法律答問とは、律文用語の意味や、律の規定から外れるイレギュラーな事件への論断の方法を、問答形式で説明したものである。いわば律の行政現場での運用に必要なハンドブックである。

この法律答問は、先述の先行研究において最も利用され、なおかつ、その文意をめぐって最も解釈が分かれた資料でもあった。法律答問に、日常起こりえるような親子や夫婦の間での傷害や窃盗などのトラブルを扱ったものが頻出し、また、当時の戸籍制度にかかわる家族についての用語も散見したからである。この法律答問により、家族の規模や形態を類推し、あるいは親子や夫婦の法律上の力関係を議論する端緒が開かれたといってもよい。しかし、法律答問には残念な欠点があった。その欠点とは、周知の規定や常識的な事柄が、法律答問では省略される傾向があり、引用される律が断片的だったり、回答内容が簡潔すぎたりするため、前提となる律や制度を理解しにくいのである。これが、議論の一致をみない最大の原因となった。本論は、この欠点を補うべく、後述の張家山漢簡・里耶秦簡を利用し、法律答問の背後にある制度を復元することを試みる。

② 封診式

封診式の「式」とは文書を作成するための見本、文例のことであり、⁽³³⁾この封診式の一部は文例集である。内容ごとに区切られた各節の冒頭に以下のような小標題を付し、全部で二十六節からなる（□は不明字）。

治獄・訊獄・有鞫・封守・覆・盜自告・□捕・□□・盜馬・争牛・群盜・奪首・告出。
 臣・黥妾・遷子・告子・癘・賊死・經死・穴盜・出子・穴盜・出子・毒言・奸・亡自出。

このうち、治獄と訊獄の前半部分は書式ではなく、審理の方法や心得を述べている。有鞫・覆は被告の身元を本籍地に照会する文例であり、その他は全て小標題の表す事件を処理する際の爰書（公証文書）の文例である。

この封診式所載の文例は、家族にかかわる制度を復元するためにも貴重な材料を提供している。それは、盜馬・争牛のような小標題に明らかかなように、ごく日常的な事件を対象とした文例があるからである。そして、事件の処理や、審理で下した判決まで例示しているものもあり、家族内のトラブルの解決や処罰方法を知る恰好の材料として、これまでも利用されてきた。

また、被告の身元照会の文例が必要とされる背後には、戸籍制度のような行政システム

が構築されていたはずであり、そのシステムに沿う形で文例も考案され、利用されていたと考えられる。本論は、この封診式のベースとなる制度や規定の存在をつねに意識して行論することにする。

③ 秦律十八種

この秦律十八種の名は、整理小組によつてつけられたものであり、命名どおり十八種類、一〇八条の律文を収録している。収録された律文は左記のとおりである。

田律・廐苑律・倉律・金布律・関市律・工律・工人程・均工律・徭律・司空律・軍爵律・置吏律・郊律・伝食律・行書律・内史雜律・尉雜律・属邦律。

この秦律十八種のなかには、家族や戸籍について直接規定した律はみられない。しかし、例えば犯罪者となった親属の贖身規定を記した軍爵律などが含まれていること、また法律答問と共通する用語が散見することなど、家族に関わる制度の復元を可能にする材料を提供している。よつて、法律答問や張家山漢簡と組み合わせることで、行論を助ける材料としたい。

(二) 張家山漢簡

張家山漢簡とは、湖北省荊州市張家山二四七号墓から発見された竹簡群のことである。同墓の発掘は一九八三年末から八四年初、その翌年に発掘簡報が刊行されたが、竹簡についてはそのタイトルのみが報告されるにとどまった⁽³⁴⁾。発掘簡報が漢律の出土を伝えていたため、その公表が鶴首して待たれたが、脈書と奏讞書の釈文が断続的に刊行された以外⁽³⁵⁾、その全貌が明らかになるのは二〇〇一年をまで延ばされた。

同墓の副葬品のしめす年代が前漢初期であること、副葬簡牘のひとつである曆譜の記述が呂后二年（前一八六）で終わること、出土した律令を記した竹簡に「二年律令」の標題があったことを考慮すると、埋葬は呂后二年から遠くない時期であると判断されている。また曆譜の恵帝元年の月欄に「病免」の記事があり、墓主がそれまで役人を務めており、病氣により退職したことがわかる。

張家山漢簡のなかでも、とりわけ漢律・漢令を抄録した二年律令が大きな話題となったのはいうまでもない。そもそも漢律・漢令は、伝世史料に遺された零細な佚文や、出土資料中の断片的な記載しか目にするのがなかったのである。そして、張家山漢簡と睡虎地秦簡の年代は、長く見積もつても半世紀しか隔たつておらず、秦律と共通する律文も散見

したため、両者の継続性が予想された。

①二年律令⁽³⁶⁾

二年律令とは、漢初の律・令を抄録したもので、各律・令は、一条ごとに簡を代える方式で書かれている。復元によれば、各律・令を連ねた最後に、「■賊律」のように、律名を書き付けた尾題簡がつけられている。また、最末尾に番号された第五二六簡には、「律令二十□種」と記載されており⁽³⁷⁾、収録された律・令の種類総計をまとめた簡である。尾題によって確認される律名は以下のとおりである。

賊律・盜律・具律・告律・捕律・亡律・收律・雜律・錢律・置吏律・均輸律・伝食律・田律・□市律・行書律・復律・賜律・戸律・郊律・伝律・置後律・爵律・興律・徭律・金布律・秩律・史律・津関令。

この二年律令には本論にふたつのメリットをもたらした。ひとつは、先述のように、法律答問のベースとなっていた規定を補うことができることである。

もうひとつは、戸主の継承順位を定めた置後律や、戸ごとの田宅受給面積を定めた戸律のように、戸籍制度と密接にかかわる律がおさめられていたことである。この置後律や戸律は、公表直後にいちやく注目を集め、関連論考が多数発表された⁽³⁸⁾。これらの論考は細部に違いはあるものの、二年律令では、戸の登録と田宅受給が不可分の関係にあり、戸の受給する田宅の多寡が、二十等爵制にもとづく戸主の爵位の高下によっていることは、異議のないところとなった。この田宅受給制度がどれほど機能していたかは、無論、別途議論されるべきである⁽³⁹⁾。ただ、この戸籍に登録された戸が田宅受給の単位であったこと、言い換えれば、戸に登録される者たちが、そこに「給付された」田宅を生活の共通基盤とすること、これが律として規定されていたことを本論では重くとらえている。

②奏讞書⁽⁴⁰⁾

奏讞書とは、秦から漢初にかけての裁判・捜査の記録や、裁判にまつわる古い説話を集めたものである。奏讞書のもととなった奏讞制とは、県・道レベルで疑義のある裁判の案件について、所属の上級機関に判断を仰ぐことをいう。『漢書』刑法志によれば、漢代の奏讞制度は高祖七年の詔をもつてはじめられた。

高皇帝七年、制詔御史「獄之疑者、吏或不敢決、有罪者久而不論、無罪者久繫不決。

自今以來、県道官獄疑者、各讞所属二千石官、二千石官以其罪名当報之。所不能決者、

皆移廷尉、廷尉亦当報之。廷尉所不能決、謹具為奏、傳所当比律令以聞」(『漢書』
刑法志)

(高祖七年、御史に詔を下した。「審理の判断が難しい場合、役人はあえて判決を下さず、罪のある者に長らく裁きが下らず、罪のない者は長らく繋がれたまま判決が下らない。これより先、県道官で審理の判断の難しい場合、それぞれ所属の二千石の官に讞し、二千石の官は当てるべき罪名をもってそれに回答せよ。それでも裁きが決しない場合は、全て廷尉に報告し、廷尉もまたそれに回答せよ。廷尉が裁きを決するこ
とができなければ、謹んで全て奏上し、該当する判例や律令を添えて上聞せよ」)

しかし、奏讞書には高祖七年以前の案例が一件収録され、なおかつ睡虎地秦簡法律答問にも奏讞の手続きがみえるため、高祖七年の詔は奏讞制度の創始というより、類似の制度が秦以来存在し、それを整備、もしくは再確認したとみるべきだろう。

奏讞書は計二二八枚からなり、第二二八簡の背面に「奏讞(讞)書」のタイトルが付されていた。竹簡の表記にしたがえば「奏讞書」と呼ぶのが正確であるが、『漢書』「刑法志」にしたがい「奏讞書」とするのが一般的であり、本論もこれによっている。

内容は、案例一から一六が前漢初期の奏讞制度に則った上申文書の体裁をとる。⁽⁴¹⁾ その時期は高祖六年(前二〇一)七月から十一年(前一九六)八月にわたる。その他のものは奏讞制度にもとづく書式をとっておらず、案例十七・十八・二二は秦の始皇帝時期の再審・捜査の記録であり、十九・二十は春秋の魯・衛の裁判にかかわる説話、二十一は年代不明である。十九・二十を除き、事件内容が具体的で、登場人物の名まで記載されていることからみて、秦から漢初にかけて実際に問題となった事件を収録しているとみられる。特に戸籍申告にまつわるトラブルが散見するため、漢初の戸籍制度の実施状況を知ろううえで本論にとってもまたとない資料となっている。

(三) 里耶秦簡

里耶秦簡とは、湖南省湘西土家族苗族自治州龍山県里耶鎮にある里耶古城址から出土した三万七千余枚にのぼる簡牘の総称である。この里耶秦簡の発見により、秦の公文書の実物がはじめて姿を現したことになる。

里耶秦簡の出土した里耶古城址は、二〇〇二年に遺跡の調査がなされ、調査結果は、一部の竹簡の写真・釈文とともに、翌年の『文物』誌上に初期報告が掲載された⁽⁴²⁾。さらに二〇〇七年、この古城址と周辺の三つの墓群、および、ふたつの漢代城址の調査結果をあ

わせた『里耶発掘報告』（以下、『報告』と称する）が刊行された⁽⁴³⁾。官衙で作成された文書群と城址・墓群がともに調査・報告されたことは、秦の地方統治を実証的、かつ立体的に理解するうえで大きな手がかりとなる可能性をもつ。

『報告』によれば、里耶古城址の出土遺物は三期に編年される。一期は戦国中期から戦国末、二期は秦代、三期は前漢に相当する。同時に発掘された三つの墓群のうち、最も古い墓群は、古城址の北東に広がる麦茶戦国墓群である。年代は戦国中期から後期、すなわち古城址出土遺物の一期に相当し、秦による占領以前からこの地に居住する人々の墓葬とみられている。

里耶秦簡は一号井出土の三万七千余枚と、北側の城壕に水没したK11と呼ばれる坑から発見された五十一枚に大別される⁽⁴⁴⁾。今回公開された簡牘は一部にとどまるが、一号井出土の紀年簡の示す年代は始皇二十五年から二世二年（前二二三～二〇八）、ほぼ秦の六国統一後のものである。

一号井は、戦国末から使用されていた古城址内の井戸で、『報告』は同時に採取された植物から、秦末の夏から秋にかけての約二ヶ月前後の間に、断続的に簡牘の投棄が行われたとしている。材質は、ごく少量の楚字の書き付けられた竹簡をのぞき、ほとんどが木質である。簡牘の完形は長さ二十三センチと秦制の一尺に対応し、幅は一・四から五センチ程度である。写真・釈文は未掲載であるが、一部符券には、三七から四六センチにおよぶ大型のものもあるという。他に封検（『報告』は「封泥匣」と称する）や楬も出土している。

宛先を「遷陵県」とする封検や、⁽⁴⁵⁾ 遷陵県を差し出しとする文書の控えが多く発見されたことは、里耶の地が秦の遷陵県であることを物語っている。また、洞庭郡という、史書に未見の秦郡が文書の発信者として記載されていたことから、⁽⁴⁶⁾ 洞庭郡がこの遷陵を統括していたことが明らかになった。つまり、一号井に投棄された簡牘は、洞庭郡管轄下の遷陵県の官衙で作成された文書なのである。

次にK11出土簡であるが、K11は戦国から秦にかけての土器作房区の坑のひとつで、『報告』は、陶土を捏ねた場所であるとしている。この坑は上から四層に分かれるが、そのうち最上層の第一層から簡牘が散乱する形で出土した。城壕は秦末から漢初にかけて改修が行われた形跡を残し、その際に作房跡は城壕に沈んだようであり、城壕の改修前、およそ秦末に簡牘が投棄されたことがわかる。

『報告』は、削り屑を含む五十一枚の簡から、完形十点と断簡十八点を復元、掲載して

いる⁽⁴⁷⁾。復元後の簡は、完形で長さ約四十六センチ、幅〇・九から三センチである。この簡牘の長さ、つまり秦尺二尺というのは、秦漢の一般的な簡牘や、現時点で報告される一号井出土簡の倍の長さである。時代は、一号井出土簡と並行するとみられている。

里耶秦簡の価値は現存最古の公文書であることに止まらない。かつて、史料の乏しい秦史研究、とりわけ法制に代表される制度史研究を飛躍的に推し進めたのが睡虎地秦簡であるならば、その制度の運用実態、それも地方行政の要である県レベルの実施を探る手段となるのが、この里耶秦簡である。公表された簡牘がごく一部にとどまるという欠点はあるが、本論では特に睡虎地秦簡以来の問題解決への手がかりとして里耶秦簡を活用してゆくことにする。

三、使用テキストと凡例

最後に上記出土資料を引用する際のテキストと、引用の際の凡例を掲げておく。なお、引用に際しては支障のない限り通行字体を用い、句読点を打ち、重文符号「＝」については、文字に直している。なお、現代語訳で「」に入れている部分は、前後の内容などから筆者が補って訳した部分である。

(一) 使用テキスト

① 睡虎地秦簡

睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九九〇年。

② 張家山漢簡（釈文の違いは冒頭に付したアルファベットでしめす）

a. 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡—二四七号墓』文物出版社、二〇〇一年。

b. 張家山二四七號漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡—二四七號墓』文物出版社、二〇〇六年、修訂本。

c. 彭浩・陳偉・工藤元男主篇『二年律令与奏讞書—張家山二四七号漢墓出土法律文献 釈読』上海古籍出版社、二〇〇七年。

bはaの釈文修訂本である。cは、二年律令・奏讞書の赤外線写真を撮影し、それをもと

に釈文をし直しており、写真とともに公表している。また、aで一条としていた律文を別の条文として分割したり、帰属する律の分類を変更した部分がある。釈文は原則aによるが、b・cおよび先行研究や訳注、写真版からの筆者の釈読によって釈字を改めた場合⁽⁴⁸⁾、その旨は本文か注で記す⁽⁴⁹⁾。

③里耶秦簡（『報告』と略称）

湖南省文物考古研究所『里耶発掘報告』岳麓書社、二〇〇七年。

(二) 凡例

- ☐ … 簡牘の断折 □ … 釈字不明 …… 複数釈字不明で字数不明
() … 読替文字 【 】 … 補った文字

- (1) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年、第二章。
(2) 戸籍制度の創始と整備を論じた代表的な論考として、杜正勝『編戸齊民―伝統政治社会構造之形成』聯経出版、一九九〇年、第一―四章があげられる。
(3) 中田薫「唐宋時代の家族共産制」『法制史論集』第三卷下、一九四三年。
(4) 学説史整理については、後継の研究者自身によってもなされているほか、以下の専論がある。吉田滋一「中国家長制論批判序説」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合―中国史像の再構成Ⅱ―』文理閣、一九九〇年・佐竹靖彦「宋代の家族と宗族―宋代の家族と社会に関する研究の進展のために―」『人文学報』第二五七号歴史学編第二三号、一九九五年・鷲尾祐子「日本における中国家族研究の基本概念について―同居共財・家長制―」『東亜文史論叢』二〇〇六年特集号。
(5) 諸橋轍次「支那の家族制」『諸橋轍次著作集』第四卷、大修館書店、一九七五年。なお、諸橋氏の研究をまとめるにあたっては、小島毅「宗族を見る手法―一九四〇年代の日本の研究から―」（『宋―明宗族の研究』汲古書院、二〇〇五年）を参考にした。
(6) 加藤常賢『支那古代家族制度研究』岩波書店、一九四〇年。
(7) 牧野巽「漢代における家族の大きさ」『牧野巽著作集』第一卷、中国家族研究、上。のちの氏の述懐によれば、氏の恩師である社会学者戸田貞三氏により、中国についての実証的な研究をするようにという勧めをきっかけとするという（牧野巽「戦前の日本家族研究

―牧野巽氏に聞く―』『牧野巽著作集』第七卷、家族論・書評他、御茶ノ水書房、一九八五年）。

(8) 清水盛光『支那家族の構造』岩波書店、一九四二年、前篇第二章。

(9) 牧野説・清水説をまとめるにあたっては、岸本美緒「中国中間団体論の系譜」（岸本美緒編『岩波講座「帝国」日本の学知』第三巻「東洋学の磁場」岩波書店、二〇〇六年）を参考にしている。なお、同論文は本論全体の示唆となつてゐることを記しておく。

(10) 前掲注(8)清水著書、結語。牧野氏は当時の中国社会を論じることには必ずしも積極的であつたわけではないが、『儀礼』や『礼記』にみえる道徳が、基本的には親子などせまい範圍を基本としていることを、当時の中国社会の統合の弱さに結びつけている（牧野巽「儀礼及び礼記における家族と宗族」前掲注(7)全集）。

(11) 宇都宮清吉「漢代における家と豪族」『史林』二四巻二号、一九三九年。

(12) 守屋美都雄「漢代家族の型態に関する試論」『史学雑誌』第五二編第六号、一九四一年。

(13) 牧野巽「漢代の家族形態」『牧野巽著作集』前掲注(7)全集。

(14) 宇都宮清吉『漢代社会経済史研究』弘文堂、一九五五年、第十一章。

(15) 守屋美都雄『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八年、家族篇第一・二・三章。

(16) 宇都宮清吉『中国古代中世史研究』第五・七・九章

(17) 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』東京大学出版会、一九六一年、第五章第三節三。

(18) 佐竹靖彦「秦国の家族と商鞅の分異令」『史林』六三巻一号、一九八〇年。「中国古代の家族と家族的社会秩序」『人文学報』第一四一号、歴史学編

(19) 太田幸男『中国古代国家形成史論』汲古書院、二〇〇七年、第二篇、第三・六・七章。商鞅変法の位置づけについては、同、第二章を参照。

(20) 稲葉一郎「漢代の家族形態と経済変動」『東洋史研究』第四三巻第一号、一九八四年。同「戦国秦の家族と貨幣経済」林巳奈男編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所、一九八五年。

(21) 堀敏一『中国古代の家と集落』汲古書院、一九九六年、第一・二章

(22) 牧野巽「中国家族制度概説」前掲『牧野巽著作集』第一巻上・仁井田陞『支那身分法史』東方文化学院、一九四二年、第四章第四節第一款第一節・滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九七六年第二章。

(23) 吉本道雅「商君変法研究序説」『史林』八三巻四号、二〇〇〇年。吉本氏も述べるよう

- に、変法説話の虚構性に言及したのは西嶋定生氏である（「漢代の土地所有制―特に名田と占田について」『史学雑誌』五八巻一号、一九四九年）。
- (24) この部分は、商鞅の変法が兄弟の別居を促した者とする説では、礼教意識の浸透ととらえられ、父子全ての別居とする説では、別居の根拠となる史料として使われている。しかし、趙良への商鞅の言が、道徳的なことしか述べていないことを考慮すると、これが父子別居の強制とみるのは難しいように思う。
- (25) 飯尾秀幸『中国史のなかの家族』山川出版社、世界史リブレット、二〇〇八年。
- (26) 前掲注(20)稲葉一郎「漢代の家族形態と経済変動」この稲葉氏の指摘は、前掲注(3)吉田論文でも支持されている。
- (27) 中根千枝『社会人類学―アジア諸社会の考察―』講談社学術文庫、二〇〇二年、第四章。
- (28) これについては、ピーター・ラスレットがケンブリッジグループの成果を以下に簡潔にまとめている（ピーター・ラスレット（斉藤修訳）「家族と人口の歴史社会学序説」斉藤修編著『家族と人口の歴史社会学―ケンブリッジ・グループの成果』リポポート、一九八八年）。
- (29) 羅彤華「鄭里廩簿試論―漢代人口依頼率与貧富差距之研究―」『新史学』第三卷第一期、一九九二年。
- (30) 劉増貴「漢代婦女的名字」『新史学』第七卷第四期、一九九六年、ほか。
- (31) 大庭脩『木簡学入門』講談社学術文庫、一九八四年、第三章。
- (32) 睡虎地秦漢墓群と秦簡の発掘・整理については下記を参照した。雲夢睡虎地秦墓編写組『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八一年・雲夢県文物工作組「湖北雲夢睡虎地秦墓発掘寛保」『考古』一九八一年一期・湖北省博物館「一九七八年雲夢秦漢墓発掘報告」『考古学報』一九八六年四期。なお、睡虎地秦簡については多くの解説があるが、以下の三論考を参照しながらまとめた。靱山明『中国古代訴訟制度の研究』京都大学学術出版会、二〇〇六年、序章・松崎つね子『睡虎地秦簡』明德出版社、二〇〇〇年、解説。
- (33) 邢義田「從簡牘看漢代的行政文書範本―式―」『簡帛研究』第三輯、一九九八年。
- (34) 張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」『文物』一九八五年第一期。
- (35) 張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡」『文物』一九九三年八期・同「江陵張家山漢簡」『文物』一九九五年三期。
- (36) 本項をまとめるにあたっては、以下を参照した。山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」『日本秦漢史学会会報』第三号、二〇〇三年・宮宅潔「張家

山漢簡《二年律令》解題」『東方学報』京都、第七六冊、二〇〇三年。

(37) ただし、この第五二六簡には出土号がなく、出土位置が不明なため復元に不安を残す。また、积文Aは「律令二十八□」を各律の尾題簡によるタイトル数より、「律令二十九種」と考えているが、李力氏・張家山漢簡研読班、および「积文C」は「律令二十九種」と読んでおり、妥当のように思える。なお、积文Aは残簡十二枚と報告し、その後、积文Cは十四枚の残簡の写真と积読結果を載せている（李力「關於《二年律令》簡93—98之归属問題補充意見」『出土文献研究』第六輯、上海古籍出版社、二〇〇四年・張家山漢簡研読班「張家山漢簡「二年律令」校読記」『簡帛研究二〇〇二、二〇〇三、二〇〇五年）。

(38) この問題を扱った主要な論文は以下である。李均明「張家山漢簡所反映の二十等爵制」『中国史研究』二〇〇二年二期・楊振紅「秦漢“名田宅制”說—從張家山漢簡看戰國秦漢的土地制度—」『中国史研究』二〇〇三年三期・邢義田「張家山漢簡《二年律令》読記」『燕京学報』新一五期、二〇〇三年・尹在碩「張家山漢簡所見的家庭犯罪及刑罰資料」『中国古代法律文献研究』第二輯、二〇〇四年・朱紅林「從張家山漢律看漢初国家授田制度的幾個特点」『江漢考古』二〇〇四年、三期・宮宅潔「漢初の二十等爵制—民爵に附帯する特権とその継承—」富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究—論攷編—朋友書店』、二〇〇六年・劉欣寧「由張家山漢簡《二年律令》論漢初的継承制度」国立台湾大学出版委員会、二〇〇七年。

(39) 宮宅潔氏は、高祖五年詔（『漢書』高帝紀、本論第二章に引用）を引きながら、この田宅受給制度が十分に機能していたかったことを指摘している（宮宅潔「漢初の二十等爵制—民爵に附帯する特権とその継承—」富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究—論攷編—朋友書店』、二〇〇六年）

(40) 本項をまとめるにあたっては、池田雄一『中国古代の律令と社会』汲古書院、二〇〇八年、II、第八・九章を参照した。

(41) 奏讞書の积文は当初、一部を欠く形で、『文物』誌上で公表されたが（前掲注(35)积文）、积文Aによって全ての竹簡の写真・积文が刊行された。奏讞書を引用する場合、簡番号を用いることが正確であるが、『文物』誌上で内容のまとめりに付された、一から二二の案例番号で呼ばれることも多い。本論では原則簡番号で引用するが、まとめて引用する場合には案例番号を使用する。

(42) 湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物処・龍山県文物管理处「湖南龍山里

- 耶戦国—秦代古城一号井発掘簡報』『文物』二〇〇三年一期。「簡報」所載の簡牘については、里耶秦簡講読会「里耶秦簡訳注」(『中国出土資料研究』第八号、二〇〇四年)がある。
- (43) 湖南省文物考古研究所『里耶発掘報告』岳麓書社、二〇〇七年。『報告』はこの他に、清水坪前漢墓群と大坂漢墓群の調査、および魏家寨前漢城址・大坂遺跡の試掘調査の報告を掲載しているが、本論と直接かわらないため、ここでは触れない。なお、本項をまとめるにあたっては、前掲注(42)「里耶秦簡訳注」解題、および籾山明「山は隔て、川は結ぶ—『里耶発掘報告』を読む」(『東方』三一五号、二〇〇七年五月)を参考にした。
- (44) 『報告』によれば、この他にも城壕から大量の土器等とともに簡牘が発見されたというが、詳細は示されていない。
- (45) 『報告』は封検「⑦」「遷陵以郵行／洞庭」を洞庭郡から遷陵県に宛てたものと解しているが、宛先は遷陵県であり、差し出しが洞庭郡である(前掲注(42)「里耶秦簡訳注」)。
- (46) 李学勤「初読里耶秦簡」『文物』二〇〇三年一期。
- (47) 『報告』は、「整簡一〇枚、残簡一四枚」とするが、この数字は第二五から第二八簡の無字簡(横線の残るものを含む)を除外しての数とみられる。
- (48) 「积文A」によって復元され、各律に編入された条文が、その律に属するのかは、流動的な部分も多い。また、複数の簡をつなげることで、ひとつの条文として復元されたものでも、別条に連なる可能性が指摘されている。彭浩「談〈二年律令〉中幾種律分類与編連」『出土文献研究』第六輯、上海古籍出版社、二〇〇四年・王偉「張家山漢簡〈二年律令〉編聯初探」『簡帛』第一輯、上海古籍出版社、二〇〇六年・前掲注(37)李力論文など。
- (49) 积文a・b・c三本の积文その他の違いについては、前掲注(39)池田著書「後記」に「二年律令积文対照表」「奏瀨書积文対照表」に示めされている。

第一章 里耶秦簡にみる秦の戸口把握

―同居・室人再考―

はじめに

序論でも触れたが、『史記』秦本紀に「為戸籍相伍」(戸籍を作成して、伍を編成した)とあるように、秦は献公十年(前三七五)に戸籍制度を開始し、伍制を布いたといわれる。漢代では、毎年八月に、民を郷に出頭させての戸口調査が行われたことがわかっているが⁽¹⁾、秦はもとより、漢の戸籍と目される実物は伝わっておらず、その具体的な方法や記載事項も知る術がなかった。幸いにして、二〇〇二年、湖南省湘西土家族苗族自治州龍山県里耶鎮から出土した里耶秦簡に、報告者によって戸籍簡と命名された家族の名籍が含まれていた。本章の目的は、この里耶秦簡を手がかりに、秦の戸口把握の手法を明らかにすることにある。

秦の戸口把握に関連して、かつて睡虎地秦簡に散見する「同居」「室人」の語をめぐって、多くの議論がなされたことが思い起こされる。この両語は、秦の戸籍制度と家族政策を解明する重要なキーワードと目されたが、ついにその語義についての見解の一致をみることはなかった。それにもかかわらず、それぞれの論者が自らの定義を用いて、商鞅の变法から漢代までの家族形態とその変遷を語り、議論は収束することなく今日にいたっている⁽²⁾。

後に詳述するが、睡虎地秦簡では、この両語はいずれも戸籍上の家族である「戸」に係する文言で、犯罪者への家族の縁坐と、兵役や力役の負担に関する場面で使用される。およそ、戸籍制度の目的が、治安維持と徴税にあることは言を俟たない。ならば、実際の家族形態を語る以前に、当時の戸口調査における両語の意味と役割を確実におさえ、なおかつ、戸口調査において、これらの語が必要とされた政策的な理由を考えておく必要があるだろう。

行論に先立ち、本章で用いる用語について確認しておく。まず、戸籍に登録されている家を戸と称し、睡虎地秦簡の同居・室人の語はそのまま使用する。家族の形態については、序章と同様に、ひと組の夫婦と未成年の子女からなる家族を単純家族、単純家族の構成員以外の者がいる場合、具体的には成年の兄弟やその妻子などがある家族を拡大家族とする。

また、家族でなく世帯と呼んだ場合は、非血縁である奴隸を含む。成年・未成年を問題とするのは、後述のように、男性が成人か否かで、戸籍上の扱いが異なるためである。ただし、今回は資料の制約により、女性の成年・未成年の別による戸内の位置づけの違いは不明のままである。また、秦の成年の基準が、身長にあるか、あるいは一定の年齢に統一されていたか、現時点では確証がなく⁽³⁾、特にその基準を定めていない。

一、里耶秦簡戸籍様簡の基本書式

これから取り上げる里耶秦簡のK11出土簡の内容は、「戸人」と称する男性以下、その家族を記し、戸にかかわる名籍としては最も古いものとなる。『報告』はこのK11出土簡を「戸籍簡」と命名しているが、特に標題のようなものはなく、いわゆる戸籍としてよいか不安が残るため、本論では戸籍様簡と呼ぶことにする。

なお、戸籍様簡の記載方法については、すでに藤田勝久・邢義田・鷲尾祐子三氏が『報告』所載の釈文から整理を試みているが⁽⁴⁾、本論では適宜、釈文の吟味も行いながら、戸籍様簡の機能をより明確にしてみたい。

(一) 名県爵里と家族の記載順

周知のように、漢代には名県爵里と呼ばれる、個人の身上標示がある。秦から漢にかけての戸籍と目されるものはないが、その一端をうかがうために、漢代以降の名籍を三種と、睡虎地秦簡にみえる爰書の書式を先に掲げておく。

ひとつめは、『史記』太史公自序、索隠に引く『博物志』に残る、司馬遷の除任記録である。

太史令茂陵頭武里大夫司馬遷、年二十八、三年六月乙卯除、六百石。

ここに記される司馬遷の身上は、官名・県・里・爵位・姓名・年齢・除任日・官秩の順であり、いわゆる名県爵里がそろっている。

ふたつめは、居延漢簡の成卒名籍である⁽⁵⁾。

成卒張掖郡居延当遂里公士張褒年卅 (194.18)

成卒には郡名が付されているが、以下、県・里・爵位・姓名・年齢の順で記される点は、先の司馬遷の除任記録と変わらない。

また、さらに時代は下るが、走馬樓吳簡の名籍をみておこう⁽⁶⁾。以下、夏隆という男性と、その戸の構成員の一部である⁽⁷⁾。

宜陽里戸人公乘夏隆年卅一真吏

隆子男帛年十一

帛男弟燥年八歳

燥男弟得年六歳

隆戸下奴謹年十三雀兩足

隆戸下奴成年廿二

右隆家口食九人 訾 一百 (9090・9165・9213・9217・9013・9092・9324)

竹簡が散逸しているため、戸全体を復元することはかなわないが、この名籍でも、「戸人」「真吏」の語を除き、冒頭から里名・爵位・姓名・年齢が続く点は、前掲二例と共通する。身上標示の順が明らかになったところで、次に、他の家族の記載順を確認するために、睡虎地秦簡封診式「封守」（以下、「封守」と称する）をみてみる。かつて池田温氏は、「封守」にみえる家族の記載方法が当時の戸籍の形式を反映する可能性があると言及した⁽⁸⁾。

封守。 郷某爰書。以某県丞某書、封有鞫者某里士五甲家室・妻・子・臣妾・衣器・畜産。●甲室・人、一宇二内、各有戸、内室皆瓦蓋。木大具（椀）、門桑十木。●妻曰某、亡、不会封。●子大女子某、未有夫。●子小男子某、高六尺五寸。●臣某・妾小女子某。●牡犬一。●幾訊典某某、甲伍公士某某「甲党有当封守而某等脱弗占書、且有罪」某等皆言曰「甲封具此、毋它当封者」、即以甲封付某等、与里人更守之、侍令。（封診式、第八〜一二簡）

（差し押さえ。郷の某作成の爰書。某県の丞某の書により、審理を終えた某里の士伍甲の家屋・妻・子・奴隸・衣物・家畜を差し押さえる。甲の家屋と家人は以下のとおり。二部屋の家屋で、それぞれに戸がある。部屋の屋根はみな瓦葺きである。ケンボナシの大木⁽⁹⁾、門には桑が十本植えられている。妻は某といい、逃亡して差し押さえる場になかった。子の大女子某は未婚である。子の小男子某は身長六尺五寸である。男奴隸某・女奴隸で小女子某がいる。雄犬一匹あり。里典の某・甲の同伍の公士某に訊問し、「もし、甲に差し押さえるべきものがあつて、某らが漏らして申告していないなら有罪となる」と申し渡した。某らはみな「甲の差し押さえるべきものは全てここにそろつており、他に差し押さえるべきものはありません」と言った。よつて、甲から差し押さえたものは、某らに預け、里人たちに交代で見張りをさせ、命令を待つ

ている)。

この「封診式」では、訴えられた男性の家族は、逃亡中の妻・成人した娘・未成年の息子・男奴隷・未成年の女奴隷の順で記載されている。

このうち、身長の特記される息子に注目したのが石岡浩氏である⁽⁵⁰⁾。氏によれば、秦の成年・未成年の境界は身長六尺にあるが、この息子は、八月の戸籍調査時にはまだ「小」に区分されており、差し押さえ時に六尺五寸に成長していたため、あえて身長の記載が必要だったとするのである。つまり、差し押さえの際には、本人との照合のための、戸籍など何らかの台帳が官の側に存在し、その記載方法が爰書の書式にも反映されたと推測できるのである。以下、これを念頭に、戸籍様簡の記載方法をみてゆきたい。

(二) 戸籍様簡の記載方法―単純家族の場合―

戸籍様簡は、上下五段の縦型の表状で、各欄を区切る線が引かれている。『報告』では、各欄を最上段から「第一欄」と番号をつけて呼んでいるため、それに倣うこととする。また、簡番号は、『報告』に使用された通し番号を用い、括弧の中に出土号と『報告』の図版頁・番号を記す。なお、『報告』の写真は不鮮明なものも多いが、検討対象とする簡は、できるだけ写真の見やすいものを優先した。

左掲の第一簡は夫妻と未成年の子女からなる単純家族の籍であるが、五欄全ての記載事項が埋められており、サンプルとして適当と思われる。本簡の内容をみながら、各欄の基本的な記載内容を確認してゆく。斜体の文字は、大きく別書きされている部分である。

南陽戸人荆不更蛮強 妻曰曠 子小上造口 子小女子駝 臣曰聚

伍長

(第一簡/K27/図版36-1・2)〔章末折り込み図1〕⁽⁵¹⁾

まず、第一欄は地名とみられる南陽と、「戸人」「荆不更」、および人名の蛮強から成っている。『報告』ではこの南陽を南陽郡と解しているが、すでに邢義田氏が的確に指摘するように、名県爵里の記載順からみて、里名とするべきである。前掲の居延漢簡 194.18 をみても、郡を記す際には県も併記される。

次の「戸人」は、先の走馬楼呉簡にもみえていた。つとに裘錫圭氏が鳳凰山十号墓簡牘にみえる同語について指摘しているように、これは戸主のことである⁽⁵²⁾。以下、本論でも戸主を戸人と称することにする。

続く「荆不更」であるが、「荆」とはいうまでもなく楚であり、「不更」は秦爵の第四

級である。『報告』は「荊不更」というひとつの楚の爵名とし、第三欄の「小上造」も同じく楚爵とする。しかし、「小」は第四欄の「女子」にもつけられており、爵名の一部とはいえず、これは「大・小」、すなわち成年・未成年の区別である。また、秦の名籍に楚爵を書き留める意味を量りかねるため、「荊不更」は「楚爵が秦の不更に相当する」と解するのが妥当であろう⁽¹³⁾。ちなみに、他簡も全て第一欄の男性は不更と登録されている。

次に第二欄は妻がみえる。妻にはあえて名の前に「曰」をつけている。この表記は「封守」と同様である。本簡第五欄では男奴隷に、次項であげる第八簡では母親に「曰」をつけており、戸人からみて他姓に属する者のようだが、いずれも姓を記してはいない。

第三欄の記載者は、「小上造」である。「封守」でも大女子と小男子がみえていた。睡虎地秦簡では身長六尺未満を「小」に区分し、減刑考慮の対象としたり、「小」と「大」の区別によって刑徒の食料支給量を変えている⁽¹⁴⁾。戸籍様簡での大小区分の基準は不明であるが、「小」とは未成年の男性であろう。上造は、第二級爵である。これ以外の簡も第三欄記載者は全て上造爵を帯びている。

第四欄は「小女子」、戸人の娘が記される。第三欄「小上造」の例をみれば「小女子」は未成年女性と考えられる。

第五欄に記されるのは、臣、すなわち男奴隷である。周知のように、奴隷の戸籍記載についてはこれまでも議論のあったことである。本論第二章で論じるように、奴隷は主人の戸籍に記載される。また、走馬楼呉簡が発見され、その名籍に「戸下奴」の表記があること（前掲9092簡等）、三国呉においても奴隷が戸の構成員であったことが判明した⁽¹⁵⁾。戸籍様簡ではこの第一簡のほか他に後掲第十簡に男奴隷が記されており、奴隷が主人の戸籍に記載されることはすでに明白である。

なお、戸籍様簡の範囲には、明らかに女奴隷である「妾」と釈読できる例がない。後述するように、釈文が第二欄記載者を「妾」とする例があるが、おそらく「妻」であると思われる（後掲第八簡）、第二欄に「隸」と釈される第九簡も、写真からは判読しがたい。封診式「黥妾」では、妾の身上も郷に照会されており（封診式、第四二～四五簡）、臣同様に戸籍登録されていたとみられるが、記載欄など、これ以上踏み込むことは避けたい。

最後の記載事項は、「伍長」である。写真に明らかのように、左寄りに大きく書かれることからみて、戸人以下の全ての構成員を記入したのちに書いたものと思われる。この他に「伍長」は、第二・七・一二簡にもみえており（第二簡の表記は「五長」）、戸籍様簡作成時に、同伍の編成を確認しながら伍長を当てていったと推測される。

ここまでは、第一簡の記載状況であり、この戸は夫婦と未成年の一男一女、そして男奴隷から成り立っている。各欄の記載内容は、第一欄に里名・爵位・戸人・戸人の姓名が記され、第二欄に妻、第三欄に未成年の息子、第四欄に未成年の娘、第五欄が男奴隷と後書きの伍長が充当されていることがわかる。この世帯員の記載順や他姓に属するとみられる者に「曰」をつける点は、前掲「封守」とも一致しており、戸籍様簡が、戸を把握する台帳として実際の行政の場でも機能し得ることを物語っている。

二、拡大家族と戸籍様簡

(一) 拡大家族の記載方式

戸籍様簡における単純家族と男奴隷の表記の仕方が判明したところで、次にこれ以外の構成員のいる戸の記載方法をみてゆきたい。

次に掲げる第五簡は、第一欄に戸人とともに、その息子が記載される例である。

南陽戸人荆不更黄□	妻曰不実	子小上造悝	子小女規
子不更昌		子小上造	子小女移

(第五簡KI7/彩版379・10)

先の第一簡との記載事項の違いは、第一欄の息子である。第一欄に記入され、第三欄の子と同じ上造爵ではなく、父親と同等の不更爵を有しており、この息子は成人と考えてよいだろう。他に不更の息子がいる例は第九簡にも見出せるが、息子に妻子がいる例は『報告』の範囲にはない。なお、第三欄二人めの名は文字があつたのか判断しがたい。第五欄は空白のようであるが、他簡をみても、特に記載者や「伍長」のような特記事項がなければ、空白のままにされている。

次に、兄弟ともに第一欄に載せられる例をみておく。

南陽戸人不更彭奄	母曰錯	子小上造状
弟不更説	妻曰□	□

(第八簡K30・45/彩版38-15・16)

本簡では、戸人には弟がおり、兄弟ともに不更爵を保持している。「不更」の前に「荆」が付かないのは、書き漏らしであるのか、もともになる楚爵を有していなかったのかは不明である。⁶⁾ 先の第五簡同様、戸人を含め成人男性をみな第一欄に記入しているとみられ、

各欄への振り分けは続柄とは関係なく、機械的に男女と大小によっていることがわかる。

この他、第二欄には右から母親と妻が記される。これまでみた、父子・兄弟、および母と妻の記入順からみて、各欄の長幼の序は右からの記載順が示していると考えられる。

なお、『報告』は、第二欄の「妻」を「妾」と釈読し、戸人に正式な妻はいないと考えたようである。これは第七簡、および第十一簡の「母室」（後述）という後書きの特記事項を、「母」に読み誤り、なおかつ第七・十一簡ともに戸人が妻帯者であることにより、既婚の戸人の母親は第四欄に入るという先入観がはたらいたためと思われる⁵⁷⁾。しかし、男女と大小を分別することがこの木牘の目的のひとつのようであり、戸人の未婚・既婚によつて母親の入る欄を使い分ける必要はなく、第二欄二人めを「妻」と読んでも問題はない。

また、次の第三簡は、弟が不更爵をもち、なおかつ妻帯している例である。

南陽戸人荊不更大□ 妻曰媼 子小上造視

弟不更慶

慶妻規 子小造□

(第三簡K43/彩版36-5・6)

先の第八簡との違いは、第二欄の戸人の妻は「妻曰」と記されるのみである一方、弟の妻には弟の名が冠されていることである。つまり、戸人以下の構成員は、その中でさらに夫婦単位に分けられているのである。

最後に、写真からの判読ができず、はなはだ心許ない例ではあるが、左掲の第十簡は、妻帯する三兄弟が同一木牘に記載される例である。

南陽戸人荊不更宋午

子小上造傳

衛子小女子□ 臣曰襜

弟不更熊

熊妻曰□□

子小上造逐

弟不更衛

衛妻曰□□

□子小上造□

熊子小上造□

(第十簡/K2・23/彩版39-19・20)

戸人宋午の妻の入るべき第二欄第一行は空欄であるが、『報告』は削り取った痕跡があるとしている。第三簡同様、弟たちの妻には、それぞれ弟の名が付されている。さらに、第三・四欄の子女であるが、親の名の記されない者は戸人の息子、弟の子にはそれぞれ弟の名が冠され、父親の別が明確になっている。つまり、戸の内部における夫を中心とした単純家族が明瞭になるよう配慮されているのである。

以上みてきたように、およそ戸籍様簡は、木牘の最上段右上から戸人を書き出し、それ以下の人物を一枚の木牘に列記しており、ひとつの戸が一枚の木牘にまとめられている。

言い換えれば、母や兄弟の妻子、さらには男奴隸をも含め、同一木牘に記される人々は全て、ひとつの戸に属する。ここで、戸籍様簡の記載の特徴を三点に整理しておく。

①各欄の記入事項と、記載者例は下記のとおりである。

第一欄…成年男子。記載者例は、戸人・戸人の息子・戸人の弟。

第二欄…成年女子。妻・母・弟の妻。

第三欄…未成年男子。息子・弟の息子。

第四欄…未成年女子。娘・弟の娘。特記事項「母室」

第五欄…男奴隸。特記事項「伍長」

②上掲①の記載欄の振り分けで、男女・大小の別と、血縁と奴隸の違いを示す。

③戸人の子女・兄弟には、続柄を表記するのみで、戸人の名を冠さない。弟の妻子には弟の名を明記し、夫婦・親子の関係を明らかにする。

(二) 戸人と「母室」―田宅受給と関連して―

次に、先に触れた「母室」について、少し述べておきたい。「母室」というのは、左掲の第四簡にみえるように、第四欄の別筆である。

南陽戸人荊不更黄□ 【妻】曰負芻 子小上造□ 子小女子女祠 母室

(第四簡/K28/29・彩版37-7・8) [図2]

これのみでは、「母室」の記載が第四欄のみにかかるのか、戸人以下全体についてのことなのか、判断がつきかねる。さらなる手がかりを得るために、第七簡をみてみたい。

南陽戸人荊不更□□ 妻曰義 …… 母室 伍長²⁸⁾

(第七簡/K42・46/彩版38-13・14) [図3]

この簡の写真は全体に不鮮明で、個々の記載を読み取れないが、幸い別筆の「母室」と「伍長」はほぼ認められる。『報告』は「母室」を「母睢」とするが、戸籍様簡では成員の記載は各欄に上詰めで記されるのに対し、この二文字は欄の下半分に大きく書かれ、また「室」の「宀」はよく残っていることから、別筆である。写真が不鮮明で、心許ないのであるが、第四欄記載者はないようにみえる。もしそうであれば、「母室」は第四欄記載者に限定されるのではなく、戸人以下全体にかかわる事柄といえよう。次の第十一簡第四欄の「母□」と釈される文字も、下寄りにやや大きく書かれ、「母室」の可能性が高い²⁹⁾。

南陽戸人荊不更□□ 妻曰有 子小上造綽 母□□

(第十一簡/K13・48/彩版39-21・22) [図4]

かつて太田幸男氏が検証したように、睡虎地秦簡にみえる「室」字は家屋を指しており⁽²⁰⁾、それを踏まえるのなら「母室」は家屋がないとするのがよいとも思える。では、何故、家屋のないことを書き留めるのであろうか。この問題を解決するために、家屋に関連して田宅受給の問題を考えてみる。次にあげるのは、秦律とはいえないが、睡虎地秦簡「為吏之道」に引く魏戸律である。

●廿五年閏再十二月丙午朔辛亥、○告相邦。民或棄邑居塹、入人孤寡、徼人婦女、非邦之故也。自今以来、段門・逆呂・贅壻・後父、勿令為戸、勿鼠田宇。三葉之後、欲士士之、乃署其籍曰、故某慮贅壻某叟之乃孫。 魏戸律。(為吏之道引魏戸律、第一七五〜二一伍簡)

(二十五年閏十二月六日、相邦に告げる。民のなかには、自分の居住地を離れ、郊外に住んだり、孤児や寡婦の家に入り込んだり、婦女を求めて(その家に入ろうとする)者がいるが、この国の伝統にもとっている。これより以後、商賈・旅館・贅壻・後父には戸を形成させてはならず、田宅を与えてはならない。三代の後に仕官を欲し、仕官させる際には、その籍に「もと某閭の贅壻某人の曾孫」のように記載せよ。魏戸律) この魏戸律によれば、商賈等は、独立した戸を形成することはできず、田宅も与えられないことになっており、戸と田宅の受給は、制度上何らかの関連があるようである。

また、時代は下るが、張家山漢簡「戸律」では、戸主のもつ爵位に応じた戸単位の田宅受給規定があり、立戸と田宅受給は不可分の関係にあったといわれている⁽²¹⁾。

諸不為戸、有田宅、附令人名、及為人名田宅者、皆令以卒戍邊二歲、没入田宅県官。 為人名田宅、能先告、除其罪、有界之所名田宅、它如律令。(戸律、第三二三〜三二二四簡)

(およそ、戸を形成せずに田宅を保有し、他人名義で登記する、および他人のために自分名義で田宅を登記してやる者は、いずれも卒として戍邊すること二年とし、田宅は県官に没収する。他人のために田宅を登記しても、自らそれを申し出れば、その罪を免除し、登記した田宅を申し出た者に与える。その他のことは律令どおりとする) 秦において、爵位と田宅受給が制度として直結していたかは明証を欠く。ただ、前掲魏戸律を加味すれば、秦でも立戸と田宅は制度上、密接な関係にあったことが予想できる。では、そのような制度のもとでの「母室」とは何を示すのか、いま少し戸律をみてゆこう。

未受田宅者、郷部以其為戸先後次次編之、久為右。久等、以爵先後(以下略)。(戸律、第三一八簡)⁽²²⁾

(いまだ田宅を受給していない者には、郷部はその立戸の順に従って整理し、立戸の古い者から優先し、立戸の順が同じであれば、爵位によって順番をつける)

この戸律によれば、田宅受給が遅滞している場合、立戸の時期や爵位の上下による優先順位をつけたうえで、田宅を与えてゆくことになっている。この立戸と田宅受給の遅延、特に宅地の受給待ちであることを「母室」という語が示すのではないか。

何故なら、先にあげた「母室」のみえる簡は、夫婦と一人から二人の子女からなる単純家族で、家族の人数が多くはない。これは、比較的若い夫婦で、立戸からそれほど時間を経ていないからであるとも想像し得る。加えて、第四簡の戸人は黄姓であるが、黄姓は第二簡、および第五簡にもみえており、八人家族と七人家族という子沢山の在所帯である。この黄姓の戸から分かれたのが第四簡の黄□の戸なのではなからうか。

これは、あくまで推論にすぎないが、「母室」とされる戸は、戸を独立したにもかかわらず、独立した宅地のない戸を指すのかと考える。戸の登録と居住実態とがともなわず、宅地の受給待ちの戸、それを「母室」と官は認定するといえないだろうか。

残念ながら現段階では、「母室」に認定される戸の立戸が、戸人らの自発的なものか、官による強制的な分異措置であるのか判断できない。また、この「母室」の表記が、単に立戸と、独立した宅地のないことを官が認定するにとどまるのか、速やかに次の居住先の手配や転出の準備がなされるのか、不明である。伍長にして母室というのも、現住地でそのまま伍長をするとも、転出先で新たな伍に組み込まれ、伍長をつとめるとも考えられる。もし、後者であれば分異と田宅受給の実施を考えるうえで大変興味深い。これ以上は保留としておきたい。

三、睡虎地秦簡における同居・室人

(一) 同居・室人の定義

冒頭で述べたように、睡虎地秦簡の発見以来の懸案事項のひとつが、同居・室人の語の定義の確定であり、戸との相互関係であった。最近では鷺尾祐子氏が、かつての太田幸男氏の「一戸一正丁説」を継承しながら、新たな定義を試みている⁽²⁴⁾。ただ、前項までの戸籍様簡にみられたように、戸内に複数の成人男性がいることもままあり、一戸一正丁説は成り立たない。そこで、戸籍様簡と睡虎地秦簡双方を用いての再検討を試みたい。

まず、戸であるが、これは先の戸籍様簡の分析で述べたように、一枚の木牘に記される戸人以下の成年・未成年の男女と、奴隸を含めた世帯員全てである。一般的に戸というのは徴税の単位であるが、その原則は睡虎地秦簡にもいえる（以降、睡虎地秦簡の引用は、冒頭に付したアからカの記号で示す）。

ア・可（何）謂「匿戸」及「敖童弗傳」。匿戸弗繇使、弗令出戸賦之謂毆（也）。（法律答問、第一六五簡）

（「戸をかくす」、および「敖童を傳けない」とは、何をいうか。戸を隠匿して、その家の者を徭使せず、戸賦を出させないことをいう）

「匿戸」・「敖童弗傳」の双方が徭使や戸賦の徴収に関連づけられるのであれば、これらの徴収は戸を単位として官に把握されていることになる。では、この戸と、同居・室人はいかなる関係にあるのだろうか。

例の多い同居から検討すると、左掲の成律では同居の成卒への同時徴発を禁じている。

イ・●成律曰、同居毋并行、県嗇夫・尉及士吏行成不以律、貲二甲。（秦律雜抄、第三九簡）

（成律には、同居は同時に成卒に派遣してはならない。県嗇夫・県尉、および士吏が成卒を派遣する際に律どおりにしなければ、貲二甲とする、とある）

成卒となるのは成人男性であり、繇使・戸賦を戸単位に課すことを踏まえれば、これは成人男性が戸内に複数いる状況に対応するための律であろう。先の戸籍様簡で、父親と成年の息子、および成年の兄弟同士が同一戸に登録されていたことが容易に想起される。このような状況が同居の意味にかかわるはずである。

次に、左掲の法律答問の「●」以下に、同居の語がみえている。

ウ・律曰与盜同法、有曰与同罪、此二物、其同居・典・伍当坐之。云与同罪、云反其罪者、弗当坐。●人奴妾盜其主父母、為盜主、且不為。同居者為盜主、不同居不為盜主。

（法律答問、第二二簡）

（律に、「与盜同法―盗罪と同じ法理で裁く―」とあり、また「与同罪―犯罪者と同じ罰を科す―」とあるが、これらに対し、犯罪者の同居・典・伍人は縁坐・連坐をする。「与同罪」と処断され、なおかつ誣告反坐と処断された場合には、三者は犯罪者に縁坐・連坐しない⁽³⁵⁾。私家の奴妾が主人の父母から盗むことは、主人から盗んだとするか、あるいはしないか。主人と同居であれば主人から盗むとするが、同居でなければ主人から盗んだとはしない）

この条では、奴隷による主人の父母からの窃盗を、「盗主」とみなすか否かの分かれ目が、同居の条件にかかっている。先のア・イを考え合わせれば、ここでの主人と父母との同居とは、同一戸籍をいつていることになる。

同居の意味が同一戸籍にかかわり、父母との関係を表すことがあるならば、妻や未成年の子女の場合はどうであろう。

エ：其已分而死、及恒作官府以負責、牧将公畜生而殺、亡之、未賞及居之未備而死、皆出之、母責妻・同居。 金布（秦律十八種金布律、第八二〜八五簡）

（「吏が官に対して罪を犯した結果負債が生じ」、負債を他の吏と分割後に死亡、もしくは官府で働いて負債が生じる、官の家畜を世話して死亡、逃亡させ、これらの負債を完済しない、あるいは弁済のための労働を満了しないうちに死亡した場合、負債は全て抹消し、妻・同居に弁済を求めない。金布）

この金布律の最後に、妻と同居が併記されていることからみて、同居の範疇に妻は入らない。一方で、次の法律答問にみるように、最低限、妻子を含むのは室人の方である。

オ、或自殺、其室人弗言吏、即葬埋之。問死者有妻・子、当收⁽⁶⁶⁾。弗言而葬、当贖一甲（法律答問、第七七簡）。

（ある人が自殺し、その室人が自殺を吏に申し出ず、すぐにその者を埋葬した。死者には妻子があるが収帑すべきか。自殺を申し出ずに埋葬したことは、贖一甲とする）

ここで、自殺者に室人がおり、後文で妻子の収帑が問題となっていることからみて、室人に最低限、妻子が入ることは間違いない。

このオで、妻子の収帑が問われる理由の力点が、夫の自殺にあるのか、自殺を届け出ずに埋葬したことにあるのか、定かではない。ただひとつ気になるのは、収帑について妻子をあげることである。

すでに李均明氏らが論じたように⁽⁶⁷⁾、張家山漢簡二年律令収律においては、収帑の範囲を明らかに妻と子に限っている。また、角谷常子氏は、この収帑と室人の範囲が一致すると述べており⁽⁶⁸⁾、この角谷説を踏まえつつ、室人と同居の関係を検証してみよう。

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府者、皆收其妻子財田宅。其子有妻・夫、若為戸、有爵、及年十七以上、若為人妻而棄寡者、皆勿收。坐奸、略妻及傷其妻以収、母收其妻（収律、第一七四〜一七五簡）。

（完城旦・鬼薪以上の罪人、および姦淫罪で腐刑に処せられる者はみな、その妻子・財産・田宅を没収する。その子に妻や夫がいる場合、もしくは戸を独立している、有

爵者である、および十七才以上、もしくは一度結婚したが離婚したり寡婦となつてい
る場合は、收帑してはならない。ただし、夫が姦淫罪に坐した、あるいは妻自身が略
妻や傷害の被害者であつた場合、その妻を收帑してはならない)

この收律によれば、子には收帑の免除事項があり、既婚者(離婚女性・寡婦を含む)、
戸の独立済みの者、有爵者、および十七歳以上の者には收帑が科されない。

この收帑の原則を前提にして、再度、睡虎地秦簡に目を転じてみる。

カ・可(何)謂室人、可謂同居。同居、独戸母之謂毆(也)。●室人者一室尽当坐罪人
之謂毆(也)(法律答問、第二〇一簡)

(何を室人といい、何を同居というのか。同居とは「独戸母」をいう。室人とは、室
を同じくする者全てが、罪人に縁坐することをいう)

この前半部分の「独戸母」が難解で、意味を量りかねるが、後半の室人の解説については、
收帑が妻子に加えられる大変厳しい措置であることを考慮すれば、この「一室尽当坐罪人」
というのが、成年男性とその妻子であり、彼らこそ室人であると解してよいのではないか。
換言すれば、夫・妻・未成年子女という単純家族が、室人としてくくられるのである。そ
して、收帑のかかる室人と、それ以外の家族の犯罪者への縁坐との間に差があるように思
えるのである。

その理由は、前掲ウでは、地域の責任者として連坐する典・老とともに同居が縁坐を問
われており、犯罪内容によつては、この三者には縁坐・連坐の免除事項が発生するからで
ある。下記のように、誣告罪に同居・典・老への縁坐・連坐が生じないのはこの一例であ
ろう。²⁹⁾

キ・甲誣乙通一錢黥城旦罪、問甲同居・典・老論不当、不当。(法律答問、第一八三
簡)

(甲が、乙が通銭一錢を行い黥城旦の罪である、と誣告した。甲の同居・典・老は論
断に当たるか、当たらないか。論断には当たらない)

完城旦以上の犯罪者の妻子は收帑が原則であるから、誣告反坐により黥城旦に処される男
性の妻子は無条件に收帑であろう。一方、典・老とともに同居は縁坐を免れるのである。
このような犯罪内容により免除次項があるのは、犯罪者と室人の関係にある妻子と同居
は、「戸内で別の範疇にあるからだ」と考えたい。ひとつの戸内において室人と同居が異な
るからこそ、カのような設問が必要とされたのである。

そして、室人、同居を識別する具体的な手段が、戸籍様簡の記載方法ではないか。戸籍

様簡では、成人男性に妻子がいる場合は、戸人ではなく夫（父）の名を付すことで戸内の単純家族の単位を明確にした。これによって、戸内の室人の単位は識別可能である。

それを踏まえて再度、同居を顧みると、戸内の成人男性同士の関係であると同時に、戸内部の単純家族（室人）同士の関係を指していると考えられる〔下図〕。つまり、戸というのは、複数の単純家族を内包する可能性があるもので、その内部の関係を示すのが同居・室人の語なのである。無論、単純家族（室人）のみで完結する戸の場合には、同居は存在しない。

以上のように考えると、次のクも理解しやすい。

ク・盗及者它罪、同居所当坐。可謂同居。●戸為同居、坐隸、隸不坐戸謂毆（也）。（法律答問、第二二簡）

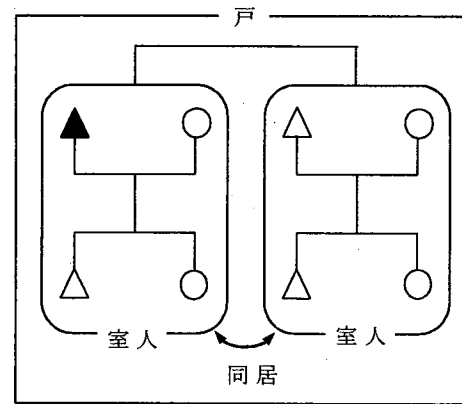
（盗みや、その他諸々の罪に対し、同居は縁坐に当たる。何を同居というのか。戸が同居から成り立つ場合、戸の構成員は全て隸に縁坐するが、隸は戸全体に縁坐しないとをいう）

これは、盗罪をはじめとする反坐一般に対し、犯罪者の同居に何らかの縁坐が生じる、という原則を前半で述べる。そして、後半では戸内部が同居に分かれる場合の隸の縁坐を規定する。

従来、「戸為同居」とは、「戸とは同居のことである」、すなわち「戸＝同居」として訳されてきた。しかし、「戸為同居」とは、後文に続く前提条件であり、「戸」が同居、すなわち複数の室人グループから成り立つ場合、と解するのが適切である。その理由は、クの「隸」がこれまで、臣妾の「妾」と同様、奴隸と解釈され両者の違いに注意が払われてこなかったことに気付いたからである。

推論の域を出ないが、「隸」とは、正式な妻ではなく、枕席に侍り、なおかつ身分の低い女性であるかと思う³⁰⁾。それは、奏讞書第二八〜三五簡で、ある男性の「隸」であった女性が、その男性の仲介により、前科者である隠官に嫁いでいる事例があるからで、「隸」の処遇には男性の恣意が大きくはたらくように見受けられる。男性のもとに置かれるという点では、妻と共通する部分があり、「隸」も室人を構成するのではなからうか。そう考えると、「●」以下の文意は、室人に属する隸の犯罪に対し、戸の構成員全てが責任を負

〔図〕戸・同居・室人関係図



△:男性 ▲:戸主 ○:女性

うが、「隸」は戸全体ではなく、自分と同じ室に属する者に対してのみ同時に罪を問われる、ということになる。

(二) 同居・室人の語にみる治安維持と税負担

最後に、同居・室人の意味が明らかになつたところで、戸籍様簡の書式と、室人・同居による戸内の識別がとられた理由について考えてみたい。先に結論から述べれば、戸籍編成の意図である治安維持と税負担の問題としてとらえるべきである。このうち治安維持については、室人・同居が縁坐にかかわる分類であることは前項で述べた。

他にまず、戸籍様簡の書式、特に大小の別から思いついたのは、戸賦である。これまでの研究でも、睡虎地秦簡における戸賦は人頭課税で、漢代の算賦の前身に相当するといわれてきた⁽³¹⁾。戸籍様簡で成年・未成年の区別をするのも、やはり戸賦の対象者を割り出すためであろう。重近啓樹氏は、成人女性も戸賦の負担者であると述べているが、戸籍様簡で女性について成年・未成年を分けるのは、その証左といえるかもしれない。

次に戸籍様簡で目につくのは第一欄記載者、兵役・力役の負担者たりえる成人男性である。もちろん、兵役・力役の負担者については、別途に傳籍が設けられており⁽³²⁾、一戸の成員全てを登録する戸籍様簡とは性質を異にする。また、秦の傳籍年齢と戸賦徴収の基準が一致しているか決め手を欠く。ただ、傳籍の候補者を明確にするためにも、戸籍様簡の記載方法が有効であることは肯げよう。

そして、第二項であげたイの成律では、同居から成卒を同時徴発することを禁じている。これは、背後に養われるべき家族の多いことを予測し、配慮するからであろう。そのためには、まず同居の関係を戸籍など帳簿上で明らかにしておくはずである。

戸籍様簡からのみ、戸賦や兵役・力役を論じることには限界があり、これ以上は専論に譲りたいと思うのだが、戸籍様簡の記載方式は、戸賦や兵役・力役負担者の識別の面からも、有効ではないだろうか。室人には成年の男性はひとりしかおらず、息子が成年とみなされた時点で、父の室人から独立し、同居として登録される。これは、戸籍様簡上で第三欄から第一欄に記入欄の変わることを意味しているが、この方式は一覧としても優れている。何故なら、候補者の人数が一目で把握できるからである。

さらに、戸籍様簡の出土した里耶の地は、かつて楚の支配下にあった。秦以前の旧住民の墓葬が城址の後背地に広がり、また、戸籍様簡に登録された成人男性は元々は楚爵を帯びていた。彼らにとって秦は、新来の支配者である。思うに秦は、その膨張過程において

各国の様々な制度下にある戸を支配に取り込む経験をしたであろう。例えば、商鞅とほぼ同時期、蘇秦の語る臨菑の都の様子は、斉の戸の様子をかいま見せる。

説斉宣王曰、「臨菑之中七万戸、臣窃度之、不下戸三男子、三七二十一万。不待発於遠県、而臨菑之卒固已二十一万矣」〔『史記』蘇秦列伝〕

（蘇秦は斉の宣王に説いて言った。臨菑の城中には七万戸が住まっています。私が推し量りますに、一戸につき最低三人の男性がいるとして、三七二十一万人は男性がいることとなります。遠隔地の県からの徴発を待たずともなく、臨菑にはもともと二十一万人の卒がいることとなります）

この蘇秦の言に誇張はあるにせよ、当時の臨菑の一戸に複数の成人男性がいることが当然として語られている。この様子は、商鞅が推進したという、兄弟、あるいは父子の別居のような分異政策とは様相を異にしている。また、漢代の家族が小さいことと比べても、斉の臨菑の戸というのは、かなりの人数を収容していたことになる。この理由には、戸の登録範囲という制度の差異、あるいは家族のあり方そのものの違いの双方が考えられる。

もちろん、いわゆる秦の分異令の実態をただちに計り知ることはできない。ただ、秦にとっては、国ごとに異なる制度下の戸、あるいは多様な形態をとる家族を自国の方式に組み込む作業こそ、占領地支配の要であったはずである。その際、父子や兄弟全ての別居を強制し、居住地の移転をとまうような分異政策を全土で行うことは現実的ではなからう。

それよりはむしろ、居住者の男女や、成年・未成年の別を忠実に帳簿に写し取る調査によって、戸賦の徴収額や徴発対象者を確定していくことが優先されたと考えられる。戸内に複数の成人男性とその家族がいることを考慮し、彼らの関係を識別してゆくために、室人・同居の語による区分は必要であったといえる。そして、必要に応じて新たな立戸者への田宅受給を行いながら、伍制を布き、地域を秦の手法に則って再編していったのではない。また、同居の同時徴発の禁止や、最も厳しい縁坐である收帑を室人に限定することは、兵役・力役や戸賦の負担者となる戸の保全にもつながり、戸口調査に並行する伍制の施行により地域の安定が志向されていたと考えられる。

おわりに

これまでの考察の結果をまとめると、里耶秦簡戸籍様簡の主な機能は、男女と大小の別

を明らかにし、なおかつ戸内の夫(父)を中心にした単純家族の単位を分けることである。戸内の構成員とその関係が明らかになったところで、「母室」の認定と、伍長の決定がなされ、特記事項が付されてゆく。

睡虎地秦簡に散見した同居の語は、一戸に複数の成人男性がいる場合の相互呼称であり、室人は成人男性の妻、および未成年の子からなるグループである。単純家族、すなわち室人のみの戸に同居は存在しない。成人男性であれば誰でも同居扱いとなるので、父、兄弟のみならず、これより遠い血縁関係でも同居としての登録は可能であろう。

戸籍様簡で男女・大小・単純家族の別が分けられていることで、戸内の同居・室人の関係も明瞭になる。男性は未成年から成年になること、つまり戸籍様簡で第三欄から第一欄に記入先が移動することで、父の室人から同居へと戸内の位置づけが変わるのである。

また、戸籍様簡にみえる戸をみる限り、従来いわれてきたような、兄弟、あるいは父子の強制的な分異の存在は薄い。ただ、立戸と宅地があることは不可分の関係にあり、あらたな立戸者を「母室」として認定し、宅地の受給待ちとする制度は存在したとみられる。この新規の立戸が、官による強制であったのか、また、本人たちの望まない、遠隔地への移住をとまうような措置をもちえたのかは、現時点では判断できない。

この戸籍様簡の書式と、同居・室人の語から読み取れるのは、秦の統一過程において、各国の様々な制度下にあり、また形態も多様であったであろう家族を取り込む秦の手法である。民の男女と成年・未成年、および奴隷の区別をまず把握することではじめて兵役・力役の候補者が確定し、戸賦も円滑に徴収することができる。そのために用意されたのは、単純ではあるが、木牘を五欄に分けた台帳であり、各戸の構成員が明らかになったのち、改めて伍が編成され、責任者である伍長が決定された。そして、戸籍様簡から明らかになる室人・同居の別は、縁坐の関係を区切ることに有効であった。このような弁別は、戸の保全と、それを取り巻く地域の安定化にもつながるよう設計された方法といえる。

特に里耶のような占領地においては、旧住民の把握と、それを可能にする行政組織の構築が急務とされたであろう。無論、この方法が、故秦地でも行われていたことを排除しているわけではない。むしろ、律の存在を前提とした法律答問のような手引き書に、室人・同居の語がみえるということは、故秦地も含め、全土での制度の施行が目論まれていたはずである。

続く張家山漢簡二年律令にも同居の語は散見しており、秦から漢への制度の継承が予測される。また、戸を成人男性を中心とした単純家族に分ける考え方は、その先の文帝の収

帑制廃止の理解へも手がかりとなろう。これらは第四章で再び論じることとして、本章を終えたい。

(1) 佐藤武敏「漢代の戸口調査」『集刊東洋学』第十八号、一九六七年・李均明「關於八月案比」『出土文献研究』第六輯、二〇〇四年、張家山漢簡研討班「張家山漢簡法律文書研討綜述」所収。

(2) 佐竹靖彦「秦国の家族と商鞅の分異令」『史林』六三卷一号、一九八〇年・古賀登『漢長安城と阡陌・県郷亭制度』雄山閣、一九八〇年、第V章第七節・太田幸男『中国古代国家形成史論』汲古書院、二〇〇七年、第六・七章・岡田功「中国古代の「家約」の成立について」『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院、一九九五年・堀敏一『中国古代の家と集落』汲古書院、一九九六年、第一章・山田勝芳「中国古代の「家」と均分相続」『東北アジア研究』第二号、一九九八年。諸氏の見解については、山田論文にまとめられているため、本稿では詳述しない。

(3) 『史記』始皇本紀によれば、始皇十六年（前二三一）に男性の年齢申告が実施されているが、睡虎地秦簡には身長による成年・未成年の別が残っており、女性や奴隸の年齢申告については記録がない。また、兵役台帳である傳籍の基準年齢についても議論があり、戸賦徴収の開始基準も不明である。この問題の研究史は、山田勝芳『秦漢財政収入の研究』汲古書院、一九九三年、第四章第二節を参照されたい。

(4) 藤田勝久「里耶秦簡の情報システム―秦代の郡県制をめぐって―」『愛媛大学法文学部論集』人文科学編、第二十三号、二〇〇七年九月・邢義田「龍山里耶秦遷陵県城址出土某郷里南陽里戸籍簡試探」『武漢大学簡帛研究中心網站』二〇〇七年十一月（http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=744）。以下、邢論文の引用はこれによる。鷲尾祐子「出土文字資料にみえる秦漢代戸籍制度―湖南省里耶古城出土秦名籍と江蘇省天長県西漢墓出土戸口簿・算簿―」『東亜文史論叢』二〇〇七年。

(5) 謝桂華・李均明・朱国焯『居延漢簡釈文合校』文物出版社、一九八七年。

(6) 走馬樓簡牘整理組編『長沙走馬樓吳簡』竹簡〔卷〕、文物出版社、二〇〇三年。

(7) この名籍の復元は、町田隆吉氏による（「長沙吳簡よりみた「戸」について―三国呉の家族構成に関する初步的考察―」『長沙吳簡研究報告』第三集二〇〇七年）。

(8) 池田温『中国古代籍帳研究―概観・録文』東京大学出版会、一九七九年、一九頁。

- (9) 根は『礼記』曲礼下に「婦人之贄根・榛・脯・修・棗・栗」(婦人の贄はケンポナシ・ハシバミ・干し肉・棗・栗である)とあり、ケンポナシの木を指す。「具」字が「根」の省体であることは、勅山明氏の教示による。
- (10) 石岡浩「戦国秦の良民の「大」「小」区分と身長6尺―未成年に科す実刑と未発達な贖制度の関係―」『法史学研究會会報』第十一号、二〇〇七年。
- (11) 『報告』の図版は、簡牘一枚につき二枚の写真に分けて掲載しており、本論〔折り込み図〕はこの写真を合成して一枚にしている。
- (12) 裘錫圭『中国出土古文獻十講』復旦大学出版社、二〇〇四年、一二一―一二二頁。
- (13) 邢氏も同様の解釈をし、さらに占領地の帰順者の爵位を保障し、爵の追加を行った例として、趙による上党の民への賜爵(『戦国策』趙策一・『史記』趙世家)をあげている。
- (14) 高恒「秦律中の徭・戍問題」『秦漢法制論考』厦門大学出版社、一九九四年。
- (15) 陳爽「走馬樓吳簡所見奴婢戶籍及相關問題」『吳簡研究』第一輯、二〇〇四年。
- (16) 『報告』は「荊」字を釈すが、写真にはみえない。
- (17) 『報告』が第四欄に母親を入れるのは、老年のため戸賦等の負担者ではないと考えた可能性もある。確かに、戸籍様簡では男女とも老年者の記載欄はわからず、第四欄であったことも考えられるが、今回の『報告』の範囲で、第四欄に父母のいる例はない。
- (18) 『報告』は第三欄を「……」とし、一行分の文字の痕跡を認めている。写真ではよくみえないが、『報告』にしたがった。
- (19) 鷺尾氏も『報告』の「母□」が「母室」である可能性を指摘をするがそれを採らず、後文でこれを母として、老年者が第三欄に書かれたことの証左とみており、本論と見解を異にする。前掲注(4)鷺尾論文。
- (20) 前掲注(2)太田著書、第六章、二。
- (21) 楊振紅「秦漢」名田宅制」説―從張家山漢簡看戰國秦漢的土地制度―」『中国史研究』二〇〇三年三期。この他にも戸律の爵位と田宅受給についての論考は数多いが、宮宅潔氏は、二年律令段階で、爵位に基づく田宅受給は必ずしも十全に行われておらず、爵位が田宅受給資格にすぎないとしている。「漢初の二十等爵制―民爵に附帯する特権とその継承―」『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』―論攷編―朋友書店、二〇〇六年。
- (22) 整理小組によれば、本簡冒頭の「□□廷歳不得以庶人律」は他簡からの転写であるため、省略した。
- (23) 『報告』参照。第二簡(K1・2・50/彩版36-3・4)・第五簡(K17/彩版37-9・10)

- (24) 鷺尾祐子「秦の「戸」「同居」「室人」について―秦における国家と血縁集団―」『中国
古代史論叢』四集、二〇〇七年。
- (25) 本条の前半部分を、フルスウェ氏は、「律曰与盜同法、有曰与同罪、此二物。其同居・
典・伍当坐、云与同罪、云反其罪者、弗当坐」と句読し、「律に『与盜同法』といい、ま
た『与同罪』というのは別個の事柄である。同居・典・伍が連坐に当たるのが『与同罪』
であり、『反其罪者』といった場合は連坐に当たらない」と訳す (Hulsewé, A.F.P., *Remnants
of Chin Law*, Leiden, E.J.Brill, 1985, pp.125-127)。

私見によれば、睡虎地秦簡での「曰」と「云」の使い分けには意味がある。「曰」は
「律曰：」として頻出し、「律に：とある」として問題ない。一方「云」字は、睡虎地秦
簡でこれを用いる例は少なく、本条以外では封診式に四例あるのみである(第六・一三・
四〇・四四簡)。この四例はいずれも、「所坐論云可(何)」と表記される部分で、「罪は論
断のときに何といわれたか」という意味であり、論断に限って「云」を使用している。こ
れを踏まえると、「云与同罪」とは、「論断で『与同罪』といわれた」ことをしめすはずで
あり、本文のように訳出した。

(26) 睡虎地秦簡整理小組は、この「収」を遺体の收容とするが、睡虎地秦簡の「収」は一貫
して、身柄や財産の没官を意味しており、ここも同様と考える。

(27) 二年律令収律、第一七四〜一七五簡。李均明「張家山漢簡《収律》与家族連坐」『文
物』二〇〇二年九期・石岡浩「収制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発端―爵制の混乱
から刑罰の破綻へ―」『歴史学研究』第八〇五号、二〇〇五年・宮宅潔「有期労役体系の
形成」『東方学報』京都、第七八冊、二〇〇六年。なお、睡虎地秦簡における収帑につい
ては、本論第三章で論じる。

(28) 角谷常子「秦漢時代における家族の連坐について」前掲注(21)『江陵張家山二四七号墓出
土漢律令の研究』論攷編。室人が妻子をさすことについては、かつて堀敏一氏が伝世史料
の「室」字を涉獵しつつ、睡虎地秦簡の室人が後世の「房」に相当すると述べている。前
掲注(2)堀著書、第一章。

(29) 富谷至氏は、誣告罪を犯した者の同居に縁坐はないとしているが、同居を戸の構成員全
てととらえている(『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎、一九九八年、第三篇第一章)。

(30) なお、『報告』は、戸籍様簡第八簡(K4/彩版 38-17・18)第二欄に妻と並んで、「隸大女
子華」とみえていけるとする。写真では「隸」が判読できないため、検討対象から外したが、
劉敏氏は、この「隸」について、親属によって贖身された、もしくは病気などの理由によ

り官の監督下から外れた隸妾ではないかとしている。しかし、左掲二年律令戸律によれば隸臣妾は民の居住する里には住めないことになっており、戸の構成員として隸妾が登録されたとは思えない。

隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲家室居民里中者、以亡論之。(戸律、第三〇七簡)

(隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲で、民の里中で普通の家屋で暮らす者は、逃亡として論断する)

(31) 前掲注(2)佐竹論文・(4)山田著書第三章第一節。

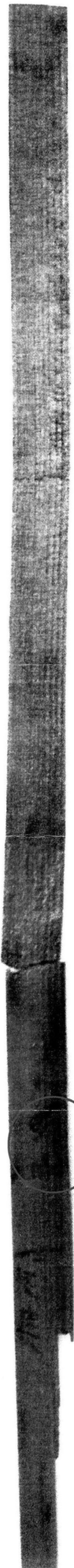
(32) 重近啓樹『秦漢税役体系の研究』汲古書院、一九九九年、第五章一。

(33) 浜口重国「漢の徴兵適齢について」『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、一九六六年・前掲注(4)山田著書、第四章第二節・前掲注(33)重近著書、第三章二。



母

[図4] 十一簡



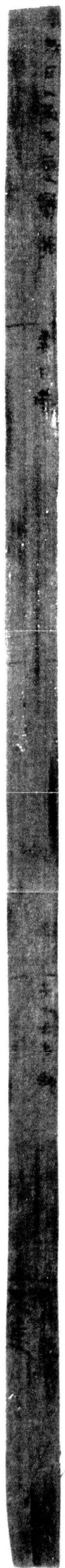
母
六

[図3] 七簡



母
室

[図2] 四簡



[図1] 一簡

第二章 漢初における奴隸と主人の「関係」

はじめに

本章の目的は、これまで家産（同居共財家族の財産）としてとらえられてきた奴隸の性格を、主人との「関係」を基軸とした、擬制的な家族の成員として見直すことにある。

従来も奴隸については、中国史研究における大きな問題として、あまたの研究を生み出してきた。例えば、仁井田陞氏は、中国法における奴隸を、家産としての側面と、人間としての側面を併せもつ「半人半物」的存在ととらえ、奴隸を家産とのみとらえることに疑義を呈した^①。しかし、これに対し浜口重国氏が、奴隸の家産的性格を前面に押し出した説を公表したこともあり^②、これまでの議論の焦点は、奴隸の家産性格の程度をはかることに大きな関心がはらわれてきた。この関心の背後には、奴隸への処遇が人間的であるかどうか、社会、あるいは歴史の「発展」の指標とみなされてきたからでもある^③。その結果、時代の古い秦漢代の奴隸への処遇は、家産に近いと考えられる傾向が強かった^④。

家族の「関係」をテーマとする本論が、奴隸の問題を扱うのは以下の二点の理由による。第一に、従来疑問視されてきた奴隸の戸籍登録について、張家山漢簡の公表により、あらたな手がかりが得られたと思うからである。これまでは大勢として、奴隸は家産として登記されていたと考えられており、戸籍に登録されるという、奴隸の肉身的側面が閑却されてきた。しかし、戸籍上の家族である戸に登録されるということは、主人や戸の構成員との間に何らかの家族的な「関係」を見出せる可能性を孕んではいないだろうか。

第二に、かつて宇都宮清吉氏は「僮約研究」のなかで、奴隸が主人との契約を結ぶなかで、自らの身分を承認する手続きを踏んでおり、売買の基底には、奴隸を人間として認めるという法倫理が横たわっていると論じている^⑤。実際、「僮約」に登場する奴隸の便了は、亡くなった主人からの命令を理由に、寡婦（主人の寡妻）の客人に使われることを拒んでいる。これは、奴隸から亡くなった主人に対する敬慕があるからこそ、とられる行動であり、奴隸の家産的側面にばかり注目していたのでは、その心情を理解しがたい。この奴隸便了の行動の背後にある倫理観に、筆者は注目したいのである。

以上の問題を解決するひとつの手段として、本章では張家山漢簡にみえる奴隸についての規定を、家族の「関係」という視点から検討しながら、律が主人と奴隸の「関係」をど

のように家族の中で位置づけていたのかを考察する。律を分析対象とするのは、当時の倫理観を反映しているものと考えらるからである。

なお、本章では史料中の「臣妾」「奴婢」といった隷属民を奴隸、奴隸以外の一般人を良民と呼ぶこととし、議論の性質上、官有奴隸は捨象していることを断っておく。

一、漢初の戸籍調査と奴隸の登録

(一) 漢初の戸籍調査

奴隸と戸籍登録の問題を論じる前提として、まず漢代の戸籍制度について、先学の成果によりながら確認しておきたい⁽⁶⁾。

漢代の戸籍制度について、多少なりとも伝世史料に記録が残るのは後漢からである。『後漢書』礼儀志中の記述などによれば、戸籍調査は毎年八月に行われ、本人出頭による照合によって戸籍が作成された⁽⁷⁾。この八月の戸籍調査は漢初に遡ることが、二年律令からも確認される。

恒以八月令郷部嗇夫、吏、令史相襍案戸籍、副臧(臧)其廷。有移徙者、輒移戸及年籍爵細徙所、并封。留弗移、移不并封、及実不徙数盈十日、皆罰金四両。数在所正、典弗告、与同罪。郷部嗇夫、吏主及案戸者弗得、罰金各一両。(戸律、第三二八〜三三〇簡)

(毎年、八月に郷部嗇夫・吏・令史に共同で戸籍を集計して調べさせ、副本を県廷に保管する。転出した者があれば、そのたびごとに、戸籍と年籍爵細を転出先に送り、「戸籍と年籍爵細とを」併せて封印する。移動元で、書類を送らなかつたり、送つても「戸籍と年籍爵細とを」併せて封印していない、及び転出者の戸籍を送らないことが十日に及んだ場合は、郷部嗇夫・吏・令史に罰金四両を科す。転出先の戸籍所在地を担当する里正・里典が「上記の不備を」を申し出なかつたなら、与同罪とする。転出先の郷部嗇夫・主管の吏、及び戸籍を調べる担当者は罰金一両とする)

本条によれば、八月に郷の役人である郷部嗇夫と、県の吏・令史が共同で戸籍を調べる、調査の終わった戸籍の副本は県廷に保管されることになっている⁽⁸⁾。ただし、二年律令の範圍では、調査時に本人の出頭による照合が行われていたかははっきりしない。また、八月には戸を独立して、あらたな戸を立てる「立戸」も許可されることになっており、戸の登

録にかかわる申告・調査は、おおむねまとめで行われたようである。

為人妻者不得為戸。民欲別為戸者、皆以八月戸時、非戸時勿許。(戸律、第三四五簡)
(人の妻である者は、戸籍を独立することはできない。民が戸籍を分けることを願う場合は、必ず八月の戸籍調査時に行い、その時でなければ許可してはならない)

睡虎地秦簡倉律にも、八月に刑徒である隸臣妾の傅籍を行うという規定があるため、八月の戸籍調査は、秦制を継承したものといえよう。

しかしながら、このような戸籍調査は漢王朝草創期から、ただちに機能したわけではない。次に引く高祖五年(前二〇二)詔では、秦末以来の混乱によって流民化した人々の帰郷を呼びかけると同時に、「名数」、すなわち戸籍の申告を促している。

詔曰、「(中略)民前或相聚保山沢、不書名数、今天下已定、令各歸其県、復故爵田宅、吏以文法教訓弁告、勿答辱」(『漢書』高帝紀下)

(詔して言った。「民で先に山中や沢中に集まって隠れ、戸籍を申告していないがいたら、今はすでに天下が安定したので、それぞれ自分の県に帰らせ、かつての爵位と田宅を与える。役人は法にしたがい訓告し、答打ちをして辱めてはならない」)そして、この詔にもかかわらず、このような流民の定着と戸籍申告は、一朝一夕に成功するものではなかった。それは三年後の高祖八年(前一九九)の事件を記録する奏讞書に引かれる令からみてとれる。

令曰、「諸無名数者、皆令自占書名数、令到県道官。盈卅(三十)日、不自占書名数、皆耐為隸臣妾、錮。勿令以爵・賞免。舍匿者与同罪」。(奏讞書、第六五〜六八簡)

(令では、「およそ戸籍のない者は、みな自分で戸籍を申告し、県・道官に出頭させること。戸籍を申告せず三十日に満ちた場合は、みな耐隸臣妾とし、身分を固定して変更をゆるさず⁹⁾、爵によって償い罪を免除してはならない。戸籍を申告していない者が自分の家に匿っても同罪とする」、としている)

長くなるので、事件の内容部分の引用は省略するが、江陵県の役人自ら、戸籍のない者がかくまったことがこの審理の発端となっている。高祖八年の時点で、三十日という期限を切って戸籍申告を促し、それを怠る者に耐隸臣妾という刑罰まで科しているのであるから、当時の状況はよほど深刻であったのだろう。次項に引く奏讞書の案例も、秦末からの戸籍のない者の多さを反映した内容となっている。

(二) 奴隸の戸籍登録

すでに第一章でみたように、里耶秦簡戸籍様簡では奴隸は主人の戸に付けられていた。漢制を論じるにあたり、先に秦制を確認するため、戸籍様簡一簡を再掲しておこう。

南陽戸人荊不更蛮強 妻曰賺 子小上造□ 子小女子駝 臣曰聚

伍長

(第一簡/K27)

戸籍様簡では、第一欄に戸主名を記し、戸主の妻子は全て戸主との統柄「妻」「子」のようが記載されていた。「臣」と冠される男奴隸は、親属とは別の第五欄に記載することで他の親属と区別されている。つまり、この「臣」とは戸主にとっての男奴隸ということをしめしている。

加えて、左掲封診式「告臣」では、被告の「名事里」、すなわち年齢や身分などの身上が、県から郷に照会されることになっている。⁵⁰⁾

告臣。 爰書。某里士五甲縛詣男子丙、告曰「丙、甲臣、橋悍、不田作、不聽甲令。

謁買公、斬以為城旦、受賈錢」●丞某告某郷主。男子丙有鞫、辞曰「某里士五(五)

甲臣」。其定名事里、所坐論云可、可(何)罪赦、或覆問母有、甲賞身免丙復臣之不毆(也)、以律封守之、到以書言。(封診式、第三七〜四一簡)

(男奴隸を訴える。爰書。某里の士伍甲が男子丙を縛って出頭し、訴え出た。「丙は私甲の男奴隸で、気性が荒く、耕作をせず、私の命令も聞きません。官に売却し、足を斬り城旦としてもらい、対価をいただきたく、お願いします」丞の某は某郷の主に下記のように通達する。男子丙は罪状が確定し、自ら「某里の士伍甲の男奴隸である」と述べている。丙の名事里、これまで罪に坐したことがあるか、どのような罪を赦免されたか、再訊問の必要の有無、甲がかつて丙を奴隸から解放し、再び奴隸としたことがあるかを確認しなさい。律のとおり丙を差し押さえること。この通知を受け取ったならば、書面で回答すること)

このように、奴隸の身上照会が可能であり、なおかつ一般人と同様の「名事里」の語が使用されるのは、戸のもとで奴隸を把握しているからであろう。つまり、男奴隸の戸籍の元本は郷に保管され、いつでもその身分の照会に対応できる体制をとっていたことになる。では、漢初においても、秦同様に奴隸を戸籍につけていたのだろうか。結論を先にすれば漢制も秦制と変わりなく、それは次の奏讞書案例二に明白である。

十一年八月甲申朔丙戌、江陵丞驚敢讞(讞)之。三月己巳大夫祿辞曰、「六年二月中買婢媚士五(伍)点。所賈(價)錢万六千。迺三月丁巳亡、求得媚、媚曰『不当為婢』」

●媚曰、「故点婢、楚時去亡、降為漢、不書名数、点得媚、占数復婢媚、売禄所、自不当復受婢、即去亡」。它如禄。●点曰、「媚故点婢、楚時亡。六年二月中得媚、媚未有名数、即占数、売禄所」。它如禄・媚。●詰媚、「媚故点婢、雖楚時去亡、降為漢、不書名数。点得、占数媚、媚復為婢、売媚当也。去亡、何解」。●媚曰、「楚時亡、点乃以為漢、復婢、売媚、自不当復為婢、即去亡」。母它解。●問媚、「年卅(四十)歳」。它如辞。●鞠之、「媚故点婢、楚時亡、降為漢、不書名数、点得、占数、復婢、売禄所、媚去亡、年卅(四十)歳、得、皆審」。●疑媚罪、它具論、敢讞(讞)之、謁報、署中詹發。●吏当、黥媚顔(顔)頰、畀禄、或曰当為庶人。(奏讞書、第九一六簡)

(高祖十一年八月三日、江陵県の県丞驚が奏讞いたします。三月十四日、大夫の禄は言った「六年二月女奴隸の媚を士伍点から買いました。値段は一万六千錢です。さきの三月二日に逃亡し、媚を捕らえたところ、媚は女奴隸には当たらないと言っています」。

●媚は言った。「かつて私は点の女奴隸で、楚の時代に逃亡し、漢代になっても戸籍を申告していませんでした。点は私をとらえ、戸籍を申告して再び私を女奴隸とし、そのあと禄のところ売却しました。私は自分が再び女奴隸となることを受け入れることは不当と思ひ、逃亡しました」他は禄の証言と同様であった。

●点是言った。「媚はもとは点の女奴隸で、楚の時代に逃亡しました。漢の六年二月中に媚を捕らえ、媚は戸籍を申告していなかったため、すぐに戸籍を申告し、禄のところへ売りました」他の証言内容は、禄・媚と同様であった。

●媚に詰問した。「そなたはもとは点の女奴隸で、楚の時代に逃亡し、漢になって戸籍を申告していなかった。点が捕らえて、点が媚を申告し、媚は再び女奴隸となった。媚を売るのは当然であるのに逃亡した。何と申し開きするか」

●媚は言った。「私は楚の時代に逃げ、点は漢になり、また私を女奴隸として売ったのですが、自身はそれが不当と思つたため逃亡しました。他に申し開きはありません」

●媚に身上を問うた。「私の年齢は四十才です」他はそれまでの供述と同様であった。

●取り調べ内容をまとめる。「媚はもとは点の女奴隸であった。楚の時代に逃亡し、漢になって戸籍を申告しなかった。点はそれを捕らえ、また女奴隸として禄の所に売つたが媚は逃亡した。年齢は四十才で、捕らえられた。以上、全て詳らかである。

●媚への刑罰を判断できません。他は江陵県で審理しましたが、奏讞して、回答を願います。回答書は「中詹が開封のこと」と記して下さい。

県で役人が相当とした刑罰は、媚は頬骨に入れ墨をして禄に返すというものと、庶人とするに相当するというのがありました。

これは高祖十一年の事件であり、訴えられた媚という女性が女奴隸であるかどうか、審理の焦点であった。供述によれば、媚は、項羽の楚の支配下にあつたとき、所有者である点のところから逃亡していた。その後、漢代になつても自ら戸籍を申告することはせず、そうこうするうちに、再び元の所有者である点につかまつた。点は、媚を自分の女奴隸として戸籍申告したのちに、彼女を禄に売却している。

この事件の経緯に明らかなように、奴隸は主人によって戸籍を申告されたのであり、主人の戸下に入っていたと考えるのが自然である。売却にあつても、媚が女奴隸であるという事は、戸籍のうえでは明らかなのである。奏讞が必要なほどもめたのは、逃亡したのが楚のころであり、漢代になつて戸籍がなかつた者に対し、かつての奴隸の所有者の主張をそのまま受け入れて良いか迷いが生じたためであろう。媚への最終的な判決は記録されていないのが惜しまれるが、入れ墨のうえでもとの主人にもどされるか、庶人（士伍と同等の田宅受給資格をもつが、兵役負担がないために、爵制や仕官から除外される身分）⁽¹⁾となるかはあまりにも大きな違いである。

では何故、審理にこのような迷いがみられるのか。それは、楚から漢に支配王朝が変わつた直後の戸籍登録では、奴隸であるかどうかの身上が、自己申告に任されていたためであつたと思われる。何故なら、次の事例五では、楚の時代に逃亡した男奴隸が、戸籍申告により士伍（無爵の民）として生活しているからである。

●十年七月辛卯朔甲寅、江陵余、丞驚敢讞（讞）之。乃五月庚戌、校長池曰、「士伍（伍）軍告池曰、大奴武亡、見池亭西、西行。池以告、与求盜視追捕武。武格闘、以劍傷視、視亦以劍傷武」。●今武曰、「故軍奴。楚時去亡、降漢、書名數為民、不当為軍奴。視捕武、誠格闘、以劍擊傷視」。它如池。（中略）●問武、「士伍（伍）、年卅（三十）七歳」。診如辞。●鞫之、「武不当復為軍奴、□□□弩告池、池以告与視捕武、武格闘、以劍擊傷視、視亦以劍刺傷捕武、審」。〔後略〕（奏讞書、第三六〜三九簡・第四六〜四七簡）

（高祖十年七月二十四日、江陵県の長官余・県丞の驚が奏讞いたします。校長池は言つた。「さきの五月十五日、士伍軍が私に、「成人の男奴隸武が逃亡し、池の管轄する亭の西に現れ、西に向かいました」と訴えました。池は告訴をもつて求盜視とともに武を追捕し、武は抵抗し、剣でもつて視を傷つけ、視もまた剣でもつて武を傷つけま

した」。

●今、武は言った。「もとは軍の奴隸で、楚の時代に逃亡し、漢になって戸籍を申告して民となりました⁽⁹²⁾。軍の奴隸であるというのは不当です。視は私を捕らえ、確かに格闘し、剣でもって視を傷つけました」他は池の証言と同様であった。(中略)

●武に問うた。「私は士伍で、年齢は三十歳です」。調べたところ供述どおりであった。

●罪状を確定する。「武は再び軍の奴隸となることは不当である。：校長の池は訴えを受けて、視とともに武を追補し、武は抵抗して剣でもって視を傷つけた。視もまた剣でもって武を傷つけたうえで武を捕らえた。以上は明らかである(後略)」

この事件の登場人物は、逃亡奴隸の疑いをかけられた武という男性と、武のものと所有者である軍(人名)、軍の訴えを受けて追補に向かった校長池と求盗視である。前掲案例二の媚と同様、武も楚の時代に逃亡した奴隸であり、彼を見つけた軍はそれを亭に訴え出た。校長池と求盗視が追補に向かった際に、武ともみ合いになり、武と視は互いに剣でもって傷つけあったのである。ここで、案例二と違う点は、武は漢代になり、戸籍を申告して士伍の身分を得ていることで、判決に際しても、武が士伍であることは認められており、罪を問われたのは視を刺傷したことのみである。

案例二と案例五と比較すると、この事件の明暗を分けたのは、漢代に入っでの戸籍申告の有無である。媚への最終判決は不明だが、士伍であることがそれほど大きな問題となっていない武とは揉め方に違いがあることはみてとれる。つまり、楚から漢への王朝交代によって、逃亡奴隸であっても、自ら良民として申告することで、奴隸身分からの解放が可能であったのである。審理に持ち込まれるようなトラブルでは、かつての身分ではなく、トラブル時点での戸籍記載が尊重されたこと、いってみれば「戸籍記載主義」が審理に当たった原則であり、その意味でも奴隸の戸籍登録は重要であったと考えられよう。

二、家産としての奴隸登録―「武五子伝」における「奴婢財物簿」の理解―

前項で奴隸が主人の戸籍につけられたことは疑いない事実となったが、もうひとつ解決しておきたい問題がある。それは、『漢書』武五子伝にみえる「奴婢財物簿」の理解であり、従来、これを根拠に奴隸の戸籍登録は否定されていた。

この「奴婢財物簿」は、山陽太守張敞によって宣帝に提出された簿籍である。張敞は、

宣帝の命により、昌邑王賀の動向を調査していた。昌邑王賀は、早逝した昭帝の後継として、一度は帝位についたものの、行状の悪さから廃位されたという過去があり、その後即位した宣帝への不満が疑われたからである。張敞が地節三年（前六七）に調べたおりには、多くの奴隸や私卒が王宮を固めており、その二年後の様子を張敞は上奏した。張敞の出した結論は、王は奇行の目立つ狂人だが、反乱を企てることはないというもので、「奴婢財物簿」の提出は、王が調査に素直に応じ、王の家族や財力が詳らかになったことをしめしている。

妻十六人・子二十二二人、其十一人男、十一人女。昧死奏名籍及奴婢財物簿。（『漢書』武五子伝）

（「王には」妻が十六人、子が二十二二人おり、そのうち十一人は男で、十一人は女です。失礼をかえりみず名籍と奴婢財物簿を奏上いたします）

漢代では一般に、人間は「籍」につけ、物品は「簿」につけるが、確かに、ここでは妻子は「名籍」に、奴隸と財物は「財物簿」にと分けられている。これを、どのように解したらよいだろうか。

前掲奏讞書案例二にもみられたように、奴隸は売買の対象であり、当然家産としての性質がある。左掲戸律に明らかなように、田宅やその他の家産同様に、先令（遺言）による家産分割の対象になっている。

民宅園戸籍、年細籍、田比地籍、田合籍・田祖籍、謹副上県廷、皆以篋若匣匱盛、緘閉、以令若丞・官嗇夫印封、独別為府、封府戸。（中略）民欲先令相分田宅・奴婢・財物、郷部嗇夫身聽其令、皆参券書之、輒上如戸籍。有争者、以券書從事。毋券書、勿聽。所分田宅、不為戸、得有之、至八月書戸、留難先令、弗為券書罰金一兩。（戸律、第三三一～三三二・第三三四～三三六簡）

（民の宅園戸籍・年細籍・田比地籍・田合籍・田祖籍は、つつしんで副本を県廷に提出し、いずれも篋、もしくは匣匱におさめ、ひもをかけて封印し、県令もしくは県丞・官嗇夫の印で封をし、別に文書庫をもうけて、その文書庫の扉を封印する。（中略）民が遺言によって田宅・奴隸・財物を分与しようとするならば、郷部嗇夫は自らその遺言を受理し、全て証書に書き記し、すみやかに県廷に提出すること、戸籍と同様とする。家産を争う者については、証書によって処理する。証書がなければ受理してはならない。田宅を分与するにあたり、戸を独立せず田宅を取得する場合は、八月の戸籍申告時まで待機する。遺言に言いがかりをつけて保留し、証書を作成しなければ

罰金一兩とする)

この戸律によれば、遺言は郷部嗇夫によって証書が作成され、郷から県へと提出される。ここで郷や県によって把握されるのは、家産の項目と、その分割者であろう。つまり、奴隷は田宅その他とともに、家産として証書に記載されていることになる。

では、遺言ではなく、ただちに家産分割が行われる場合はどうか。

民大父母・父母・子・孫・同産・同産子、欲相分予奴婢、馬牛羊、它財物者、皆許之、輒為定籍。(戸律、第三三七簡)

(民が祖父母・父母・子・孫・同産・同産の子と、奴隷・馬牛羊、その他の財物を分けようと願う場合はそれを許可し、すみやかに記録を作成する)

本条で分割される家産は、奴隷と家畜、その他の財物であり、分割にあずかる人々は、父母・父母・子・孫・同産・同産の子である。ここに記載される親属以外の者への家産分割がゆるされていたのかは不明であるが、家産分割にあずかる者としては現実的な範囲であろう。前掲第三三四く三三六簡と違うところは、家産分割がすぐに行われ、ただちに記録が作成されることである。記録の作成・保管にあたる官は明記されていないが、各種簿籍を郷で作成、県が副本を保管していたことを考えると、ここでも同様の手続きをとる蓋然性が高い。分割家産となった奴隷は家畜、他の家産とともに、新しい所有者を明記した記録が作成されたのである。

この二種の戸律の規定を考慮すると、冒頭に引いた「武五子伝」の「奴婢財物簿」の意味がみえてくる。つまり、奴隷は家産の一項目として分割対象となり、必要に応じて証書や記録に記載された。昌邑王の所行と家産を調査したうえで作成された「奴婢財物簿」は、王の資力を明らかにするための特別な簿籍なのであり、これも状況に応じたものといえよう⁽¹³⁾。奴隷には家産として把握される面があるがゆえに、他の家産とともに記載されることもあるのである。つまり、この臨時に作成された「奴婢財物簿」をもって、奴隷が家産簿のみに登録されたとはいえず、奴隷は戸の構成員として戸籍に記載されていたことを否定する材料にはならないのである。

三、主人と奴隷との「関係」——擬制的親子間の「孝」——

(一) 主人による奴隷解放

前項では、家産として登録される奴隸について述べたが、戸の成員としての奴隸の性格を確認するために、奴隸身分からの解放について検討しておきたい。⁽⁵⁴⁾

すでに多くの研究者が指摘するように二年律令戸律では、徴税単位である戸の保護と、戸の円滑な継承がはかられており、戸の継承者は嫡長子のみでなく、父母・死亡した戸主の寡婦・娘・孫・祖父母、同産子まで幅広い⁽⁵⁵⁾。そして、戸の断絶を回避させるために、制度上は奴隸までも継承者になりえた。

死母後而有奴婢者、免奴婢以為庶人、以庶人律予之其主田宅及余財。奴婢多、代戸者母過一人、先用勞久、有……（戸律、第三八二簡）⁽⁵⁶⁾

（「戸主が死亡して」後継がなく、奴隸がいる場合は、奴隸を免じて庶人として、庶人の規定でもってその主人の田宅、その他の財物を与える。奴隸が多くとも、戸主となる者は一人のみとし、仕えた年数の長い者を優先し……）

この戸律に明らかなように、奴隸は戸を継承し、戸の継承の際には奴隸身分から解放され、庶人となっている。実際に、どれだけ主人の戸を継承する奴隸がいたかはわからないが、これもひとつの奴隸身分からの解放であるといえる。戸籍との関係でいえば、奴隸が主人の戸籍に記載されていれば、戸の継承者としての資格を確認する際には、官にとつてもたいへん便利であろう。

もうひとつの解放手段が、主人による奴隸の免除である。

奴婢為善而主欲免者、許之、奴命曰私属、婢為庶人、皆復使及筭（算）、事之如奴婢。

主死若有罪、以私属為庶人、刑者以為隱官（後略）。（亡律、第一六二〜一六三簡）

（奴隸の行いが良く、主人が奴隸を免じようとするのであれば、それを許可し、男奴隸は私属と名付け、女奴隸は庶人とし、全て使役・算賦を免除し、主人に仕えることは奴隸と同様とする。主人が死亡、もしくは罪があれば、私属を庶人とし、肉刑を受けたことがある者は、隱官とする）

この亡律によれば、主人が奴隸を免じた場合、男奴隸は私属に⁽⁵⁷⁾、女奴隸は庶人となっており、官による使役や算賦の徴収が免除されたうえで、主人のためにはたらくことになった。先に見たように奴隸は家産分割の対象になっていたが、主人が死亡後には庶人となるということは、主人が奴隸を解放したのちは家産分割の対象となったり、転売したりすることはできなくなる。

もし、主人の親属が、主人の生前に奴隸をともし使役していたとしても、主人による解放と主人の死亡後は、その親属が奴隸を使役することはできなくなるのである。奴隸を主

人と親属が同時に使役している事実からみれば、奴隸は家産であるといえるが、本質的には奴隸の主人はひとりであり、奴隸としての身分は、ひとえに主人との「関係」によって成り立つものといえよう。

(二) 擬制的親子としての主人と奴隸

では、前述の主人と奴隸との「関係」は、律のうえで、どのようなものと考えられていたのだろうか。

父母毆笞子及奴婢、子及奴婢以毆笞辜死、令贖死。(賊律、第三九簡)

(父母が子および奴隸を毆打したり笞打ったりし、子および奴隸が毆打や笞打ちによって保辜期間内に死なせたなら、⁽³⁹⁾ 贖死させる)

この賊律では父母が子や奴隸を毆打、もしくは笞打ちにより保辜期間内に死亡させた場合、贖死(金二斤八両の罰金)とされている。保辜とは、人を毆ったり、傷つけたりしたのち、一定期間、その加害者への論罪を保留することである。その期間内に被害者が死亡すれば人を殺したとみなされる。ただし、この賊律第三九簡には保辜期間はしめされていない。一般的な鬪殺(喧嘩により死亡させること)に対する処罰が棄市(死刑)であるから、それに比べて子・奴隸に対する致死は処罰がかなり軽いといえる。⁽⁴⁰⁾

本論第六章で詳論するが、父母(主人)による子・奴隸への毆打・笞打ちに対する処罰が、一般の場合より軽くなるのは、これらの行為に教令の意味があるからである。例えば、次の賊律では、気性の荒い妻には毆打や笞打ちを加えてもよいことになっている。

妻悍而夫毆笞之、非以兵刃也、雖傷之、毋罪。(賊律、第三二簡)

(妻の気性が荒く、夫がその妻を毆る、笞打つことをしても、刃物を用いていなければ、妻がけがをしたとしても罪しない)

これは、夫からの一方的な暴力を肯定しているのではなく、「妻悍」という前提があつての毆打・笞打ちであり、教令の一種とみてよからう。つまり、父母(主人)による毆打・笞打ちは、教令の範囲なのである。

この主人による奴隸への笞打ちについては、次の奏讞書案例六に興味深い事例がある。省略が多く、意味を取りにくい部分が多いが、前後を補いながらみてゆくことにする。⁽⁴¹⁾

●漢中守瀝(讞)。公大夫昌苔(笞)奴相如、以辜死、先自告。相如故民、当免作

少府、昌与相如約、弗免。已獄治不当為昌錯告不孝、疑罪。●廷報、錯告、当治。(奏

讞書、第四九〜五〇簡)

（漢中郡の郡守が奏讞いたします。公大夫昌が男奴隸の相如を笞打ち、保辜期間内に死亡させ、自ら官に申し出ました。相如は本来奴隸ではなく良民で、少府で使役されることを免ぜられるべきであるのに、昌は相如と取り決めて相如を免じていませんでした。審理で昌が「相如の」不孝により「笞打った」としたのは、申し出を誤ったと判決していませんが、その可否が疑われます。廷尉の回答では「昌」は申し出を誤っており、審理しなければならぬ、とされた）

これは公大夫（爵名）の昌という者が、奴隸の相如を笞打って、保辜期間内に死亡させた事件についての奏讞で、昌は自分で相如の死亡を申し出た（自告）ようである。「故民」とは、前掲案例五で元奴隸の士伍武が「書名數為民」（戸籍を申告して民となった）と述べていることからみて、奴隸でなく良民であることをいうのだろう。「当免作少府、昌与相如約、弗免」というのはわかりにくい。また、昌には爵名のみで官職を記されていないので、役人ではなかったようであり、ここで官府である少府が出てくることも理解しがたい。わずかな手がかりとしては、「約」とは約束のことであり、奴隸などの売買に作成される証文をさすことがある⁽²²⁾。相如が本来良民であることも考慮すると、相如は少府での使役を免除されるはずであるのに、昌と相如の個人的な取り決めて免除されていなかった、とみるべきだろう。

「錯告」というのも他に用例がなく、意味を定めがたいが、二年律令などでは告発が故意でなく事実と相違する場合は「告不審」という語が用いられるから、おそらく故意によって「自告」が事実と違うことを意味するのだろう。相如が昌の奴隸とみなされた場合、昌には贖死が適用され、相如が良民であれば、昌は他人を死に至らしめたとして、棄市となつたはずである。

「不孝」といえば、従来の研究で指摘されているように、封診式には、親が官に対し、「不孝」のへの処罰を願ひ出る話があり、「不孝」に認定された子は処罰の対象となつた⁽²³⁾。さらに二年律令は、親から訴えられた不孝の子を棄市に処すると明言している。

子牧殺父母、毆詈泰父母・父母・段（假）大母・主母・後母、及父母告子不孝、皆棄市。其子有罪当城旦舂、鬼薪白粲以上、及為人奴婢者、父母告不孝、勿聽。（下略）（賊律、第三五〜三六簡）

（子が父母を殺そうと計画する、祖父母・父母・祖父の後妻・主母・継母、および父母を罵倒する、および父母が子の不孝を訴えたならば、全て棄市とする。その子に城旦舂・鬼薪白粲以上に相当する罪がある、および私家の奴隸となつたならば、父母が

子の不孝を訴えても受理してはならない)

加えて、笞打ちが親から子、主人から奴隸への教令の手段であったことを考え合わせると、「錯告不孝」というのは、奴隸の相如を笞打った理由を、自分に対して「不孝」であったからと「自告」したのではなからうか。もしこの推論が妥当であるならば、主人と奴隸との「関係」には、ある種の擬制的な親子の「関係」が設定されていることになる。

この推論を補強する材料は、この賊律自身のなかに見出せる。それは、子が、奴隸となつたならば、「不孝」として訴えてはならないという部分である。つまり、奴隸となつた子は、良民である親とは縁が切れてしまうのであり、制度上、親子としては扱われないのである。つまり、奴隸は実の親との「関係」が切り離され、あらたに主人との間に擬制的な親子の「関係」が設定されるといえよう。

加えて、この擬制的親子「関係」が成立することは、左掲雑律で、男奴隸と主人の妻・娘との婚姻が禁じられることから証明できる。

奴取（娶）主・主之母及主妻・子以為妻、若与奸、棄市、而耐其女子以為隸妾。其強与奸、除所強。（雑律、第一九〇簡）

（男奴隸が主人・主人の母、及び主人の妻・娘をめぐって妻とする、もしくはともに和姦すれば、棄市（＝死刑）とする。和姦した女性は耐隸臣妾とする。それが強姦であつたならば、強姦された者の罪を免除する）

ここで、奴隸と主人の妻・娘との婚姻を禁じるのは、単なる「身分違い」ということが理由ではない。何故なら、雑律一八八簡では、「民為奴妻而有子、子畀奴主」（民が男奴隸の妻となつて子をもうけたならば、子は男奴隸の主人のものとする）という規定があり、良民女性と男奴隸の婚姻を禁じていないことがわかるからである。男奴隸と主人の妻・娘との婚姻は、主人と男奴隸との間に擬制的な親子としての「関係」があることにより、忌避されるのではなからうか。⁽²⁴⁾

最後に、この奴隸と主人の間に必要とされる「孝」が、親子間の「孝」と完全に同質であるかという疑問が生じる。これについては、『孝経』を分析した池澤優氏の論が参考になる。氏によれば、「孝」の性質のなかに、親を愛し、尊重する「愛」と「敬」の要素があり、「敬」は君臣関係における忠に転化されているという⁽²⁵⁾。『孝経』と、二年律令・奏讞書を直接結ぶ手だてではないが、君臣関係に適用される「敬」の要素が強く求められるのが、奴隸と主人間の「孝」ではないか、ということ予測しておきたい。

おわりに

本章では、従来、家産としての性格にのみ注目されていた奴隸を、戸の構成員として見直しながら、奴隸には主人との間に擬制的親子の「関係」が設定されていたことを論じてきた。これまでの検討結果を一度まとめておこう。

楚漢戦争に勝利した漢王朝は、それまでの混乱により流亡した民の帰還を促し、戸籍を申告するよう呼びかけた。二年律令によれば、通常八月が戸籍の作成時期であり、郷で調査された戸籍は、その正本が郷で保管され、副本が県廷におさめられた。県で審理が行われる際には、必ず被告の身上が郷に照会されるが、それは良民も奴隸も異ならなかった。

奏讞書には、楚の支配下で逃亡した奴隸についての案件が二件おさめられており、この内容は、奴隸が主人の戸籍につけられていたことを端的にしめている。二件の事件は、被告が逃亡奴隸であった点が共通するが、良民として認定されるためには、良民としての戸籍申告が必要であったようで、審理における身上の確定は、あくまで戸籍記載によっていたようである。

二年律令においても、確かに奴隸は家産の一項目であり、家産分割の対象であった。分割の対象として、他の家産とともに所有者を確定しなければならない場合は、必要に応じて証書や記録が作成された。つまり、様々な場面で作成される証書・記録に、他の家産とともにつけられる点が良民とは異なるが、年一度作成される戸籍につけられることを考慮すると、人間としての性格のウエイトがかなり高い。

奴隸を戸籍に登録する理由は、戸の継承の面からも合理的といえる。戸律によれば、主人の死亡後、主人の戸を継承する適当な親属がいなかった場合、奴隸もその継承者となりえたのであり、戸の継承という場面を考えると、奴隸を主人の戸籍に付けておくのは、合理的な方法である。

また、奴隸は主人の意志によって解放され、解放された後は私属として主人に仕え、主人死亡後は庶人となるという規定がある。ひとたび私属となった者は、転売や家産分割の対象とはならないということは、主人の親属とは何の関わりもなくなるということである。これは、奴隸という身分をつきつめてゆくと、家産というよりも、主戸のなかでも、主人との個人的な「関係」をもつことが、奴隸という身分を成り立たせているとはいえないか。

二年律令・奏讞書から主人と奴隸の「関係」の性質をたどると、擬制的な親子の「関係」

にゆきつく。良民が奴隸となった段階で、実の親との「関係」は法的に途絶え、主人とのあらたな親子「関係」が設定されたのである。親子「関係」であるからこそ、そこには「孝」の実践が期待され、殴打や笞打ちといった教令手段が容認されたといえる。本章冒頭で述べた疑問、「僮約」のなかで奴隸が亡くなった主人の命令を理由に、客の使いを拒む話も、主人と奴隸の結びつきの強さゆえではないかと思うのである。

最後に本論で十分に論究できなかった、奴隸の解放と漢初の特種事情について触れておきたい。すでに指摘のあるように、二年律令戸律や置後律は、一貫して「戸」の維持や、戸数の増加を目論んだ規定が並んでおり、爵位に応じた田宅給付は立戸を促進する目的をもつ⁽²⁶⁾。しかし、このような領地の拡大を前提とした田宅給付は、次第に機能しなくなるといわれており⁽²⁷⁾、奴隸による戸の継承や奴隸の身分解放は、秦末から漢初にかけての混乱を收拾し、この時期に身分転落した者を救済する一時的な措置であつたことも十分考えられる。残念ながら、この問題については具体的な史料を欠くために、今後の課題とせざるをえない。

(1) 仁井田陞『支那身分法史』一九四二年、東方文化学院、第八章。

(2) 浜口重国『唐王朝の賤人制度』東洋史研究会、一九六六年、第一・二章。

(3) 奴隸を含む身分制を扱った代表的な研究として、堀敏一『中国古代の身分制—良と賤』汲古書院、一九八七年があげられる。

(4) 例えば傅挙有氏は、居延漢簡礼忠簡や四川省郫县犀浦公社二門橋出土の石碑に奴隸が財産として記載されていること、および宗室・公主・外戚・大臣・列侯などには大量の奴隸が所有されていたはずだが、彼等が集中する長安の戸口統計の数字に奴隸が含まれているようにはみえないとしている。これに対し楊作龍氏は、『漢書』恵帝紀の算賦規程につけられた応邵の注から、奴隸に算賦が課されていたと指摘し、奴隸の主人の戸への戸籍記載を肯定しており、堀敏一氏は、奴隸は財産であると同時に人としての面をもたざるを得ないだろうとして楊氏に賛意を表明している（傅挙有「従奴婢不入戸籍談到漢代的人口数」『中国史研究』一九八三年四期・楊作龍「漢代奴婢戸籍問題商榷」『中国史研究』一九八五年二期。堀敏一『中国古代の家と集落』汲古書院、一九九八年、第一章）。

(5) 宇都宮清吉『漢代社会経済史研究』一九五五年、第九章。便了が客の使いを拒む場面は以下のとおり（現代語訳は宇都宮氏による）。

蜀郡王子淵、以事到渝、上寡婦楊惠舍。有一奴名便了、倩行酤酒。捍大杖上冢嶺、曰「大夫買便了時、只約守冢、不約為他家男子酤酒。」(『僮約』『古文苑』所収)

(蜀郡の王子淵さん、用事で渝に御出張。楊惠後家がそのお宿。後家は一人のドレイ持ち。その名は便了と叫ぶとき。子淵さん、あつらえむきじゃと便了に、「おみき買ってこい」とたのんだら、便了つえをば手に持って、だんなのお墓におまいりすませ、お墓のおもりが手前の仕事。だんなが便了を買われた時に、とっくりおきめの約束事でございます。よそのだんなの酒買いなどは、手前の仕事じゃござんせん」)

(6) 漢代全般の戸籍調査については、佐藤武敏「漢代の戸口調査」『集刊東洋学』第十八号一九六七年を参照されたい。また、張家山漢簡を用いた戸籍制度研究には、李均明「關於八月案比」『出土文獻研究』第六輯、二〇〇四年、張家山漢簡研討班「張家山漢簡法律文書研討綜述」所収があり、参考とした。

(7) 仲秋之月、県道皆案戸比民。(『後漢書』礼儀志、中)
(八月、県・道はすべて戸を調べ、民を調べた)

漢法常因八月算人、遣中大夫与掖庭丞及相工、於洛陽鄉中閱視良家童女、年十三以上、二十已下、姿色端麗、合法相者、載還後宮、挾視可否、乃用登御。(『後漢書』皇后紀)

(漢の法ではいつも八月に戸籍を申告させ、中大夫と掖庭丞、および相工を派遣して洛陽の郷中で良家の若い娘に面会し、年齢十三歳以上二十歳以下の、容姿端麗で、面相のよい者を車に乗せ後宮に連れ帰り、後宮に入れるかどうかを選択し、後宮に登用した)

(8) 旧稿では、戸籍の作成・保管主体が県であると述べたが、この戸律のように郷が正本を保管することが明白であるため、訂正したい(鈴木直美「前漢初期における奴婢と戸籍について」池田雄一編『奏讞書—中国古代の裁判記録—』刀水書房、二〇〇二年・以下、本章では旧稿と称する)。なお、張家山漢簡公表以前に、佐藤武敏氏や邢義田氏は郷が戸籍の作成・保管主体であると述べている(前掲注(6)佐藤論文・「漢代案比在県或在郷?」『中央研究院歴史語言研究所集刊』第六〇本第二分、一九九〇年)。

(9) 鎌田重雄氏によれば、「錮」とは、禁錮のことであり、身分を剥奪し、その状態を変更しない罰である(鎌田重雄「漢代の禁錮」『漢代史研究』川田書房、一九四九年)。

(10) 官宅潔「秦漢時代の裁判制度—張家山漢簡《奏讞書》より見た—」『史林』八一巻第二号、一九九八年。

(11) 椎名一雄氏によれば、秦漢代の「庶人」とは、単なる無爵の民ではなく、兵役・力役を負担せず、爵制秩序から除外され、仕官の途も閉ざされた身分である（椎名一雄「張家山漢簡二年律令にみえる爵制——庶人」の理解を中心として」『鴨大史学』第六号、二〇〇六年。以下、本論の庶人の理解はこれに従う）。椎名氏は女性については論及していないが、女性は兵役負担がないことからみて、爵制秩序から除外されており、庶人のカテゴリに入る（女性本人ではなく、夫の爵位が身分判断の基準となることはある）。案例二で媚が庶人となる可能性がしめされているのは、女性だからであろう。

(12) この「降為漢」を整理小組は「漢への降伏」と解釈するが、これは「漢代になる」の意味である。陳偉『《奏讞書》所見漢初“自占書名数”令』『中国前近代史理論国際学術検討会論文集』湖北人民出版社、一九九七年。

(13) なお、秦の例ではあるが、里耶秦簡では県卒などの名簿を「簿」と呼ぶが、奴隸などの人間に対して「簿」を使用する場合があった。

（前略）嘉・穀・尉、各謹案所部県卒・徒隸・居貨贖責・司寇・隱官・踐更県者簿、有可令伝甲兵、県弗、令伝之而興黔首、可興黔首省少、弗省少、而多興者、輒効移県（後略）。（J1⑩5正面）

（嘉・穀・尉は所管の県の卒・徒隸・貨贖責を労働で返済している者・司寇・隱官・県に踐更している者の名簿を点検し、武器の輸送を行うべきであるのに輸送を行わず、ただ黔首を徴発すること、及び、黔首の徴発は極力少なくすべきであるが、それをせぬに多く徴発している場合は、すぐに告発して県に連絡すること）

(14) 張家山漢簡にみえる奴隸についての規定と関連史料は、すでに李均明氏が集成しており、参考とした（「張家山漢簡奴婢考」『国際簡牘学会会刊』第四号、二〇〇二年）。

(15) 二年律令戸律と戸の継承方法については、下掲尹在碩論文をはじめ、数多い（尹在碩「秦漢律所反映的後子制和継承法」『秦漢史論叢』二〇〇四年）。なお、戸の継承者を定めた戸律は以下のとおり。

死母子男代戸、令父若母、母父母令寡、母寡令女、母女令孫、母孫令耳孫、母耳孫令大父母、母大父母令同産子代戸、同産子代戸必同居数。棄妻子不得与後妻子争後。（置後律、第三七九〜三八〇簡）

（「戸主が」死亡し、嗣ぐべき息子がなければ、戸主の父か母に、父母がなければ寡婦に、寡婦がなければ娘に、娘がなければ孫に、孫がなければ曾孫に、曾孫がなければ戸主の祖父母に、祖父母がなければ同産の子に戸を継がせる。同産の子が戸を継ぐ場

合は、死亡した戸主と必ず戸籍を同じくするものに限る。離婚した妻の子は、後妻の子と嗣子を争ってはならない)

(16) 整理小組は第三八二簡のあとに第三八三簡「□子若主所言吏者」をつなげているが、意味が通りにくいためはずした。釈文Aが不明字とする「庶」「其」は釈文B・C、「予」は釈文Cにしたがい釈読した。

(17) 私属という名称は、王莽による奴隸売買禁止命令にも使用されており、この命令では私属の売買は禁じられている。ただし、解放奴隸を私属とする制度が、前漢代を通じて行われたものか、王莽が古い制度を復活させたものかは判断できない。

今更名天下田曰王田、奴婢曰私属、皆不得売買。(『漢書』食貨志下)

(これより天下の田を王伝と呼び、奴隸は私属と呼び、いずれも売買することを禁じる)。

(18) 旧稿では、後漢の応劭の説を引いて、奴隸には算賦がかけられ、主人に納入義務があったと述べたが、二年律令の公表以前の執筆であったため漢初の事例を欠いていた。

漢律、人出一算、算百二十錢、唯賈人与奴婢倍算(『漢書』恵帝紀、応邵注)。

(漢律では、一人につき一算を供出させ、一算は百二十錢に相当し、商人と奴隸のみ算数を倍にした)

亡律の「算」についてはすでに、『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』や張榮強氏によつて算賦である可能性が指摘されている。そうであるならば、主人に奴隸の算賦を科し、私属としての解放により算賦の免除という特典を与えたことが想定されるが、もう少し事例を重ねてから確定しても遅くはないように思う(富谷至篇『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究—訳注篇—』朋友書店、二〇〇六年・張榮強「二年律令」与漢代課役身分」

『中国史研究』二〇〇五年第二期)。

(19) ここでいう「辜死」が保辜期間内の死亡であることは、以下を参照した。水間大輔「秦律・漢律における殺人罪と身分関係」『史滴』二六号、二〇〇四年・李力「評朱紅林『張家山漢簡』二年律令』集釈』『新史学』第十八卷第四期、二〇〇七年。

(20) 賊律第二四簡はけんかによる傷害で人を傷つけ、二十日間の保期間内に死なせた場合を「殺人」としており、同第二一簡によれば鬪殺は棄市(死刑)である。二年律令における殺人罪の処罰については、水間氏が整理しており、父母による子、主人による奴隸の殺害への処罰が、一般人同士の場合より軽いことを指摘している(前掲注(19)水間論文)。

(21) 施偉青氏は、この案例六をもつて主人と奴隸との擬制的な親子としての「関係」を示唆

しているが、案例の解釈は十分に行われておらず、他の親属とのかかわり方などには触れていないため、ここで再論した（施偉青「秦漢時期的私家奴婢新探」『中国社会経済史研究』二〇〇三年四期）。

(22) 前掲注(5)宇都宮著書。

(23) 若江賢三「秦漢律における「不孝」罪」『東洋史研究』第五五卷第二号、一九九六年ほか。

(24) 雑律（左掲）の「復」についての規定のなかで「御婢」と呼ばれる女奴隸がみえる。釈文Aの注釈は、「復」とは「報」、すなわち叔父の妻との姦淫することであるとして『春秋左氏伝』宣公三年条と、その杜預注を引いている（左掲）。「御」とは『独断』巻上に、「妃妾接於寢、皆曰御」（妃妾で寢所にはべる者をみな「御」という）とあるように、主人と性的な関係にあることをいう。この雑律では、「御婢」の主人の兄弟・甥は、「御婢」と姦淫した場合、処罰を受けることになっており、『史記』淮南衡山列伝（左掲）では、父の「御婢」との姦淫を理由に息子が棄市に処されている。雑律の「御婢」は、「妻」と併称されていることからみて、妻に準じる存在であり、このような女奴隸は、一律に擬制的親子の「関係」としてくれない面をもつことも考慮しなくてはならない。

復兄弟、孝（季）父柏（伯）父之妻、御婢、皆黥為城旦舂。復男弟子、孝（季）父柏（伯）父子之妻、御婢、皆完為城旦舂。（雑律、第一九五簡）

（兄弟・季父・伯父の妻・御婢と性的関係をもてば、いずれも黥城旦舂とする。兄弟の子・季父・伯父の息子の妻や御婢と性的関係をもてば、いずれも完城旦舂とする）

鄭子、文公叔父子儀也。漢律淫季父之妻曰報。（『春秋左氏伝』宣公三年条「文公報鄭子之妃曰陳嬀」杜預注）

（鄭子は文公の叔父の子の儀のことである。漢律では叔父の妻と姦淫することを「報」という）

孝先自告反、除其罪、坐与王御婢姦、棄市。（『史記』淮南衡山列伝）

（孝は先に自分から謀反について訴え、その罪は免除されたが、王の御婢と姦淫したことに坐して、棄市とされた）

(25) 池澤優『「孝」思想の宗教的研究—古代中国における祖先崇拜の思想的発展』東大出版会、二〇〇二年、第四章。

(26) 宮宅潔「漢初の二十等爵制—民爵に附帯する特権とその継承—」富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究—論攷編—朋友書店』、二〇〇六年。

(27) 楯身智志「前漢における民爵賜与の成立」『史滴』第二八号、二〇〇六年。

第三章 睡虎地秦簡からみた戦国秦の收帑制度

はじめに

本章では、睡虎地秦簡を用いて戦国秦における刑罰としての收帑制度を解明する。收帑とは、ある一定の刑罰で犯罪者を処罰する際に、その家族の身柄を財産とともに差し押さえ、没官することである。收帑制の検討により、国の制定する律が、どのような枠組みで家族を捉えようとしていたかを明らかにすることができる。律が実際に機能するには、現実に対応した合理性と、適用される側への説得力を要したはずであり、收帑や縁坐を執行する際には、その対象者を区切る基準と、基準のもととなる家族というものへの考え方が存在していたと推測される。

かつて富谷至氏は、秦から漢にかけての縁坐制度を論じた際、ふたつの重要な指摘をした^①。そのひとつは、従来その苛酷さばかりが強調されがちであった秦法に一定の合理性を認め、苛法の象徴であった夷三族（父母・兄弟・妻子を犯罪者とともに死刑）という縁坐が、犯罪者が最も重い腰斬に処された場合に限られたこと。そして、もうひとつは本章で検討する、家族の身柄の收帑が、前漢文帝元年（前一六七）に廃止され、二度と復活しなかったことである。

しかしながら、秦の收帑制度についていえば、氏の論には再考の余地があった。それはまず、收帑の適用される刑罰を城旦（富谷氏のいう労役刑）と棄市としたことである。確かに城旦と棄市には收帑が適用されるのであるが、氏が前提となる刑罰の軽重を、肉刑（体に恢復不能な傷をつける刑罰）の有無を基準にして並べていたため^②、收帑の付随する刑罰が、付随しない刑罰よりも軽くなるという矛盾をきたす結果となった。

また、氏は睡虎地秦簡における家族の收帑範囲について、それを同一戸籍者としたが、筆者は旧稿でその範囲を妻子に限定すると述べた^③（以下、本章では旧稿と称する）。それは、收帑にかかわる記事について妻子以外が登場しないことに気付いたからであるが、秦簡の記載に限界があることもまた事実であり、決め手を欠いていた。

幸いにして、張家山漢簡二年律令に、收帑制度を規定した收律がおさめられていたことにより、收帑される家族は原則として妻子に限ることが肯定された。これについては、すでに李均明・石岡浩・角谷常子・宮宅潔四氏の論考がある^④。また、二年律令によって、

刑罰の序列もかなりわかりやすくなっており、收帑の有無と刑罰の軽重の関係がより明快に説明できるようになった。

本章では、旧稿で舌足らずだった部分を補い、前掲四氏の論考を踏まえつつ、睡虎地秦簡における收帑制度を整理する。加えて、旧稿において收帑の範囲を妻子に限る理由を、犯罪への收帑や縁坐によって家族や地域社会を過剰に破壊することの回避であると見通したことを修正したい。それは、角谷氏の提示した、妻子の收帑とは犯罪者自身への処罰の一環であり、身内から犯罪者を出したことを処罰する縁坐とは性格を異にし、妻子と財産はともに夫(父)に所属するものである、という見解を基本的に正しいと考えるからである。確かに、收律で妻子と財産が併記されることを考えると、氏の論には説得力があり、旧稿で家族や地域社会の破壊を回避するとしたことは、結果論にすぎないことになる。ただ、氏は妻子と財産が夫(父)に所属するものであることについて、具体的な論証を行ってはいない。そこで、本章では夫(父)と妻子との「関係」についての当時の考え方を、伝世文献に求めることで收律制定の背景を探ってみようと思う。

一、二年律令における刑罰の序列と收帑規定

(一) 刑罰の等級と收律

本項では、今後の議論の前提として二年律令の規定を参照しながら、刑罰の軽重を確認することからはじめたい。なお、二年律令と睡虎地秦簡とで、刑罰の軽重が完全に一致しない場合もあるという指摘もあるが⁵⁾、刑罰の基本となる部分は継承関係にあると判断できるため、律文として明快な二年律令を提示することにする。

まず、盗額に基づいた刑罰を規定する盗律をみておく。

盗賊(贓)直(値)過六百六十錢、黥為城旦舂。六百六十到二百廿錢、完為城旦舂。

不盈二百廿到百一十錢、耐為隸臣妾。不盈百一十錢到廿二錢、罰金四兩。不盈廿二錢到一錢罰金一兩。⁶⁾(盗律、第五五〜五六簡)

(盗んで不正に取得した額が、六百六十錢を超えれば、黥城旦舂とする。六百六十錢から二百二十錢にいたれば、完城旦舂とする。二百二十錢未満百一十錢にいたれば耐隸臣妾とする。百十錢未満二十二錢にいたれば罰金四兩とする。二十二錢未満一錢にいたれば罰金一兩とする)

この盗律によれば、処罰の厳しい順に黥城旦舂・完城旦舂・耐隸臣妾・罰金四両・罰金一両の順で並ぶ。黥とは入れ墨であり、肉刑の範疇に入り刑罰としては重い。城旦とは男性、舂とは女性に科す労役刑である。これより一等軽い完城旦舂には黥が施されず、その身体は全うされる。その次が耐隸臣妾で耐は男性に科すひげ剃りで、隸臣は男性・隸妾は女性に科せられる。その下に罰金四両・一両がならぶ。

また、このなかで最も重い黥城旦舂、および完城旦舂については、次条にみるように、上造以上の有爵者には耐鬼薪白粲という軽減措置がとられることになっている。上造とは二十等爵制のなかで第三級（下から三番目）に当たる爵位である。

上造・上造妻以上、及内公孫・外公孫・内公耳孫有罪、其当刑及当為城旦舂者、耐以為鬼薪白粲。（具律、第八二簡）

（上造・上造妻以上、及内公孫・外公孫・内公耳孫・内公玄孫に罪があり、刑城旦舂、および完城旦舂に相当する者は、耐鬼薪白粲とする）

この具律で「刑」といつているのは肉刑、すなわち黥を含む劓（鼻削ぎ）・斬左止趾（左足斬り）・斬右趾（左足に加え右足を斬ること）、腐刑（宮刑）のことである³⁾。

上記盗律の最高刑は黥城旦舂であるが、その上には棄市という死刑がある。

賊殺人、鬪而殺人、棄市。其過失及戲而殺人、贖死、傷人、徐。（賊律、第二二簡）

（人を賊殺したり、喧嘩によって人を殺したなら棄市とする。過失、およびふざけて人を殺したならば贖死とし、人を傷つけたなら罪を免除する）

上記盗律・賊律の原則をまとめると下表となる。この他にも多様な刑罰が存在するが、全ての刑罰に一律に序列をつけることは難しく、肉刑も単純に犯罪と結びつけることが難しいため外している。

[表] 犯罪と刑罰の対応関係

※没収の有無については次項参照

犯罪	刑罰（一般人）	刑罰（上造以上）	没収
殺人	棄市	—	有
盗額660銭超	黥城旦舂	鬼薪白粲	
660～220銭	完城旦舂		耐隸臣妾 罰金四両 罰金一両
219～110銭			
109～22銭			
21～1銭			

(二) 收律にみえる收帑規定

前項での犯罪と刑罰の対応関係を踏まえて、收律にみえる收帑規定をみておく。

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府者、皆収其妻子財田宅。其子有妻・夫、若為戸、有

爵、及年十七以上、若為人妻而棄寡者、皆勿收。坐奸、略妻及傷其妻以收、毋收其妻（收律、第一七四～一七五簡）。

（完城且・鬼薪以上の罪人、及び姦淫で腐刑に処せらる者は、いずれもその妻子・財産・田宅を没収する。その子に妻や夫がいる場合、もしくは戸を独立している、有爵者である、及び十七才以上、もしくは結婚したのち離婚したり、寡婦となっている場合は、いずれも收帑してはならない。夫が姦淫罪に処された、あるいは妻自身が略妻や傷害の被害者であった場合、その妻を收帑してはならない）

本条の記載に明らかなどおり、没収が行われるのは完城且・鬼薪白粲以上および腐刑に処された者に対してである（前掲表参照。腐刑を除く）。收帑されるのは妻子と田宅・家財である。子については、十七歳以上・既婚（死別・離別を含む）・親と戸籍を別にして、有爵のどれかの条件に該当すれば收帑はされない。これらの条件は実質的な成年の目安であろうから、收帑される子は未成年に限るといえることができる。

また、妻は夫の姦淫、および夫による誘拐で妻となった場合と、夫の暴力の被害者であった場合には收帑を免れる。

この他に妻の收帑免除は左掲第一七六簡によれば、夫の犯罪を妻が申し出ること、收帑免除の条件となっている。

夫有罪、妻告之、除于收及論。妻有罪、夫告之、亦除其夫罪…。（收律、第一七六簡）

（夫に罪があり、妻がこれを告発すれば收帑と論罪を免除する。妻に罪があり、夫がこれを告発すれば、その夫の罪を免除する）

ここで妻が免除されるのは「収」と「論」であるが、「収」とは妻の身柄の收帑に限定され、夫の財産や子の身柄の没収は含まれないと考えられる。何故なら、左掲法律答問によれば、妻の申し出にかかわらず夫の財産は没収となるからである。

「夫有罪、妻告之、不收」妻贖（媵）臣妾・衣器当收不当。不当收。（法律答問、第一七〇簡）

「夫に罪があり、妻が夫の罪を申し出れば收帑しない」とある。妻が嫁入りの際に持参した奴隷や財物は没収にあたるか、あたらないか。没収にあたらぬか。

子の收帑について明文を欠いているのは、妻が申し出ても、子は夫の財産とともに收帑されるかが、自明だからではなからうか。

また、第一七六簡の「論」とは、没収以外の措置、すなわち城且未満の刑罰等について、審理が開かれ、何らかの縁坐を被ることではないかと思われる。

なお、第一七六簡後半では、夫が妻の犯罪を申し出た場合、夫への刑罰、すなわち縁坐
 が免除されている。すでに角谷氏が述べるように、妻の犯罪に対する收帑に言及しないの
 は、妻の犯罪によつて夫の身柄が收帑されることはなく、他の方法で縁坐するからである。
 つまり夫の犯罪に対し妻は收帑されるが、妻の犯罪には夫は收帑されないという、男女に
 よる違いに留意しなければならぬ⁹⁾。ちなみに、收帑された者は収人と呼ばれ、しばし
 ば二年律令においては隸臣妾と併称されるため、収人と隸臣妾に対する処遇はほぼ同等で
 あると考えられている¹⁰⁾。

以上、收律では完城旦・鬼薪以上の刑罰に処断された者について、妻子・田宅・家財の
 没収が執行され、子は実質的な未成年が対象となり、妻は自身が犯罪の被害者である、も
 しくは夫の犯罪を官に申し出ることと收帑を免れることが規定されている。次にこれが睡
 虎地秦簡も同様であるかを検討してゆくこととする。

二、隸臣妾と家族

前項で述べたように、收律では完城旦以上の刑罰に妻子・田宅・家財の没収が生じた。
 ここでは、完城旦より一等級低い刑罰である隸臣と家族の関係を先に明らかにすることで、
 隸臣に没収が付随しないことを確認しておきたい。

従来いわれてきたように、隸臣に妻がいる場合、服役中の衣服の供給が、妻に義務づけ
 られている¹⁰⁾。

粟衣者、隸臣・府隸之母（無）妻及城旦。冬人百一十銭、夏五十五銭。其小者冬七十七
 銭、夏卅四銭。春冬人五十五銭、夏卅四銭。其小者冬卅四銭、夏卅三銭。隸臣妾之老及
 小不能自衣者、如春衣。●亡・不仁其主及官者、衣如隸臣妾。金布。（秦律十八種金
 布律、第九四く九六簡）

（衣服を支給する者は、隸臣・府隸の妻のいない者、および城旦とする。冬はひとりに
 つきその額は百十銭、夏は五十五銭とする。未成年は冬は七十七銭、夏は四十四銭とす
 る。春はひとりにつき五十五銭、夏は四十四銭とする。未成年は冬は四十四銭、夏は三
 十三銭とする。隸臣妾の老年の者、未成年で自分で衣服を調達できない者は、春と同額
 とする。逃亡をしたことがあったり、担当者や官に対して態度の良くない者について、
 衣服は隸臣妾と同様とする。金布）

この金布律の冒頭に明らかのように、城旦には無条件に衣服が与えられるが、隸臣は妻のいないことを条件に衣服の支給が行われる。これは城旦の妻子が収帑され、家族が解体されるのに対し、隸臣はその家族を保ちうることをしめしている。

次の属邦律でも、道官のなかで隸臣をやりとりする際、食糧・衣服の受給と、妻の有無を確認したうえで、隸臣を引き取る官にその記録を引き継いでいる。

道官相輸隸臣妾・収人、必署其已稟年月、受衣未受、有妻毋（無）有。受者以律続食衣之。属邦。（秦律十八種属邦律、第二〇一簡）

（道官が互いに隸臣妾・収人を輸送する場合は、必ずすでに支給された糧食の支給年月日、衣服の受給・未受給、妻の有無を記録する。受給した者は規定どおりに糧食・衣服の支給を継続する。属邦律）

また、衣服を供給すべき隸臣の妻にも条件がある。

隸臣妾・城旦春之司寇・居贖贖責（債）毆（繫）城旦春者、勿責衣食。其与城旦春作者、衣食之如城旦春。隸臣有妻、妻更及有外妻、責衣。人奴妾毆（繫）城旦春・（貸）衣食公、日未備而死者、出其衣食。司空。（秦律十八種司空律、第一四一〜一四二簡）

（隸臣妾、城旦春の仕事に就いている司寇、罰金・贖罪・債務を労役によつて返済するために城旦春につながっている者には衣食を負担させてはならない。城旦春とともに労働する者は衣食を城旦春と同じにする。隸臣に妻がある、妻が更隸妾および、自由人の妻がある場合は衣服を負担させる。人の奴妾が身代わりに城旦春につながれ、衣食を公に借り、期日を満たさないうちに死亡した場合、その衣食は取り消して返還の必要はない。司空律）

本条によれば、衣服を隸臣に供給するのは、「更」と「外妻」としている。このうち「外妻」とは、整理小組の解釈するように自由人の妻とみてよい。

「更」というのは、更隸妾のことである。更隸妾というのは、官府で使役される者の労働力の目安を規定した工人程にみえる。

冗隸妾二人当工一人、更隸妾四人当工【一】人、小隸臣妾可使者五人当工一人。工人程（秦律十八種工人程、第七四簡）

（冗隸妾二人は工人一人に相当し、更隸妾四人は工人一人に相当し、小隸臣妾の使役可能な者は五人で工人一人に相当する。工人程）

これによれば隸妾には冗隸妾と更隸妾の二種があり、前者は二人で工人一人分、後者は四人で工人一人分の労働力として計算されている。冗隸妾というのもわかりにくいですが、更隸妾の

方が生産性が低く見積もられているのは明らかである。後文に小隸臣妾がみえていることからみて、更隸妾の生産性が低いのは年齢によるものではない。整理小組が注するように、これは、交代で服役し、服役時間の短い隸妾であるとするのが妥当であろう。無論、隸臣には外妻がいる場合があるのだから、隸妾となっているのは夫に縁坐したからではなく、妻自身が何らかの罪を犯しているからであると考えねばならない。

つまり隸臣への衣服供給が義務づけられる妻とは、自由人の妻と更隸妾の妻であり、彼女らには衣服を供給する時間的・経済的余裕があるとみなされているのである。つまり、夫が隸臣となることで、家財が没収されるわけではないことがわかる。

では、この隸臣と隸妾となった妻との関係は、夫婦として継続しているであろうか。爵位獲得による贖身を規定した軍爵律をみてみよう。

欲帰爵二級以免親父母為隸臣妾者一人、及隸臣斬首為公士、謁帰公士而免故妻隸妾一人者、皆令為工。其不完、以為隱官工。軍爵。(秦律十八種軍爵律、第一五五〜一五六簡)

(爵二級を返還して、実の父母で隸臣妾になっている者一人を免除することを希望する、および隸臣が斬首して公士となり、公士を返還することでかつての妻の隸妾と成っている者一人を免じることを願い出る場合、全て工とする。肉刑を受けている者は、隱官工とする。軍爵)

これによれば、一般人が爵位二級分を獲得することで、隸臣妾となった父母を贖身すること、および隸臣が公士を返還して「故妻」を贖身することが可能である。父母を贖うのは自由人の子であるが(詳細は後述する)、「故妻」を贖うのは隸臣となっている夫である。夫婦で隸臣・隸臣妾となっている場合、妻を「故妻」と表記していることからみて、少なくとも、夫婦ともに隸臣妾として服役している場合は、夫婦関係は一旦解消されるのであろう。ただし、夫が自由人で、妻が罪を犯して隸妾となったような場合、夫婦関係が絶たれるのかはわからない。

また、女性についていえば、次の司空律にみるように男性が辺境守備につくことで、母親や姉妹で隸妾になった者を免じることも可能である。

百姓有母及同姓(生)為隸妾、非適(謫)罪殿(也)而欲為冗辺五歳、毋賞(償)興日、以免一人為庶人、許之。●或贖罍(遷)、欲入錢者、日八錢。司空。(秦律十八種司空律、第一五一〜一五二簡)

(百姓に母および姉妹で隸妾となっている者がおり、百姓本人が謫罪でなく、辺境守備

五年をして、「その五年分を」徴発された日数に充当しないことを希望するのであれば、母・姉妹のひとり免じて庶人とすることを許可する。ある人が遷を贖罪するために錢を納入しようと希望するのであれば、一日ごとに八錢として換算する。司空律)

こうしてみると、隸臣妾は衣服の供給や、爵位・辺境守備による贖身が可能であり、隸妾が「故妻」と表記されてはいても、夫婦関係が全く断絶しているわけではなく、他の家族との関係も完全に切れてはいないことに気付く。

最後に、子についてはどうであろうか。

女子為隸臣妻、有子焉。今隸臣死、女子北其子、以為非隸臣子毆(也)。問、女子論可(何)毆(也)。或黥顔頰為隸妾、或曰完。完之当毆(也)。(法律答問、第一七四簡)

(女子が隸臣の妻となり、夫との間に子がいた。いま隸臣が死亡し、女子がその子を別の場所に住まわせ⁽¹⁾。隸臣の子ではないとした。問う、女子をどのように論断すべきか。

ある人は額と頬骨に入れ墨して黥妾とするとし、ある人は入れ墨はしなかった。女子には入れ墨せず妾とするのが妥当である)

本条では、隸臣と自由人の妻との間に子があり、隸臣の死亡後に妻が子を逃亡させ、隸臣の子であることを否定している。子を逃亡させたのは、隸臣死亡により、隸臣の子に服役義務が生じたためと解される。旧稿では、隸臣の家族は保全されるということに目が向き、隸臣身分の世襲を否定したが、やはり官府の奴隸としての身分が引き継がれると考えた方がよいようである。⁽²⁾

さらに、この隸臣世襲を考慮するのであれば、軍爵律にみた子による親の贖身は、単に親を取り戻すだけでなく、親から子への隸臣の継承を断ち切ることをも意味しよう。ただ、父から子への継承が累代続くのか、男女とも全ての子が対象となるのか、また、母親が隸妾の場合も同様なのはわからない。

三、城旦刑と妻子の収帑

先述のように収律では、完城旦・鬼薪以上、棄市にいたるまでの刑罰に収帑が科されたが、それが睡虎地秦簡にもいえるか再度確認してみよう。なお、鬼薪については秦簡に明確な材料が残っていないため、行論から外し、もっぱら城旦と棄市についてのみ取り上げることとする。

まず、隸臣と城旦の間に收帑の有無という差があることは、以下の法律答問に明白である。

「隸臣將城旦、亡之、完為城旦、收其外妻・子。子小未可別、令從母為收」●可（何）
 謂「從母為收」人固賈（売）、子小不可別、弗賈（売）子母謂毆（也）。（法律答問、第一一六簡）

（隸臣が城旦を率いてそれを逃がしたならば、隸臣の自由人である妻子を收帑する。子が小さく母と引き離せないのであれば、母と一緒に收帑する。「母と一緒に收帑する」とは何をいうのか。人は本来売るものであるが、子が小さく引き離すことができないのであれば、子の母を売らないということを行うのである）

この条文では、隸臣が仕事上の過失によって、その処罰を隸臣から完城旦に格上げされた時点で、妻子の收帑が行われている。確かに、隸臣には妻子の收帑がなく、完城旦にはあることが明瞭である。

さらに、完城旦に対する收帑は下掲の条文でもわかる。

夫盜三百錢、告妻、妻与共飲食之、可（何）以論妻。非前謀毆（也）、當為收。其前謀、同罪。夫盜二百錢、妻所匿百一十、何以論妻。妻智（知）夫盜、以百一十為盜。弗智（知）為守臧（贓）。（法律答問、第一五簡）

（夫が三百錢を盗み、妻にそれを話し、妻と一緒にそのお金で飲食した場合、どのように妻を論断するか。先に謀議したのでなければ、收帑することに当てる。先に謀議したのであれば同罪とする。夫が二百錢を盗み、妻がそのうち百十錢を隠匿したならば、どのように妻を論断するか。妻が夫の盗みを知っていたなら、百十錢を盗んだこととする。盗んだことを知らなかったのであれば、守臧とする）

これによれば、夫が三百錢を盗み、妻と飲食したことを問題にしており、事前の謀議があれば妻も三百錢の盗罪に問われ、謀議がなければ妻が收帑される⁴³⁾。三百錢の盗みは完城旦春の刑罰に相当する。後文でもわかるように、夫の盗みを知っていた場合、盗んだ金銭と一緒に飲食すれば同罪となる。ただし、「守臧」の意味は不明である。

そして、黥城旦にも同様に收帑が行われる。

夫盜千錢、妻所匿三百、可（何）以論妻。妻智（知）夫盜而匿之、當以三百論為盜、不智（知）、為收。（法律答問、第一五〇一六簡）

（夫が千錢を盗み、妻の隠匿したのがそのうちの三百錢であった。どのように妻を論断するか。妻が夫の盗みを知っていて隠匿したならば、三百錢を盗んだとして論断し、盗

罪に当て、知らなければ妻の身柄を収帑する)

夫が一千銭を盗み、そのうち妻が隠匿したのは三百銭である。妻が夫の盗みを知っていたなら、妻本人も三百銭分の盗罪となり、妻は夫の盗みを知らなければ、夫による一千銭の盗みは黥城旦に相当するから、収帑となるのであり、黥城旦にも収帑は付随するといえる。

では、夫の盗みを妻が知っていたならばどのように対処すべきか。収律同様に睡虎地秦簡でも、夫の犯罪を官に申し出ること、妻は自身の収帑を免れている。

「夫有罪、妻先告、不收」妻贖（媵）臣妾・衣器当收不当。不当收。（法律答問、第一七〇簡）

（夫が罪を犯し、妻が先にそれを申し出れば収帑しない。妻が持参した男女の奴隸や衣服・物品は没収に相当するか、しないか。没収には当たらない）

これにみる限り、妻は自身の身柄とともに、自分の持参した奴隸や手回り品をも保全することもできるのである。逆にいえば、持参品以外の田宅・家財などは没収の対象となったことがうかがえる。

また、第一章でも取り上げたが、誣告罪による黥城旦でも収帑や家財の没収は行われる。

甲誣乙通一錢黥城旦罪、問甲同居・典・老論不当。不当。（法律答問、第一八三簡）

（甲が、乙が通銭一銭を行い黥城旦の罪である、と誣告した。甲の同居・典・老は論断に当たるか、当たらないか。当たらない）

本条では誣告罪については、同居と、里の責任者である典・老への責任は問わないことを確認している。誣告罪には、いわゆる誣告反坐の原則により、誣告者にその誣告した犯罪への刑罰が科せられる。第一章で検証したように、秦簡の「同居」とは、同一戸籍にある複数の成人男性同士、あるいは成人男性を中心に、妻と未成年子のグループが同一戸籍上に複数存在する場合の相互の関係を呼称する語である。甲の誣告により下される刑罰は黥城旦であり、黥城旦の刑徒の妻子は当然収帑となる。一般に、誣告罪には同居・典・老の審理は行われない⁴⁴⁾。よって、ここで同居のみに言及して、妻子に触れていないのは、誣告であっても妻子の収帑は自明であるからと考えられる。

以上のように、完城旦から棄市にいたる刑罰には必ず妻子の収帑が執行されること、妻は夫の犯罪を官に申し出ること、収帑を免れることがほぼ明白である。つまり、睡虎地秦簡の収帑原則は、二年律令収律と違いがなく、両者は継承関係にあるといえる。

また、棄市についても同様に収帑が行われた。

甲殺人、不覺、今甲病死已葬、人乃後告甲、甲殺人審。問甲当論及收不当。告不聽。

(法律答問、第六八簡)

(甲が殺人をして発覚しなかった。いま、甲が病死して埋葬された後、他人が甲を訴え、甲が殺人をしたことは明らかである。甲は論断、および没収に当たるか、当たらないか。訴えを受理しない)

これによれば、犯罪者が死亡、埋葬された時点で、他人からの犯罪の告発は無効となり、告発は受理されず、審理も没収も行われぬ。二年律令賊律を参考にすれば、殺人は棄市である。つまり、犯罪者の埋葬前であれば、告発は受理され、審理・没収が行われるのであり、棄市の刑罰にも没収があることになる。

ここまであげた法律答問では收帑の対象として問題となるのは全て妻、もしくは妻と子であり、他の家族は問題になっていないことに気付く。富谷氏は、同一戸籍者を收帑の対象としていたが、むしろ二年律令の收律同様、妻子が收帑対象であった可能性が濃くなる。これを念頭に、実際の事件で收帑が適用された奏讞書の事例をみてみよう。

●二年十月癸酉朔戊寅、廷尉兼謂汧嗇夫。雍城且講气(乞)鞠曰、「故楽人、居汧畦中、不盗牛、雍以講為盗、論黥為城旦、不当」。覆之、講不盗牛。講毆子県、其除講以為隱官、令自常⁽⁴⁵⁾、昇其于於。妻子已売者、県官為贖、它収已売、以賈昇之。及除坐者賞、賞口人環之。騰書雍。(奏讞書、第一二二〜一二三簡)

(二年十月十月六日、廷尉兼は汧嗇夫に申し渡す。雍県で裁かれた城旦の講は、再審を請求して言った。「元は楽人で、汧県の畦中に住んでおりました。牛を盗んではないにもかかわらず、雍県は私が盗んだとして、黥城旦に処しましたが不当です」これを、再審してみると講は牛を盗んではいなかった。講は汧県で服役しており、講の刑罰を免じて隱官とし、もとの家族を回復して於県に移動させなさい。妻子で売却された者は、県官が買い戻し、他に没収され売却された物については、その金額を渡しなさい。そして、罰金刑に処された者を免除として、その金額を支払った者に返還しなさい。この通達を雍県に早馬で送ること)

これは、秦王政(始皇)二年におきた事件の雪冤を⁽⁴⁶⁾、廷尉が指示した部分である。事件は、講という男性が牛泥棒の冤罪で逮捕され、黥城旦として裁かれたことにはじまる。刑はすでに執行されていたが、乞鞠(再審請求)によって冤罪が明らかになったことで、講の身分を回復して隱官とし、妻子の買い戻し、没収財産相当額の返還、賞(罰金)の返還が命ぜられている。隱官というのは、肉刑を施された者が赦免された場合、一般人とは異なる扱いをされる、身分の一種である(詳細は第五章参照)。「妻子の已に売られたる者」

ということ、没収の対象が妻子であったこと、および收帑後に売られることがあったことをしめす。

ちなみに、この前文で講の父が事件当夜の様子を証言しているが、父は自分の仕事を門番だといっていることからみて、少なくとも父は講が黥城旦となったことで、身柄を收帑されてはいない。

ここまでは、完城旦以上の刑徒と妻子の関係をみてきたが、最後に刑徒とその親の関係について付言しておきたい。というのは、二年律令賊律に、親不孝についての以下の規定があるためである。

子牧殺父母、毆詈泰父母・父母・段（假）大母・主母・後母、及父母告子不孝、皆棄市。其子有罪当城旦舂、鬼薪白粲以上、及為人奴婢者、父母告不孝、勿聽（後略）。

（賊律、第三五～三六簡）

（子が父母を殺そうと計画する、祖父母・父母・祖父の後妻・妾にとつての夫の妻・継母、および父母を罵倒する、および父母が子の不孝を訴えたならば、全て棄市とする。その子に城旦舂・鬼薪白粲以上に相当する罪がある、および他人の奴隸となつてゐるならば、父母が子の不孝を訴えても受理してはならない）

不孝の問題については本論第六章で詳しく述べるが、睡虎地秦簡・張家山漢簡ともに、親不孝の子について、親が官へ処分を申し出、その処罰の希望まで官が聞き入れるという制度があった。それを規定したのがこの賊律である。本条によれば、通常父母は親不孝をした子を訴え出ることができるのであるが、子が奴隸に身を落とした場合と、「城旦舂・鬼薪白粲以上」、すなわち完城旦舂以上に処された場合は、その不孝を訴えられない。

この規定を考えるに、城旦舂・鬼薪白粲に処されるということは、既婚男性が単純に妻子を奪われるだけでなく、女性も含め、自分と親との関係も断絶されることをしめしてはいないだろうか。親にとつて子は存在しないことになり、子も帰る場所を失うことになる。

前項であげた属邦律第二〇一簡では、収人は官府の間で輸送された。これは収人の使役地が官府の都合で決められたことをしめす。また、奏讞書第一二一～一二三簡で妻子が売られていたとおり、収人は売られることもあった。そうした場合、犯罪者本人が赦免されるようなことがあつても、冤罪などの理由により官が買い戻しに関与しない限り、家族の回復の可能性は低いであろう。

城旦に処された者が、田宅・家財をなくし、生活の術をなくし、社会的に抹殺されるだけでなく、妻子や父母という家族までも存在しないものとして扱われる、それは刑徒労働や死

罪の厳しさと相俟って、想像を絶して耐え難いことであろう。隸臣妾と完城旦舂・鬼薪白粲の刑罰の軽重は、労役内容だけでなく、家族との断絶の有無によく反映されているといえよう。

四、『左伝』にみる妻子と財産

前述のように角谷氏は、妻子が田宅・財産とともに没収される理由として、これらが犯罪である夫（父）に所属するものであるからとする。筆者もその考えにおおむね同意するのであるが、氏はその理由について特に述べておらず、また、家族のなかでも妻子が特別である理由も明瞭でない。これらの疑問に答えるために、いまま少し先学の研究成果と伝世文献をみておきたい。

『史記』孝文本紀は文帝元年の收帑制度廃止について「除收帑諸相坐律令」（收帑と諸々の相坐の律令を撤廃したく存じます）と記録しており、妻子の没収は「收帑」に言い換えられている。経書に散見する「帑」字については、古くからさまざまな解釈があるが、『春秋左氏伝』（以下、『左伝』）文公六年条に付される杜預注が「帑は妻子なり」とするように、「帑」には妻子をさす用法がある。

かつてプーリイブランク氏は、奴隸の起源は犯罪奴隸にあるとして、その法制化を商鞅変法に求めた⁽¹⁷⁾。その論の中で、『左伝』『国語』中の「帑」（妻子）について、状況によっては、夫（父）の行動を左右する人質や縁坐者としてみえているとする。また、『説文』巾部では、「帑は幣なり」としていることから、「帑」には財貨の意味もあり、夫（父）によって蓄えられるという点で、妻子と財貨には共通する性質があると述べる。奴隸の起源を全て犯罪奴隸に帰せるかは別として、氏の論は、夫（父）にとっての妻子の重要性を説き、のちの刑罰制度への收帑の組み入れを示唆した点で、公刊されてから半世紀を経てもなお大きな意義を有しているよう。

ただし、氏の論の主眼は、あくまで奴隸の起源を探ることにあり、收律で妻子と田宅・財産の没収が並行する理由を考えるには、いまま少し史料を重ねる必要があると思う。

まず最初に、『左伝』において「帑」が妻子をさす例として、文公六年条をみておこう。

賈季奔狄、宣子使臾駢送其帑。夷之蒐、賈季戮臾駢、臾駢之人欲尽殺賈氏以報焉。臾駢

曰「不可。吾聞、前志有之曰『敵惠敵怨、不在後嗣、忠之道也』……」尽具其帑与其器用

財賄、親帥扞之、送致諸竟。（『左伝』文公六年）

（賈季が狄に逃亡した。趙宣子（趙盾）は臾駢にその妻子を送り届けさせることにした。夷での蒐の際に、賈季は臾駢を侮辱したことがあり、臾駢の部下は賈氏を全て殺すことで報復しようとした。臾駢は言った「それはならない。私は史書に、人への恩恵も恨みも、後継者までにはおよぼさないのが忠義の道だと記されていると聞いた」。賈季の妻子、身の回り品や財物を全てそろえ、自分で指揮してそれを護送し、国境まで送り届けた）

これは、襄公の後継者擁立に失敗し、なおかつ陽処父を殺害した賈季が狄に逃亡した際のでき事である。趙盾は臾駢に命じて賈季の「帑」と家財をあとから送り届けさせている。ここでの「帑」が妻子をさすことは、次の文公十三年の事例にも明らかである。

秦伯師于河西、魏人在東。寿余曰「請東人之能与夫二三有司言者。吾与之先」使士会。士会辞曰「晋人虎狼也。若背其言、臣死、妻子為戮。無益於君、不可悔也」秦伯曰「若背其言、所不歸爾帑者、有如河」乃行。繞朝贈之以策、曰「子無謂秦無人。吾謀適不用也」既濟、魏人譟而還。秦人歸其帑、其処者為劉氏。（『左伝』文公十三年）。

（秦伯（康公）は魏を接收しようと黄河の西岸に軍を率い、魏人は東岸で待ちかまえた。寿余は「東方出身者で晋の役人たちと話のできる者がいらつしやいますか。私はその人と先に行きましょう」と言った。秦伯は士会に使いをさせようとしたが、士会は辞退して、「晋人は虎狼のように残忍です。もし晋が前言に背けば私は死に、秦に残った妻子は殺されましょう。秦君に利益もなく、後悔しても遅いでしょう」と言った。秦伯は、「もし晋が前言に背いたとしても、私があなたの妻子を帰さないことがあろうか。黄河のように明らかなことだ」と答えたので、士会は東岸に向かった。繞朝が士会に策を送り、「どうぞ秦に心ある人がいなかったとは思わないでください。私ののはかりごとが採用されなかったのです」と言った。黄河を渡り終え、魏人は喜び、引き上げた。秦人は妻子を士会のもとへもどし、秦に残った者は劉氏となった）

これは、秦に逃亡した士会を連れ戻すための晋の諸卿の策略で、魏寿余に晋から離反し、秦に帰属したいと申し出るふりをさせることで士会と接触をはかり、連れ出そうとした話である。寿余の申し出を承諾した秦伯は魏の接收のため、士会とともに黄河沿岸まで軍隊を率いてきた。寿余は晋方との交渉者を秦伯に要求し、士会がその候補となったが、士会は晋での安全の保障のないこと、秦地に妻子を残していることからそれを躊躇する。結局、秦伯は妻子を帰すことを約束する。この際、士会の「妻子は、戮せられん」という言葉を、

秦伯は「爾の帑」に言い換えている。⁽⁸⁾

以上、長々と史料を引用してきたのは、妻子を意味する「帑」の用例を出すためもあるが、そこに、夫（父）と妻子の関係への古い考え方がうかがい知れるからでもある。このふたつの記事に共通するのは、賈季・士会ともに亡命し、そこに妻子が同行している点にある。夫（父）と妻子が一緒にいるのは、当然のことにも映るが、そこには妻子への独特の考え方が垣間見える。

先の文公六年の記事では、賈季の妻子はその家財とともに賈季のもとへと送り届けられているが、これと似た例は、文公七年の先蔑の亡命時にもみられる。

己丑、先蔑奔秦、士会從之。先蔑之使也、荀林父止之曰「夫人・太子猶在、而外求君、此必不行。子以疾辭、若何。不然將及。攝卿以往可也、何必子。同官為寮。吾嘗同寮、敢不尽心乎」弗聽、為賦板之三章、又弗聽。及亡、荀伯尽送其帑及其器用財賄於秦、曰「為同寮故也」。〔左伝〕文公七年)

（四月の己丑、先蔑は秦に逃走し、士会はそれに従った。先に先蔑が秦への使となった際に、荀林父はそれを止めて言った。「夫人の穆嬴と太子夷臯がいるのに、国君を国外に求めるのは必ずうまくはゆきません。あなたは病氣だとして辞退するのはどうでしょう。そうでなければ災いがおよびましょう。あなたの代わりに誰かが行けばよいのであって、あなたでなければならぬということはありません。官を同じくする者を僚といいますが、私はかつてあなたと同僚でしたから、心から反対します」先蔑はこれを聞き入れず、荀林父が「小雅」の板の詩三章を歌つても忠言を聞き入れなかった。先蔑が秦に逃亡することになり、荀林父は、先蔑の妻子、身の回り品や財物を全てそろえて秦に送り、「かつて同僚でしたから」と言った）

晋では襄公が亡くなり、その後継として、すでに後継者に決まっていた幼少の太子夷臯ではなく、秦にいる公子雍を立てる案が浮上し、先蔑がその使いとなった。結局のところ、公子雍の擁立はかなわず、先蔑は秦に亡命を余儀なくされる。荀林父はかつての同僚のよしみとして、先蔑の妻子を送り届けたのである。

以上の三例には、興味深い点が三点ある。第一は、妻子と家財がともに、夫（父）と分かちがたいものとして亡命先に送られることである。妻子も家財も夫（父）にともにあるべきものであり、夫（父）はそれらを守る存在であるといえる。守るといえるのは、例えば、襄公二五年に齊の荘公が崔杼に殺されたとき、報復しようとした臣下の申蒯が、自分の妻子の身を案じて家宰に託して逃がそうとしたことなどが例としてあげられよう。⁽⁹⁾

第二として文公六・七年の記事に共通するのは、賈季・先蔑にとつて妻子が晋に残る限り、人質をとられているのと同然な点である。⁽²⁰⁾これは前掲同十三年の士会についてもいえる。妻子は決して人質として最初からそこにいたわけではないが、結果的に妻子の身柄が握られることで、夫（父）の行動を制限することになっていたのである。また、財産をそのままにして国を去れば、それが他人からほしいままにされることは目に見えている。財産にも持ち主の行動を制限するという、いわば担保としての性質があるといえる。

第三として、文公六年条の輿駢の言が示唆的である。輿駢は賈季への報復をしないのは、恩恵も恨みも後継ぎにおよぼしてはならないからだと語る。これは公的な制裁とというより個人的な報復の次元ではあるが、三例とも亡命者の妻子が送り届けられるのは、後顧の憂いをなくすと同時に、後継ぎを絶やさないう配慮していること想像される。他の親属と離れても、妻子さえいれば後継ぎを絶やすことはない。

こうして『左伝』みてくると、『史記』孝文本紀の記述も、その対象が妻子であることを正確に述べていることがわかる。そして、妻子と田宅・家財の没収が同時に行われることも、この三者が夫（父）を支えるものとして同質であると考えられてきたためであろう。妻子・家財は人質や担保としての性格を帯び、それが夫（父）の心を繋ぎ止めるものとしてはたらくのであれば、刑罰の軽重を左右する重要な要素として制度のなかに取り込まれたとしてもおかしくはない。

収帑が刑罰制度に取り込まれた時期はにわかには知れないが、『呂氏春秋』に身柄の収帑をしめす説話が春秋楚の鍾子期にまつわる説話として残っている。

鍾子期夜聞擊磬者而悲、使人召而問之曰「子何擊磬之悲也」答曰「臣之父不幸而殺人、不得生。臣之母得生而為公家為酒、臣之身得生而為公家擊磬。臣不覩臣之母三年矣。昔為舍市覩臣之母⁽²¹⁾、量所以贖之則無有、而身固公家之財也。是故悲也」(『呂氏春秋』季秋紀、精通篇)

(鍾子期は夜、悲しげな磬の音を聞いた。人をやって召し出して、「おまえの打つ磬はどうしてそんなに悲しげなのだ」と問うた。その者は答えた。「私の父は不幸にも人を殺め、死刑となりました。私の母は生きながらえたものの、公家のために酒を造ることとなり、私も生きながらえたものの、公家のために磬を打つこととなりました。私はもう三年も母の姿を見ておりません。以前、休憩所に立ち寄りしましたとき、私の母を見かけ、何とかその身を贖う術がないかと考えましたが、私自身も所詮、公家の財でしかあ

りません。だから悲しいのです」

ここに登場する磬を打つ男性は、父親が殺人を犯し死刑になったことで、母親とともに身柄を収帑され「公家の財」となり、別々の役務についている。犯罪者が死刑となることで妻子の身柄が収帑されることは、先にみた睡虎地秦簡の規定とも似る。男性が母の贖身もかなわないと嘆くのは、「公家の財」となったことで、よるべき私財も失ったことをしめしている。『呂氏春秋』の成書の時期を考慮すれば、ここに語られる収帑は戦国末の状況をある程度反映しているといえるのではなからうか。

おわりに

以上、睡虎地秦簡における収帑制度を検討しながら、妻子の収帑の意味を考えてきたが、最後に本章の結論をまとめておきたい。

睡虎地秦簡における収帑は、完城旦・鬼薪から棄市にいたる刑罰で執行され、妻子やその財産が没収の対象となる。この原則は、二年律令収律と異ならず、秦制がそのまま漢初に受け継がれたことをしめす。また、女性が春となった場合、夫は収帑とはならず別の縁坐が科されるようであるが、夫婦関係が事実上消滅するのは角谷氏の指摘のとおりである。

犯罪者がひとたび城旦に処されると、その収帑された妻子は収人として他官へ輸送され、また売られることもある。そうした場合、犯罪者本人が赦免を受け社会に戻ったとしても、元の家族の復元は不可能に近いだろう。二年律令賊律の規定をここに加味するならば、父母は城旦春となった子女を不孝として訴えることができないが、これは親子関係が公的には切られてしまうためであろう。

城旦より一等軽い隸臣には妻の収帑はなく、隸臣の妻が自由人、もしくは服役時間の短い更隸妾であれば、隸臣の衣服の供給が義務づけられる。これは、夫が隸妾となることで、妻が収帑とはならないこと、衣服を供給できるだけの私財があることを前提としているからである。隸臣の身分は隸臣の死後、子に継承されるが、隸臣在世中に官府に拘束されることはない。また、妻が隸妾となり、夫が自由人の場合、夫婦関係は公的には解消されるようである。軍爵律では軍功による父母や元妻の贖身が規定されており、親を贖うことで隸臣であることの子への継承を断ち切ったり、夫婦の復縁も可能である。さらに司空律では、母親や姉妹で隸妾となった者を男性が辺境守備に赴くことで取り戻すこともできる。

これらの城旦・鬼薪と隸臣妾の違いを比較すると、妻子と財産を失い、なおかつ親子関係まで断絶することで社会的に抹殺される城旦と、隸臣および隸妾には刑罰の厳しさに大きな開きがある。肉刑が可視的かつ永久的な身体への毀損による社会からの追放を目的とするといわれるが⁽²²⁾、城旦も、妻子と生活基盤を奪われ、父母との関係を絶たれるという社会的な抹殺をとまなう点で、肉刑に近いダメージを与える刑罰といえよう。

妻子の収帑はやはり夫（父）への縁坐というより、夫（父）への刑罰の一環としてとらえる方が、その本質に近い。何故なら、『左伝』において、「帑」と呼ばれる妻子は、財産とともにつねに夫（父）とともにあるものと表現されており、夫（父）のもとを離れた場合、それは人質や担保に転じやすいからである。そして、妻子を収帑するということは、父の後継ぎを奪うことでもあり、後継ぎとなる子孫を断つという犯罪者への制裁措置の面を多分にあわせもつ。

文帝元年にこの収帑制度は他の縁坐制度とともに廃止される。その廃止に到る経緯については次章で改めて論じることとする。

(1) 富谷至『秦簡刑罰制度の研究』同朋舎、一九九八年、第Ⅲ編、第一・二章。

(2) 氏は死刑以外の刑罰を重い方から、黥城旦・黥鬼薪・黥隸臣・完城旦・完鬼薪・完隸臣としており、例えば収帑のない黥隸臣より、収帑のある完城旦の方が軽くなるという矛盾が生じている（前掲注(1)富谷著書、第Ⅰ編、第二章）。

(3) 鈴木直美「戦国秦の連坐と家族」『明大アジア史論集』第三号、一九九八年。

(4) 李均明「張家山漢簡《收律》と家族連坐」『文物』二〇〇二年九期・石岡浩「収制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発端―爵制の混乱から刑罰の破綻へ―」『歴史学研究』第八〇五号、二〇〇五年・角谷常子「秦漢時代における家族の連坐について」富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』朋友書店、二〇〇六年・宮宅潔「有期労役体系の形成」『東方学報』京都、第七八冊、二〇〇六年。以下、四氏の収帑制に関わる論考はこれらによる。

(5) 例えば、二年律令では先自告・告不審に科すべき刑罰を実際の犯罪の等級より一等を下げるといふ通則が確立しているが、睡虎地秦簡の段階では犯罪の等級がないものについては、その時々で判断を加えている、という藤井律之氏の指摘がある（藤井律之「罪の加減と性差」前掲注(4)『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』所収）。

(6)なお、法律答問には、盜賊の取り締まりを職務とする、害盜・求盜が盜罪を犯した場合、一般人より重く裁かれる規定がみえる。そのなかで六百六十錢から二百二十錢を境界とする盜額の表記が「不盈過六百六十錢到二百廿錢」となっており、盜額六百六十錢以上が最も重く処罰される目安となっており、六百六十錢を超えるとする盜律と異なる。盜律の「六百六十到二百廿錢」に「不盈」が抜けている可能性もあるが、本論では盜律によった。

「害盜別微而盜、駕（加）罪之」●可（何）謂「駕（加）罪」。●五人盜、臧（贓）一錢以上、斬左止、有（又）黥以為城旦。不盈五人、盜過六百六十錢、黥劓（劓）以為城旦。不盈六百六十到二百廿錢、黥為城旦。不盈二百廿以下到一錢、曠（遷）之。求盜比此。（法律答問、第一〜二簡）

（害盜が巡視の任務をはなれて盗みをはたらいたなら、害盜には加罪をする。何を加罪といふのか。五人で盗み、不正に取得した額が一錢以上であれば斬左止城旦とす、もしくは黥城旦とする。五人未満の場合、盜額が六百六十錢であれば黥劓城旦とする。六百六十錢未満二百二十錢であれば黥城旦とする。二百二十錢以下一錢にいたるは曠とする。求盜はこれにならう）

(7) 有罪当黥、故黥者劓之、故劓者斬左止（趾）、斬左止（趾）者斬右止（趾）、斬右止（趾）者府（腐）之。女子当磔若要（腰）斬者、棄市。当斬為城旦者黥為春、当贖斬者贖黥、当耐者贖耐。（具律、第八八〜八九簡）

（罪があり、黥であったものは劓とし、劓であった者は斬左趾とし、斬左趾であった者は斬右趾とし、斬右趾であった者は腐刑とする。女性は磔刑もしくは腰斬とされた場合は棄市とする。斬左趾・斬右趾為城旦に相当する者は黥春とし、贖斬に相当する者は贖黥とし、耐に相当する者は贖耐とする）

(8)なお、角谷氏は妻の犯罪による子の収帑はないであろうとし、本文であげた法律答問第一七〇簡と次の第一七一簡を傍証としてあげている。

妻有罪以収、妻贖（媵）臣妾・衣器当收不当。界夫。（法律答問、第一七一簡）
（妻に罪があり、身柄が収帑されることとなったら、妻が嫁入りの際に持参した奴婢と財産を没収するに相当するか、相当しないか。夫にあたえる）

犯罪を犯した妻の持参財産が没収されないのであれば、子も収帑されず、夫のもとに留まると考えるのが最も自然である。ただ、没収が夫（父）への処罰の一環であるならば、妻自身の罪での収帑という状況が理解に苦しむため、本文で言及することは避けた。

(9)前掲注(4)李論文。

- (10) Hulswe, A. F. P., "The Ch' in documents discovered in Hu-pei in 1975," *T'ung Pao* 64, 1978. 高敏「從出土《秦律》看秦的奴隸制残余——讀《雲夢秦簡》札記兼批『四人幫』」・「關於《秦律》中的“隸臣妾”問題質疑——讀《雲夢秦簡》札記兼與高恒同志商」『雲夢秦簡初探』河南人民出版社、一九七九年・黃展岳「雲夢秦律簡論」『考古學報』一九八〇年一期・林劍鳴「“隸臣妾”辨」『中國史研究』一九八〇年二期・糴山明「秦の隸屬身分とその起源——隸臣妾問題よせて——」『史林』六五卷六号、一九八二年・堀敏一「雲夢秦簡にみえる奴隸身分」『中國古代の身分制——良と賤——』汲古書院一九八七年・孔慶明「秦刑律的刑種」『秦漢法律史』陝西人民出版社、一九九二年・王閔成・郭淑珍「徒刑」『秦刑罰概述』陝西人民教育出版社、一九九三年・高恒「秦律中“隸臣妾”問題探討」『秦漢法制論考』廈門大學出版社、一九九四年。
- (11) 整理小組は「北」について、『三國志』吳書、虞翻伝の注「北、古別字」を引いて、「別」の古字としており、これに従った。
- (12) 隸臣身分の世襲については下記の論考がある。前掲注(10)黃論文・糴山論文・堀著書・孔論文、および錢大群「再談隸臣妾與秦代的刑罰制度——兼復《亦談隸臣妾與秦代的刑罰制度》」『法學研究』一九八五年六期・徐鴻修「從古代罪人收奴刑的變遷看“隸臣妾”」『城旦春』的身分』『文史哲』一九八四年五期。
- (13) 宮宅氏は、妻子や縁坐を被る人々が、犯罪を知らながら告発しなければ「與同罪」が適用され、知らなかった場合に収帑や縁坐が行われると述べる。しかし、水間氏が述べるように、秦簡・二年律令では収帑・縁坐について犯罪の覚知を問題とした例はみられない（水間大輔『秦漢刑法研究』知泉書館、二〇〇七年、第八章第三節、三四七～三六一頁）。宮宅氏が収帑と「與同罪」との違いをしめすとして引かれる法律答問一五～一六簡は、夫の盜罪を知らながら、妻がその盜錢を一緒に消費した点が問題なのであり、犯行の覚知の問題ではない。また、二年律令盜律七一～七三簡で誘拐された者の「同居」が、それを官に申し出なかったなら「與同罪」というのは、誘拐犯を利することにつながるからであり、犯罪への縁坐とはいえない。また、錢律で、私鑄を訴えなかった「同居」は贖耐であり、棄市である私鑄錢犯よりかなり軽い処罰となっている。そして、何より妻子と田宅・家財の沒収が犯罪者である夫（父）への処罰の一環であるならば、犯行の覚知が問題となるのはおかしい。なお、法律答問第一五～一五簡が一種の共犯について問うたものであることは、すでに上田早苗・高橋純司・水間三氏が述べている（上田早苗「秦律」における責任」川勝義雄・礪波護編『中國貴族制社會の研究』京都大學人文科學研究所、一九八七

年・高橋純司「秦律における共犯について―法律答問を中心に」『中央大学アジア史研究』第二一号・前掲水間著書、第七章第一節）。

(14) 富谷氏は、この一八三簡をあげて誣告罪では妻子を含む縁坐の適用がないとしているが、それは同居の解釈を同一戸籍者全てと解するからである（前掲注(1)富谷著書、第I編、第二章）。

(15) 「自常」とは、伝世文献には未見の語で、龍崗秦墓木牘・二年律令具律一二四簡（後掲）にみえる「自尚」と同語とみられる。張全民氏は、案例十八のこの部分を「妻子との団欒を認め」とし、専修大学『二年律令』研究会は具律一二四簡を「もとの状態にもどす」と訳す。また、粂山氏は、「尚」をめとる（「配」「耦」「対」「当」と解したうえで、既婚者の場合は妻子をもとにもどすこととする（張全民「『隱官』考弁」『吉林大学戸籍整理研究所建所十五周年紀念論文集』吉林大学出版社、一九九八年・専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注（三）―具律―」『専修史学』第三七号、二〇〇四年・『中国古代訴訟制度の研究』二〇〇六年、京都大学出版会、第二章）。具律では女性も「自尚」の対象であり、女性に対しても「尚」字を用いるか疑問が残るが、本論でも家族の回復と訳し、後考を待つことにした。

（前略）庶人以上・司寇・隸臣妾無城且春・鬼薪白粲以上、而吏故為不直及失刑之、皆以為隱官、女子庶人、毋筭（算）事其身、令自尚。（具律、第一二四簡）

（庶人以上・司寇・隸臣妾であるのに城旦・鬼薪白粲の刑罰とされ、役人が故意に刑罰を重くしたり、誤審で誤って肉刑が執行されていたなら、全て隱官とし、女子は庶人として、算賦や使役をを免除し、もとの家族を回復させる）

(16) 李学勤氏はこの案例について秦王政二年（前二四六）説をとり、彭浩氏は二世皇帝二年（前二〇九）説をとる。彭浩氏は「二年」を踰年称元ではなく立年称元で記録されていたため年代に誤差が生じたとして、実際の事件はその前年とするが、奏讞書は何らかの公的な記録から作成したと思われる、公的記録が踰年称元を無視しているとは考えにくいいため、李説をとった（李学勤「《奏讞書》解説（下）」『文物』一九九五年三期・彭浩「談《奏讞書》中秦代和東周時期的案例」『文物』一九九五年三期）。

(17) Pulleyblanc, E. G., "The Origins and Nature of Chattle Slavery in China", *Essays on Tang and pre-Tang China* Aldershot, Ashgate, 2001, pp193-204. など、このプーリイブランク氏のあげる『左伝』文公六年条「帑」字の解釈について、堀敏一氏は妻子ともとれるが、財産と併記されることからみて奴隷である可能性もあると疑問を呈した（堀敏一『中国古代の

身分制―良と賤―』汲古書院、一九八七年、第一章一）。しかし、文公六年条を含め、本論にあげた「帑」の用例は、文脈からみて妻子であることが明白である。

(18) この他に「帑」が明らかに妻子である事例としては下掲の昭公十八年の記事があげられ、ここでは邾人の急襲によつて、邾子の妻子はその民とともに邾にさらわれ、妻はもどされ、娘は邾の荘公の下にとどめおかれる。ここで、「帑」と言っているのは、妻と娘の双方である。

六月、邾人藉稻、邾人襲。邾人將閉門、邾人羊羅攝其首焉、遂入之、尽俘以歸。邾子曰「余無婦矣」従帑於邾。邾莊公反邾夫人、而舍其女。(『春秋左氏伝』昭公十八年)

(六月、邾人は、稻の作付け高を登記するために巡行に出かけ、邾人がその隙に邾を襲った。邾人は門を閉めようとしたが、邾人の羊羅は門番の首をとり、門内に入り、民を俘虜として邾に帰った。邾子は「帰るところがなくなつた」と言い、妻子のあとを追つて邾に行つた。邾の荘公は邾子の妻は返したが、娘は自分のところにとどめ返さなかつた)

(19) 申劄、侍漁者、退謂其宰曰「爾以帑免、我将死」(『左伝』襄公二十五年)

(申劄は侍漁の官についていたが、退出して自分の家宰に「おまえは私の妻子を連れて逃げてくれ、私は死ぬことになるだろう」と言つた)

(20) 小倉芳彦氏は、春秋における「質」とは、国内外の折衝を円滑にすすめるための国際儀礼の一環で、公子や大夫の子から人選されるが、戦国の「質」は国際間の戦略的色彩が強まると同時に、君主が臣下の離反を防ぐために父母妻子を担保とする、いわゆる人質としての「質」が多くなるとする。そして、族刑(罪を犯した者の三族を処刑する)は戦国的な「質」と同質のものであり、臣下の忠誠をつなぐための手段である。氏はこれを論証する過程で、『左伝』にみえる「止帑」(妻子を帰さないこと)について、これは結果として人質となつただけで、戦国的人質ではないとして『左伝』には戦国的な人質はないとする。本章で引用した『左伝』の例は、いずれも最初から人質となつていたわけではなく、結果として人質になった、もしくはそうなりやすい状況にあつた、という意味であげている(小倉芳彦『中国古代政治思想研究』青木書店、一九七〇年、II、1)。

(21) 前掲注(10) 榑山論文によれば、「舎氏」は、『新序』雑事篇四では「舎市」とされており、こちらによるべきである。同氏の教示によれば、『説文』入部では「舎」字について、「舎、市居曰舎」としており、段玉裁はこの「市居」を賓客が宿舎に宿泊することと解している。

市舎者何也。『周礼』遺人曰「凡国野之道、十里有廬、廬有飲食。三十里有宿、宿有

路室、路室有委。五十里有市、市有候館、候館有積」鄭云「一市之間、有三廬一宿」候館及廬・宿皆所謂「市居曰舍」也。此市字非買売所之、謂賓客所也」（『説文解字注』第五篇下、入部）

（市舎とは何のことであろうか。『周礼』遺人には、「およそ国野の道には、十里ごとに廬があり、廬では飲食が提供される。三十里ごとに宿があり、宿には客室があり、客室には食物の蓄えがある。五十里ごとに市があり、市には候館があり、候館には食物の蓄えがある」といわれる。鄭玄はこの部分に注して、「市と市の間には三件の廬と一件の宿がある」としている。候館や廬・宿はみな、説解にいう「市居曰舍」のことであり、この「市」字は売買のために行く所ではなく、賓客が宿泊する所をいっているのである）

(22) 滋賀秀三「中国上代の刑罰についての一考察―誓と盟を手がかりとして―」『中国法制史論集―法典と刑罰―』創文社、二〇〇三年。

第四章 收帑諸相坐律令撤廃考

—文帝の即位事情と賜爵を手がかりとして—

はじめに

前漢文帝十三年（前一六七）、文帝は刑罰制度の抜本的な改革に乗り出し、肉刑を廃止し、労役刑を有期化したといわれる^①。労役刑の全面的な有期化については、この部分の『漢書』刑法志の記述が錯綜しており、有期化されたのは労役刑の一部である隸臣妾・城旦舂に限定するという説や^②、刑期設定の対象となつたのは、この時点の既決囚であり、労役刑そのものの有期化はこれに後れるとする説もある^③。しかし、この改革によって、はじめて刑期という概念が刑罰制度のなかに導入されたという点では、諸説一致している。

石岡浩氏は、この刑制改革の契機について、文帝元年に行われた收帑制撤廃よって労役刑内の刑罰の軽重が縮小し、刑罰制度に歪みが生じたことが原因であると述べている^④。前章でみたように、收帑制とは、罪人の妻子の身柄を官が没収することであり、田宅・家財も含めた罪人に対する没収制度の一環で、秦から漢初に継承された制度である。妻子や田宅・家財の没収が廃止されたことで、刑期の設定により解放された刑徒の生活基盤は保全されていることになるが、本章の目的は、この收帑制撤廃にまつわるふたつの疑問を解決することにある。

ひとつは、收帑制とともに撤廃されたという縁坐制のシステムについてである。制度上、收帑と縁坐には密接な関係があるからこそ、同時撤廃の必要があったことが予想される。しかし、刑罰制度の中での收帑と縁坐との適用範囲の違いや、罰の軽重については、まだ十分説明がなされていない。縁坐は『史記』では「相坐」と表記されることも多く、これ以降本章では、收帑・縁坐を併称する場合には、『史記』孝文本紀の表現にしたがい、收帑諸相坐律令と呼ぶことにする。

もうひとつは、收帑制の撤廃理由についてである。最近、宮宅潔氏は、收帑制撤廃を文帝の節儉策の一環として、官有労働力の削減を目論んだものと位置づけている^⑤。確かに、罪人本人はまだしも、労働力として非力な女性や子供を抱え込むことは官にとって大きな負担であることは首肯できる。しかし、何故、刑罰制度の根幹を揺るがすような変更に、

即位早々着手せねばならなかったのか、という素朴な疑問は解消しない。文帝の即位は前年末、その三ヶ月後の元年十二月に制度撤廃の詔が出されており、そこまでして撤廃を急ぐ理由を、直近の政治状況に照らして再考してみる価値はあろう。

本論はまず、縁坐の原則をみるために、二年律令の「同居」の語について検討する（以下、本文中は同居と称する）。第一章で述べたように、睡虎地秦簡において同居は盗みをはじめとする種々の犯罪において、必ず縁坐を問われる存在であった。王朝の交代を挟んでいるとはいえ、睡虎地秦簡と張家山漢簡は三十年しか離れておらず、律に用いる用語の意味に大きな隔たりはないことが予測できる。この予測に基づき、二年律令の同居の語義を確定しながら、縁坐のシステムを明らかにする。そして、その結果を踏まえつつ、文帝即位前後の事情を整理しながら、撤廃の理由について考察することとする。

一、文帝の收帑諸相坐律令撤廃と縁坐

行論にあたり、まず收帑制撤廃をめぐる文帝と有司とのやりとりを、『史記』孝文本紀により掲げておく。

（文帝元年）十二月、上曰「法者、治之正也、所以禁暴而率善人也。今犯法已論、而使母罪之父母妻子同産坐之、及為收帑、朕甚不取。其議之」有司皆曰「民不能自治、故為法以禁之。相坐坐収、所以累其心、使重犯法、所從來遠矣。如故便」上曰「朕聞法正則民慤、罪当則民従。且夫牧民而導之善者、吏也。其既不能導、又以不正之法罪之、是反害於民為暴者也。何以禁之。朕未見其便、其孰計之」有司皆曰「陛下加大惠、徳甚盛、非臣等所及也。請奉詔書、除收帑諸相坐律令」（『史記』孝文本紀）

（十二月、主上は言った。「法とは政治の要であつて、暴悪を禁じ、善人を導くためのものである。いま、法を犯して論罪され、罪を犯していない父母・妻子・同産をも犯罪者に連坐させ、収帑することは、私にとって認めがたいことである。それこれを討議せよ」有司はみな言った。「民は自分から行いを正すことができないからこそ、法を制定して取り締まるのです。犯罪者に連坐させたり、収帑するのは、民の心を恐れさせ、法を犯すことをはばからせるためであり、その由来は久しいものです。従来どおりにするのがよろしいでしょう」。主上は言った。「私が聞くところによれば、法が正しければ、民は行いを謹み、刑罰が正しければ、民は従うという。また、民を

治め、善行に導くのが官吏であるという。官吏が民を教導できず、さらに良からぬ法によつて彼らを罪したならば、これはかえつて民に害を与え、暴虐をしいることになる。そうしたならば、どのように民を取り締まるのか。私はこのような法が良いと考へたことはない。このことをよく考慮せよ」有司はみな言った。「陛下は深い恵みを賜い、徳が高くていらつしやること、私どもの及ぶところではありません。何卒、詔書を奉じ、收帑と諸々の相坐の律令を撤廢したく存じます」

第三章でみたように、收帑とは、二年律令收律では完城旦・鬼薪以上に論断される犯罪者に対して科せられる罰であつた。行論の便のため、收律を再掲しておこう。

罪人完城旦・鬼薪以上、及坐奸府（腐）者、皆収其妻子財田宅。其子有妻・夫、若為戸、有爵、及年十七以上、若為人妻而棄寡者、皆勿収。坐奸、略妻及傷其妻以収、母収其妻（收律、第一七四〜一七五簡）。

（完城旦・鬼薪以上の罪人、及び姦淫で腐刑に処せらるる者は、いずれもその妻子・財産・田宅を没収する。その子に妻や夫がいる場合、もしくは戸を独立している、有爵者である、及び十七才以上、もしくは結婚したのち離婚したり寡婦となっている場合は、いずれも收帑してはならない。夫が姦淫罪を犯した、あるいは妻自身が略妻や傷害の被害者であつた場合、その妻を收帑してはならない）

この律によれば、妻は夫による略妻や暴力の被害者であること、子は十七歳以上、離婚死別を含む既婚者、独立した戸を形成する者、有爵者であることはいずれかの条件を満たせば收帑を免れる。上記の免除条件が、実質的な成人の指標であつたといえる。撤廢された收律とはこの律であり、かつて富谷至氏が述べたように、收帑制はこの後二度と復活しない。⁽⁶⁾

では、文帝の言葉には妻子と並んで父母・同産がみえているが、收帑される妻子以外の親属の縁坐についてはどうであつたか。

角谷常子・宮宅両氏は、收律以外に、犯罪内容による個別の規定によつて妻子や他の家族が縁坐を被る例があり、個別の規定が犯罪に関連する律に分散して収められていたこと、そして、縁坐に関する律が分散しているが故に、孝文本紀は「諸相坐律令」の表現を用いると指摘する⁽⁷⁾。両氏の挙げる二年律令の家族縁坐の例が以下の三点である。

① 謀反罪を犯した者を腰斬に処し、父母・妻子・同産を全て棄市とする（賊律、第一〜二簡）。

② 誘拐犯が磔となり、その妻子を收帑より重い完城旦舂とする（盜律、第六八〜六九

簡・後掲)。

③私鑄銭犯を棄市とし、その同居に贖耐を科す(銭律、第二〇一簡・後掲)。
 このうち①の謀反罪での父母・妻子・同産の縁坐は、漢代を通じて行われているが、文帝以後、一定の刑罰について、一律に縁坐を科した形跡をみないのは宮宅氏の述べるとおりである。

上記三例を家族縁坐として挙げることに筆者も異論はないが、両氏がその意味を保留する③の同居の語に、収帑以外の縁坐を探る、さらなる手がかりがあるように思う。何故なら、第一章でみたように、法律答問では、同居は盗み、そのほかの犯罪一般に必ず縁坐すると述べられており、同居の縁坐は普遍的な規則だったのではないかと予測できるからである。睡虎地秦簡で同居とは、同一戸籍に登録される成人男性同士、あるいは成人男性を核とする単純家族同士の相互の関係をさす文言であった。そして、犯罪者の同居は、犯罪者の妻子より軽い刑罰によって縁坐する傾向があり、同一戸籍の中で、妻子と同居とは扱いが異なっていた。次項では、この睡虎地秦簡の同居の意味が、二年律令に継承されているかを検証してみたい。⁸⁾

二、秦から漢初への同居の語の継承

(一) 二年律令における同居

二年律令で同居の語は、戸籍に登録された戸や爵位の継承方法を規定する置後律や、戸ごとの田宅受給数などを規定する戸律をはじめとして諸律にみえる。すでに先学が明らかにするように、戸律によれば、戸とは国家から爵位に応じて支給される田宅の受給主体であり、独立した戸籍をもってはじめて田宅を受給することができた⁹⁾。そして、戸を継承する者は「後」(もしくは「戸後」と呼ばれ、その継承順は左掲の置後律アによって定められていた(以下、張家山漢簡・睡虎地秦簡の引用は冒頭に付したカナでしめす)。

ア. 死母子男代戸、令父若母、母父母令寡、母寡令女、母女令孫、母孫令耳孫、母耳孫令大父母、母大父母令同産子代戸、同産子代戸必同居数¹⁰⁾。棄妻子不得与後妻子争後。

(置後律、第三七九〜三八〇簡)

(「戸主が」死亡し、嗣ぐべき息子がなければ、戸主の父か母に、父母がなければ寡婦に、寡婦がなければ娘に、娘がなければ孫に、孫がなければ曾孫に、曾孫がなければ

ば戸主の祖父母に、祖父母がなければ同産の子に戸を継がせる。同産の子が戸を継ぐ場合は、死亡した戸主と必ず戸籍を同じくするものに限る。離婚した妻の子は、後妻の子と嗣子を争つてはならない。

このアによれば、戸の継承順は①息子、②父、もしくは母、③寡婦、④娘、⑤孫、⑥祖父、もしくは祖母、⑦同産の子である。そして、同産の子については、死亡した戸主と「同居数」であった者という条件がつく。整理小組はこの「同居数」について、『漢書』高帝紀下師古注の「名数とは、戸籍を謂うなり」を引き、「同一名籍」という注釈をつける⁽⁴⁾。

つまり、同産子が戸を継承するならば、死亡した戸主と戸籍を同じくしていなければならぬのである。では、「同居数」が同一戸籍を意味するのであれば、同居とは何であろう。

同居の語は、戸を継承すべき候補者が複数いる際の、優先順位を述べた置後律にも使用される。

イ・同産相為後、先以同居、母同居乃以不同居、皆先以長者。其或異母、雖長、先以同母者。(置後律、第三七八簡)

(同産がともに戸後に該当する場合、まず同居を優先し、同居がいなければ同居でない者を当て、どちらも年長者を優先する。母の異なる者は、年長であっても母を同じくする者を優先せよ)

このイでは嗣子を選定する場合、兄弟のうちで同居を優先するとある。同居がいなければ同居でない者が戸主となり、複数の同居がいる場合は、年長者が戸主となる。同居がおらず「不同居」の者が複数いる場合も、年長者が選ばれる。ちなみに、戸籍上の条件が同じであれば、長子が優先されるという規定は、第四項で触れる帝位継承問題にもかかわってくる。

イは戸を継承する者の確定が目的であり、戸を継承する者は、同一戸籍者を優先するというのはわかりやすい。それならば、同居の語もやはり同一戸籍にかかわる文言であることは予想がつく。

次に戸律ウである。整理小組はウを第三四三簡につなげて釈読しているが、意味が通りにくい⁽⁵⁾ため第三四二簡のみを掲げる。

ウ・寡夫・寡婦母子及同居、若有子、子年未盈十四、及寡子年未盈十八、及夫妻皆瘡(瘡)病、及老年七十以上、母(戸律、第三四二簡)

(寡夫・寡婦に子も「同居」もない、あるいは子の年齢が十四才未満である、及び父母を失った子の年齢が十八才未満である、及び夫妻がみな瘡病である、もしくは七

十才以上の場合、……してはならない……)

このウでは、寡夫や寡婦に子や同居がいけない、もしくははいても幼少である、孤児が十八歳未満である、夫妻ともに癩病や高齢であるといった、頼る者のない状況をしめしている。ここでの同居を、例えば寡婦にとつての亡夫の同産や、同産の子など、同一戸籍にある人々と解したとしても、大きな矛盾はない。

ただ、ここで気になるのが、子と同居が別書されている点である。私見では、子が成年であれば同居の「関係」にあたるが、このような表記をすると、ともすれば親と成年子の「関係」が同居の「関係」にあたらないようにみえるからである。このウと同じ表記は、次の亡律エにもある。

エ・奴婢亡、自婦主・主親所智、及主・主父母・子若同居求自得之、其当論界主、或欲勿詣吏論者、皆許之。(亡律、第一六〇簡)

(奴隷が逃亡し、自分から主人、主人の知人の所へ帰る、あるいは主人・主人の父母・子、もしくは同居が探して自分で捕えた場合、論罪して主人のもとに帰す。もし、主人が論罪することを欲しないのであれば、いずれも許可する)

ここでは、逃亡奴隷を捕獲するのが、主人・主人の父母・子、もしくは同居であり、ここでも子と同居は別に書かれている。

二年律令にはこれ以上、同居の親属内容を知る手だてとなる条文がない。そこで、同居の「関係」に子が入るかという疑問に答えるために、第一章で引いた睡虎地秦簡を振り返ってみよう。

オ・(前略) 人奴妾盜其主父母、為盜主、且不为。同居者为盜主、不同居不为盜主。(法律答問、第二一簡)

(私家の奴妾が主人の父母から盗むことは、主人から盗んだとするか、あるいははしないか。主人と同居であれば主人から盗むとするが、同居でなければ主人から盗んだとはしない)

ここでは、奴隷が主人の父母から盗みをはたらく場合を、同居とそうでない場合に分けて説明する。つまり、父子が同一戸籍であるか、ないかを区別しているのであり、逆にいえば、単に「父」や「子」といった場合、同一戸籍であるかどうかを問題にしていけないことになる。

このオは、ウ・エを解釈する際にも役に立つ。つまり、両条で「子」といつている場合は特に同一戸籍であるかが問題ではないのであり、エの「父母」も同様である。エで奴隷

を捕らえるのは、主人の他に、戸籍を問わない主人の父母・子、そして主人と同一戸籍にある者なのである。同一戸籍にある者といえ、例えば同産や、同産の妻子などがそのなかに入ろう。

この亡律才のように、父母など戸籍に関わらない親属の「関係」をしめす語と、戸籍上の「関係」を問題にする同居の語が律の中に混在することが、同居の語義を確定しにくくしてきた一因といえる。しかし、この表記の特徴を理解したうえで二年律令を読み返すと、同居を同一戸籍内の成人男性同士、および成人男性を核とした、単純家族同士の「関係」を表す語と解して大過ないことになる。

(二) 恵帝即位年詔における同居

ところで同居の語は、序論で回顧した、漢代の家族の規模と形態をめぐる議論のなかでも、重要なキーワードであった。それは清水盛光氏が、左掲恵帝即位年の詔の「今吏六百石以上父母妻子与同居」の文言をもって、当時の高級官僚のような上流階級では、三族制家族が主流であったと主張したからである。⁽⁴³⁾

「吏所以治民也、能尽其治則民頼之。故重其禄、所以為民也。今吏六百石以上父母妻子与同居、及故吏嘗佩將軍都射印將兵及佩二千石官印者、家唯給軍賦、他無有所興」
 (『漢書』恵帝紀、即位年条)

(役人とは、民を治めるための者で、統治に尽力すれば民はこれを頼みにするものである。それゆえ禄は重く、それは民のためなのである。このたび役人で官秩六百石以上の父母・妻子と同居、および元役人で將軍・都射の印を帯びて兵を率いたことのある者・二千石の官印を帯びたことのある者は、その家に対し軍賦のみを供出させ、他の租税を免除する)

これは恵帝即位に当たって下された種々の恩典の一部で、対象となった者は、「軍賦」を除き、他の租税の免除が受けられる。

この傍線部分を清水氏は、後文に続けることをせず、「官秩六百石以上の役人は父母・妻子と同居する」と区切って解したうえに、「同居」を動詞として読んだのである。この読み方の場合、六百石以上の高級官僚は父母や妻子と同居するものだ、という一般論を述べていることになる。

しかし、顔師古はこの部分の「同居」を名詞として、「同居、謂父母妻子之外、若兄弟及兄弟之子等見与同居業者、若今言同籍及同財也」(同居とは、父母妻子のほかに、兄弟

や兄弟の子などのように、実際に住居や家業をともにする者のことで、現在の同籍、および同財のようなものをいう」と注している。そして、牧野巽氏は、「同居」を動詞として読む方が文法的に自然であるが、それでは「同居」していない父母や妻子に恩典がおよばなくなるとして、あえて師古注の解釈を支持した¹⁴⁾。そのうえで、「六百石以上の役人の父母・妻子は無条件に、それ以外の者は同居を条件に、恩典にあづかることができる」と考えたのである。しかし、ここでの「同居」を名詞として読むと不安定な語法となるのもまた事実であり、その後も傍線部分の解釈は一致しないまま現在にいたる。

これについて私見を先に述べれば、この詔文の「同居」の語は名詞であり、二年律令の同居と同様に解して問題ないと思われる。

まず、師古注が同籍・同財を例としたのは、同居共財が自明である唐代の常識に照らしてのことである。しかし第一章でも触れたように、二年律令では「戸」が田宅の受給単位であるが、その他の家財の所有単位について定めた律は今のところみえない。そのため、詔にみえる「同居」の語が家業や同財まで意味しているとは言い切れない。しかし、それを差し引いても、これまでの同居についての検討結果を踏まえれば、この師古注は詔にみえる「同居」の語を、かなりの確に説明しているといえる。

何故なら、二年律令では父母・妻子といった場合は同一戸籍であるか否かを問わないのであり、同一戸籍であるかが問題となる場合のみ、あえて同居の語を使用する。恵帝即位年詔でも、同じ表現をとっていると考えれば文意の問題は解消する。師古注が軍賦免除の対象について、役人の父母や妻子には無条件に、兄弟や兄弟の子のような者には同籍を条件としていると理解しているのは正鵠を射ているのである。つまり、恩典を受けたのは役人の父母妻子全々と、同一戸籍にある兄弟やその妻子なのである。

そして、「同居」の語義以上に注意すべきは、この詔を証拠として家族の規模や形態を論じることではないということである。詔も、そして二年律令も、規定の適用対象者を明確にするために、父母・妻子や同居の語を用いているのであり、実際の家族の形態の問題にしているのではない。実態としての家族形態を考えるためには、この詔や二年律令が適当な材料でないことをここに強調しておきたい。

三、同居からみた収帑諸相坐律令

二年律令における同居の意味が明らかになったところで、文帝によって撤廢された縁坐について、再考してみたい。先述のように、盜律の誘拐についての規定では、誘拐犯には棄市より厳しい磔が科され、その妻子は完城旦舂となる。

カ・劫人、謀劫人求錢財、雖未得若未劫、皆磔之。完其妻子⁽¹⁵⁾、以為城旦舂。其妻子当坐者偏(徧)捕、若告吏、吏捕得之、皆除坐者罪。(盜律、第六八〜六九簡)

(人を誘拐する、人を誘拐して錢財を要求することを計画し、まだ錢財を手に入れない、あるいは誘拐をしていなくてもいずれも磔とする。その妻子は、完城旦舂とする。その妻子で罪を問われる者が、自分で犯人を全て捕らえる、あるいは吏に訴えて吏が逮捕したなら、縁坐する者の罪を免除する)

収帑となった者は、他律で収人と称されるが、この収人は、完城旦舂より一等軽い隸臣妾と併記されることが多く、収人と隸臣妾の扱いの厳しさは同格とみなされる⁽¹⁶⁾。つまり、妻子は収帑よりさらに重く扱われたことになり、夫(父)の犯した罪によつては、さらに苛酷な罰を受けるのが妻子なのである。

では、同居についてはどうか。第一章で述べたように、睡虎地秦簡では同居には誣告罪への縁坐の免除など、犯罪者に対して妻子ほど重い罪に問われない場合がある。これと同様の傾向を読み取れるのが、次の錢律である。

キ・盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正・典・田典・伍人不告、罰金四兩。或頗告、皆相除。尉・尉史・鄉部・官嗇夫・士吏・部主者弗得、罰金四兩。(錢律、第二〇一〜二〇二簡)

(錢を私鑄する、およびそれを幫助する者は棄市とする。同居がそれを訴えなければ、贖耐とする。里正・里典⁽¹⁷⁾・田典・伍人が訴えなければ、罰金四兩とする。同居と里正・里典・田典・伍人のうちの誰かがその過半数を訴れば、同居・里正・里典・田典・伍人の罪を全て免除する。尉・尉史・鄉部・官嗇夫・士吏・部の主者が私鑄者を捕らえなければ、罰金四兩とする)

この律では私鑄錢、およびそれを幫助した者を棄市でもって罰し、私鑄錢を訴えなかった同居には贖耐が科されている。具律一一九簡によれば、贖耐とは金十二兩に相当し、里正・里典・田典・伍人、および所轄の役人に科される罰金四兩よりは重い。里典・伍人は法律答問キでは同居と並んで連坐の有無を問われており、これらは犯罪者を出したことへの責任を常に問われる存在である⁽¹⁸⁾。ここで家族については同居にのみ言及し、妻子に触れない理由は、棄市に処される犯罪者には妻子の収帑が収律から自明であるからに違いない。

このキで注意したいのは、犯罪者は棄市となり、その妻子は収帑という厳罰が下されるにもかかわらず、その同居は罰金刑と相対的に処罰が軽いこと、なおかつ里正や伍人など家族以外の者への刑罰よりは重く規定されていることである。仮に犯罪者が棄市よりも軽い罪を犯したとしても、同居がこの贖耐より重く処罰されることはないに違いない。

この錢律をみると、妻子と同居の間には、科される罰に軽重が付けられており、妻子を田宅・家財とともに没収するのに対し、同居には罰金を科するというのがひとつの目安であったと推測できる。同居に支払う財力さえあれば、官によって拘束や使役をされるといったことはなく、生活そのものは全うしえる。犯罪者の子といっても、未成年であるのと、成人して同居扱いとなるのでは、その扱いに大きな差があり、さらに戸籍を別にしていれば原則として縁坐の対象とはならないのである。⁽³⁰⁾

そして、同居よりもさらに軽い罪で里正・里典・田典・伍人が連坐しているとうことは、犯罪者から「関係」が遠ざかるにつれ、罪も軽くなるシステムをとっていることになる。つまり、収帑・縁坐・連坐のシステムは、犯罪者からの「関係」の遠近によってその軽重に差がつくようにできていることになる。

ちなみに、この犯罪者からの遠近を基準とした縁坐・連坐システムの実例としては、第三章であげた奏讞書が参考になる。

ク ●二年十月癸酉朔戊寅、廷尉兼謂汧畜夫。雍城且講气（乞）鞠曰、故樂人、居汧中、不盜牛、雍以講為盜、論黥為城且、不当。覆之、講不盜牛。講毆子泉、其餘講以為隱官、令自常、畀其于於。妻子已売者、泉官為贖、它収已売、以賈界之。及除坐者賞、賞口人環之。騰書雍。（奏讞書、第一二二〜一二三簡）

（二年十月癸酉朔戊寅（十月六日）、廷尉兼は汧畜夫に申し渡す。雍県で裁かれた城且の講は、再審を請求して言った。「元は樂人で、汧県の畦中に住んでおりました。牛を盗んではないにもかかわらず、雍県は私が盗んだとして、黥城且に処しました。不当です」これを、再審してみると講は牛を盗んではいなかった。講は汧県で服役しており、講の刑罰を免じて隱官とし、家族を恢復し、於県に移動させなさい。妻子で売却された者は、泉官が買い戻し、他に没収され売却された物については、その金額を渡しなさい。そして、罰金刑に処された者を免除として、その金額を支払った者に返還しなさい。この通達を雍県に早馬で送ること）。

この案例で冤罪を被り、黥城且となった講という男の妻子が収帑されていたことは先に述べた。ここで注目すべきは、引用の傍線部分である。講の妻子と財産の返還の他に、「坐

者賞」すなわち、縁坐、もしくは連坐した者の罰金について触れ、それを返還するように命じている。連坐の可能性のある者は里正や伍人などが考えられよう。これは先の錢律における縁坐・連坐が、同居に贖耐、里正・里典・田典・伍人に罰金四両というように、犯罪者との「関係」の遠近によって罰の軽重が決まっていたことと相似する。また、縁坐については確証がないが、引用部分の前文で講の父親が登場しており、同居であれば「坐者」に該当した可能性を残す。

以上みてきたように、犯罪者の家族への措置は、その妻子に対しては特に重く、同居については相対的に軽い罰が科されるという原則が存在していたわけだが、この原則は撤廃された收帑相坐律令の内容理解にも示唆を与える。文帝の言に、「罪之父母妻子同産坐之、及為收帑」（前掲）とあるのは、妻子の收帑とともに、同一戸籍にあった同居に罰金刑などの縁坐が及ぶことを指すと考えられるからである。同居として縁坐を科されることがあるのが父母や同産であり、文帝の言に直接含まれない同産の妻子など、より広い親属までも影響を与えかねないのが縁坐なのである。謀反罪などの特殊事例を除き、このような同一戸籍者への縁坐の波及をなくしたのが、諸相坐律令の撤廃であると結論したい。

四、收帑諸相坐律令撤廃の背景

前項まで、收帑諸相坐律令の内容を二年律令に則して検討してきたが、最後にその撤廃にいたる理由を再考したい。冒頭で述べたように、文帝の刑制改革も收帑制撤廃による刑罰制度の機能不全を解決するために打ち出されたのであり、それが文帝による一連の仁政のひとつと評価されるのは後世にいたってのことである⁽²¹⁾。それならば、文帝の仁政の第一弾といわれるこの收帑諸相坐律令の撤廃にも、現実に対応した政策的背景があるという仮説も成り立つはずである。

先に少し触れたが、收帑諸相坐律令撤廃の前後を時系列に追ってみると、呂氏の誅滅と少帝の廃立を経て、功臣たちに推戴される形で文帝は帝位につく。この文帝擁立・即位から三ヶ月後の元年十二月には、收帑諸相坐律令が撤廃され、その翌月には早々に皇子啓（景帝）の立太子が行われている。さらに、その二ヶ月後の三月には、景帝生母の竇氏が文帝の皇后として立てられている。この間、わずかに半年、特に皇帝即位から立太子にいたる期間は三ヶ月と、極めて短い。加えて、皇帝即位の際に賜爵が行われたにもかかわらず、

続く立太子においても嗣子への賜爵が実行されており、立太子にともなう賜爵はこれが初めてとなる。この半年の帝室をめぐる動向を概観すると、特に立太子と、それにともなう嗣子への賜爵に問題解決の糸口があるのではないかと予測できる。

以下、この仮説を裏付けるために、文帝の即位事情から立太子に至る経緯を、帝位の継承方法の面から検討してみたい。

(一) 文帝父子の皇位継承と賜爵

文帝の一代は、斉一族をはじめとして、同姓諸侯王の動向をつねにうかがい、対諸侯王対策をすすめることに終始する⁽²²⁾。これは、呂氏誅滅に功績のあつた高祖の孫、斉王襄を帝位から排除し、弟の淮南王長をおさえて皇帝となつた文帝の即位事情に起因している。

文帝が皇帝の座を手にしたことに不満を抱く諸侯王は多く、自身の確固たる基盤を欠く文帝は、その権威の確立と維持に心を砕くこととなる⁽²³⁾。

帝位の継承に定法があるわけではなく、また、「第二の呂氏」の登場を回避するのが功臣周勃・陳平らの最大関心事である。ここで、代王恒、のちの文帝の擁立を決める彼らの謀議をみておこう。

諸大臣相与陰謀曰、「少帝及梁・淮陽・常山王、皆非真孝惠子也。呂后以計詐名他人子、殺其母、養後宮、令孝惠子之、立以為後、及諸王、以彊呂氏。今皆已夷滅諸呂、而置所立、即長用事、吾属無類矣。不如視諸王最賢者立之」或言、「斉悼惠王高帝長子、今其適子為斉王、推本言之、高帝適長孫、可立也」。大臣皆曰、「呂氏以外家悪而幾危宗廟、乱功臣。今斉王母家駟、駟鈞、悪人也。即立斉王、則復為呂氏」欲立淮南王、以為少、母家又悪。迺曰、「代王方今高帝見子、最長、仁孝寛厚。太后家薄氏謹良。且立長故順、以仁孝聞於天下、便」(『史記』呂太后本紀)

(大臣たちはともに謀議をして言った。「少帝、および梁王・淮陽王・常山王は本当は孝恵帝の息子ではない。呂公は計略でもって他人の子を偽って名付け、生みの母親を殺害し、後宮で子供を育てて、その子を恵帝の子として立てて皇帝を継がせ、また諸王とした。これによって呂氏が強勢となった。今、呂氏一族を全て滅ぼしはしたが、もし呂氏の立てた少帝や諸王がこのまま長く政治を握るようであれば、我が一族は絶えてしまうだろう。諸王のうちで最も賢い者を選んで、皇帝に立てるのが最も良いであろう」ある者が言った。「斉の悼惠王は高帝の長子であり、現在その嫡子は斉王となつている。もとをたどれば高帝の適長孫であつて、皇帝となるべきである」大臣た

ちはみな言った。「呂氏は外戚の横暴でもって宗廟を危機にさらし、功臣たちを混乱に陥れた。今、斉王の母方は駟氏であるが、駟鈞は悪人である。もし斉王を皇帝に立てれば、呂氏のように横暴になるだろう」淮南王を立てようとしたが、まだ年少で母方の家も悪かった。さらに言った。「代王は、まさしく現存する高帝の子のなかでも年長であり、仁徳が厚い。太后の家の薄氏も慎み深い。まして、年長者を皇帝として立てるのが本来順当であり、仁徳でもって天下に聞こえれば好都合だ」

ここで代王恒の他に皇帝候補となったのが、斉王襄と淮南王長である。斉王襄の父親である悼恵王肥はこのときすでに他界していたが、高祖の長子であり、襄はその嫡長子として王位を継いでいた。淮南王長は高祖の末子で、代王恒の弟である。特に斉王襄は、父親も本人も長子であるということが、帝位に就きえる大きな理由となっている。結局、母方が野心的でない代王恒が推戴されるのであるが、その際の理由も、高祖の現存長子であることであり、それとともに「仁徳のある」と評価された人柄が決め手となっている。先に、二年律令における戸の継承が長子優先であると述べたが、帝位の継承も長子であることが有力な理由となったのである。

次に、皇太子啓の立太子にいたる事情をみておこう。文帝は、代王時代に妻を早くに亡くし、その子四人も次々と失っている。立太子の時点で、最も年長であったのが、七歳の啓である。次に引くのは、立太子の建議を却けようとする文帝の回答と、啓を太子とすることを勧める有司とのやりとりである。

上曰、「楚王、季父也、春秋高、関天下之義理多矣、明於国家之大体。呉王於朕兄也、恵仁以好徳。淮南王、弟也、秉徳以陪朕。豈為不予哉。諸侯王・宗室昆弟有功臣、多賢及有徳義者、若挙有徳以陪朕之不能終、是社稷之靈、天下之福也。今不選挙焉、而曰必子、人其以朕為忘賢有徳者而専於子、非所以憂天下也。朕甚不取也」有司皆固請曰、「古者殷周有国、治安皆千余歳、古之有天下者莫長焉、用此道也。立嗣必子、所從來遠矣。(中略)更議不宜。子某最長、純厚慈仁、請建以為太子」上乃許之。因賜天下民当代父後者爵各一級、封將軍薄昭為軹侯。(『史記』孝文本紀)

(主上は言った。「楚王は季父であり、齢を重ね天下の義理に通曉しており、国の体制に明るい方である。呉王は私にとっては兄のようであり、恵み深く徳を好む方である。淮南王は私の弟であり、徳をおよぼして私を助けてくれている。どうして、はじめから彼らを跡継ぎにしないできょうか。諸侯王・宗室・昆弟にも功績のあるものがおり、賢明で徳義ある者も多い。もし、徳があり、私の全うできないことを助けて

くれるなら、これは社稷のたまものであり、天下の幸いである。もし彼らを推挙しないで、我が子を必ず太子にするといえば、人々は私のことを、賢明な者や徳のある者を忘れ、我が子のためのみを思い、天下のことを省みないとみなすだろう。私はそれをしたくはない」有司は固くお願いした。「いにしえは、殷周が国を保ち、政治を行って天下を安んずること千年あまりにおよびました。かつて、天下を殷周より長く保つものがないのは、我が子を世継ぎとする法によったからです。世継ぎに必ず子を立てるのは、古い由来があるのです。……これ以上議論するのはよろしくありません。御子の某（啓・景帝）は最も年長で、人柄も敦厚で慈しみ深い方です。願わくは、太子として立てたく存じます」主上は立太子を許可した。これによって、天下の民で、父の跡継ぎとなるべき者にそれぞれ爵一級を賜い、將軍薄昭を封じて軹侯とした）立太子を上奏する有司に対し文帝は、叔父である楚王交、従兄である呉王濞、弟の淮南王長を慮る態度をしめす。しかし、有司のたつての願いを聞き入れる形で啓が皇太子となるのである。文帝の擁立からの経緯を考えると、この立太子は、文帝の皇統を正統とすることを再確認し、他の劉氏の諸王を皇帝の座から排除する意思表示となる。

ここで注意しておきたいのは、立太子による嗣子への民爵賜与が、この時はじめて行われる点である。これまでも、立太子の際の民爵賜与は、次代の皇帝と、次代の戸主とが一体であることの表象として考えられてきた⁽²⁴⁾。

そこにあえて、立太子と民爵賜与が結びつけられた理由を付け加えるなら、帝位をうかがう諸王より、あらたな皇太子が絶対的に優越することを、広く天下に知らしめる必要があったからである。皇太子啓は文帝の長子であり、先にみた置後律では、民の嗣子も長子を優先した。ここで父親の立場を継承する原則は皇帝も民も同じであり、両者は共通の基盤に立つことを強調することでその正当性を印象づけることができる。つまり立太子の報とともに、嗣子への爵位が民へもたらされること、これは文帝と有司たちの意図した民爵賜与による、皇太子と嗣子との一体感の演出に他ならない。

立太子の二ヶ月後、皇太子の生母であることをもって竇氏が皇后に立てられる⁽²⁵⁾。この立后は、啓を皇太子とすると決めた時点で、予定されていたはずである。

二年後の文帝三年には濟北王興居が、六年には淮南王長が反乱をおこすことを考えれば、帝位を手中にしたとはいえ、文帝の地位はまだ盤石ではない。できるだけ文帝父子の帝位継承を民に強く印象づけることが急務であったはずで、立太子と嗣子への賜爵が創始される契機はここにあるに違いない。

(二) 爵位継承制度と嗣子への賜爵

それでは、この立太子と嗣子への賜爵の創始が、何故、収帑諸相坐律令の撤廃につながるのか。それには、嗣子への賜爵が引き起こす問題について考察する前に、戦国以来の爵の性質と、二年律令における爵の継承方法をみておく必要がある。

本来、爵とは軍功に対して与えられるもので、獲得した首級により、その高下が決まる。漢代の爵位は二十級からなる、いわゆる二十等爵制である。『商君書』境内篇によれば獲得した爵によって、受給する田宅の多寡が決まるといふ⁽²⁶⁾。二年律令戸律では、各戸の受給できる田宅は、戸主の爵位によって決定され、その他にも刑罰免除の特権などが明文化されている。『商君書』や戸律の規定がどれだけ実行されていたかは別として、爵位の高下と賜物の多寡は本来連動するものであった。

また、漢初にあつては、民の受爵機会は軍功の他に、有爵者である父親からの襲爵と、皇帝即位などの慶事に無条件に行われる民爵賜与があつた。

襲爵については、二年律令置後律に規定があり、父の爵位にもとづく子の爵位をまとめると「表」となる。表を一瞥してわかるように、徹侯・関内侯の嗣子を除き、父親より数級低い爵を与えられることになっている。無爵の士伍・庶人の子はもとより、上造以下の嗣子、不更以下の次子以降は、襲爵によって爵位を得ることはない。嗣子は父の死亡をもつて襲爵し、次子以降の者は傳籍（兵役名簿への登記）を待つて爵位が与えられる。父の在世中に嗣子が傳籍されるときは、嗣子としての爵位を帯びず、嗣子以外の者と同等に扱われたようである⁽²⁷⁾。

[表]親から子への爵位継承規定

級	親の爵位	子の爵位		
		後子	二人	它子
20	徹侯	徹侯	-	-
19	関内侯	関内侯	不更	簪褭
18	大庶長	公乘		上造
17	駟車庶長			
16	大上造			
15	少上造			
14	右更			
13	中更			
12	左更			
11	右庶長		公大夫	
10	左庶長	官大夫		上造
9	五大夫		大夫	
8	公乘	不更		公卒
7	公大夫		簪褭	
6	官大夫	上造		
5	大夫		公士	
4	不更	士伍		
3	簪褭		士伍	
2	上造	士伍		
1	公士		士伍	
	公卒・士伍・庶人	士伍		
	司寇・隱官		士伍	

※置後律三六七～三六八簡・傳律三五九～三六二簡による。

もうひとつの受爵機会である民爵賜与は、左記のように、漢初から文帝までの間に七回

行われている（「」内は賜爵対象をしめす『漢書』帝紀記事）。

高祖 二年（前二〇五）

漢の社稷建立。「賜民爵。蜀漢民給軍事勞苦、復勿租稅二歲。關中卒順軍者、復家一歲」。

惠帝即位年（前一九五）

惠帝即位。「賜民爵一級」

惠帝即位年（前一九五）

理由不明。「賜民爵、戸一級」

惠帝 五年（前一九〇）

長安城完成。「賜民爵、戸一級」

呂后 元年（前一八七）

少帝即位。「賜民爵、戸一級」

文帝即位年（前一八〇）

文帝即位。「賜民爵一級」

文帝 元年（前一七九）

立太子。「賜天下民當後者爵一級」

賜爵対象に注目してみると、初回は、王朝建立に尽力した蜀漢・關中の民に限定したものである。惠帝と文帝即位時が「男子」、惠帝即位年十二月から呂后元年にかけての三回は「戸」が対象である。そして、文帝が啓を立太子した際は嗣子がその対象となっていた。では、この「男子」「戸」、および嗣子というのは、どのような男性であろうか。

爵とは本来、軍功に対して与えられるものであるから、兵役を負担する成年男性がその候補であり、兵役を担わない女性や未成年は、原則としてその候補とならない⁽²⁸⁾。宮宅氏が指摘するように、二年律令では傅籍が襲爵の契機となっていたことはまさにその証左であり、民爵賜与において「男子」といった場合は、成年男性を意味している⁽²⁹⁾。

一方、「戸」への賜爵というのは実質的に戸主への賜爵である⁽³⁰⁾。戸主というのは必ずしも成年男性に限定されない。戸律に戸主が死亡し、母親が妊娠中であった場合は、その子が生まれてから継承者を決めるという規定があるからである。

死、其寡有遺腹者、須遺腹産、乃以律為置爵戸後。（戸律、第三七六簡）

（死亡し、寡妻が男性の子を身籠もっていたならば、その子が生まれるのを待って、律によって爵後・戸後とする）

この戸主への賜爵を敷衍すると、嗣子への賜爵が理解しやすくなる。これまでみてきたように、嗣子の受爵機会は①自身の軍功、②父親からの襲爵、③「男子」への民爵賜与である。②嗣子の襲爵については、次子以降とは異なり父の在世中はかなわなない。つまり、父が生きており、なおかつ未成年の嗣子はそれまで爵の対象となったことがない。

文帝による啓の立太子は、自らの即位の三ヶ月後であり、その際にも「男子」、すなわち成年男性に対し民爵賜与が行われていた。しかし、皇統の堅持のためにも、広く立太子を知らしめる必要があったため、創始されたのが嗣子への賜爵である。惠帝・呂后時に

「戸」を対象とした民爵賜与を行っていたことにより、「爵Ⅱ成年男性」という原則の一端はすでに崩れている。そして、未成年を含む嗣子全般を賜爵対象とすることで、皇太子と民の嗣子との一体感を強調することを意図したのではなからうか。

(三) 嗣子への賜爵とその矛盾―收帑制撤廢の事情―

では何故、嗣子への賜爵が收帑相坐制撤廢につながるのか。それは、收律の規定する收帑対象としての子の問題である。收律で没収対象の子は未成年子であるが、「有爵」はそこから除外された。わざわざ「有爵」という条項を設けるということは、十七歳未満の有爵者がいることを想定していることになる。しかし、傳籍年齢はそれより高いため、子自身の軍功は考えにくく、また父が死亡していれば收帑となる状況は生じないから、父死亡による襲爵ということもありえない。

ここで鍵と目されるのが、傳律中で傳籍年齢が高く設定されている小爵である。この小爵とは、劉敏氏がすでに述べるように、未成年の有爵者であり、受爵機会として盜賊の追捕などの功績が挙げられ、その結果、傳籍前の有爵者が生まれるとする⁽³¹⁾。收律で有爵を条件に子の收帑を免除するのは、小爵を対象としているのであり、これは、小爵への優遇措置の一環といえる。小爵の存在を踏まえると、嗣子への賜爵が及ぼす影響に思い至る。嗣子への賜爵を一律に行えば、父の死亡や傳籍に関係なく、全ての嗣子が有爵者となり、小爵の特権のひとつは消滅する。

さらに、二年律令では田宅の受給主体は戸であるから、父が完城旦以上となる罪を犯した場合、当然そこに收帑と田宅・家財の没収が適用される。しかし、嗣子が收帑免除となるならば、その生活基盤である田宅は保全されなければならない。また嗣子が幼少であれば、その養育の問題が必ず生じるはずである。例えば第三章でみたように、收帑の際には幼少の子供と母親は引き離さないように配慮するのであり⁽³²⁾、嗣子を残して母親を收帑するのにも現実的でない。こうしてみると、嗣子への賜爵によって、收律に定める没収制度が有名無実に戻すことが、当然予測されたであろう。

加えて、收帑を免除される嗣子と免除されない他の子の間で、罰の格差が大きくなること、母を失った幼少の嗣子が自活しなくてはならないことなど、あらたな問題も生じてくる。無論、小爵というものが存在すること自体、妻や他の子との格差や自活の問題を生んでいたはずであるが、全ての嗣子を対象とするとなると問題はずっと大きくなる。

そして何より、嗣子が收帑を免除されることで、犯罪者と同一戸籍にあり、同居として

縁坐を問われる者たち、具体的には父母や同産などの刑罰の軽重のバランスが大きく狂うことになる。犯罪者からの「関係」の遠近によって刑罰の軽重が決まるという原則は崩れてしまう。かといって、仮に同居と同様の罰を科すとしたら、賜爵の効果は半減してしまう。嗣子への賜爵によって、他の家族の縁坐との均衡までもとれなくなり、各律に分散した縁坐規定も大幅な見直しをせざるをえなくなるだろう。

前述のように、立太子による賜爵は、文帝の地位を確立するうえで不可欠の行事であり、慶事として最大限に知らしめる必要があった。それにはまず、賜爵によって起こる矛盾を予め取り除いておかねばならない。それが、立太子のひと月前の収帑諸相坐律令の撤廃なのである。⁽³³⁾ もし、撤廃が嗣子への賜爵が確定した後に行われたならば、嗣子の収帑免除は当然のことになってしまい、撤廃の有難みが薄れてしまう。加えて、もし妻の収帑が制度として残存したならば、それは母親をないがしろにするかのように映り、その後により定められた立后に影を落としかねない。

そして何より文帝は皇帝に推されるにあたり、その仁順な人柄が強調されていた。それをアピールする機会として、収帑諸相坐律令撤廃が利用されたと考えられる。嗣子への賜爵によって生じる収帑諸相坐律令の矛盾解消を、仁順を前面に押し出した皇帝像の宣伝として利用すること、これを目的として収帑諸相坐律令は撤廃されたのである。

おわりに

最後にこれまでの考察の結果をまとめておきたい。

まず、二年律令における同居の語は、同一戸内に複数の成人男性同士、およびその成人男性を核とした妻と未成年の子からなる単純家族同士の相互の「関係」を表す語である。この語義は睡虎地秦簡と同様であり、二年律令は秦の戸口把握の用語を継承したものとみてよい。律文中で、血縁の「関係」を表す父母の語と、同一戸籍を基準とする「同居」の語が混在して用いられてきたことが同居の語義の確定を阻んできたが、両者を分けて考えることで疑問が氷解したといえる。そして、これまで家族形態を論じるうえで重要な一文と目されてきた恵帝即位年詔「父母妻子与同居」も、同様の文脈で理解することができた。二年律令・恵帝即位年詔いずれも、父母・妻子、同居と分けて表現するのは適用範囲を限定するためであり、これをもって家族形態の実態について論じることはできない。

この同居の話からみて、文帝が撤廃したという収帑諸相坐律令とは、妻子・田宅・家財の没収とともに、同一戸籍にある父母や兄弟姉妹、場合によってはその妻子などの家族に対し、妻子より相対的に軽い罰が科せられるシステムであると考えられる。収帑・縁坐、および伍制や地域の責任者である里正・里典・田典などの連坐は、犯罪者との「関係」の遠近によって軽重がつけられるよう設計されていた。

収帑諸相坐律令の撤廃は、文帝即位後まもなくの立太子とそれに伴う嗣子への賜爵によって、収帑諸相坐律令に矛盾が生まれるのを回避するためであった。文帝と太子啓は、ともに長子であることをもって皇帝の座を約束されたのであり、これは戸律にみる長子優先の継承方法とも合致する。嗣子への賜爵は、帝位継承を一般の戸の継承方法に照らして強調するために創始されたのであり、文帝父子の皇統の正当性を主張するのが第一の目的であった。

しかし、全ての嗣子に爵位を授与するということは、これまで原則的に爵位を帯びることがなかった未成年の嗣子までも有爵者となり、父親の犯罪による収帑対象から一律に外れることにつながる。嗣子が収帑を免除されるのであれば、それを養育する母親や生活基盤となる田宅、その他の没収が難しくなる。そして、同居として扱われる他の家族との縁坐の均衡も崩れることが予測された。この刑罰制度の歪みを修正すると同時に、文帝の仁順な人柄を強調するためにも、立太子直前に収帑諸相坐律令撤廃は敢行されねばならなかったのである。

『漢書』刑法志では、収帑諸相坐律令撤廃は呂后期の三族罪・妖言令の廃止と同じ文脈で語られ、また文帝の刑制改革への契機と考えられてきた。中長期的な寛政の歴史とみなされてきたことで、撤廃と同時期の最優先課題である皇帝即位と立太子との関連が見えにくかったといえる。しかし、同時代に視座を移してみたときに、悪くいえば場当たり的にもいえる制度の修正と、それを皇帝の善政に読み替える王朝の意図がみてとれる。

この収帑諸相坐律令の撤廃は、結果として、刑罰制度全体にさらに大きな歪みを生じさせる。しかし、その歪みを解消する刑制改革の着手には、まだ十二年の歳月を要するのである。

(1) 滋賀秀三『中国法制史論集—法典と刑罰—』創文社、二〇〇三年、考証篇第十三章・釈山明『中国古代訴訟制度の研究』二〇〇六年、京都大学出版会、第五章。

- (2) 栗勁・霍存福「試論秦的刑徒は無期刑―兼論漢初有期徒刑的改革―」『中国政法大学学报』一九八四年三期。
- (3) 富谷至『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎、一九九八年、第Ⅱ編第三章四。富谷氏が有期化を既決囚への限定措置とみる理由のひとつは、『漢書』刑法志の刑名と刑期について述べた記事を、全面的な有期化と読むと矛盾が生じるためである。この記事の矛盾について、刑法志の本文が、誤って師古注に紛れたことによるテキストの混乱とみること、矛盾の解消をはかる張建国・石岡浩両氏の論がある（張建国「前漢文帝刑法改革及其展開的再検討」『漢文帝改革相關問題点試詮』『帝制時代の中国法』法律出版社、一九九九年・石岡浩「北宋景祐刊『漢書』刑法志第十四葉の復元」『東方学』第百十一輯、二〇〇六年）
- (4) 石岡浩「収制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発端―爵制の混乱から刑罰の破綻へ―」『歴史学研究』第八〇五号、二〇〇五年。
- (5) 宮宅潔「有期労役体系の形成」『東方学報』京都、第七八冊、二〇〇六年。
- (6) 前掲注(3)富谷著書第三篇第二章。
- (7) 角谷常子「秦漢時代における家族の連坐について」富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究』朋友書店、二〇〇六年・前掲注(5)宮宅論文。
- (8) 二年律令の同居については鷺尾祐子氏が、共同生活の範囲と位置づけ、同居の構成員が戸籍を同じくする場合と、戸籍を別にする場合があると結論する（鷺尾祐子「漢初の戸について―『二年律令』を主な史料として―」前掲注(7)『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究―論攷篇―』。しかし、後述のように同居は縁坐者の範囲でもあり、もし、官がそれを確定できないというのであれば、あまりに不自然である。
- (9) 二年律令による戸の継承方法について論じた先行研究は尹在硯論文をはじめとして数多い（尹在硯「睡虎地秦簡和張家山漢簡反映的秦漢時期後子制和家系継承」『中国史研究』二〇〇三年一期）。
- (10) 『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究―訳注篇―』（以下、『訳注篇』と称する）が指摘するように、写真版は「同=産=子代=戸=」で子の下に重文符号がみえないが、「母大父母令同産・同産子代戸」とすると、同産と同産子を同時に継承者として扱うことになり不自然なため、釈文Aに従った。
- (11) 鷺尾氏は、収律第一七六簡に、「別居不同数」の語がみえることから、これを「同居数」の反対語であるとする。そのうえで、「同居数」とは、居所と戸籍を同じくすることと解し、戸籍記載は同一居所を基準とすると考えている。ただし、氏は「別居不同数」と

同じ意味の語として「不同居数」がみえるところが、「不同居数」の語は二年律令中にはみえない。また、戸籍の異なる複数戸が居住をともにする場合もありえるとして、同居の語には、「同居・同数」（同居数のことか＝筆者）「同居・不同数」双方を含むとしている。しかし、「同居・不同数」も二年律令にないため、氏のいう複数戸が居所を同じくする場合があるのか検証できない。戸籍記載が同一居所を基準とするという見解は、合理的かつ魅力的であると思うが、事例を重ねる必要がある。

(12) 『訳注篇』は、この第三四二簡には、第三四四簡「子、謁帰戸、許之」（第三四四簡）が続く方が理解しやすいと述べており、適切かと思う。なお、寡夫・寡子の解釈も『訳注篇』を参考にした。

(13) 清水盛光『支那家族の研究』岩波書店、一九四二年・漢代の家族形態『牧野巽著作集』第一巻、中国家族研究、上。

(14) 牧野巽「漢代の家族形態」追記『牧野巽著作集』第一巻、中国家族研究、上。なお、恵帝即位年詔の傍線部分の諸解釈は、平中荅次氏がまとめたうえで、父母妻子は、本人と同居していることを条件とせず、その他の者は、同居していることが条件であると述べている。（平中荅次『中国古代の田制と税法―秦漢經濟史研究―』主篇第十一章）。なお、詔文中の「軍賦」がいかなる賦税であったのかは現時点で不明であり、本論もこの内容には立ち入らない。

(15) 「完其妻子」を整理小組は「罪其妻子」とするが、釈文Cに従い改めた。

(16) 李均明「張家山漢簡《收律》与家族連坐」『文物』二〇〇二年九期。亡律は左の通りである。

隸臣妾・収人亡、盈卒歳、毆城旦春六歳。不盈卒歳、毆三歳。自出毆（也）、笞百。

其去毆三歳亡、毆六歳、去毆六歳亡、完為城旦春。（亡律、第一六五簡）

（隸臣妾・収人が逃亡し、満一年となれば城旦春の労役内容に六年従事させる。自分から出頭したならば、笞打ち百とする。逃亡して一年に満たなければ、城旦春の労役内容に三年従事させる。城旦春への従事三年のうちに逃亡すれば、城旦春への従事六年とし、城旦春への従事六年のうちに逃亡したなら完城旦春とする）

(17) 「正典」について、『訳注篇』は、「正」と「典」を分け、複数部署に共通する職名としており、本章もこれに従った。

(18) 劉釗氏によれば、「頗捕」とは、全ての犯罪者を捕らえることを意味する「偏（徧）捕」（第六八簡など）と対になる語である。これに対し、「頗」とは、『説文』に、「頗、頭

偏也」(真ん中より偏っていること)とあり、ここでは過半数を意味する(劉釗「説張家山漢簡《二年律令》中的「頗」」、『簡帛』第三輯、二〇〇八年)

(19)すでに角谷・宮宅両氏も述べるように、誘拐については、被害者の同居に訴え出る義務が存在した。第六八〇六九簡でみたように、誘拐犯は磔であるから、「与劫人者同罪」というのは、磔であろう。被害者の妻子がどのように扱われたのか知る術はなく、他に別の規定があったものと思われるが、これ以上は不明とせざるを得ない。

諸予劫人者錢財、及為人劫者同居智弗告吏、皆与劫人者同罪。劫人者去、未盈一日、能自頗捕、若偏(徧)告吏、皆除。(盜律、第七二〇七三簡)

(おおよそ、誘拐犯に錢財を供与したり、誘拐された人の同居が誘拐の事実を知らずながら、吏に訴えなければ、いずれも人を誘拐したのと同罪とする。誘拐犯が逃亡し、一日たたないうちに自ら誘拐犯の一部を捕らえる、あるいは誘拐犯の全てを吏に訴えた場合は、いずれも罪を免除する)

(20)謀反罪で犯罪者の父母・妻子・同産が棄市となるような事例は、戸籍に関わらない血縁関係によるものであるため、ここでは考慮に入れていない。

(21)前掲注(4)石岡論文。なお、これまでも、仁政を称揚される文帝像には、多分に次代景帝以降の潤色がほどこされ、それが『漢書』の既述に反映されたいわれている。薄井俊二「前漢の文帝における儒家的皇帝像」、『埼玉大学紀要』教育学部(人文・社会科学Ⅱ)第四八巻第一号、一九九九年・佐藤達郎「前漢の文帝―その虚像と実像―」、『古代文化』第五二巻八号、二〇〇〇年。

(22)布目潮風「吳楚七国の乱の背景」、『布目潮風中国史論集』上巻、漢代史篇、汲古書院、二〇〇二年・鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』日本學術振興會、一九六二年、第三章。

(23)薄井俊二「漢の文帝について―皇帝としての權威確立問題、及び対匈奴問題をめぐって―」、『埼玉大学紀要』教育学部(人文・社会科学)第四四巻第一号、一九九五年。

(24)西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造―二十等爵制の研究―』東京大学出版會、一九六一年、第二章第三節四。なお西嶋氏は、嗣子への民爵賜与を家の祖先祭祀權尊重のためとするが、しかし、二年律令をみる限り祖先祭祀の繼承方法を定めた律はなく、後述するように嗣子への民爵賜与も文帝の即位事情から創始されたと考える。

(25) (元年)三月、有司、請立皇后。薄太后曰、「諸侯皆同姓、立太子母為皇后」皇后姓竇氏。上為立后故、賜天下鰥寡・孤独・窮困、及年八十已上・孤兒九歲已下、布帛米肉各有數。(『史記』孝文本紀)

(元年三月、有司は皇后を立てることを願い出た。薄太后はいった。「諸侯はみな同姓のため、そこから皇后を選ぶことはできません。太子の母を皇后に立てるのがよいでしょう」皇后の姓は竇氏であった。主上は皇后を立てたことをもって、天下の鰥寡・孤独・困窮者、八十歳以上の老人・九歳以下の孤児に布帛・米肉をそれぞれの決まりに応じて賜った)

(26) 前掲注(14)平中著書、主篇第二章。

(27) 高爵者の次子以下が傳籍時点で爵位を嗣子より低い爵位を受けること、および父の在世中、嗣子は他の子と同等に扱われたことは、傳律を分析した宮宅論文に従った(「漢初の二十等爵制―民爵に附帯する特権とその継承―」前掲注(7)『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究―論攷篇―』)。

(28) 楠山修作「算賦課税の対象について」『中国古代史論集』著者出版、一九七六年・靱山明「皇帝支配の原像―民爵賜与を手がかりに」『王権の位相』松原正毅編、弘文堂、一九九一年。

(29) 前掲注(27)宮宅論文。

(30) 戸への賜爵が実質的に戸主への賜爵であることは、『漢書』惠帝紀師古注「家長受也」を踏まえて西嶋氏が述べている(前掲注(24)西嶋著書第二章三節二)

(31) 劉敏「張家山漢簡『小爵』臆釈」『中国史研究』二〇〇四年三期。

(32) 本論第三章二参照。

(33) 第一章で検討した里耶秦簡戸籍様簡では成年男子が不更爵を、未成年の男子が上造爵を帯びていた。劉欣寧氏も指摘するように、後者は小爵の一例であり、秦が占領地の民を取り込むための優遇措置とみられている(「里耶戸籍簡『小上造再探』」『簡帛網』二〇〇七年十一月、http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=751)。戸籍様簡を考慮した場合、漢初においても小爵がかなりいた可能性を排除できない。そうすると、収帑相坐律令の撤廢というのは、秦以来、事実上骨抜きになっていた没収制度を根本から廃止するものとも考えられるが、現時点で漢初の小爵の事例がほとんどみえないためこれ以上は追求できない。

第五章 里耶秦簡にみる隠官

はじめに

本章で取りあげる隠官とは、睡虎地秦簡が実質的な初出であり、肉刑受刑者の赦免後の呼称である。そもそも肉刑とは、可視的かつ永久的な身体の毀損による社会からの追放を目的とし、それ故、被刑者は賤役に従事する奴隸的性格をもつという⁽¹⁾。前漢文帝十三年（前一六七）の刑制改革により、肉刑は廃止、併せて刑期が設定されたことで、全ての刑徒は社会に復帰することとなり、刑罰と奴隸は分化する⁽²⁾。

これまで睡虎地秦簡の注釈者は、軍爵律（後掲）にみえる「隠官工」を、肉刑受刑者であるが故に、赦免後も隔離されて労働に従事する者と解釈し、大勢においてその解釈は支持されてきた⁽³⁾。しかし最近では、張家山漢簡にある隠官の田宅受給規定より、一般社会からの完全な隔離には疑問が唱えられ、隠官を一種の身分標示とする考えも提示されており⁽⁴⁾、隠官についてはまだ議論の余地を残しているように思う。

また、里耶秦簡に始皇帝二十七年（前二一〇）、洞庭郡より所轄の県、および郡の担当者に下された、武器輸送に関する通達があり、そこに隠官が登場する。

廿七年二月丙子朔庚寅、洞庭守礼謂县嗇夫・卒史嘉・段卒史毅・属尉。令曰「伝送委輸必先悉行城旦舂・隸臣妾・居贖贖責。急事不可留乃興繇」今洞庭兵輸内史及巴・南郡・蒼梧輸、甲兵当伝者多。節（即）伝之、必先悉行乘城卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・居贖贖責・司寇・隠官・踐更県者。田時殿（也）前不欲興黔首。嘉・毅・尉、各謹案所部県卒・徒隸・居贖贖責・司寇・隠官・踐更県者簿、有可令伝甲兵、県弗、令伝之而興黔首、可興黔首省少、弗省少、而多興者、輒劾移県。県亟以律令具論、当坐者言名史、泰（太）守府。嘉・毅・尉在所県、上書嘉・毅・尉、令人日夜端行、它如律令。（J1⑩5 正面）

（始皇二十七年二月十五日、洞庭郡守の礼が県嗇夫と卒史嘉・假卒史毅・属の尉に命令する。令には、「物資の伝送輸送に必要な人員は、まず、城旦舂・隸臣妾・贖贖責を労働で返済している者を優先して行かせるように。ただし、緊急の場合には徭役を徴発せよ」とある。この度、洞庭郡の武器を内史と巴郡・南郡・蒼梧へと送る。武器

の輸送にあたって、人員が多すぎれば極力少なくし、すでに配備されている戍卒・隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲・貨贖責を労働で返済している者・司寇・隠官・踐更で県に召集されている者を優先して行かせること。農繁期に黔首を徴発するのは避けること。嘉・穀・尉は所管の県の卒・徒隸・貨贖責を労働で返済している者・司寇・隠官・県に踐更している者の名簿を点検し、武器の輸送を行うべきであるのに輸送を行わず、ただ黔首を徴発すること、及び、黔首の徴発は極力少なくすべきであるが、それをせずに多く徴発している場合は、すぐに告発して県に連絡すること。連絡を受けた県は、速やかに律令を遵守して裁判を行い、裁かれるべき者の名前を洞庭郡守の部下でこの件の担当者である史の泰に報告すること。嘉・穀・尉は在所の県から報告するように。嘉・穀・尉は、日夜業務が正しく行われるように注意されたい。他の事柄は、律令どおりである)

記載の令によれば、臨時の徴発に当たっては、一般からの徴発ではなく、債務労働者を含む刑徒がその労働力に充当されるべきであった。輸送に優先して動員されるのは配備済みの卒と踐更者、及び後文で「徒隸」と総称される隸臣妾・城旦舂・鬼薪白粲、債務労働者（貨贖責を居すもの）ともに、隠官の名が挙がっている。これは、行政文書に初めてみえる隠官の語であり、赦免後の彼らの実態を垣間見る史料ともなりえよう。そこで、この里耶秦簡の事例も踏まえ、隠官の性格について再検討してみたい。

一、身分標示としての隠官

隠官を身分標示とする、最新の研究説として蒋非非氏の論考が挙げられる。氏は、張家山漢簡戸律（後掲）より、隠官は爵制の最下層に位置づけられていることを指摘するとともに、一般人と雑居しており、人目に触れない場所への隔離は想定できないとする⁵⁾。そして、秦末の阿房宮・酈山の造営に至り、はじめて大規模な隠官の動員が図られ、彼らが居住地を離れて、長期的に使役されたと見通している。

蒋氏の論により、隠官が最下層の身分に位置づけられることは、ほぼ確定したとみてよい。しかし身分標示としての隠官について付け加えるべき点はまだあること、さらに一般人との雑居など、私見と異なる部分も見受けられるため、筆者なりに検討を加えてみたい。

まず冒頭で述べたように、隱官が肉刑受刑者の赦免後の呼称であることは、以下の睡虎地秦簡軍爵律に明白である。

欲帰爵二級以免親父母為隸臣妾者一人、及隸臣斬首為公士、謁歸公士而免故妻隸妾一人者、皆令為工。其不完、以為隱官工。軍爵。(秦律十八種軍爵律、第一五五〜一五六簡)

(爵二級を返還して、実の父母で隸臣妾になっている者一人を免除することを希望する、および隸臣が斬首して公士となり、公士を返還することがかつての妻の隸妾となっていてる者一人を免じることを願い出る場合、全て工とする。肉刑を受けている者は、隱官工とする。軍爵)

この軍爵律によれば戦における斬首、あるいは爵一級、二級を返還することにより、隸臣妾身分の家族を庶人とすることができる。更に、本人が技能を有していれば、工人として扱われ、肉刑を受けて身体を欠いていれば「隱官工」となるのである。この「隱官工」に整理小組は、人目を避けた場所で労働する者、と注釈をつけた⁽⁶⁾。

労働の問題は次項に述べることとして、ここで注意を喚起されるのは、この律が軍爵律に属することである。爵位といえ、二年律令戸律に爵位に応じた田宅受給規定が想起される。

関内侯九十五頃：公卒・士五(伍)・庶人各一頃、司寇・隱官各五十畝(戸律、第三一〇〜三一三簡)。

(関内侯九十五頃、…公卒・士伍・庶人各一頃とし、司寇・隱官は各々五十畝とする。宅之大方卅步。徹侯受百五宅：公卒・士伍・庶人各一宅、司寇・隱官各半宅。欲為戸者、許之。(戸律、第三二四〜三一六簡)

(一宅の大きさは三十歩四方を一単位とし、徹侯受百五宅：公卒・士伍)庶人一宅、司寇・隱官半宅とする。戸を独立しようと願う者はそれを許可する。

この田宅の支給がどれほど実行されていたかに疑問はあるが、律をみる限り隱官は、無爵の公卒・士伍・庶人の下、司寇と並んで最下層に位置し、無爵者の半分に当たる五十畝・半宅の支給が規定される。つまり、隱官とは最下層の身分であるが、ささやかなりとも宅地と耕作地を有し、独立して戸を形成しているのは確かであり、最低限の自活が可能ともいえる。

このように隱官が一種の身分であることを踏まえると、『史記』蒙恬列伝にみえる趙高の出自の記述、「趙高の昆弟数人、皆隱官に生まれ、其の母刑僇され、世々卑賤たり」と

いうのも理解しやすい。この記事については、すでに馬非百氏が、文中の「隠官」を隠官と解し、集解及び索隱の「隠官＝宦官」説を退けており⁷⁾、隠官を卑賤な身分の呼称とすることで、趙高の出自が蔑まれる理由となりえる。

ここまでは、蔣氏の隠官＝身分説の論拠の一部であり、筆者の支持する部分でもあるが、その身分の特徴について以下のことが付言できるだろう。

まず、二年律令亡律では奴隸の身分解放の規定があり、そこにも隠官の語がみえる。

奴婢為善而主欲免者、許之、奴命曰私屬、婢為庶人、皆復使及筭(算)、事之如奴婢。

主死若有罪、以私屬為庶人、刑者以為隱官(後略)。(亡律、第一六二～一六三簡)

(奴隸の行いが良く、主人が奴隸を免じようとするのであれば、それを許可し、男奴隸は私屬と呼び、女奴隸は庶人とし、全て使役・算賦を免除し、主人に仕えることは奴隸と同様とする。主人が死亡、もしくは罪があれば、私屬を庶人とし、肉刑を受けなかったことがある者は、隠官とする)

第二章でみたように、主人によって奴隸身分を解かれた者は、男性であれば「私屬」として扱われ、主人の死後、あるいは主人が罪を犯して収監された場合は、「私屬」は庶人となる。ただし、肉刑を受けたことのある者は、隠官に処せられることになっている。この亡律からも理解されるように、隠官は最下層の身分であっても、奴隸のような私的な隷属者ではない⁸⁾。つまり、主人との主従関係を離れた場合、公的には肉刑の有無が、身分判断の基準となることの証左といえる。

ただし、傳律は、「公卒及士五(伍)・司寇・隱官子、為皆士五(伍)」(公卒および、士伍・司寇・隱官の子は士伍として傳籍する)、「第三六五簡」と規定しており、傳籍(兵役名簿への登録)の際には隠官の息子は士伍として登録される。つまり、特殊な立場とはいえ、隠官は一代限り、隠官身分は子孫にまで継承されない。

また、女性に関しては扱いが違ったようである。以下は、誤審、あるいは故意に罪を重く処断されたことによる肉刑受刑者への措置である。

(前略) 庶人以上・司寇・隸臣妾無城旦舂・鬼薪白粲以上、而吏故為不直及失刑之、皆以為隱官、女子庶人、毋筭(算) 事其身、令自尚。(具律、第一二四簡)

(庶人以上・司寇・隸臣妾であるのに城旦・鬼薪白粲の刑罰とされ、役人が故意に刑罰を重くしたり、誤審で誤って肉刑が執行されていたなら、全て隠官とし、女子は庶人として、算賦や使役を免除し、もとの家族を恢復させる)

これによれば、肉刑受刑者が女性であった場合は庶人となるのであって、隠官にはならな

い。つまり、爵制秩序から除かれている女性は、前掲戸律のような爵位による序列が当てはまらないのであり、結果的に隠官の範疇にも入らないのであろう。⁽⁹⁾

二、赦免後の隠官

次に、蔣氏の想定する一般人との雑居は、はたして全面的に肯定できるであろうか。確かに、張家山漢簡奏讞書には、隠官になった後に奴隸の妻を娶った男の事例がある（二八〇三五簡）。彼らの仲立ちをした人物も存在しており、全く社会との接点がないとはいえないはずである。

しかし、一般人との雑居といっても、何の制約もなかったのか。本論第三章でも引用した奏讞書の別の事例では、冤罪により黥城旦となった人物の雪冤に対して、以下の措置を記載している。

●二年十月癸酉朔戊寅、廷尉兼謂汧嗇夫。雍城旦講气（乞）鞫曰、故樂人、居汧畦中、不盜牛、雍以講為盜、論黥為城旦、不当。覆之、講不盜牛。講毆子泉、其除講以為隠官、令自常、畀其于於。妻子已売者、泉官為贖、它収已売、以賈畀之。及除坐者贖、贖口人環之。騰書雍。（奏讞書、第一二二～一二三簡）

（二年十月癸酉朔戊寅（十月六日）、廷尉兼は汧嗇夫に申し渡す。雍泉で裁かれた城旦の講は、再審を請求して言った。「元は樂人で、汧泉の畦中に住んでおりました。牛を盗んではないにもかかわらず、雍泉は私が盗んだとして、黥城旦に処しました。が不当です」これを、再審してみると講は牛を盗んではいなかった。講は汧泉で服役しており、講の刑罰を免じて隠官とし、もとの家族を復元して於泉に移動させなさい。妻子で売却された者は、泉官が買い戻し、他に没収され売却された物については、その金額を渡しなさい。そして、罰金刑に処された者を免除として、その金額を支払った者に返還しなさい。この通達を雍泉に早馬で送ること）

この件の被告である講という人物は、牛泥棒の冤罪により黥城旦として服役、そこから再審を請求して無罪を勝ち取っている。彼は、没官された妻子と財産は返還されているが、黥刑を受けていたがため隠官に処せられたのである。ここで注目されるのは、その身柄が、彼自身の故郷であり、かつ服役地でもあった汧泉から、於泉に移されていることである。

他に事例がないのは残念だが、冤罪による隠官の発生にすら、移住先が決められている事実は重い。確かに、前掲の隠官の結婚の事例を考えると、社会と没交渉ではないが、居住に何らかの制限があったと考えられる。

この制限の理由は何であろうか。本稿の冒頭で里耶秦簡の始皇二十七年の文書で、隠官が物資輸送に、刑徒や卒とともに優先して充てられることを指摘した。ここで、思い当たるのが、始皇三十五年の、阿房宮と麗山の造営である。

作宮阿房、故天下謂之阿房宮・隠宮・徒刑者七十余万人、乃分作阿房宮、或作麗山。

（『史記』始皇本紀）

（宮殿を阿房に造営し、それ故天下はこの宮殿を阿房宮と呼んだ。「隠宮」や刑徒七十余万人を分けて、一方は阿房宮を造営し、もう一方は麗山を造営した）

この大土木工事への動員に該当したのは、「徒刑」と「隠宮」であり、前掲馬氏等のように、この「隠宮」を隠官と解すれば、里耶秦簡の徒隸や隠官とこの動員対象は近似する⁽¹⁰⁾。

その動員のしやすさを考えれば、居住地に制限が設けられるのも納得がゆき、彼らが赦免後も、隔離はされないまでも、強い統制下にあったとみるのが妥当ではないだろうか。

なお、この始皇帝本紀の記述をもって、蒋氏は秦末の隠官の大規模動員への転換を想定する。しかし、里耶秦簡の他郡への物資輸送も、かなりの動員数と期間を必要としたはずであり、必ずしも秦末に限定してその契機を求めなくても良い。むしろ、隠官の徴用への道筋は、里耶秦簡の始皇二十七年の段階でシステムとしてできあがっていたと考えたい。

おわりに

肉刑は、重罪の者を処罰、追放する手段として古くから用いられ、隠官は、身体欠損者の賤役への就労が当然視されてきた結果、赦免後にも社会の下層身分として一般人との線引きがなされてきた。律の実効性に疑問は残るにせよ、田宅の支給に一般人と差が設けられるのも、前科よりも、身体の毀傷を忌むことを重視する故であろう。少なくとも始皇帝の時代には、臨時の徵発対象の筆頭のひとつに数えられ、彼らの生活には大きな制約が設けられていたことは紛れもない事実であった。

前掲奏讞書牛泥棒事件にみられるように、雪冤のための再審は、受刑後に行われるもので（具律、第一一四〜一一七簡）、二年律令では、誤審による冤罪は、それを裁いた担当

官が厳しく処罰されることになっていったことがわかる（同、第九三〜九八簡）。また、刑執行後の再審を制度とする以上、冤罪により最下層身分を生み出すこともありえたのである。古代とはいえ、その矛盾は否めなかったはずであり、あるいはそれも、文帝の肉刑廃止への一要因となったかもしれない。

また、『漢書』刑法志によれば、文帝は自らを民の父母に位置づけ、自分の教化のいたらないことが、民が肉刑に当たる重罪をおかし、前途を断たれる事態をまねくと嘆く。

詩曰「愷弟君子、民之父母」。今人有過、教未施而刑已加焉、或欲改行爲善、而道亡繇至、朕甚憐之。（『漢書』刑法志）

（『詩経』に「愷弟の君子は、民の父母」という。いま、人に過ちがあり、教化のゆき渡らないうちに肉刑を施されてしまえば、行いを悔い改めようと思っても、すでにその方法はなく行き詰まる。朕はそれを大変憐れに思う）

皇帝自身が父母として教化をになうのであれば、肉刑を施すこととならんで、赦免後に実社会で制約の多い生活をしいられる隠官がいることも、皇帝にとって好ましくはない。刑制改革は隠官の廃止そのものが目的ではなく、隠官は結果的に消滅したにすぎないが、肉刑廃止にともない、この隠官もやがて死語となることは確かである。

(1) 滋賀秀三「中国上代の刑罰についての一考察―誓と盟を手がかりとして―」『中国法制史論集―法典と刑罰―』創文社、二〇〇三年。

(2) 堀敏一『中国古代の身分制―良と賤』汲古書院、一九八七年・靱山明『中国古代訴訟制度の研究』第五章。

(3) 宮宅潔「秦漢時代の爵と刑罰」『東洋史研究』第五八巻第四号、二〇〇一年。張家山二四七漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡（二四七号墓）』二〇〇一年。また、軍爵律の整理小組の解釈を一步進めた周曉瑜氏は、兵馬俑の作陶者銘の「宮某」を「官某」に通じるとし、隠官を赦免後の肉刑受刑者が働く官署とみる。「秦代“隠官”“官某”考弁」『文献』一九九八年四期。

(4) 松崎つね子「隠官と文帝の肉刑廃止」『明大アジア史論集』第三号、一九九八年。劉瑞「秦代的“隠官”、“隠宮”考」『秦文化論叢』第九輯、二〇〇二年。瀬川敬也「秦漢時代の身体刑と労役刑―文帝刑制改革を以て―」『中国出土資料研究』第七号、二〇〇三年。

- (5) 蔣非非「《史記》中『隱官徒刑』、『徒刑』及『隱官』原義弁」『出土文獻研究』第六輯、二〇〇四年、張家山漢簡法律文書研討綜述」所載。以下、蔣氏の論の引用は、これによる。
- (6) この他、逃亡受刑者追捕による赦免の事例が、法律答問第一二五簡にもみえる。
- (7) 馬非百「雲夢秦簡中所見的歷史新証擧例」『鄭州大學學報』哲學社會科學版、一九七八年。
- (8) 邢義田氏は、前掲戸律の隠官と司寇から、秦漢の刑徒が古い時代の奴隸から転化した遺制であるとする（邢義田「張家山漢簡《二年律令》詁記」『燕京學報』新一五期）。邢氏の説は傾聴すべきであるが、この時点での隠官はすでに私的隸屬身分でないことは確かである。
- (9) 本論第二章注(11)蔣氏は、この具律により隠官は恩典として算賦と徭役を免除される一方、軍功爵による身分の上昇や、仕官の道を閉ざされているとする。そして、冒頭に掲げた里耶秦簡で、本来輸送に当たるべき者が、乗城の卒・刑徒・司寇・隠官・踐更者であり、それでも不足する場合にはじめて「黔首を興こす」としていることを、隠官に徭役を課さないことの証左とする。しかし具律は、誤審により生じた隠官のみに限定した規定であるとも考えられ、直ちに全ての隠官の賦役免除に結び付けることは躊躇される。
- (10) 劉瑞氏は、始皇帝陵刑徒墓埋葬者に肉刑を受けた痕跡のある者がほとんどみえないことから、この阿房宮への隠官の動員も前掲軍爵律のような技能者に限定されると考える。（前掲注(4)劉論文）。しかし、一段低いその身分と、里耶秦簡の輸送への動員を併せてみたととき、技能者に限るのも無理が生じるだろう。

第六章 睡虎地秦簡「公室告」再論

— 秦律における親子の「関係」と公的秩序 —

はじめに

本章の目的は、睡虎地秦簡にみえる「公室告」（以下、秦簡・公室告と称する）の属性を再検討することで、戦国秦から前漢にかけての親属間における人間関係の維持と公的秩序の維持との軽重を考察することにある。秦簡という公室告とは、官の受理する告訴を表す語で、受理しない告訴を非公室告と呼んでいる。これまでも、この公室告について扱った論考は多いが、あえて再論するのは、従来の公室告の議論にふたつの疑問を抱いたからである。

第一は、法律答問では公室告・非公室告の別について、子による父母からの窃盜や、父母による子への私刑を例示し、それを非公室告とすることで、両者の区別を説明している。従来の論考は、ここにみえる父を「家」を統率する者とみなし、親子間の窃盜や私刑といった「家」内部の私的な問題に対し、公権力は介入しないものととらえてきた¹⁾。しかし、法律答問は公室告・非公室告の説明として父母と子の間の揉め事を例示しているにすぎず、団体としての「家」をしめす語はそのなかにみえない。

序章でも言及したが、かつて滋賀秀三氏は、前近代の中国家族法における「家」とは、広義に「宗」などと呼ばれる父系を基軸とする人々の総称であり、狭義に父系の人々のうち、家計の収支をともしる生活共同体であった。氏によれば、家族関係は、あくまで父子・兄弟などの個人と個人の相対的な身分関係の複合に他ならず、「家」を統括する家長権は、家長が父である場合は強くなるが、兄など傍系親が家長となる場合、その力は弱くなる。これに対し、日本的な「家」とは、家業や家名など、独自の目的をもった社会的機構の下に個人を結集し、家長と、家長に統率される構成員から成り立つのであり、日中家族法における「家」は、根本的に異なっている²⁾。

この指摘は、秦簡発見以前の一九六〇年代に提示されているにもかかわらず、これまでの秦律研究ではあまり意識されてはこなかった。これが第一の疑問の出発点であり、秦律が、父母と子という親子の「関係」しか言及しないのであれば、団体としての「家」の秩序を規制していないことを、可能性として視野に入れる必要があるろう。

もし第一の疑問が正当であるならば、第二の疑問としてわいてくるのは、秦律が親子の「関係」をどのように規制したか、ということである。この疑問に答えるために、公室告が告発の受理をしめす語であることを踏まえて、戦国秦から漢初にかけての、子による親の犯罪告発と、容隠の承認について考えてみたい。

容隠とは、親子間をはじめとして互いに犯罪をかばい、隠すことである。張家山漢簡二年律令告律には、「子が親を訴えること」の禁止について述べる条文があり、最近ではこの告律をもって容隠の先駆けとする傾向がみられる⁽³⁾。これに対しすでに于振波氏は⁽⁴⁾、秦律には縁坐制度があるため、縁坐回避のための子による親の犯罪告発を禁じてはならず、公に容隠が承認されるのは、前漢宣帝地節四年詔を俟たなくてはならないと述べている。筆者は大筋で于氏の見解を支持するのであるが、氏の公室告・非公室告への理解は従来の域を出てはいない。

容隠の承認とは、唐律以降の前近代中国法では对国家犯罪を除く、犯罪全般に適用される重大な原則である。親属間での容隠の承認は、親属間の親和的な「関係」維持が公的秩序維持に優先することを意味するが、はたして秦律と唐律は容隠という基盤を共有するであろうか。告律の意図を正しく理解するためには、まず秦簡の公室告・非公室告の属性を再整理したうえで、告律が容隠について述べた規定であるかを判断し、改めて秦簡の規定する親子のあり方と公的秩序を考えてみる必要があるだろう。

最後に本章での用語の原則を確認しておくが、「家」と表記した場合は、前述の団体としての家をさし、「関係」と表記した場合は、親と子などの関係(relationship)、間柄を意味することとする。

一、唐律の容隠規定と二年律令告律

(一) 唐律における容隠と直躬説話

行論に先立ち、唐律における容隠承認の原則と、『論語』『韓非子』にみえる、二種の「直躬説話」での、容隠への評価の違いを確認しておく。冒頭で述べたように容隠とは相手の罪をかばうことであるが、下掲の唐名例律では、官に訴えないことその他に、捜査情報の漏洩や、逃走の幫助を含んでいる。容隠の承認される親属の範囲は、同居および大功親、外祖父母と外孫・孫の妻・夫の兄弟の「関係」で、この「関係」にあつては、容隠を罰し

ないことを定めている。さらに、鬪訴律では子・孫による父母・祖父母の告訴を禁じ、あえて告訴する者には絞刑という厳しい罰を科すことで、子・孫に対しては実質的に容隠を強制している。

諸同居、若大功以上親及外祖父母・外孫、若孫之婦・夫之兄弟及兄弟妻、有罪相為隱、部曲・奴婢為主隱、皆勿論。即漏露其事、及摘語消息、亦不坐。其小功以下相隱、減凡人三等。若犯謀叛以上者、不用此律。〔唐律疏議〕卷六、名例律四十六)

(およそ同居、もしくは大功親以上、および外祖父母・外孫、もしくは孫の妻・夫の兄弟および兄弟の妻に罪があり、それをかばう、部曲・奴婢が主人のためにかばうのは論断してはならない。事件について逮捕・証拠の追求が行われることを漏らす、および逮捕の情報を犯人に告げることについても、罪としない。小功親以下が容隠し合うのは、一般人の場合より罪三等を減じる。もし謀叛・謀逆・謀反の罪を犯すものはこの律を適用しない)

諸告祖父母・父母者、絞。〔謂非縁坐之罪及謀叛以上而故告者。下條準此〕。〔唐律疏議〕卷二三、鬪訴律四四)

(およそ祖父母・父母を訴えるものは絞とする。〔縁坐の罪、および謀叛以上の犯罪でなく、ことさらに訴える者について言う。以下の条文は、これに準ずる〕)。

ここでひとつ注意しなければならないのは、容隠を認める犯罪と、認めない犯罪とは画然と区別され、一般的な犯罪に対しては容隠を認める一方で、謀反・謀逆・謀叛という、いわば对国家犯罪については、絶対に容隠を認めないことである。加えて、一般犯罪には特縁坐は科されないが、对国家犯罪には縁坐がある。そして、前掲鬪訴律の疏議に「子孫告亦無罪、縁坐同首法」(子孫が告訴しても罰せず、縁坐について自首したと同様に縁坐の罪を免責する)とあるように、子・孫が親・祖父母の对国家犯罪を官に訴えても罰せられず、縁坐も回避することができる。親屬に縁坐を科すのは犯罪の防止が第一義であろうが、起きてしまった犯罪については、隠蔽させないことで速やかに解決し、治安の回復をはかることも目的としていよう。つまり唐律では、一般犯罪については公的秩序より親屬間の「関係」維持に重点を置くのに対し、对国家犯罪はあくまでも公的秩序を優先していることになる。そして、この唐律の相反する容隠への姿勢は、儒家と法家の価値観の対立として『論語』と『韓非子』二種の「直躬説話」に表象されている。⁶⁵⁾

周知のように「直躬説話」のモチーフとは、盗みをはたらいた父親を、息子の躬が官に訴えることである。『論語』は、躬の行為を親に対する「直」を台無しにすると孔子に評

働させることで、親子間の情愛の尊重を語る。一方、『韓非子』はそうした評価をくつがえし、親子間と君臣間に生じる矛盾として「直躬説話」を読み替え、「直」は君主にのみ向けられるべきと説く⁶⁾。よく知られた説話ではあるが、両書の容隠への考え方を比較するために、『論語』子路篇から内容を確認しておこう。

葉公語孔子曰、吾党有直躬者。其父攘羊而子証之。孔子曰、吾党之直者異於是。父為子隱、子為父隱。直在其中矣。（『論語』子路篇）

（葉公は孔子に語って言った。「私の故郷には正直者の躬という者がいる。彼の父が羊を盗んだが、息子はそれを訴えた」孔子は言った。「私の故郷で正直というのは、そのようなものではありません。父は子のためにかばい、子は父のためにかばいます。本当の正直とはそういうことのなかにあります」）

ここで、葉公は躬を自国の自慢として語るのであるが、孔子はそれを認めない。孔子にとつては、あくまでかばい合うのが正しい父子の「関係」なのであり、公的秩序より、容隠による親子の「関係」維持の方がはるかに重いのである。

一方、『韓非子』では、儒家の重んじる容隠は非難の対象となっている。

儒以文乱法、俠以武犯禁。而人主兼礼之、此所以乱也。…楚之有直躬、其父竊羊而謁之吏、令尹曰、「殺之」、以為直於君而曲於父、報而罪之。以是觀之、夫君之直臣、父之暴子也。…故令尹誅而楚姦不上聞、仲尼賞而魯民易降北。上下之利若是其異也、而人主兼拳匹夫之行、而求致社稷之福、必不幾矣。（『韓非子』五蠹篇）

（儒者は学問によって法を乱し、任侠は武力によって禁を犯している。それなのに君主は両者を礼遇しており、これが世の乱れる原因となっている。楚に正直者の躬という者がおり、その父が羊を盗み、躬はそれを訴え出た。令尹は訴えた躬を死刑にするよう言った。君主には正直であるが、父にはよこしまであると判断し、これを処刑するよう判決を下したのである。この話から考えてみると、君主にとって正直な臣下とは、父にとつては乱暴な子ということになる。…ゆえに令尹が直躬を誅殺したことで、楚では悪事が報告されず、仲尼が父のために戦陣を逃れた者を賞賛したことで魯の民はあっさり逃亡するようになった。お上と下々の利益はこれほど異なっているのである、君主が匹夫の行いを全て賞賛しようとし、なおかつ社稷の福を願おうというのは、絶対にかなうことはない）

こちらでは令尹は躬に対し、父に背いたとして死罪を申し渡しているが、それを『韓非子』は悪事が隠蔽される原因とみなし、儒者が公的秩序を乱す一例としているのである。

このように、二種の「直躬説話」の存在は、古い時代には、容隠を肯定し、親子の「関係」維持を最重要とする儒家の立場と、容隠を否定し、公的秩序維持を第一にする法家の立場が対立・併存していたことをよく物語っている。

(二)二年律令告律と不孝

次に容隠の強制規定と考えられている二年律令告律（以下、告律と称する）を一瞥し、そこに生じる疑問を二点をあげておく。

子告父母、婦告威公、奴婢告主・主父母・妻子、勿聽而棄告者市。（告律、第一三三簡）

（子が父母を訴える、妻妾が夫の母を訴える、奴婢が主人・主人の父母・妻子を訴えるならば受理せず、訴える者を棄市とする）

本条によれば、子が親を訴えても受理されず、訴えた者は棄市に処される。妻妾による夫の母、および奴隸による主人・主人の両親・妻子に対する告発も同様である。

この告律に対する第一の疑問としては、律文中に告訴内容が特に記されていないため、唐律のような他人への犯罪を官に申し出ることをいつているのか、子（妻妾・奴隸）自身が親（夫の母・主人）により被った不利益を訴えることをいつているのかわからないことがある。加えて、『論語』や『韓非子』の時代、直躬を非難する立場と、賞賛する立場の両方があることを考慮した場合、古くから唐律のような容隠が制度として承認、もしくは強制されていたのか疑問の余地を残していよう⁷⁾。

次に第二の疑問は、容隠と縁坐の関係である。唐律は容隠を求めない对国家犯罪には縁坐を科し、縁坐者の犯罪告発による縁坐免除を設ける。秦簡や二年律令では一般的な犯罪についても收帑や縁坐が規定されているが、收帑や縁坐がありながら、容隠を強制するようないふことができたのだろうか。

このふたつの疑問を念頭に、項を改めて秦簡の再検討を行ってゆくことにする。

二、公室告・非公室告と親の教令

(一) 公室告・非公室告にみる親子の「関係」

従来の研究によれば、公室告とは官が受理する告発であり、その範疇には「家」の成員

以外の他人に対する窃盜や暴力、殺人などの侵害行為が入る。これに対し、非公室告とは官の受理しない告発で、子による父からの盗みや、父から子への私刑など、いわば「家」内部での揉め事とその範疇であり、他人がそれを官に訴えることはできても、当事者が訴え出る場合には処罰が下ると考えられてきた。しかし、この公室告への理解には、ふたつの問題がある。

第一は、子による親からの窃盜が非公室告に入るのか、という問題である。例えば、封診式「告子」では、父が子を不孝として官による「殺」を請い、また、同「遷子」では理由を記していないが、父が子を蜀へ流刑するよう官に申し出る例がある⁸⁾。これは、少なくとも親子間の揉め事について、親から官に訴え出ることを妨げていないことをしめす。そして、「告子」の制度的背景となる規定が、二年律令賊律に存在するのである（以下、二年律令、および秦簡の引用は、冒頭に付すカナでしめす）。

ア・子牧殺父母、毆詈泰父母・父母・段（假）大母・主母・後母、及父母告子不孝、皆棄市。其子有罪当城旦舂、鬼薪白粲以上、及為人奴婢者、父母告不孝、勿聽。年七十以上告子不孝、必三環之。三環之各不同日而尚告、乃聽之。教人不孝、黥為城旦舂。

（賊律、第三五〜三七簡）

（子が父母を殺そうと計画する、祖父母・父母・祖父の後妻・妾にとっての夫の妻・継母、および父母を罵倒する、および父母が子の不孝を訴えたならば、全て棄市とする。その子に城旦舂・鬼薪白粲以上に相当する罪がある、および他人の奴隷となっているならば、父母が子の不孝を訴えても受理してはならない。七十歳以上の者が子の不孝を訴えたなら、必ず訴えを三度差し戻す。異なる日に三度差し戻し、なおも訴えるならば訴えを受理する。他人に不孝を教唆したならば、黥城旦舂とする）

このアに端的にしめされるように、父母が子を「不孝」として訴えたならば、子は棄市に処されるのである。棄市を願うかは別としても、子による親への盗みという侵害行為を、親自身が訴えることに対して、官がそれを却けることがあるだろうか。

第二の問題は、家罪との整合的な理解である。後述するが、家罪とは法律答問にみえる用語で、法律答問では、子による父の財産への侵害を例にあげながら、家罪の意味を説明している。この例は明らかに先述した非公室告への理解と矛盾するものであり、従来もこの矛盾の解消に難渋してきた。

そこで、上記ふたつの問題を解決するために秦簡の解釈を見直しながら、公室告・非公室告の属性を再整理し、家罪と整合的に理解することを試みたい。

まず、公室告について述べる法律答問二条をみてみよう⁹⁾。

イ・公室告【何】毆（也）。非公室告可（何）毆（也）。賊殺傷、盜它人為公室。子盜父母、父母擅殺・刑・髡子及奴妾、不為公室告。（法律答問、第一〇三簡。傍線筆者）。

（公室告とは何か。非公室告とは何か。他人を賊殺傷したり、他人から盗んだ場合は公室告とする。子が父母から盗み、父母が勝手に子や奴隸を殺したり、体を傷つけたり、髪を剃ったりしたならば、公室告とはしない）

ウ・子告父母、臣妾告主、非公室告、勿聽●可（何）謂非公室告●主擅殺・刑・髡其子之、亦不当聽。（法律答問、第一〇四〜一〇五簡）

（子が父母を訴えること、奴隸が主人を訴えることは非公室告であり、受理してはならない。何を非公室告というか。主人が自分の子や奴隸を勝手に子や奴隸を殺したり、体を傷つけたり、髪を剃ったりしても、非公室告であり、受理しない。訴えを起こす者は、訴えた者を罰する。訴えた者への罰が与えられたのち、他人が引き継いで訴えてもまた受理してはならない）

两条は、公室告・非公室告の意味について、親から子、主人から奴隸への私刑（殺・刑・髡）を例にして説明している。イで父母を主語にしながら、子だけでなく奴妾への私刑に言及し、ウで「主」を主語にして子と奴妾への私刑を述べるのは、两条が一種の互文の関係だからである。两条を相互に参照することで、親・主人から子・奴隸への私刑について、子・奴隸の側から官に訴えることの禁止を述べていることがわかる（なお、本章の扱う対象は親属の「関係」であるから、これ以降は主人と奴隸の問題については踏み込まない）。

イ・ウによれば、親からの私刑については、子からその不当を官に訴えられないが、他人が訴える場合は受理される。前者は非公室告に、後者は公室告の範疇だからである。こまでは、従来の解釈と同様である。

しかし、従来の解釈の問題はイの傍線部にある。これまでは傍線部を「子が父から盗んだら」と解釈し、子による父からの盗みを、父による私刑と並列して非公室告の範疇に入っていた¹⁰⁾。そうした場合、次のエで家罪を説明するにあたり、子による父の奴隸・家畜への侵害を父自身が訴えることと合わなくなる。

エ・可（何）謂家罪。父子同居、殺傷父臣妾、畜産及盜之、父已死、或告、勿聽、是胃（謂）家罪。（法律答問、第一〇八簡）

(何を家罪というか。父子が同居し、子が父の奴隸や家畜を殺傷したり、盗んだりしたことがあり、それを父の死亡後に誰かが訴えても受理しない。これを家罪という)

このエには、「同居」の子が父の奴隸・家畜を殺傷したり、盗んだ場合、父の死後に他の者がそれを訴えても受理しないとある。第一章で述べたとおり、秦簡の「同居」とは、同一戸籍にある複数の成人男性同士、あるいは成人男性を中心に妻と未成年子のグループが同一戸籍上に複数存在する場合の相互の「関係」を呼称する語であるから、この父子は同一戸籍にあったことをしめす。「或」というのは、全くの他人というよりは、財産に利害のある他の同一戸籍者や、戸籍を同じくせずとも親属をさすとみるのが妥当であろう⁽¹¹⁾。

では、そもそも子が父から盗むというのは、審理の対象となる盗罪として成立するのだろうか。次のオには、父による子からの盗みを、盗みとみなさないという条文がある。

オ・父盗子、不為盜●今段(假)父盜段(假)子、可(何)論。当為盜。(法律答問、第一九簡)

(父が子から盗むのは盗んだとはしない。もし継父が継子より盗んだならば、どのように論断すべきか。盗みに当たる)

このオで父から子への盗みが盗罪にならないと敢えて定めているのは、一方で親子間に盗罪が成立するケースがあるためではないか。エで子から父への盗みについて、「父の死後に誰かが訴えても受理しない」と述べているのは、父の生前であれば、それが盗罪として裁かれたことをしめしているように思われる。もし、子が父から盗むことが盗罪として成立するのであれば、それは公室告の範疇に属する。

ここで再度、イの傍線部分を振り返ってみる。もし、子による父からの盗みが盗罪として公室告に属するのであれば、イの傍線部分で子が父から盗むというのは、それ自体が公室告に属すかを問うているのではなく、後文の父母による私刑にいたる前提となる行為であると解するしかない。つまり、イは子が父から盗むという盗罪を犯し、それを父母が私刑にすることをいい、非のある子は私刑を訴えてはならないことを述べているのである。他人からの直接の私刑告発は可能であるから、公的に私刑はゆるされることではない。ただ、子に明らかに非があるならば、私刑は甘受すべきなのであり、それを官に訴えても受理されないばかりか、罰せられるのである。そう考えれば、イ・ウの公室告・非公室告の例とエの家罪の例に何の矛盾もなくなる。

これまで非公室告の範疇には、親から子への加害(私刑)と子から親への加害(盗み)がともに入れられ、「家」の問題への不介入ととらえられてきた。しかし、親は子の不孝

を訴えることができることを考えると、子から親への加害と、親から子への加害を同列視して非公室告に入れることは難しい。そして、これまでに引用した法律答問をみる限り、秦簡の規定は父母と子、あるいは主人と奴隸といった当事者同士の「関係」を述べてはいるが、「家」という団体を設定していない。考えてみれば親子の「関係」というのは、両者が生存している限り継続するのであり、戸籍や居住の異同、あるいはいわゆる同居共財関係の解消などによって、その「関係」が断たれるわけではない。よって、そこに団体を設けて考えることは無意味であり、不可能なのである。家罪の語があつたが故に、国家が「家」を単位に秩序を規制していると誤解されたのだろうが、秦律が秩序立てるのは、親子などの尊卑の「関係」であり、「家」という団体ではないと考えれば、法律答問の解釈について一切の矛盾は解消する。

改めて思い直してみれば、親と子の関係は対等ではなく、親の子に対する優越はこの時代にごく当然のことであろう。律によって秩序をただすべきは、親子といった、親属間の尊卑の「関係」だったのであり、だからこそ、親が子を訴えることに官の門戸はいつも開かれ、親は子の不孝を訴え、処罰を求めるところまでできるのである。

(二) 親による笞打ちと教令

先の検討結果によれば、法律答問においては、子は親からの私刑を官に訴えることができなかつたが、他人が直接それを告発することはゆるされていた。これは、法律答問イ・ウでみたように、親による私刑、すなわち殺・刑・髡があくまで国が施すべき刑罰に類するからであろう⁽¹²⁾。では、親による懲罰はどこまで認められるのだろうか。

懲罰といえ、一般に笞打つという行為は親による戒めの手段であるといわれる⁽¹³⁾。『呂氏春秋』蕩兵篇では、国にとつての刑罰を親による笞打ちに例える。

家無怒笞、則豎子嬰兒之有過也立見、国無刑罰、則百姓之悟相侵也立見。天下無誅伐、則諸侯之相暴也立見。故怒笞不可偃於家、刑罰不可偃於国。〔『呂氏春秋』孟秋紀、蕩兵篇〕

（家に戒めの笞がなければ、たちまち子供達の過ちは起こる。国に刑罰がなければ、たちまち百姓が相争うことが現れる。天下に征伐がなければ、たちまち諸侯が犯し合うことが現れる。ゆえに戒めの笞を家からなくすることはできず、刑罰を国からなくすることはできない）

これによれば、親による子への笞打ちは戒めの行為として、家に不可欠のものと認識され

ている。

二年律令賊律も子や奴隸に対する笞打ちにかかわる規定がある。

カ．父母毆笞子及奴婢、子及奴婢以毆笞辜死、令贖死。（賊律、第三九簡）

（父母が子および奴隸を毆打したり笞打ったりし、子および奴隸が毆打や笞打ちによって保辜期間内に死んだなら、⁽¹⁴⁾ 贖死させる）

本条によれば、親が子・奴隸を毆つたり笞打つた結果、死なせた場合は贖死として処罰される。一般的な殺人が棄市であるから、それよりは軽いといえるが、秦簡同様、親や主人といえど子や奴隸の生殺与奪を握っているわけではない。

笞打ちといえ、次の賊律では夫による妻への毆打と笞打ちが併記されており、ともに違法ではないが、反対に妻が夫を殴ることは違法になる。

キ．妻悍而夫毆笞之、非以兵刃也、雖傷之、毋罪。（賊律、第三二簡）

（妻の気性が荒く、夫がその妻を殴る、笞打つことをしても、刃物を用いていなければ、妻がけがをしたとしても罪しない）

ク．妻毆夫、耐為隸臣妾。（賊律、第三三簡）

（妻が夫を殴れば、耐隸臣妾とする）

両条を比較して、クで妻が夫を笞打つという状況が考慮されていないのは、笞打ちという行為が立場が上の者から下の者への懲罰や教令の意味があるからだろう。つまり、夫による毆打や笞打ちは、行き過ぎのない限り正当な懲罰として承認されているのである。これを踏まえると、毆打や笞打ちというのは親にとっても懲罰の一環とみなされ、それを行うこと自体は禁止されていないと理解できる。

以上をまとめると、秦律では、親から子への毆打や笞打ちは懲罰として容認されても、私刑はゆるされず、犯罪行為への処罰が必要であるなら、それは官の手に委ねなければならない。家内で行われるべき懲罰と国が加えるべき刑罰とを区別し、他人からの訴えを認めることで、親による国への「越権」を容認せず、あわせて過剰な私刑を抑制しているのである。けれども、子の側からは私刑すら官に訴え出てはならないのであるから、毆打・笞打ちについても自ら不服を官に申し出ることはできない。つまり、子に対する親の教令は国家が保証しているのである。

こうしてみると、告律の禁じる「子による親の告訴」とは、容隠の強制ではなく、親から子への懲罰などを不服として、それを訴えることの禁止、すなわち秦簡という非公室告をさす蓋然性が強くなる。しかし、この推測を確実にするためには、容隠が制度として強

制されていないこと、およびその理由を考えておかなくてはならない。この問題については、本章で十分検討できなかった家罪の意味とともに、章を改めて論じることとする。

三、家罪の原則と告律

(一) 家罪と収帑・縁坐の免除

かつて金燁氏が的確に指摘したように、家罪とは、妻子の収帑や縁坐にかかわる語であり、告発の受理にかかわる公室告・非公室告とは全く別個の概念である⁽¹⁵⁾。家罪について述べる法律答問には、前掲エ、および次のケがある。

ケ・「家人之論、父時家罪毆（也）、父死而誦（甫）告之、勿聽」可（何）謂「家罪」。

「家罪」者、父殺傷人及奴妾、父死而告之、勿治。（法律答問、第一〇六簡）

（家人が論断されるのは、父の在世時の家罪であり、父の死亡後、はじめてその罪を訴えても受理しない。何を家罪というのか。家罪とは、父が他人、もしくは奴隷を殺傷し、父の死亡後にその殺傷を訴えても審理しない）

秦簡で「人」といった場合、人間一般をさすか、親属ではない他人をさすかに限られる。よって、ここでいう父による殺傷相手は、他人と自家の奴隷とみるべきであり、公室告に属する事柄と判断できる⁽¹⁶⁾。ケの趣旨は、父が他人や奴隷を殺傷し、父の死亡後にそれが訴えられても、審理の対象とはならないということである。それでは、このケで父の殺傷行為を訴え出るのは誰であろうか。これについて、今まで突き詰めて考えられたことがなく、漠然と親属や他人とされてきたように思えるので、きちんと整理しておこう。

秦律ではそもそも、犯罪一般について犯罪者の死亡・埋葬後の告訴は無効で、審理そのものが行われない⁽¹⁷⁾。

コ・甲殺人、不覺、今甲病死已葬、人乃後告甲、甲殺人審。問甲当論及収不当。告不聽。

（法律答問、第六八簡）

（甲が殺人をして発覚しなかった。いま、甲が病死して埋葬された後、他人が甲を訴え、甲が殺人をしたことは明らかである。甲を論断、および妻子の収帑に当たるか、当たらないか。訴えを受理しない）

ケ・コは実質的に同じことを述べているが、その違いはケでは訴える者を記さないのに対し、コでは他人であることを明記していることである。ケに訴える主体が明示されていない

い理由は、父とかかわりある者、すなわち子など「家人」であることが自明であるからではないだろうか。ケは子など「家人」が父の犯罪を申し出ることを述べ、コは犯罪一般の告訴を述べているのであり、先のイ・ウ同様に両者は補完関係にあると考えると理解しやすい。つまり、父の死亡後、子が生前の父の犯罪を申し出ても審理はせず、したがって子やその他の親属に収帑・縁坐も生じない、それをしめすのがケなのである。言い換えれば、子や親属が父の犯罪を黙認し、他人によって犯罪が告発されたなら、子や親属は収帑や縁坐にあうのである。

では、父の犯罪について、収帑や縁坐を回避するにはどうしたらよいか。秦簡には収帑や縁坐の回避の明文を欠いており、これ以上の論証が困難であるが、于氏がその例証としてあげるのが次の二年律令賊律サと盗律シである。

サ・以城邑亭障反、降諸侯、及守乘城亭障、諸侯人来攻盜、不堅守而棄去之若降之、及謀反者、皆要斬。其父母・妻子・同産、無少長皆棄市。其坐謀反者、能偏捕、若先告吏、皆徐坐者罪。(賊律、第一〜二簡)

(城邑・亭障を伴って反乱する、諸侯に投降する、および城・亭障の防備にあたり、諸侯国の者が略奪に来て防衛せずに城・亭障を放棄する、もしくは諸侯に投降すること、および謀反をする者はみな腰斬とする。その父母・妻子・同産は年齢にかかわらず全て棄市とする。謀反に縁坐する者が謀反者の大半を捕縛する、もしくは自ら吏に告発したならば縁坐する者の罪全てを免除する)

サは、謀反者や守城などの任務を帯びる者がそれを放棄した場合の罰則で、罪に問われた者自身は腰斬、その父母・妻子・同産が棄市となる。棄市を免れるためには、本人の捕縛や吏への訴えが必要である。謀反者の父母・妻子・同産に縁坐が及び、告発によって縁坐が免除される点は、唐律にも継承されている。

もう一例は、より一般的な犯罪である。

シ・劫人、謀劫人求錢財、雖未得若未劫、皆磔之。完其妻子⁽¹⁸⁾、以為城旦舂。其妻子当坐者偏捕、若告吏、吏捕得之、皆除坐者罪。(盜律、第六八〜六九簡)

(人を誘拐する、人を誘拐して錢財を要求することを計画し、まだ錢財を手に入れていない、あるいは誘拐をしていなくてもいづれも磔とする。その妻子は、完城旦舂とする。その妻子で罪を問われる者が、自分で犯人を全て捕らえる、あるいは吏に訴えて吏が逮捕したなら、縁坐する者の罪を免除する)

この条では、誘拐、もしくは誘拐を企てた者に対し磔刑が加えられ、その妻子は城旦舂と

なっている。収帑された者は収人と呼ばれ、二年律令ではしばしば隸臣妾と併称され、収人と隸臣妾は同等の厳しきで扱われるようである。⁽¹⁹⁾つまり、誘拐犯の妻子への扱いは収帑より厳しいのである。妻子がそれを免れるためには捕縛や告発が必要である。

サ・シに加えて、次の錢律スにも縁坐回避のための告発がみえる。

ス・盜鑄錢及佐者、棄市。同居不告、贖耐。正・典・田典・伍人不告、罰金四兩。或頗告、皆相除。尉・尉史・鄉部・官嗇夫・士吏・部主者弗得、罰金四兩。(錢律、第二〇一〜二〇二簡)

(錢を私鑄する、およびそれを幫助する者は棄市とする。同居がそれを訴えなければ、贖耐とする。里正・里典・田典・伍人が訴えなければ、罰金四兩とする。同居と里正・里典・田典・伍人のうちの誰かがその一部を訴れば、同居・里正・里典・田典・伍人の罪を全て免除する。尉・尉史・鄉部・官嗇夫・士吏・部の主者が私鑄者を捕らえなければ、罰金四兩とする)

このサでは、私鑄錢とその幫助者を「同居」が告発しない場合は贖耐が科される。棄市となる私鑄錢犯の妻子は収帑となることが自明であるから、妻子については特に触れないのだろう。そして、「同居」は告発の義務を果たすことで贖耐という縁坐を回避できるのである。秦簡では、誣告罪を除く盜罪など諸種の犯罪に対し、必ず「同居」が縁坐を問われており、二年律令でも「同居」の縁坐は私鑄錢に限ったことではないと思われる⁽²⁰⁾。ところで、ひとつ問題を残すのは、収律である。

セ・夫有罪、妻告之、除于収及論。妻有罪、夫告之、亦除其夫罪(後略)。(収律、第一七六簡)

(夫に罪があり、妻がこれを告発すれば収帑と論罪を免除する。妻に罪があり、夫がこれを告発すれば、その夫の罪を免除する)

本条には、夫婦間の告発による収帑・縁坐の免除は述べられているが、子による告発による収帑・縁坐の免除には一切言及しておらず、これが告律を子による親の告発禁止とみる論拠のひとつとなっている⁽²¹⁾。

しかし、このセだけでは子による告発禁止を説明できないように思う。何故なら、本章冒頭で断ったように、子の場合、収帑されるのは十六歳以下であるが、幼少の子が親の犯罪を申し出るといふのは無理がある。加えて具律第一一五簡では、親属による乞鞫について、十歳未満の者の乞鞫は許可しておらず、乞鞫同様に告発にも何らかの年齢制限があったとも想像できる。もし、告発に年齢制限があるのなら、収律に子の告発による収帑・

縁坐免除がみえなくても、おかしいことではなくなる。よって、二年律令に成年の子による親の告発を禁じている条文は見当たらないのであり、收律に子の免除規定のないことをもって、親への告発全般を否定することはできない。

(二) 法律答問における「家」字

先に公室告・非公室告の説明であげられる事例は、親と子の「関係」を述べているのであり、秦律は「家」を基準に秩序を規制していないと述べた。そう考えた場合、家罪やケの「家人」の「家」字をどう解したらよいか、何故、戸籍に登録される「戸」を使用しないのかという問題が残る。

結論を先に述べれば、ここでの「家」字は何らかの団体をさすものではなく、状況に応じて縁坐の対象者が変わるからこそ使用されているように思う。本論冒頭に紹介した滋賀氏の説でも、「家」には父系を軸とする人々の総称という広義と、家計の収支をとともにする生活共同体という狭義があった。そもそも「家」字は、一般的な家族を意味するほかに、すぐれた人を「大家」と称するように人をさす場合から⁽²²⁾、無制限に広い男系親属を表す場合まであり、必ずしも何らかの団体をさしているとは限らない。だとすれば、法律答問の「家」字にも同様のことがいえたとしても、おかしくはない。

まず、謀反などへの縁坐を定めた賊律サは、父母・妻子・同産という三族が縁坐の範囲となっている。この三族は血縁関係と婚姻関係の複合であり、彼らが必ずしも戸籍を同じくしているとは限らず、戸籍による範囲の確定はできない。

また、何度も繰り返したように、收帑は犯罪者の妻子に限定されるものであり、犯罪者の「同居」には、收帑とは違う縁坐が科せられる。しかし、同居といっても、犯罪の内容によつては必ずしも一律に縁坐を科されるとは考えられない事例がある。それは前掲アにあげた、親が不孝を訴えた場合、子を棄市にするという条文である。通常、棄市に処断された者の妻子は收帑されるが、次の賊律には不孝とされた子の妻子が收帑され、免除手段のない旨を明記している。⁽²⁴⁾

ソ・賊殺傷父母、牧殺父母、歐詈父母、父母告子不孝、其妻子為收者、皆錮、令母得以

爵償免除及贖。(賊律、第三八簡)

(父母を賊殺・賊傷したり、父母を賊殺しようとして企てたり、父母を殴打・罵倒したり、父母が子を不孝だとして告発し、その妻子を收帑した場合、妻子はみなその身分を変更することをゆるさず、爵位を代償とすることによる免除、および贖わせてはならな

い)

この場合、親と子が「同居」の関係にあったとしても、子の不孝を訴えた親に縁坐が科せられるはずもなく、「同居」に兄弟等がいたとしても彼らが罰せられるとは思えない。さらに、エの家罪について、「同居」の子による父からの盗みをあげるケースも、被害者である父はもちろんのこと、他の親属に縁坐がおよぶとは考えにくい。

以上を勘案した場合、秦律における縁坐とは、親属から犯罪者を出したからといって、戸籍記載によって一律に決まるようなものではない。血縁・婚姻の関係で処罰されたり、被害者が親属であった場合など、適用される刑罰や犯罪内容によって、その範囲は伸縮する。こうしてみると、家罪の「家」字とは、縁坐の及ぶ親属範囲を確定できないからこそ用いられる、親属一般の汎称と理解できる。

以上、公室告・非公室告と家罪の再検討を通じて明らかになったことをまとめておこう。まず、秦律が秩序立てようとするのは「家」ではなく、親と子といった尊卑の「関係」であり、親は子に対して必ず優越した立場にあり、親の教令は律によって一定の保障を得ている。だからこそ、親は子を不孝として訴えたり、子による親からの盗みを盗罪として裁くよう官に求めることができるのである。ただし、親の懲罰は、国の施す刑罰の域に踏み込んでではなく、あわせて過剰な私刑を抑制しているのである。そして、戦国秦から漢初にかけては謀反のような对国家犯罪から一般犯罪にいたるまで、一貫して親の犯罪を申し出ることを禁じてはおらず、両種の犯罪に収帑や縁坐を科し、告発によってそれを免除することを規定している。つまり、唐律のように对国家犯罪と一般犯罪で容隠の許可・不許可を使い分けてはおらず、つねに公的秩序が親子の「関係」より優先する立場をとっていることになる。

四、『史記』淮南衡山列伝にみる不孝と地節四年詔

(一) 衡山列伝と不孝の罪

本項で検討する『史記』淮南衡山列伝・『漢書』衡山王伝は、沈家本『漢律摭遺』巻六以来、子による親の告発禁止、すなわち容隠の強制の事例としてしばしば引用されてきた。そして最近では、告律を容隠強制規定とみなす史料的根拠ともなっている⁽²⁵⁾。しかし、こ

れまでの検討結果によれば、戦国秦から漢初にかけては、子による親の告発を禁じてはおらず、この衡山列伝の記事も改めて見直しておく必要がある。

事件の概要は以下のとおりである。衡山王と太子爽は不仲であり、衡山王は太子を弟の孝に代えると中央に願い出た。それを阻止するため爽は上書する。おりから王は淮南王とともに反乱を企てており、爽の上書による謀反発覚を恐れた王は、爽を告発したのである。結局、淮南・衡山両国の謀反は露見し、王は自殺、爽・孝、そして二人の継母である王后徐萊もまた、謀反への縁坐は免れたものの、それぞれ罪に問われ棄市となる。⁽²⁶⁾ これまで、大方の理解では、王の謀反を訴えたことが爽に棄市刑の下る理由であると考えられ、子による親の犯罪告発禁止の事例とされてきたのである。

確かに『漢書』は爽の処罰理由を「告王父不孝棄市」と記し、父を訴えたことが理由であると読める。しかし、若江賢三氏が指摘するように、『史記』は、父が息子の爽を不孝と訴えたことが、棄市となる理由と読まねばならない（下掲『史記』傍線部C）。⁽²⁷⁾ 氏の見解は、封診式「告子」「遷子」にみる、親による子の告発を念頭にしたものであるが、前述の賊律Aも、この若江説を後押ししよう。

ただ、ここにはひとつの問題が存在する。それは、爽への判決部分を記す『史記』の記述に、版本による文字の異動があるためである。金陵局本を校刊した張文虎は、『校刊史記集解索隱正義札記』において、『漢書』と同じ表記をとる版本と、「坐告王父」というやや舌足らずな、どちらともとれる表記をとる版本があることを指摘する。⁽²⁸⁾ ただし、文字の異動の指摘をするのみで、金陵局本（下掲）のように改めた根拠はしめていない。

そこで、この爽への判決理由を見直すために、『史記』『漢書』該当部分を、金陵局刊本を底本とする中華書局本からしめしながら、事件の経緯を整理してみたい。なお、問題となる記載には傍線とアルファベットを付し、『漢書』は途中を省略した。管見の限り、傍線部Cを除き、『史記』『漢書』ともに傍線部分の表記に版本による違いはない。

元朔六年中、衡山王使人上書請廢太子爽、立孝為太子。爽聞、即使所善白贏之長安上書、言孝作軻車鏃矢、与王御者姦、A欲以敗孝。白贏至長安、未及上書、吏捕贏、以淮南事繫。王聞爽使白贏上書、恐言国陰事、即上書反告太子爽B所為不道棄市罪事。

事下沛郡治。元狩元年冬、有司・公卿下沛郡、求捕所与淮南謀反者未得、得陳喜於衡山王子孝家。吏劾孝首匿喜。孝以為陳喜雅数与王計謀反、恐其發之、聞律先自告除其罪、又疑太子使白贏上書發其事、即先自告、告所与謀反者救赫・陳喜等。廷尉治驗、公卿請逮捕衡山王治之。天子曰「勿捕」遣中尉安・大行息即問王、王具以情実対。吏

皆困王宮而守之。中尉大行還、以聞、公卿請遣宗正・大行与沛郡雜治王。王聞、即自剄殺。孝先自告反、除其罪、坐与王御婢姦、棄市。王后徐來亦坐蠱殺前王后乘舒、及C太子爽坐王告不孝、皆棄市。諸与衡山王謀反者皆族、国除為衡山郡。〔史記〕淮南衡山列伝)

(元朔六年中、衡山王は使いを遣つて太子爽を廢立し、孝を太子に立てようと請うた。爽はそれを聞いてただちに、仲の良かった白嬴を長安にむかわせ、孝が輜車鏃矢を造っていることと、王の御婢と姦淫していることを上書して告げること、孝を貶めようとした。白嬴は長安には到着したが、上書しないうちに役人が彼を捕縛し、淮南の件によつて拘留した。王は爽が白嬴に上書させようとしたことを聞き、国の密事を証言されることを恐れ、ただちに上書して、太子爽のしたことが不道であり、棄市の刑罰に値すると訴え返した。その件は沛郡に下達され、審理された。元狩元年冬、有司・公卿は、淮南とともに謀反し、捕らえられていなかった陳喜を衡山王の子、孝の家で捕らえた。吏は、自ら首謀して喜を匿つたとして孝を告発した。孝は陳喜がつねづね衡山王と謀反を練っていたことを考え、それが發覚するのを恐れ、律によれば自ら申し出れば罪を免れると聞き、また太子爽が白嬴に上書させたことで謀反が發覚するのを恐れた。孝はただちに自ら罪を申し出て、ともに謀反した救赫・陳喜などを訴えた。廷尉が取り調べ、公卿は衡山王を逮捕し、取り調べることを天子に請うた。天子は、「逮捕してはならない」と答えたため、中尉安・大行息はただちに衡山王を問ひ質し、王はつぶさに事実を答えた。吏はみな王宮を囲んで守つた。中尉・大行は帰つて上聞し、公卿は宗正・大行を派遣して沛郡とともに王を審理せんことを請うた。それを聞いた王はただちに自殺した。孝は先に分から謀反について訴え、その罪は免除されたが、王の御婢と姦淫したことに坐して、棄市とされた。王后徐來もまた、前の王后乘舒を蠱殺したことに坐し、そして太子爽は王が訴えた不孝の罪に坐し、両者は棄市とされた。衡山王と謀反した者は全て処刑され、国は廢止となり衡山郡となつた)

(衡山王)乃使人上書請廢太子爽、立孝為太子。爽聞、即使所善白嬴之長安上書、A言衡山王与子謀逆、言孝作兵車鏃矢、与王御者姦。至長安未及上書、即吏捕嬴、以淮南事繫。王聞之、恐其言国陰事、即上書告太子、B以為不道。事下沛郡治。(中略)孝先自告反、告除其罪。孝坐与王御婢姦、及后徐來坐蠱前后乘舒、C及太子爽坐告王

父不孝、皆棄市。諸坐与王謀反者皆誅。国除為郡。（『漢書』衡山王劉賜伝）

まず、A「欲以敗孝」である。これは、王による太子交代の申請を知った爽が、孝を太子に相応しくないと上書で主張した部分で、爽の意図を説明している。爽は、孝の武器製造と、王のお手つきの婢との姦淫を申し立てることで、孝を貶めようとしたのである。一方、『漢書』は、このA部分の上書内容に「言衡山王与子謀逆」、すなわち衡山王と孝がともに謀反していることを述べたという文言を補い、「欲以敗孝」を削除している。しかし、爽の関心はもっぱら太子としての地位を保つことにある。父である衡山王の謀反が発覚した場合、国の存亡が危うくなり、太子の地位どころではなく、この時点で爽が父を憎むあまり、国を滅ぼすことまでも考えていたとは思えない。

次にB「所為不道棄市罪事」である。これは、謀反の露見を恐れた衡山王が、爽を訴え返すことで口を封じようとしたもので、『漢書』はこれをただ「以為不道」とのみ記す。先述の封診式「告子」「遷子」や賊律アを踏まえれば、王の訴えは当時の規定に沿ったものであると考えられる。それならば、王の上書には爽を棄市とする要望まで書かれていたとみるのが妥当であり、『史記』の方が、事実をより正確に伝えていることになる。

そして、この王の訴えを取り上げたのが、直後の沛郡での審理である。この審理は爽の不孝の罪を裁くためのものであり、王や孝の謀反は取り上げなかったはずである。何故なら、爽の上書そのものは、白贏が捕らえられたことで失敗に終わっている。そして、後文で自らも謀反罪に問われることを恐れた孝は、「自告」によって謀反罪を免れており、衡山王の謀反が大行と沛郡によって調べられるのは、その後のこととなる。もし爽の上書がそのまま謀反の審理につながったのであれば、孝の「自告」による謀反罪の免除は不可能であるから、最初の沛郡での裁判は爽の不孝のみが問題となったと判断できる。つまり、爽による上書は、衡山王の謀反露見のきっかけになっただけに過ぎないが、父を直接告発したのではなく、孝に対する謀反や姦淫の告発すら有効でない。

こうして事件の推移を整理してみても、「爽が王を告発したことが不孝であったため棄市となった」という解釈は成り立たず、爽は衡山王による不孝の訴えにより棄市となったということが明瞭であろう。よって、衡山王列伝の記事をもって、親の犯罪を訴えることにより子が有罪となることの例証とすることはできないのである。

(二) 衡山王父子にみる教令と答打ち

衡山王は爽の上書による謀反露見を恐れて、爽の不孝を訴え、棄市を求刑した。 magari

なりにも子の死刑を求刑するのであるから、上書にはそれなりの説得力が必要であったはずであるが、その内容は何であろうか。長くなるので引用は避けるが、列伝前半の衡山王父子の衝突は少なくとも四回はある。

初回は王と太子の直接の衝突ではないが、爽が継母である徐萊の兄を刺傷したことである。この事件をきっかけに徐萊は爽について王に讒言を繰り返して、それを信じた王は、たびたび爽を笞打つようになる。次は、徐萊の假母を傷つけた者がおり、犯人として爽が疑われ、王は彼を笞打つ。その次は爽が病気を口実に王の病気を見舞わず、妹の無采がそれを告げ口したために、王は太子の廢嫡を決意する。そして、度重なる徐萊の讒言を封じようとした爽は、徐萊に力づくで肉体関係を迫り拒絶される。これを耳にし、怒り心頭に発した王は爽を縛り上げ、またも笞打つのである。

特に継母である徐萊に爽が言い寄ったことは、次の『漢書』王尊伝にもみられるように大いに人倫にもとることである。

春正月、美陽女子告假子不孝、曰「兇常以我為妻、妒笞我」尊聞之、遣吏收捕驗問、
 辭服。尊曰「律無妻母之法、聖人所不忍書、此經所謂造獄者也」尊於是出坐廷上、取
 不孝子巢磔著樹、使騎吏五人張弓射殺之、吏民驚駭。（『漢書』王尊伝）

（春正月、美陽の女子が継子を不孝と訴えて言った。「継子はいつも私を妻として扱
 い、私を嫉妬しては笞打ちます」王尊は、それを聞いて役人を逮捕に派遣して訊問し、
 供述が定まった。尊は言った。「律に母を妻にする法がないのは、聖人が書き記すこ
 とすら忍びがたく、経書にいう非常の刑法に相当する」尊は法廷に姿を現し、不孝の
 息子を木につるし上げ、騎吏五人にそれを弓で射させて殺し、吏民は驚愕した）

ここでは、継母を妻のように扱った継子は、不孝と断罪されたうえ、通常の死刑以上に残酷な方法で処刑されている。爽の行いは未遂であったが、これが父と継母双方に対し不孝であるとみなされたことは間違いない。

無論、王による爽の告訴は、謀反露見を回避するためであり、不孝を訴えることそのものが目的だったわけではない。また、爽を含め衡山王関係者への処罰は、王の死亡によって謀反への縁坐を科せないことにより、個々の犯罪が立件されたにすぎない。しかし、何れも笞を与えるほど厳しく論じたにもかかわらず、爽がそれに耳を傾けなかったという事実、親への教令違反とされても仕方のない部分が多分にある。

既述のように、二年律令賊律には親と子、夫と妻の間柄での笞打ち規定があった。笞打ちちは、相手の命を奪わない限り、父から子への正当な懲罰の範囲であった。この王から爽

への笞打ちは、親から子への笞打ちを教令の一環として認める社会的な通念と、行き過ぎでない限り、笞打ちを懲罰の一環として認める律が継続していたことを物語っていよう。

(三) 『史記』『漢書』の記載の違いと地節四年詔

最後に、『漢書』が爽への処罰理由を正確に伝えなかつた理由を、容隠に対する評価の違いとして考えてみたい。⁽²⁹⁾ 『漢書』の表記をみる限り、『漢書』は明らかに子から父への容隠を当然のことと評価しており、それに合わせて事件の経緯を解釈し直しているように思える。また、衡山王事件は謀反であり、賊律サや唐律に照らせば对国家犯罪として容隠の対象とはならない。『漢書』の時代も父の謀反を訴えることが違法ではなかつたとも考えられるが、それでもなお、『漢書』が爽を罪悪視するのは、容隠が肯定的に評価されていればこそであろう。容隠を肯定的する評価が形成されるためには、唐律のように、公的に容隠が承認・強制されていなければならないが、その契機は何であろうか。

まず、容隠を認めるためには、秦律のような収帑・縁坐制が廃止されなければならないが、これらは、衡山王謀反事件以前、文帝元年の時点で廃止されている。これ以降、収帑制は復活することなく、⁽³⁰⁾ 謀反罪への縁坐など特定犯罪を除き、縁坐制は姿を消したといわれる。⁽³¹⁾ この収帑制・縁坐制廃止は、秦簡という家罪のほとんどが消滅したことを意味し、親属から犯罪者を出したとしても、その告発による収帑・縁坐免除という保身を考える必要がなくなったことになる。これは消極的ではあるが、それまでの公的秩序優先という国の姿勢がゆるんだと考えることができよう。

そして、次の転換期は親族間の首匿を公認した、宣帝地節四年詔だと考えられる。⁽³²⁾

夏五月、詔曰「父子之親、夫婦之道、天性也。雖有患禍、猶蒙死而存之。誠愛結于心、仁厚之至也、豈能違之哉。自今子首匿父母、妻匿夫、孫匿大父母、皆勿坐。其父母匿子、夫匿妻、大父母匿孫、罪殊死、皆上請廷尉以聞」(『漢書』宣帝紀、地節四年条)。

(夏五月、詔を下して言った。「父子の親しさと夫婦の道は天性によるものである。自分の身に禍を被ろうとも、命がけで守ろうとする。まことに愛が心に結ばれるのは、情深く真心の厚いことの極みであり、これに違うことなどできようことか。これより、子が首謀して父母を匿い、妻が夫を匿い、孫が祖父母を匿うことは全て罪に問うてはならない。父母が子を匿い、夫が妻を匿い、祖父母が孫を匿い死罪に相当する場合は、全て廷尉に請い上聞せよ」)

まず、何より特筆すべきは、詔に述べられる父子・夫婦、および孫と祖父母が互いの罪

をかばい合うという関係が、皇帝の口から、理想像として奨励されるようになったことである。これは、『論語』の「直躬說話」での孔子の言葉が、公的に認められたことを意味する。

そして、この詔に明らかかなように、この時点ではじめて子から父母、妻から夫、孫から祖父母への首匿が認められる。首匿について師古注は、「凡首匿者、言為謀首而藏匿罪人」としており、自らが首謀者として罪人を匿うことであるという。これは単に犯罪を外部に漏らさないというより、例えば身柄を匿ったりするような積極的な行為であろう。言い換えれば、それ以前は子（妻・孫）が父母（夫・祖父母）を首匿することはできなかったことになる。ただ、父母（夫・祖父母）が、子（妻・孫）を首匿した場合について、「罪殊死」というのが、首匿した側に科せられるのか、首匿された側の犯した罪なのかは判然としない。少なくとも死罪に抵触する場合は上聞するのであるから、死罪にかかわらなければ、罪に問われなくなったのであろう。これは、唐名例律に近い内容といえる。

最後にひとつ注意しなくてはならないのは、この地節四年詔はあくまで首匿の公認であり、唐鬪訴律のような容隠の強制ではないということである。つまり、子が両親の犯罪を告発することに対し、刑罰をもって禁止するという制度は、早くともこの詔と同時か、あるいはこれ以降にできたとするしかない⁽³³⁾。『漢書』が子による父の告発を処罰理由と判断するのは、地節四年から『漢書』の成書にかけての間に、子が親の犯罪を申し出ることへの罰則規定があらたに制定されたことを意味していよう。その制度の制定時期は定かでないが、この地節四年詔によって、容隠による親属間の「関係」維持が、公的秩序維持に優先する時代へと舵を切っていたのである。

おわりに

最後にこれまでの知見をまとめると、秦律規制対象は「家」ではなく、親子を軸とする「関係」である。秦簡でいう父、もしくは母とは「家」の統率者を意味せず、秦律の意図は、親と子など、親属間の尊卑の「関係」を秩序立てることにある。

秦律の意図する親子の「関係」の秩序とは、父母の子に対する優越と教令の保障である。例えば、子による親への不孝な行為や、子による財産侵害を親が訴えることは、公室告の範疇として、官による審理の対象となった。その最たるものは、父母が子の不孝を告訴し

た場合、子を棄市に処すという、二年律令賊律の規定である。一方、子に非がある限り、親によって加えられた私刑すら非公室告として受理されない。告律で禁じる子による親の告訴とは、子自身が親から被った私刑などの不利益を、官に訴え出てはならないという規定であり、親の犯罪を官に申し出てはならないという、容隠を義務づけるものではない。『史記』衡山列伝にみえる太子爽への処罰理由は、父親を告発したことにあるのではなく、父親が息子の不孝を訴え、棄市を求刑したからである。そして、衡山王が不行状を重ねる爽を都度笞打ったこと、爽を不孝と告発したことは、上記の制度と、親の教令を絶対視する、社会的な認知を背景とした行動である。

また、秦律では、公的秩序維持が親子をはじめとする親属の「関係」維持に優越するが、その特徴は以下の二点にまとめられる。

第一に、親による過剰な私刑は公的には認められておらず、他人がそれを告発することを妨げてはいないことである。過剰な私刑とは、命を奪ったり、肉体を毀傷し、頭髪をそり上げるような国による刑罰に類する行為であり、教令の範囲を超える処罰は官の手に委ねなければならない。

第二に、秦律では唐律と異なり、一般犯罪・对国家犯罪にかかわらず、親子間の容隠は強制されない。犯罪に対し收帑や縁坐を科す目的は、犯罪の予防のみならず、すでに起こってしまった犯罪に対し子らの告発をも促すことで、犯罪の速やかな解決と治安の回復をはかっている。犯罪全般の隠蔽を防止するために、告発による收帑と縁坐の免除を設けることで、公的秩序が維持されるよう秦律は意図しているのである。

この第二の公的秩序優先の方針は、前漢に入り段階的に修正される。そのひとつは、文帝元年の收帑制・縁坐制の廃止である。これによって秦簡という家罪が消滅し、告発による收帑・縁坐の免除の必要がなくなる。いうなれば、公的秩序優先の体制が弛緩したのである。

そして、宣帝の地節四年詔によって、子（妻・孫）が父母（夫・祖父母）の首匿が認められ、父母（夫・祖父母）による子（妻・孫）の首匿も、死罪に抵触しなければ罪を問われることはなくなった。『直躬説話』でいえば、『韓非子』の賞賛する公を優先する親子像から、『論語』で孔子の尊ぶ容隠を当然とする親子像が、あるべき姿として公式に承認されたのである。この地節四年詔が、唐律のような容隠制度化への道筋となったはずである。残念ながら本論では、地節四年詔の出される背景に十分言及できなかったが、それは今後の課題として本章を終えたい。

- (1) 公室告・非公室告を扱った主な論文は以下である。各氏の解釈は微妙に異なり、それを全て紹介することは煩瑣なために詳述はしない。佐竹靖彦「秦国の家族と商鞅の分異令」『史林』六三卷一号、一九八〇年・古賀登『漢長安城と阡陌・県郷亭制度』雄山閣、一九八〇年、第V章第七節・松崎つね子「睡虎地秦簡に於ける「非公室告」・「家罪」」『中国古代史研究』第六、一九八九年・好並隆司『商君書研究』溪水社、一九九二年、第四章、堀敏一『中国古代の家と集落』汲古書院、一九九六年、第一章・金燁『秦簡』所見之「非公室告」与「家罪」『中国史研究』一九九四年一期・尹在碩「張家山漢簡所見的家庭犯罪及刑罰資料」『中国古代法律文献研究』第二輯、二〇〇四年・于振波「秦律「公室告」与「家罪」所反映的立法精神」『簡帛網』二〇〇五年十二月 (http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=161)・靱山明『中国古代訴訟制度の研究』京都大学学術出版会、二〇〇六年、第二章・太田幸男『中国古代国家形成史論』汲古書院、二〇〇七年、第六章。
- (2) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年、第二章。
- (3) 前掲注(1) 尹論文・宮宅潔「有期勞役体系の形成」『東方學報』京都、第七八冊、二〇〇六年・劉敏「從《二年律令》論漢代「孝親」的法律化」『南開學報』哲學社会科学版、二〇〇六年二期・水間大輔『秦漢刑法研究』知泉書館、二〇〇七年、第八章。
- (4) 前掲注(1) 于論文。
- (5) 律令研究会『訳註日本律令』五、唐律疏議訳註篇、一、東京堂出版、一九七九年、名例律四六。
- (6) 「直躬説話」の系譜については、以下を参照した。宇野茂彦「直躬説話の成立―展開とその背景―」『東方學』第六〇輯、一九八〇年。氏は、この「直躬説話」は『論語』が相對的に古く、『韓非子』には公私の概念があらたに付加されている点で成立が新しいとする。なお、「直躬説話」は、『呂氏春秋』当務篇にもみられる。
- (7) 于振波氏も秦律は法家の思想に基づいているため、子による親の告発を妨げないとし、告律を容隠禁止規定ではないとしている。(前掲注(1) 于論文)。なお、靱山明氏も、この告律を非公室告にかかわる規定であるとしている(前掲注(1) 靱山著書、第二章一)。
- (8) 封診式、第五〇～五一簡・第四六～四九簡。
- (9) 以下、睡虎地秦簡の釈文・簡番号は、睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』(文

物出版社、一九九〇年)による。

(10) 前掲注(1)堀・松崎・金・于・榎山論文。なお好並氏は、傍線部を私刑にいたる前提と読んでいるが、父の私刑を公法の対象外と考える点で私見と異なる(前掲注(1)好並著書、第四章)。

(11) 前掲注(1)松崎論文。

(12) ただし、周知のように髡は秦簡のなかで正式な刑罰名として登場しておらず、文帝の刑法改革において主に肉刑に相当する部分が髡に置き換わっている。

(13) 親から子への教令としての笞打ちについては、以下を参照した。桑原隲蔵『中国の孝道』(宮崎市定校訂) 講談社学術文庫、一九七七年・大澤正昭『唐宋時代の家族・婚姻・女性―婦は強く―』二〇〇五年、明石書店、終章。

(14) ここでいう「辜死」保辜期間内の死亡であることは、以下を参照した。水間大輔「秦律・漢律における殺人罪と身分関係」『史滴』二六号、二〇〇四年・李力「評朱紅林『張家山漢簡』」『二年律令』集釈』『新史学』第十八卷第四期、二〇〇七年。

(15) 前掲注(1)金論文。

(16) 于振波氏は、この「人及奴妾」を家族の者と奴隸と解し、家族や奴隸への殺傷行為は非公室告であり、父の在世中は第三者のみが訴え可能、死後は第三者も訴えられないと解するが、本文でしめしたように、「人」は他人の意味である(前掲注(1)于論文)。

(17) 栗勁『秦律通論』山東人民出版社、一九八五年、第六章第二節三。

ただし、嚴密にいうとエ・ケでは告訴の無効が父の死亡を期限とするのに対し、コでは犯罪者死亡後の埋葬を期限とする点が異なっている。この死亡と埋葬の問題について邢義田氏は、奏讞書案例二一および、『太平御覽』卷六四〇所載の董仲舒の決獄から、寡妻は夫の埋葬後に再嫁が可能となるという興味深い指摘をしている(「秦或西漢初和姦案仲舒見的親屬倫理關係―江陵張家山二四七号墓』奏讞書』簡180―196考論」柳立言主編『伝統中国法律的理念与实践』中央研究院歷史語言研究所、二〇〇八年)。氏の論を敷衍するなら、埋葬をもって死亡が確定するのであり、埋葬を告訴期限とするコの方がより厳密な表現でありとも考えられ、これは、葆子への優遇措置を記した下掲法律答問とも一致する。

葆子以上、未獄而死、若已葬而誦(甫)告之、又不当聽治、勿収、皆如家罪。(法律答問、第一〇七簡。傍線筆者)

(葆子以上の身分の者が、審理が始まらないうちに死亡する、もしくは埋葬後にはじ

めてその者を訴えたとしても、審理には該当せず、没収を行ってはならないこと、いずれも家罪と同様である)

しかし、エ・ケで期限を死亡とすることに何らかの意味があるのかはわかりかねたため、本文ではそのまま訳出した。

(18) 釈文C、校釈(3)にしたがい改めた。

(19) 李均明「張家山漢簡《收律》与家族連坐」『文物』二〇〇二年九期。

(20) 宮宅氏は、妻子や縁坐を被る人々が、犯罪を知らながら告発しなければ「与同罪」が適用され、知らなかった場合に收帑や縁坐が行われると述べる(前掲注(3)宮宅論文)。しかし、水間氏が述べるように、秦簡・二年律令では收帑・縁坐について犯罪の覚知を問題とした例はみられない(前掲注(3)水間著書、第八章第三節)。宮宅氏が没収と「与同罪」との違いをしめすとして引く法律答問第一五〇一六簡は、夫の盗罪を知らながら、妻がその盗銭と一緒に消費した点が問題なのであり、犯行の覚知の問題ではない。また、二年律令盗律七一〇七三簡で誘拐された者の「同居」が、それを官に申し出なかったなら「与同罪」というのは、誘拐犯を利用することにつながるからであり、犯罪への縁坐とはいえない。また、前掲ス錢律で、私鑄を訴えなかった「同居」は贖耐であり、棄市である私鑄錢犯よりかなり軽い処罰となっている。なお、法律答問第一五〇一六簡が一種の共犯について問うたものであることは、すでに上田早苗・高橋純司・水間三氏が述べている(上田早苗「「秦律」における責任」川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年・高橋純司「秦律における共犯について——法律答問を中心に」『中央大学アジア史研究』第二二一〇号・前掲注(3)水間著書、第七章第一節)。

(21) 前掲注(3)水間著書、第八章・宮宅論文。

(22) 王利器氏によれば、「人」と「家」字とが対文として用いられるのは、「人」と家族「人」を繰り返すことを避けるためである場合が多く、両字は実質的に同義であり、また「家」字単独でも、ある個人をさしたり、「人々」を意味する用例が頻見する(王利器「「家」、「人」対文解」『晁伝書齋文史論集』中文大学出版社、一九八九年)。

(23) 例えば守屋美都雄氏は、六朝期において、「家」字が広い世代と傍系親族を含んでいると指摘する(『六朝門閥の一研究——太原王氏系譜考——』日本出版協同、一九五一年、第三章)。

(24) 第三八簡が妻子の没収について述べた条文であること、および出土位置が收律に属す竹簡の近くであったことを理由に、整理小組がこの簡を賊律に入れることには疑問が呈され

ている。確かに本条は収律である可能性があるが、さし当たり整理小組の分類にしたがった。(王偉「張家山漢簡《二年律令》編聯初探」『簡帛』第一輯、上海古籍出版社、二〇〇六年・宮宅潔「張家山漢簡《二年律令》解題」『東方學報』京都、第七六冊、二〇〇四年)。

(25) 前掲注(3)劉論文・水間著書。

(26) 富谷至氏は、裁判前に容疑者が死亡することで、告訴が無効となることは秦律から漢律に継承されるとし、その一例としてこの衡山列伝を挙げる(『秦漢刑罰制度の研究』同朋舎、一九九八年、第Ⅲ編第二章)。

(27) 若江賢三「秦漢律における「不孝」罪」『東洋史研究』第五五卷第二号、一九九六年。なお、つとに南宋の倪思『班馬異同』卷二八が、『史記』の傍線C部分は『坐告王父』であり、『漢書』と異なることを指摘している。

(28) 『史記評林』が「告王父不孝」とし、「旧刻本」・明王延喆刊本・柯維熊校金台汪諒刊本が「坐告王父」とし、毛晋汲古閣十七史本が「告」字を「后」に誤っていると、張文虎は指摘する。

(29) 若江氏は、両者の記述の違いの原因を、不孝の子を棄市とする秦律の特色が時代が下るにつれて後退することに求めている(前掲注(27)若江論文)。しかし、下掲の『宋書』何承天伝では、子への処罰は親の希望を第一に考慮したうえで、死罪を許可するという原則が述べられており、一概に秦律の後退を理由とすることが躊躇される。

時有尹嘉者。家貧、母熊自以身貼錢、為嘉償責。坐不孝当死。承天議曰「被府宣令、普議尹嘉大辟事、称法吏葛滕籤、母告子不孝、欲殺者許之。法云、謂違犯教令、敬恭有虧、父母欲殺、皆許之」(『宋書』何承天伝)

(その時、尹嘉という者がいた。家は貧乏で、母親の熊が自ら身売りして借金の形となり、嘉のために借金を返したが、その件が不孝として死刑に論断された。承天は議論していった。府の宣令を受けて、ことごとく尹嘉の大辟の件を議論しました。法吏の葛滕の論決は、母が我が子を不孝として訴え、殺すことを願うならばそれを許可するといふものでした。法によれば親の教令に違い、恭順さに欠けるところがあり、父母がその子を殺してくれと願うなら、全てこれらを許可するとあります)

(30) 前掲注(26)富谷著書、第Ⅲ編第二章。

(31) 前掲注(3)宮宅論文。

(32) 于氏も地節四年詔を唐律のような容隠制度化の契機とするが、詳しくは述べていない

(前掲注(1)于論文)。

(33) 尹氏は、告律の規定を子による親の犯罪告発禁止規定と考えるため、この地節四年詔を夫婦、および子と祖父母間への容隠範囲の拡大ととらえる(前掲注(1)尹論文)。しかし詔では、子から親への首匿を第一に言及しており、容隠範囲の拡大を目的とした詔ではないと考える。

終章 結論と今後の展望

本論は、家族にかかわる秦制と、その背景に横たわる家族倫理の復元に焦点を絞って考察を行ってきた。最後に、各章ごとにこれまでの考察結果をまとめ、全体を展望したのち、今後の課題について述べておきたい。

第一章では、新出の里耶秦簡戸籍様簡の分析により、睡虎地秦簡以来の懸案事項である、同居・室人の語を再定義し、秦の戸口把握の手法と意図を考察した。

戸籍様簡の記載特徴は、一戸が一枚の木牘で完結し、男女、成年・未成年、および奴隸の別を表の各欄に振り分け、さらに、戸主以外の男性の妻子に夫（父）の名を付すことで戸内の単純家族の範囲を区切ることにある。末尾に「伍長」と別書きされる簡があるということは、各戸の調査終了後、伍長が決められ、認定されたことを物語る。

戸籍様簡に散見する「母室」とは、新規の立戸者で独立した家屋のない者らに対し、宅地の受給待ちを認定した語とみられる。これは、二年律令戸律のように、田宅の受給と立戸が不可分の関係であり、受給待機者を立戸順に登録する制度が秦にも存在し、機能していた証左となり得る。

また、戸籍様簡には父子や兄弟など、複数の成人男性が同一戸につけられており、強制分異という、従来の商鞅の変法像とは異なる家族がみえる。これは、秦が統一過程において、分異の強制ではなく、自国の方式に則って、各国の制度下の戸を忠実に帳簿に写し取り、戸賦や兵役・力役の負担者を明らかにしてゆく方法をとったことをしめしている。

戸籍様簡の書式と、睡虎地秦簡・張家山漢簡における妻子の收帑原則を考え合わせると、室人とは、成人男性と妻・未成年子女からなる単純家族の単位であり、同居とは、同一戸にいる複数の成人男性同士、あるいは成人男性を核とした単純家族が戸内に複数存在する場合の相互の「関係」を呼称している。この両語から、犯罪者への收帑と縁坐の範囲を限定し、同一戸からの成卒の同時徴発を避けるなど、戸の保全を第一とする秦の家族政策の意図を読み取ることができよう。

第二章では、二年律令・奏讞書に規定される奴隸について、その身分が主人との「関係」を基軸とする擬制的な親子に比定されていることを指摘した。

従来の研究では、奴隸の戸籍登録について否定的な見解が多かったが、今回の検討結果

によれば、漢初の戸籍制度においても、主人の戸籍に奴隸を登録することが義務づけられている。第一章で検討した戸籍様簡でも奴隸は主人とその親属と同じ簡牘に記載されているので、漢初の制度は秦制を引き継いだものとみることができる。

二年律令においても、確かに奴隸は財産の項目として財産分割の対象であり、財産分割の際には必ずその記録が作成された。その意味で奴隸の財産としての性格を全く排除することはできない。

しかし、二年律令では奴隸は主人の死亡後に、優先順位は最低ながらも、主人の戸を継承することまでゆるされている。また、主人と奴隸との「関係」は、ときに「孝」の実践を期待されるほど両者の結びつきが強い。それは、良民の子女が奴隸となった場合、実の親との「関係」が断絶し、あらたに主人との「関係」に対し「孝」が期待されることから明瞭である。律のうえでは、つねに主人とともに記載され、主人の意志でもって解放が決定するのも、本来的に奴隸の身分が主人との「関係」によって成り立つものであり、家族によって共同使役されているという日常的な事実が決定するのではないことをしめしている。

第三章では、第一章で検討した室人・同居の別が、治安維持の場面でどのように生かされているかを知るために、秦の収帑制について検討した。

二年律令収律では、完城旦・鬼薪以上の刑を被る犯罪者について、その妻子を田宅・家財とともに没収する制度が存在した。本論の検討結果によれば、この収律は秦律にまで遡ることができる。まず、城旦と隸臣の間に収帑の有無を分ける境界があり、隸臣は外部に妻子が自由人として生活し、隸臣の妻には衣服の供給義務があった。隸臣の子には隸臣としての一種の身分が継承されるが、外に家族を保ち得るという点で、城旦との大きな違いである。睡虎地秦簡では、鬼薪への没収は確認できないが、城旦・棄市の妻子が収帑されることは明らかで、明文を欠くが、状況からみて田宅や家財も没収対象となつたとみられる。妻が夫の犯罪を申し出ることにより収帑を免れることも収律と共通している。

さらに、二年律令賊律によれば、城旦は妻子・田宅・家財を没収されるのみならず、公的には自らの親との関係も断ち切られていた。これまでも、肉刑が身体の毀損による社会的な追放を意味するといわれてきたが、城旦という刑罰も、親属を失うという点で自分を取り巻く身近な社会からの放逐ということができよう。

収律で、妻子が田宅・家財と併記されることからみて、収帑というのは、身内から犯罪者を出したことへの処罰というよりも、犯罪者自身に対する刑罰の一環とみた方がその本

質に近い。妻子が家財とともに夫（父）に付属するという考え方は、古くは『左伝』に遡ることができ、そのなかで妻子は「帑」と称される。『左伝』ではしばしば、出奔した夫（父）のもとに妻子と家財が送り届けられており、夫（父）・妻子・家財は不可分の関係にある。これは妻子や家財が夫（父）の守るべき者であると同時に、君主の担保として、夫（父）の行動を規制したことに起因すると考えられる。また、妻子を奪うということとは、後継ぎを断つという制裁の意味もあり、これらの性質が刑罰制度のなかに組み込まれ、収帑制が誕生したのである。

第四章では、第一章・第三章での検討結果を踏まえながら、これまで長期的な漢王朝の寛政の一環とみなされてきた収帑制・縁坐制（収帑諸相坐律令）の撤廃理由を、文帝即位時の政治的な事情に求めた。

まず収帑制・縁坐制の撤廃の前提として、両者が同時に撤廃されなければならない制度であったことを二年律令の同居の語を通じて論証した。二年律令における同居も睡虎地秦簡と同義であり、つねに犯罪者への縁坐を問われる存在であった。そして収帑対象である妻子と同居、および同伍と里正・里典・田典などの里の役人には、犯罪者からの「関係」の距離に応じて軽重をつける形で、収帑や縁坐、連坐が科せられた。

文帝は、高祖の現存長子として皇帝に即位したものの、その基盤は脆弱で、皇統維持のために速やかな立太子の必要があった。太子啓もまた長子として立てられた。民の嗣子は長子であることが優先されたが、この長子優先の制度と立太子を連動させ、国の慶事として印象づけるために嗣子への賜爵が創始された。しかし、幼少の嗣子も賜爵対象となり、収律に定められる未成年子の収帑の対象から、嗣子が外れるという制度の矛盾が生じる。収帑対象から嗣子が外れた場合、収帑対象となる妻やその他の子との均衡が崩れるだけでなく、生活基盤となる田宅の没収もしくくなり、また同居の縁坐とのバランスもとれなくなる。このような制度の機能不全を回避するために、立太子に先立って収帑制・縁坐制が撤廃され、後に文帝の仁政のひとつとして称揚されるようになったのである。

第五章では、睡虎地秦簡・張家山漢簡に散見する隱官について、新出の里耶秦簡を加味しながら、身分呼称として位置づけた。隱官とは肉刑を受けたのちに赦免された者に対する呼称であり、赦免後は、自らの妻子を恢復することができた。さらに独立した戸を形成することができ、無爵の士伍・庶人の半分の広さではあるが、田宅の受給資格をもつ一般人に準ずる存在であり、個人や官府に隷属するような身分ではなかった。しかし、居住地が官によって指定され、また、正規の卒・踐更者や刑徒と同様に優先して物資輸送に動員

されるなど、赦免後の生活には一定の規制が設けられていた。また、冤罪を被った場合、再審よりも肉刑の実施が先に行われるため、雪冤をはたした者も隠官にならざるをえなかった。これは、前科そのものよりも、身体の毀傷を忌むことを重くみるからであろう。身体の毀傷の有無がその身分の基準であったため、隠官は一代限りで、子孫に継承されることはなかったのだと考えられる。

文帝十三年の刑制改革により肉刑が廃止されるが、この改革への諮問のなかで、文帝は自らを「民の父母」に比し、民に悪行をはばからせるための教化を自分の責務と云って、肉刑を廃止するよう指示する。民の教化が皇帝の責務であるならば、肉刑受刑者に対し、赦免後も制約の多い生活を強いることもまた、ばかられたらう。こうして肉刑廃止により、隠官も死語となり、その存在は忘れ去られることとなったのである。

第六章では、秦律による秩序規制の対象を、従来の「家」という団体から、親子や夫婦など、個人と個人の相対的な「関係」(relationship)の集積として見直し、戦国秦から前漢にかけての親属の「関係」維持と公的秩序維持との軽重を論じた。

睡虎地秦簡にみえる公室告・非公室告とは、告訴の受理・不受理をしめす秦律の用語である。従来、秦簡での公室告の説明に親子間の揉め事が例示されることをもって、秦律の秩序規制の対象は梓としての「家」であると考えられてきた。私見によれば秦律では、親による子への教令を保護しているために、子が親からの懲罰を不当と訴えることは非公室告として却下した。親が子を不孝として訴え、処罰の希望を述べ余地があり、不孝の最高刑が棄市であったことも考慮すると、親の子への優位はつねに制度として保障されるものであった。ただし、親から子への懲罰は、国の刑罰の領域に踏み込んでならず、それを超えた懲罰は、当事者でなく第三者からの告訴を認めることで抑制された。

また、睡虎地秦簡や張家山漢簡は、对国家犯罪・一般犯罪ともに親属が他の親属による他人への犯罪を告発することは禁じておらず、犯罪の告発による收帑制・縁坐制の免除が得られたことを特徴としている。これは、秦から漢初にかけて、公的秩序の維持が、容隠による親属の「関係」維持よりも優先する方針をとっていたからで、唐律が一般犯罪に容隠を承認・強制し、对国家犯罪については容隠対象外として縁坐を科す制度とは異なっている。この方針は、文帝元年の收帑制・縁坐制の廃止によって弛緩し、宣帝地節四年詔にいたって放棄され、容隠制度化の道筋が開かれた。

本章を通じて特に意識されたことは大きく三点ある。第一点は、秦律・漢律ともに梓と

しての「家」の統制・維持のための、家父長権の保障をしていないことである。特に第二章・第六に明らかのように、子から親、奴隷から主人への「孝」の実践は期待されていても、それは社会秩序の基底を形成するからであり、秦律・漢律における家族とは、そうした個人と個人の相対的な「関係」の集積以上のものではない。そして、戸籍に登録された家族である戸でさえ、室人・同居という、そこに内包される個人を起点とする相対的な遠近で分類する点は、『儀礼』にみえる喪服制が、自己を中心とした親等制度であることも一致する。この一致は単なる偶然ではなく、これらの制度を考案した人々の、親属同士や主従関係の認識方法を反映していると思われる。従来の研究で、この日本と中国の認識方法の違いを見過ごしてきたことが、日本の中国古代の家族研究をミスリードしてしまったように思う。

第二点は、秦律の背景にある伝統的な家族の構造である。再三にわたり室人と同居の別について述べてきたが、これは実は、伝統的な居住スタイルを模したものであるといえる。単純家族である室人とは、家族の最小単位であり、後世の「房」に相当しよう。この房が必要に応じて組み合わせられた形、ここからイメージされるのは、いわゆる三合院、四合院といった伝統的な住宅である。四合院は、正面に父母の起居する正房、東西に息子兄弟夫婦の住む廂房を、正房の正面に使用人をおく倒坐をしつらえる。これは、「父子皆異宮」（『礼記』内則篇）といわれる伝統的な居住スタイルである。実際、この四合院のともになるような建築様式は、遠く西周時代の建築遺構である岐山鳳雛宮室址のような宮殿建築にまで遡りえる⁴¹。

複数の室人を奴隷とともにひとつの戸に登録する里耶秦簡の記載方法は、まさにこの居住スタイルを意識しているといえまいか。つまり、秦制は単純家族を最小の構造単位として展開する家族を念頭にして設計されているのである。

第三点は、上記二点の個人同士の相対的「関係」や、単純家族同士の「関係」といった、ミニマムな人間関係維持のために、「孝」が人倫の基礎となっていたことである。それは単なる道徳ではなく、律によって、「不孝」を公的処罰の対象とすることで強制力をもたせており、それが社会秩序維持の基底に据えられていた。

ただし、秦制の最大の特色は、子が官に親の犯罪を申し出る行為を、不孝の範疇に入れないことである。それは、親子の間を含め、妻子や同居、あるいは三族に対し、没収・縁坐を設けることで犯罪の防止と摘発を義務づけているからである。つまり、容隠による親族間の「関係」維持よりも、公的な秩序維持が優先されており、秦から漢初にかけての制

度は、君臣関係を最優先とする『韓非子』の姿勢と共通する。

このような姿勢は、漢代に入り徐々に修正される。文帝元年の収帑制・縁坐制撤廃と、宣帝地節四年の首匿の公認によって、親族間の「関係」維持が公的秩序の維持を上まわるようになった。ただし、これは決して、親属の国家に対する排他性を認めたことを意味するのではない。

何故なら、文帝は収帑制・縁坐制撤廃の十二年後、刑制改革を行い、肉刑を廃止し、刑罰に刑期を設け、古い刑罰制度からの脱皮をはかる。その際、秦以来の皇帝としてはじめて、「民の父母」を自称し、民を教導する父母として自らを位置づけるからである。つまり、これ以降意識的に、親属間の「関係」の延長線上に皇帝自身を置くようになるのである。収帑制・縁坐制撤廃と首匿の公認は、親属間の秩序を皇帝を起点とした社会秩序のなかに再編成してゆく過程ととらえることができよう。

ところで、序章で「商君列伝」の商鞅の言と、礼教の乱れを商鞅に帰す賈誼の上書を引いた。この両者の言葉は明らかに矛盾しており、商鞅の言は詭弁にすぎないように響いた。しかし、これまでの検討結果を念頭に、両者の言葉を漢代人にとつての商鞅に象徴される戦国秦の政策への認識ととらえると、矛盾ではなく一枚の紙の表裏であることに気付く。実際、睡虎地秦簡も張家山漢簡も親への不孝は、死に値する重罪であり、子による親への孝の実践が人倫の基礎であったことは秦も漢も変わらない。これらの睡虎地秦簡や張家山漢簡に依拠すれば、必ずしも子から親への孝養をないがしろにしてはいないのであり、賈誼の語る商鞅の政策が正確であるとは言い難い。

商鞅の言は、自らの改革に対して非難のあることを承知で、結果論として親子や男女の別が立てられたと語り直す。しかし、先に述べたように、「室人」「同居」によって戸口把握をしてゆくことは、親子・男女の別をつけることであり、伝統的な居住スタイルをイメージさせる。ここから浮かび上がるのは、礼教の破壊ではなく、礼教の保護と普及を目指す秦制の構築である。

最後に本論で言及し得なかった問題を三点列記して、今後の課題としておきたい。

まず第一に、「戸籍」の記載様式の変化である。漢代の戸籍と目される実物は未発見であるが、各種の名籍は残っている。戸籍様簡と漢代の名籍を比較した際の大きな違い、それは筆頭者の書き方であり、年齢記載である。

漢代の名籍は、居住地その他の身上と筆頭者のみを最上段に書き、他の構成員は下段に

長幼の順で記載されるのが一般的である。このような記載方法の変化は、単なる書式の違いなのか、名籍の用途の違いなのか、あるいは何らかの制度の違いを反映したものなのか、慎重に考える必要がある。

秦における年齢調査は、戸籍制度開始から一四〇年ほど遅れる。『史記』始皇本紀によれば、それは始皇十六年（前二三一）のことで、「初令男子書年」と伝えられている。この記載をみる限り、年齢をどのように記録したのかは不明であり、女性は申告の必要がなかったようである。実際、戸籍様簡には大・小の区別のみで年齢は記されていないが、里耶秦簡や二年律令によれば、秦から漢初にかけては戸籍とは別に年齢というものが作成されていたらしい。第二章でみた二年律令戸律には、戸籍とは別に「年籍爵細」というものが郷に作成・保管され、転出する者がいた際には、移転先に戸籍とともに送ることが義務づけられていた。また、本論では取り上げなかったが、里耶秦簡には、転出者の戸籍は移送されたが、年籍は元の居住地で作成されていないというトラブルが見受けられる⁶³。一方で、漢代の名籍は個人の身上は年齢とともに記載されるのが一般的であることを考えると、ある時点から、戸籍と年籍が統合されたことが推測される。

また年籍が存在せず、官から官への年籍の移送が不可能であるという事例を考えると、年齢調査の制度があっても、実際には年齢把握が不可能な民がいたことになる。一方で、第二章でみた奏讞書では、逃亡した男奴隸・女奴隸ともに自分の年齢を答え、それが間違いないと確認されていた。漢初の段階では奴隸であっても年齢が把握され、そこに男女の差すらなくなっているのも事実である。

このように年齢調査を行うには、官の側にしっかりとした記録があることとともに、申告する側に自分の年齢に対する認識があるという、いわば社会的条件が備わってはじめて可能になると考えられる。

第二に、本論では意識的に同居共財の問題を避けた。それは従来、秦律段階では同居共財が確立していないといわれてきたからであり、それを検証する材料に恵まれなかったからである。二年律令戸律では、「戸」が田宅の受給単位であることは疑いないが、それ以外の家産については明文を欠いている。よって、秦律の同居共財規定の有無については、規定そのものがなかったからなのか、規定する律が発見されていないからか、あるいは史料に再解釈の余地があるのか判断できなかった。しかし、「戸」と田宅受給が一体化していること自体、部分的な同居共財といえることを考慮すれば、この後の同居共財の制度化への道程は、必ず究明されなければならない。

第三は、「孝」の問題である。本論の結論として、秦は「孝」を人倫の基礎として、戸籍制度を組み立て、家族秩序を維持しようとしたと述べた。特に、第二章では、奴隷から主人への「孝」について、君臣関係に転化される「忠」の要素が強いとした。しかし、秦制の期待する「孝」の質や、そこで、実践されるべき行為については具体的に論及できなかった。また、「孝」という私的な道徳を奨励し、「不孝」について厳罰をもって対処するのは、中国前近代法に顕著な特色であり、秦律・漢律段階で、すでにその前身が存在している。この「孝」「不孝」への規定が、どのような段階を経て律のなかに取り込まれ、制度化されたのか、家族秩序の社会秩序への再編を論じるにあたっては、本来、避けては通れない問題である。

この他にも、本論で論じた諸制度の成立過程とその展開など、積み残したことはあまりに多いが、これらは今後の課題として筆を置きたい。

(1)「扶風召陳西周建築基址発掘簡報」『文物』一九八一年三期。なお、伝統建築の構造が、そのまま親属間の尊卑や家の内外の線引きを模していることは杜正勝氏がすでに論じている(「宮室、礼制与倫理」『古代社会与国家』允晨文化、一九九二年)。

(2)第二章でみた里耶秦簡の始皇二十六年の文書には、転入者の年籍が、元の居住地の郷から、転出先の郷に届いていない旨が遷陵県を通じて問い合わせられ、それについての元の居住地の郷の回答があった。

廿六年五月辛巳朔庚子啓陵郷□敢言之。都郷守嘉言渚里□

効等十七戸徙都郷、皆不移年籍。令曰移言。●今問之、効等徒□

書告都郷曰、啓陵郷未有某(牒)母以智(知)効等初産至今年数□

□□□謁令都郷具問効等年数。敢言之。(J1⑩9正面)

(始皇二十六年五月二十日、啓陵の郷□が申し上げます。都郷守の嘉が「渚里：効等十七戸が都郷に移住しようとしているが、みな年籍を移していない」と言っておりま

す。令の言う所では「移したら言え」とあります。●今これについて問い合わせたところ、効等は移住しようとして□書を以って都郷に告げて「啓陵郷に書類がないので、効等が初めて産まれてから現在に至るまでの年数を知ることが出来ない」と言っております。県廷から都郷に詳しく効らの年数を問いたださせるよう願います。以上申し上げます)

参考文献・初出一覧

○参考文献

《日文》五十音順

飯尾秀幸『中国史のなかの家族』山川出版社、世界史リブレット、二〇〇八年

池澤優『「孝」思想の宗教的研究—古代中国における祖先崇拜の思想的発展』東大出版会、二〇〇二年

池田温『中国古代籍帳研究』東京大学出版会、一九七九年

池田雄一編『奏瀛書—中国古代の裁判記録—』刀水書房、二〇〇二年

池田雄一『中国古代の律令と社会』汲古書院、二〇〇八年

石岡浩「収制度の廃止にみる前漢文帝刑法改革の発端—爵制の混乱から刑罰の破綻へ—」『歴史学研究』第八〇五号、二〇〇五年

石岡浩「北宋景祐刊『漢書』刑法志第十四葉の復元」『東方学』第百十一輯、二〇〇六年

石岡浩「戦国秦の良民の「大」「小」区分と身長6尺—未成年に科す実刑と未発達な贖制度の関係—」『法史学研究会会報』第十一号、二〇〇七年

稲葉一郎「漢代の家族形態と経済変動」『東洋史研究』第四三卷第一号、一九八四年

稲葉一郎「戦国秦の家族と貨幣経済」林巳奈男編『戦国時代出土文物の研究』京都大学人文科学研究所、一九八五年

上田早苗「秦律」における責任」川勝義雄・礪波護編『中国貴族制社会の研究』京都大学人文科学研究所、一九八七年

薄井俊二「漢の文帝について—皇帝としての権威確立問題、及び対匈奴問題をめぐって—」『埼玉大学紀要』教育学部（人文・社会科学）第四四卷第一号、一九九五年

薄井俊二「前漢の文帝における儒家的皇帝像」『埼玉大学紀要』教育学部（人文・社会科学Ⅱ）第四八卷第一号、一九九九年

宇都宮清吉「漢代における家と豪族」『史林』二四卷二号、一九三九年

宇都宮清吉『漢代社会経済史研究』弘文堂、一九五五年

宇都宮清吉『中国古代中世史研究』創文社、一九七七年

宇野茂彦「直躬説話の成立—展開とその背景—」『東方学』第六〇輯、一九八〇年

太田幸男『中国古代国家形成史論』汲古書院、二〇〇七年

大庭脩『木簡学入門』講談社学術文庫、一九八四年

岡田功「中国古代の「家約」の成立について」『堀敏一先生古稀記念 中国古代の国家と民衆』汲古書院、一九九五年

小倉芳彦『中国古代政治思想研究』青木書店、一九七〇年

- 加藤常賢『支那古代家族制度研究』岩波書店、一九四〇年
- 鎌田重雄『漢代史研究』川田書房、一九四九年
- 鎌田重雄『秦漢政治制度の研究』日本學術振興会、一九六二年
- 岸本美緒『中国中間団体論の系譜』岸本美緒編『岩波講座「帝国」日本の学知』第三卷「東洋学の磁場」岩波書店、二〇〇六年
- 楠山修作「算賦課税の対象について」『中国古代史論集』著者出版、一九七六年
- 古賀登『漢長安城と阡陌・県郷亭制度』雄山閣、一九八〇年
- 小島毅「宗族を見る手法——一九四〇年代の日本の研究から——」『宋—明宗族の研究』汲古書院、二〇〇五年
- 佐竹靖彦「秦国の家族と商鞅の分異令」『史林』六三卷一号、一九八〇年
- 佐竹靖彦「中国古代の家族と家族的社会秩序」『人文学報』第一四一号、歴史学編、一九八〇年
- 佐竹靖彦「宋代の家族と宗族——宋代の家族と社会に関する研究の進展のために——」『人文学報』第二五七号歴史学編第二三号、一九九五年
- 佐藤武敏「漢代の戸口調査」『集刊東洋学』第十八号、一九六七年
- 佐藤達郎「前漢の文帝——その虚像と実像——」『古代文化』第五二卷八号、二〇〇〇年
- 椎名一雄「張家山漢簡二年律令にみえる爵制——「庶人」の理解を中心として——」『鴨大史学』第六号、二〇〇六年
- 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九七六年
- 滋賀秀三「中国上代の刑罰についての一考察——誓と盟を手がかりとして——」『中国法制史論集——法典と刑罰——』創文社、二〇〇三年
- 重近啓樹『秦漢税役体系の研究』汲古書院、一九九九年
- 清水盛光『支那家族の構造』岩波書店、一九四二年
- 角谷常子「秦漢時代における家族の連坐について」富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究——論攷編』朋友書店、二〇〇六年
- 瀨川敬也「秦漢時代の身体刑と労役刑——文帝刑制改革をはさんで——」『中国出土資料研究』第七号、二〇〇三年
- 専修大学『二年律令』研究会「張家山漢簡『二年律令』訳注（三）——具律——」『専修史学』第三七号、二〇〇四年
- 高橋純司「秦律における共犯について——法律答問を中心に——」『中央大学アジア史研究』第二二号 楯身智志「前漢における民爵賜与の成立」『史滴』第二八号、二〇〇六年
- 富谷至『秦簡刑罰制度の研究』同朋舎、一九九八年
- 富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究——訳注篇——』朋友書店、二〇〇六年
- 中田薫「唐宋時代の家族共産制」『法制史論集』第三卷下、一九四三年
- 中根千枝『社会人類学——アジア諸社会の考察——』講談社学術文庫、二〇〇二年
- 仁井田陞『支那身分法史』東方文化学院、一九四二年

- 西嶋定生「漢代の土地所有制―特に名田と占田について」『史学雑誌』五八巻一号、一九四九年
- 西嶋定生『中国古代帝国の形成と構造』東京大学出版会、一九六一年
- ピーター・ラスレット（斉藤修訳）「家族と人口の歴史社会学序説」斉藤修編著『家族と人口の歴史社会学―ケンブリッジ・グループの成果』リブポート、一九八八年
- 史社会学―ケンブリッジ・グループの成果』リブポート、一九八八年
- 布目潮瀨「呉楚七国の乱の背景」『布目潮瀨中国史論集』上巻、漢代史篇、汲古書院、二〇〇二年
- 浜口重国「漢の徴兵適齢について」『秦漢隋唐史の研究』上、東京大学出版会、一九六六年
- 浜口重国『唐王朝の賤人制度』東洋史研究会、一九六六年
- 平中荅次『中国古代の田制と税法―秦漢經濟史研究―』東洋史研究会、一九六七年
- 藤井律之「罪の加減と性差」富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究―論攷編』朋友書店、二〇〇六年
- 藤田勝久「里耶秦簡の情報システム―秦代の郡県制をめぐって―」『愛媛大学法文学部論集』人文科学編、第二十三号、二〇〇七年九月
- 堀敏一『中国古代の身分制―良と賤―』汲古書院、一九八七年
- 堀敏一『中国古代の家と集落』汲古書院、一九九八年
- 牧野巽「中国家族制度概説」『漢代における家族の大きさ』『漢代の家族形態』『儀礼及び礼記における家族と宗族』『牧野巽著作集』第一巻、中国家族研究、上、御茶ノ水書房、一九七九年
- 牧野巽「戦前の日本家族研究―牧野巽氏に聞く―」『牧野巽著作集』第七巻、家族論・書評他、御茶ノ水書房、一九八五年
- 町田隆吉「長沙呉簡よりみた「戸」について―三国呉の家族構成に関する初步的考察―」『長沙呉簡研究報告』第三集、二〇〇七年
- 松崎つね子「睡虎地秦簡に於ける「非公室告」・「家罪」」『中国古代史研究』第六、一九八九年
- 松崎つね子「隠官と文帝の肉刑廃止」『明大アジア史論集』第三号、一九九八年
- 松崎つね子『睡虎地秦簡』明德出版社、二〇〇〇年
- 水間大輔『秦漢刑法研究』知泉書館、二〇〇七年
- 宮宅潔「秦漢時代の裁判制度―張家山漢簡《奏讞書》より見た―」『史林』八一巻第二号、一九九八年
- 宮宅潔「張家山漢簡《二年律令》解題」『東方学報』京都、第七六冊、二〇〇三年
- 宮宅潔「秦漢時代の爵と刑罰」『東洋史研究』第五八巻第四号、二〇〇一年
- 宮宅潔「漢初の二十等爵制―民爵に附帯する特権とその継承―」富谷至編『江陵張家山二四七号墓出土漢律令の研究―論攷編―朋友書店』、二〇〇六年
- 宮宅潔「有期労役体系の形成」『東方学報』京都、第七八冊、二〇〇六年
- 榑山明「秦の隷屬身分とその起源―隷臣妾問題よせて―」『史林』六五巻六号、一九八二年
- 榑山明「皇帝支配の原像―民爵賜与を手がかりに―」『王権の位相』松原正毅編、弘文堂、一九九一年
- 榑山明『中国古代訴訟制度の研究』京都大学学術出版会、二〇〇六年

- 初山明「山は隔て、川は結ぶ―『里耶発掘報告』を読む」『東方』三一五号、二〇〇七年五月
- 守屋美都雄「漢代家族の型態に関する試論」『史学雑誌』第五二編第六号、一九四一年
- 守屋美都雄『六朝門閥の研究―太原王氏系譜考―』日本出版協同、一九五一年
- 守屋美都雄『中国古代の家族と国家』東洋史研究会、一九六八年
- 諸橋轍次「支那の家族制」『諸橋轍次著作集』第四卷、大修館書店、一九七五年
- 山田勝芳『秦漢財政收入の研究』汲古書院、一九九三年
- 山田勝芳「中国古代の「家」と均分相続」『東北アジア研究』第二号、一九九八年
- 山田勝芳「張家山第二四七号漢墓竹簡「二年律令」と秦漢史研究」『日本秦漢史学会会報』第三号、二〇〇三年
- 吉田滋一「中国国家父長制論批判序説」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合―中国史像の再構成Ⅱ―』文理閣、一九九〇年
- 吉本道雅「商君变法研究序説」『史林』八三卷四号、二〇〇〇年
- 里耶秦簡講読会「里耶秦簡訳注」『中国出土資料研究』第八号、二〇〇四年
- 若江賢三「秦漢律における「不孝」罪」『東洋史研究』第五五卷第二号、一九九六年
- 鷺尾祐子「日本における中国家族研究の基本概念について―同居共財・家父長制―」『東亜文史論叢』二〇〇六年特集号
- 鷺尾祐子「出土文字資料にみえる秦漢代戸籍制度―湖南省里耶古城出土秦名籍と江蘇省天長県西漢墓出土戸口簿・算簿―」『東亜文史論叢』二〇〇七年
- 鷺尾祐子「秦の「戸」「同居」「室人」について―秦における国家と血縁集団―」『中国古代史論叢』四集、二〇〇七年
- 《中文》ピンイン順
- 陳爽「走馬樓吳簡所見奴婢戸籍及相關問題」『吳簡研究』第一輯、二〇〇四年
- 陳偉「《秦讞書》所見漢初「自占書名數」令」『中国前近代史理論國際學術檢討會論文集』湖北人民出版社、一九九七年
- 杜正勝『編戸齊民―伝統政治社会結構之形成』聯經出版、一九九〇年
- 杜正勝『古代社会与国家』允晨文化、一九九二年
- 傅举有「從奴婢不入戸籍談到漢代的人口數」『中国史研究』一九八三年四期
- 高恒「秦律中の徭・戍問題」『秦漢法制論考』厦門大学出版社、一九九四年
- 高恒「秦律中「隸臣妾」問題探討」『秦漢法制論考』厦門大学出版社、一九九四年
- 高敏「從出土《秦律》看秦的奴隸制殘余―讀《雲夢秦簡》札記兼批『四人幫』」
- 高敏「關於《秦律》中的「隸臣妾」問題質疑―讀《雲夢秦簡》札記兼与高恒同志商」『雲夢秦簡初探』河南人民出版社、一九七九年
- 湖南省文物考古研究所・湘西土家族苗族自治州文物処・龍山県文物管理处「湖南龍山里耶戰国―秦代古城一号井發掘簡報」『文物』二〇〇三年一期

- 湖南省文物考古研究所『里耶發掘報告』岳麓書社，二〇〇七年
- 黃展岳「雲夢秦律簡論」『考古學報』一九八〇年一期
- 蔣非非「《史記》中“隱官徒刑” 應為“隱官”、“徒刑”及“隱官”原義弁」『出土文獻研究』第六輯，二〇〇四年，張家山漢簡研討班「張家山漢簡法律文書研討綜述」所載
- 金輝「《秦簡》所見之“非公室告”與“家罪”」『中國史研究』一九九四年一期
- 孔慶明「秦刑律的刑種」『秦漢法律史』陝西人民出版社，一九九二年
- 林劍鳴「“隸臣妾”辨」『中國史研究』一九八〇年二期
- 栗勁·霍存福「試論秦的刑徒是無期刑——兼論漢初有期徒刑的改革」『中國政法大學學報』一九八四年三期
- 栗勁『秦律通論』山東人民出版社，一九八五年
- 李均明「張家山漢簡《收律》與家族連坐」『文物』二〇〇二年九期
- 李均明「張家山漢簡奴婢考」『國際簡牘學會會刊』第四號，二〇〇二年
- 李均明「張家山漢簡所反映的二十等爵制」『中國史研究』二〇〇二年二期
- 李均明「關於八月案比」『出土文獻研究』第六輯，二〇〇四年，張家山漢簡研討班「張家山漢簡法律文書研討綜述」所收
- 李力「關於《二年律令》簡93—98之歸屬問題補充意見」『出土文獻研究』第六輯，上海古籍出版社，二〇〇四年
- 李學勤「《秦讞書》解說（下）」『文物』一九九五年三期
- 李學勤「初讀里耶秦簡」『文物』二〇〇三年一期
- 劉敏「張家山漢簡“小爵”臆積」『中國史研究』二〇〇四年三期
- 劉敏「從《二年律令》論漢代“孝親”的法律化」『南開學報』哲學社會科學版，二〇〇六年二期
- 劉敏「關於里耶秦“戶籍”檔案簡的幾點臆測」『歷史檔案』二〇〇八年四期
- 劉瑞「秦代的“隱官”、“隱宮”考」『秦文化論叢』第九輯，二〇〇二年
- 劉增貴「漢代婦女的名字」『新史學』第七卷第四期
- 劉欣寧「里耶戶籍簡“小上造再探”」『簡帛網』二〇〇七年十一月
(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=751)
- 劉欣寧「由張家山漢簡《二年律令》論漢初的繼承制度」國立台灣大學出版委員會，二〇〇七年
- 劉釗「說張家山漢簡《二年律令》中的“頗”」『簡帛』第三輯，二〇〇八年
- 羅彤華「鄭里廩簿試論——漢代人口依賴率與貧富差距之研究」『新史學』第三卷第一期，一九九二年
- 馬非百「雲夢秦簡中所見的歷史新証摭舉例」『鄭州大學學報』哲學社會科學版，一九七八年
- 彭浩「談《秦讞書》中秦代和東周時期的案例」『文物』一九九五年三期
- 彭浩「談《二年律令》中幾種律分類與編連」『出土文獻研究』第六輯，上海古籍出版社，二〇〇四年
- 錢大群「再談隸臣妾與秦代的刑罰制度——兼復《亦談隸臣妾與秦代的刑罰制度》」『法學研究』一九

八五年六期

裘錫圭『中国出土古文献十講』復旦大学出版社、二〇〇四年

施偉青「秦漢時期的私家奴婢新探」『中国社会經濟史研究』二〇〇三年四期

王閔成·郭淑珍「徒刑」『秦刑罰概述』陝西人民教育出版社、一九九三年

王利器「家」、「人」对文解」『晧伝書齋文史論集』中文大学出版社、一九八九年

王偉「張家山漢簡《二年律令》編聯初探」『簡帛』第一輯、上海古籍出版社、二〇〇六年

睡虎地秦墓竹簡整理小組『睡虎地秦墓竹簡』文物出版社、一九九〇年

謝桂華·李均明·朱国炤『居延漢簡积文合校』文物出版社、一九八七年

邢義田「漢代案比在県或在郷？」『中央研究院歷史語言研究所集刊』第六〇本第二分、一九九〇年

邢義田「從簡牘看漢代的行政文書範本——式」——『簡帛研究』第三輯、一九九八年

邢義田「張家山漢簡《二年律令》讀記」『燕京學報』新一五期、二〇〇三年

邢義田「龍山里耶秦遷陵縣城址出土某鄉里南陽里戶籍簡試探」『武漢大學簡帛研究中心網站』二〇〇七年十一月 (http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=744)

邢義田「秦或西漢初和姦案件所見的親屬倫理關係——江陵張家山二四七号墓《奏讞書》簡180—196考論」柳立言主編『傳統中國法律的理念与实践』中央研究院歷史語言研究所、二〇〇八年

徐鴻修「從古代罪人收奴刑的變遷看“隸臣妾”“城旦舂”的身分」『文史哲』一九八四年五期

楊振紅「秦漢“名田宅制”說——從張家山漢簡看戰國秦漢的土地制度——」『中国史研究』二〇〇三年三期

年

楊作龍「漢代奴婢戶籍問題商榷」『中国史研究』一九八五年二期

尹在碩「張家山漢簡所見的家庭犯罪及刑罰資料」『中国古代法律文獻研究』第二輯、二〇〇四年

于振波「秦律“公室告”与“家罪”所反映的立法精神」『簡帛網』二〇〇五年十二月

(http://www.bsm.org.cn/show_article.php?id=161)

雲夢睡虎地秦墓編寫組『雲夢睡虎地秦墓』文物出版社、一九八一年

雲夢縣文物工作組「湖北雲夢睡虎地秦墓發掘簡報」『考古』一九八一年一期

張家山漢簡研讀班「張家山漢簡《二年律令》校讀記」『簡帛研究』二〇〇二、二〇〇三、二〇〇五年

張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡概述」『文物』一九八五年第一期

張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡《奏讞書》积文(一)」『文物』一九九三年八期

張家山漢墓竹簡整理小組「江陵張家山漢簡《奏讞書》积文(二)」『文物』一九九五年三期

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡——二四七号墓』文物出版社、二〇〇一年

張家山二四七号漢墓竹簡整理小組『張家山漢墓竹簡——二四七号墓』文物出版社、二〇〇六年、修訂本

張建國「前漢文帝刑法改革及其展開的再檢討」『漢文帝改革相關問題點試詮』『帝制時代的中國法』法律出版社、一九九九年

張全民「“隱官”考弁」『吉林大學戶籍整理研究所建所十五周年紀念論文集』吉林大學出版社、一

九九八年

張榮強「二一年律令」与漢代課役身分」『中国史研究』二〇〇五年第二期
周曉瑜「秦代「隱官」「隱官」「宮某」考弁」『文献』一九九八年四期
朱紅林「從張家山漢律看漢初國家授田制度的幾個特点」『江漢考古』二〇〇四年
走馬樓簡牘整理組編『長沙走馬樓吳簡』竹簡〔卷〕、文物出版社、二〇〇三年

《英文》アルファベット順

Hulsewé, A. F. P., "The Ch' in documents discovered in Hu-pei in 1975," *T'oung Pao* 64, 1978.

Hulsewé, A. F. P., *Remnants of Ch' in Law*, Leiden, E. J. Brill, 1985.

Pulleynblanc, E. G., "The Origins and Nature of Chattle Slavery in China," *Essays on Tang and pre-Tang China* Aldershot, Ashgate, 2001.

○初出

第一章：「里耶秦簡にみる戸口把握―同居・室人再考―」『東洋学報』第八九卷第四号、二〇〇八年

第二章：「前漢初期における奴婢と戸籍について」『秦漢書―中国古代の裁判記録―』池田雄一編、

刀水書房、二〇〇二年

第三章：「戦国秦の連坐と家族」『明大アジア史論集』第三号、一九九八年

第四章：書き下ろし

第五章：「里耶秦簡にみる隱官」『中国出土資料研究』第九号、二〇〇五年

第六章：『古代文化』掲載予定（掲載号未定）

※第二・三章は大幅な加筆・修正を行っている。